

~~306  
122~~

全國俵米ノ概要

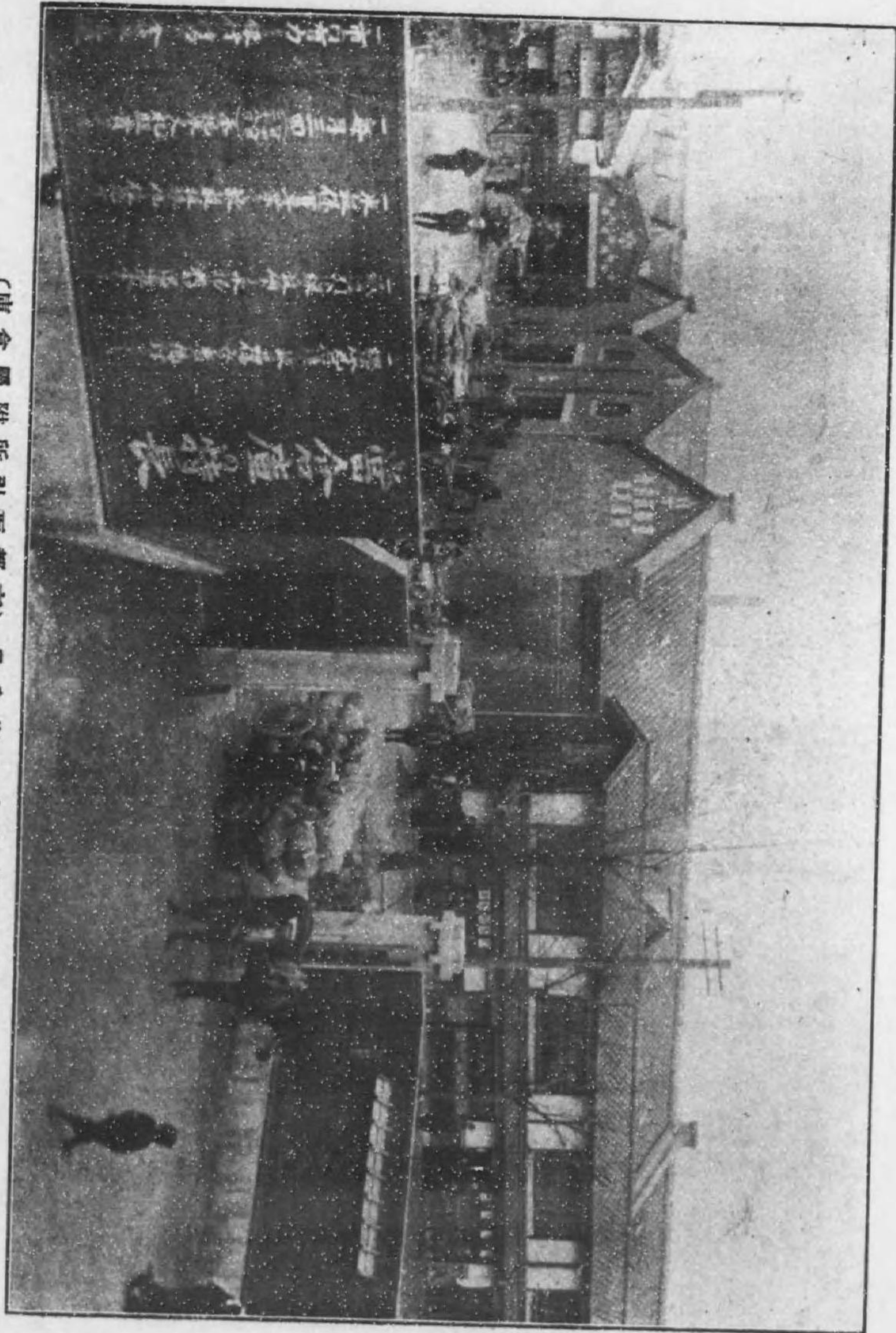
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



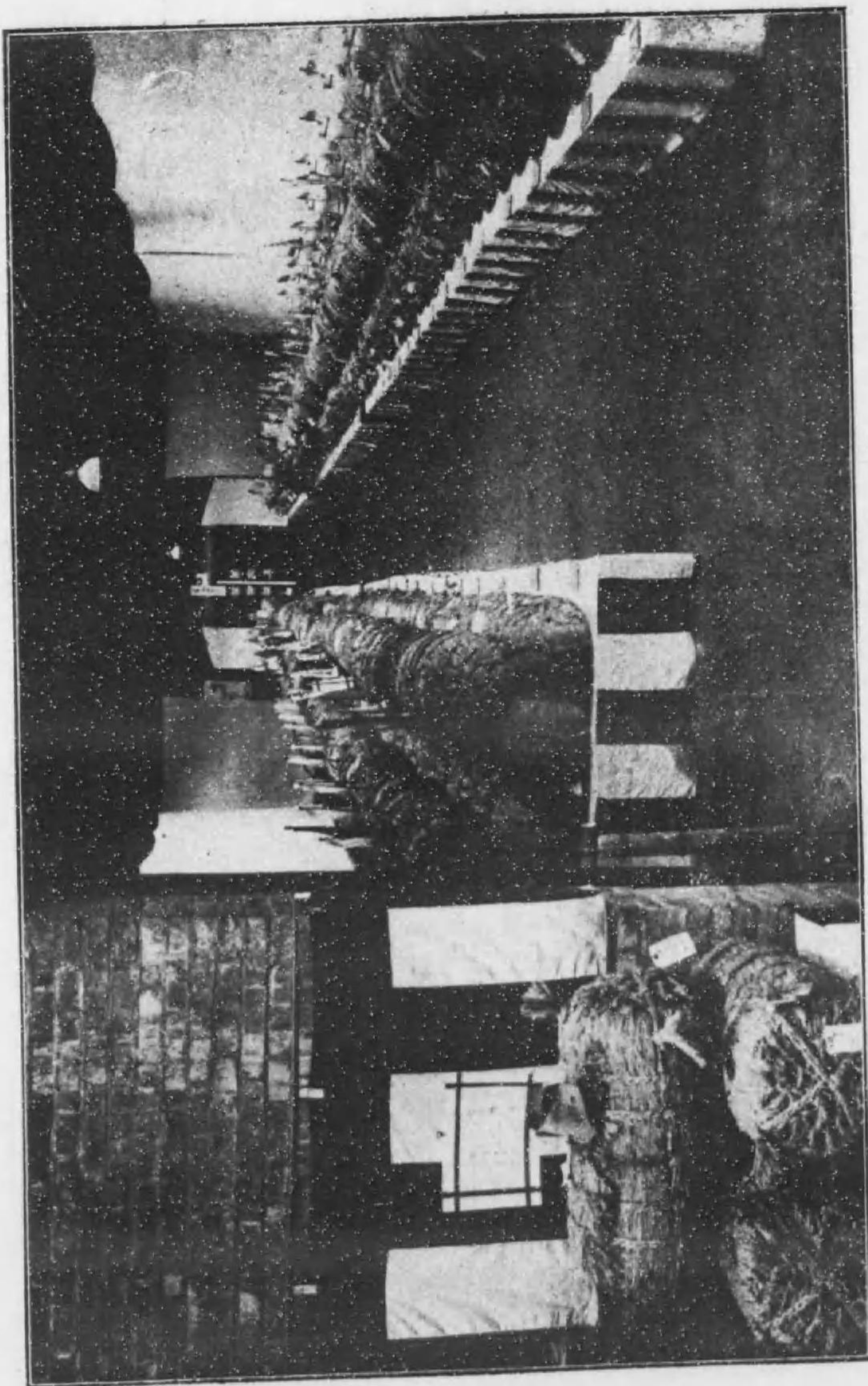


116  
321



(庫會屬附所引取都京) 景全場々會評批米俄國全





### 『全國俵米の概要を推奨する所以』

米が我國民生存の爲めに一日も缺くべからざる必要品たる事は、今更申迄もなき次第であり、從て之が需給の關係、即ち生産の多寡に因りて之を配給按配する所の巧拙良否に至りては、須更も忽諸に付すべからざる最も重要な問題である。而かも米は我國の生産品中獨り其數量に於て他に超越せる而已ならず其價格に於ても又優に其主位を占得し、其豊凶は直に我國民の杞憂となり、市價の騰落は一般財界に甚大の波動を及ぼす、實に我國經濟の大宗であり、國民生活の根元である。

古來我國は瑞穂の國と稱して、氣候中和加ふるに水利の天恵に富み稻禾の發育に適して、盛に米を生産し米を常食とし超然として一種特異の民族的氣風を醸成し、之を繼承して以て堅實なる發達を成し來つた歴史を有し、既往に於ては坤輿球上唯一の米産國であり、無二の米食國民でありし慣習上、現在に於ても依然として内地産米を嗜好し、將來に於ても亦同一の徑路を辿るべきことは、推斷するに難からぬのである。

封建の時代には、武士の俸祿は米を以てし、租税其他の公課に米を以て納付せしめたる、貢米制度の如きは其當時に於て、如何に米が財政經濟の中心點であり如何に社會が米を重視せるかを窺ふべき實例である。徳川時代の末期に及びて、備荒儲蓄の制を布きて粃の貯藏を奨励し、常平倉を設けて年の豊凶に因る米の過不足を調節し、一面財政の根本を培ふと共に、他面米價の變動に起因する思想の

大正  
14. 9. 2  
内交



動搖を防ぐべく畫策せられ、亦四民階級の稱呼を士農工商と呼び、農をして暗に商工業者の上位にある階級たるもの、如き感を懐かしめ、萬般の施設皆重農主義を以て國民に臨める如きは、時の爲政者が米に對して如何に周到なる注意と深甚なる苦心とを拂ひたりしかを、測るべき絶好の尺度である。

然るに近來に至り我國民の増殖と麥及雜穀の混食を嫌忌する奢侈に慣れたる生活の様式とは、著しく米の消費量を増加し、年々の産額は消費に伴はず、加ふるに農村に於ける熾烈なる思想の變化は、頻々として各所に小作爭議を續發し、地主對小作間の軋轢は延て産米増殖の上に尠からぬ障害を及ぼし、内地に於ける耕地整理と云ひ、朝鮮耕地の開発、臺灣産米の増産計畫等、其他種々講せられつゝある施設方法も、未だ徹底的効果の見るべきものなく、年と共に濃度を加ふる供給不足を恐怖感念に襲はれつゝ陳套極れる外米購入の一途を、唯一の恃みとして辛ふじて其不足額を補充し、僅に食糧問題の脅威を脱せむと苦心焦慮せるに過ぎざるの現状である。乍去他に良法なき目下の状態に於ては我國民の嗜好に適せざる外米の輸入も亦止むを得ざるの方策として忍ばねばならぬ。而かも之が爲めに巨億の國幣を海外に流出せざるべからざるに至りては、我國經濟の前途に對し實に寒心に堪へざる次第ではないか、於此乎我等は如何なる犠牲を拂つても、此脅威より脱せねばならぬ。此恐怖感念より免かれねばならぬ。此年々滔々として流出する巨億の國幣を阻止するの途を講せねばならぬ。

即我内地及朝鮮臺灣に生産する米穀を以て、我國民の消費に伴はしむべく所謂自給自足の状態に達せしめねばならぬ。此事たるや獨り米の生産者たる農家の務ではない、又米を取扱ふ米業者而已の務で

もない、須く一般國民の共に顧念せざるべからざる當然の務である。我等は米を友として米と親しみ米を理解し、米を研究し、米の産額を増殖せしめ、米の減損を防止し、米の眞價を認めしめて米の節約を高唱し之を實行せしめて米食國たる我國民の食糧問題に對し、最善の努力を傾倒して之が根本的解決を謀るは朝野を通じて、我國民の自覺すべき時代の趨向であり殊に斯業に關係せるもの、一意専心盡すべきの責務であり、爲すべきの天職であると信するのである。

本年四月大日本米穀會第十八回大會を、京都市に開かるゝに當り、我京都府支部は如上の趣旨に則り、此機會を利用して年々改善せられつゝある、我國産米の現状を比較品隨するに利便なる様式の下に、全國の産米を蒐集して、普く諸氏の批評を求め之を品評し、之を研究して産米改善の資料に供し別に審査の制を設けて、包装の良否運搬の便否等に至る迄、生産、貯藏、配給、消費等の各方面に亘り適切なる批評を加へ、以て米の現在及將來に向て有意義の貢献を爲さむ事を企圖し、茲に全國俵米批評會を開催したのである。然るに幸に此企圖と我等の誠意とは、各府縣穀物検査所及農會の認識せらるゝ所となり、且有力なる當業者の贊助を得て内地米百四拾六點、朝鮮米貳拾七點、北海道米四點臺灣米拾壹點、計百八拾八點を算する多數の出品を見るに至り、豫期以上の成績を挙げ望外の好結果を得たるは、我等の深く贊助の諸氏に感謝し、且欣快措く能はざる所である、然るに我等の努力と熱心なる諸氏の厚意に依りて蒐集せられたる此貴重なる參考資料をして、會期僅に四日に過ぎざる批評會の閉鎖と共に、解體散逸せしむる事は我等の忍びざる所なる而已ならず、贊助出品せられたる諸氏



に對しても亦其高誼に報ゆるの所以でない事を痛感し、之が善後策に付き苦慮せるの際、恰も京都經濟新報社に於て全國俵米批評會の開催より終了に至る一切の記録を編輯して「全國俵米の概要」と題し之を公刊するの運びとなつた、本書は第十八回米穀會大會及俵米批評會の記念であり出品米に對して縦横に忌憚なき批評を加へたる審査の要録であり、各府縣別に寫真版を挿入して俵裝の實物に付き見るの思あらしめ検査規則の要點を指示して宛然米に對する小百科全書の觀あらしめたる等我等の囑望は爰に達せられたるを喜ぶ。

私は年來の懸案たりし我米穀大會が機熟し時到りて、我京都市に開かれ之が附屬事業として、全國俵米批評會が開催せられ、其參會者の數に於て其出品の數に於て、共に從來の記録を破り、殊に批評會の出品が廣汎なる區域に亘りて蒐集せられたる事は、批評會の事業の性質上最も喜ぶべき現象であり、且從來我京都市と取引上の關係に於て殆んど没交渉なりし關東地方の代表的産米が、多數出品せられ熱心に宣傳せられたる事は發達せる交通の利便が之を誘導せるに因ると雖も、一面産米改良の効果と經濟的に進歩せる當業者の自覺に因るものと信じ、臺灣及北海道の出品と共に滿腔の喜悅を以て之に對したのであつた。

而して如上の感想は獨り私ができる而已ではなく、他に多數同感の士があるであらう。私は本書が今回の米穀大會を記念し俵米批評會を追憶想起せしむる以外更に貴重なる或物を包容し、現下汗牛充棟も嘗ならざる平凡なる世上幾多の刊行書に比し、其實質に於て遂に有益なる書たる事を信じ、之が刊

行に際し最も賛意を表するものなるが故に聊か所思を録して敢て之を世に推奨する。

大正十四年七月下浣

大日本米穀會京都府支部

木村長兵衛誌



一、全國出品俵米

內 二、同 批 評

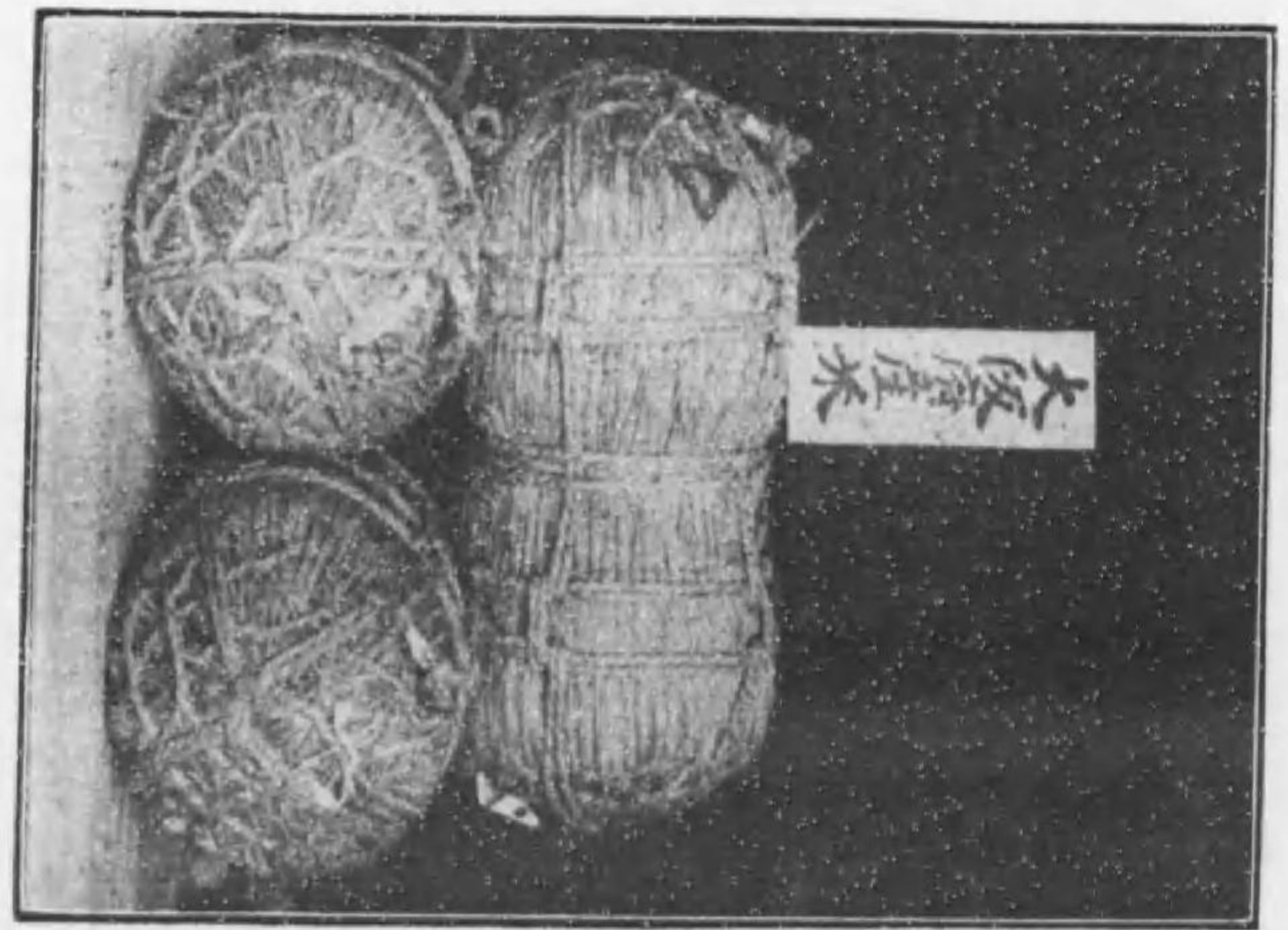
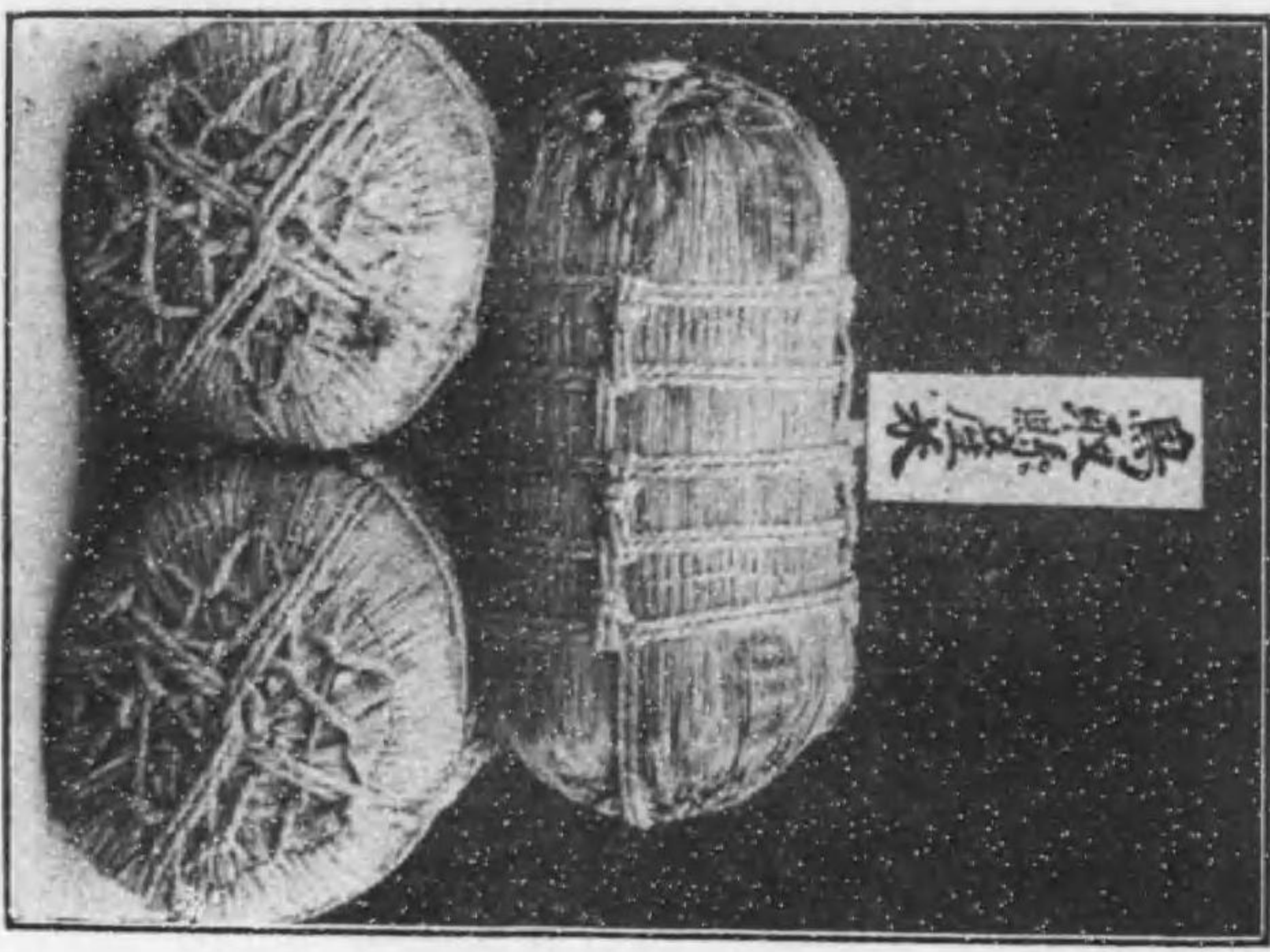
三、各個人別概評

容 四、出品米價格及落札者

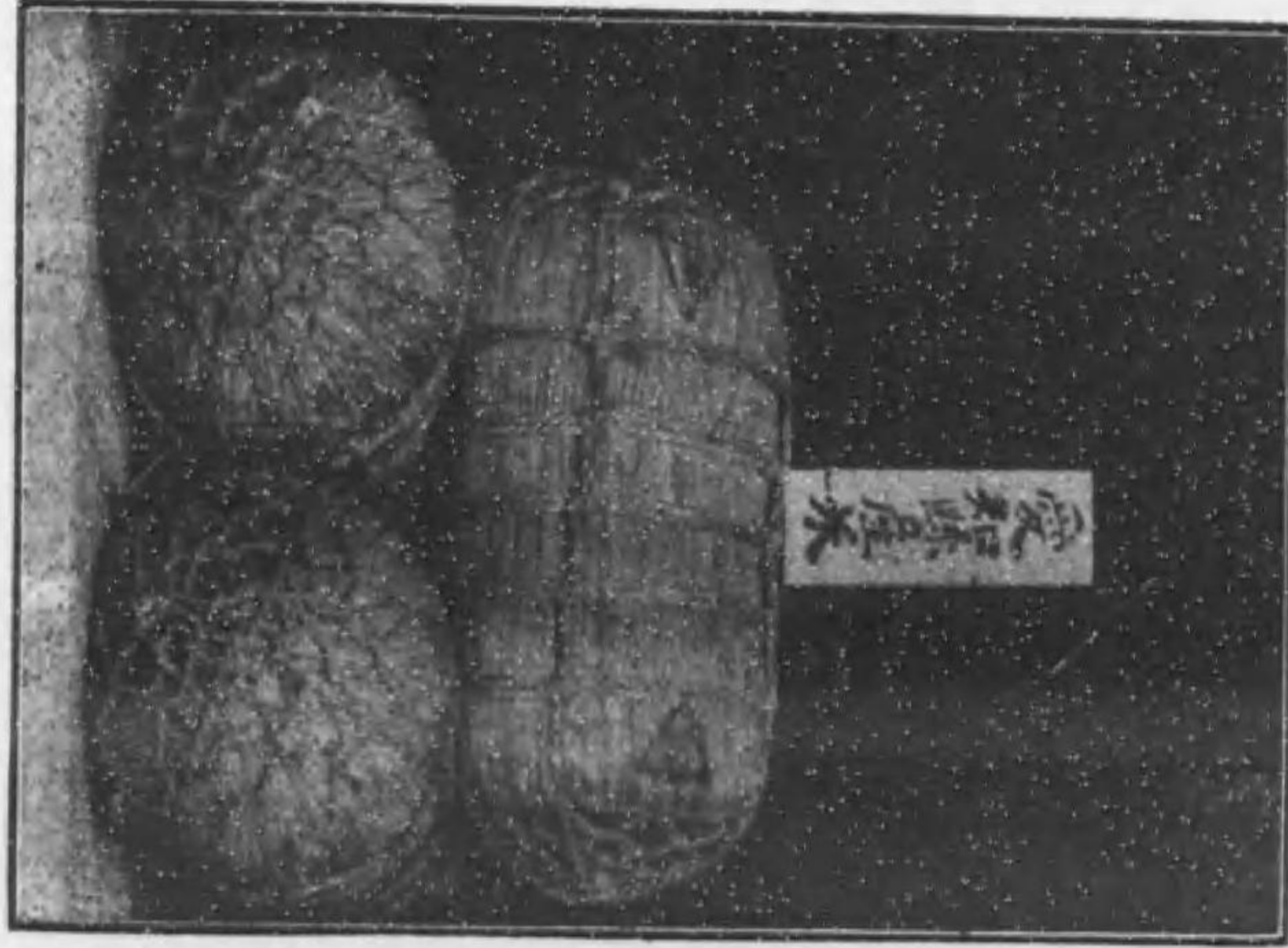
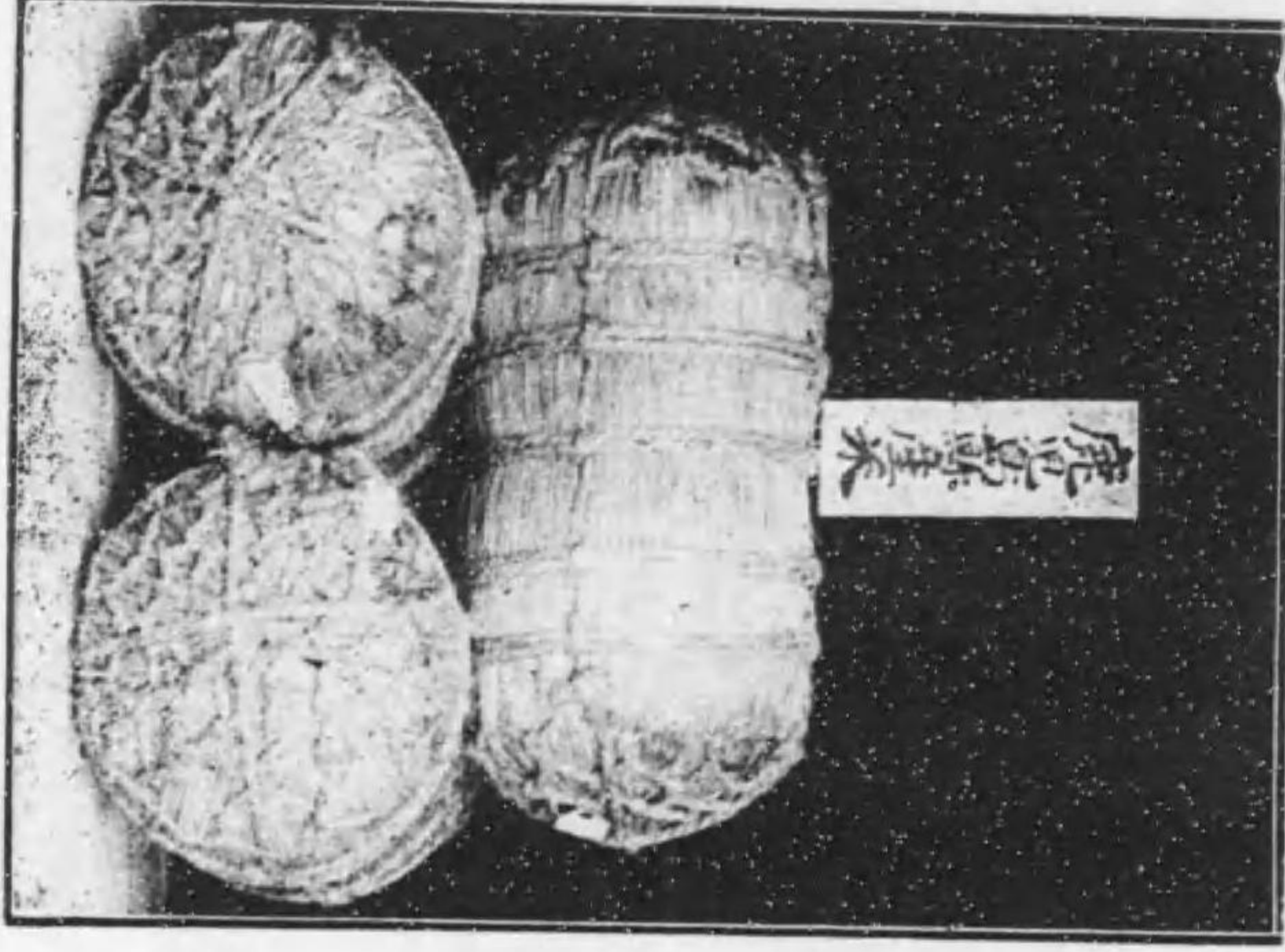
五、各府縣穀物檢查規定沿革

### 御 斷 り

本書發刊ノ儀唐突ノ企圖ニ出テ  
 資料蒐集ニ多大ノ日子ヲ費シ印  
 刷差急ギタルト加フルニ本書ガ  
 一地方ニ限ラル、セノト相異ス  
 ル爲メ全國的ナラザル廣告掲載  
 見合候間不惡御承知願度謹而廣  
 告御委託者ニ御斷リ申上候







◆鳥取縣因伯米

品質概シテ良好ナルモ乾燥色澤不良ナルノ憾アリ  
 平素出廻米中容量ノ充分ナラザルモノアリ検査統一  
 ヲ期セララル、ト共ニ之ガ取締ヲ望ム  
 概シテ俵形稍圓ナルト横繩中央ニ集中セルトノ嫌ア  
 リ仕立方ニ付注意ヲ望ム

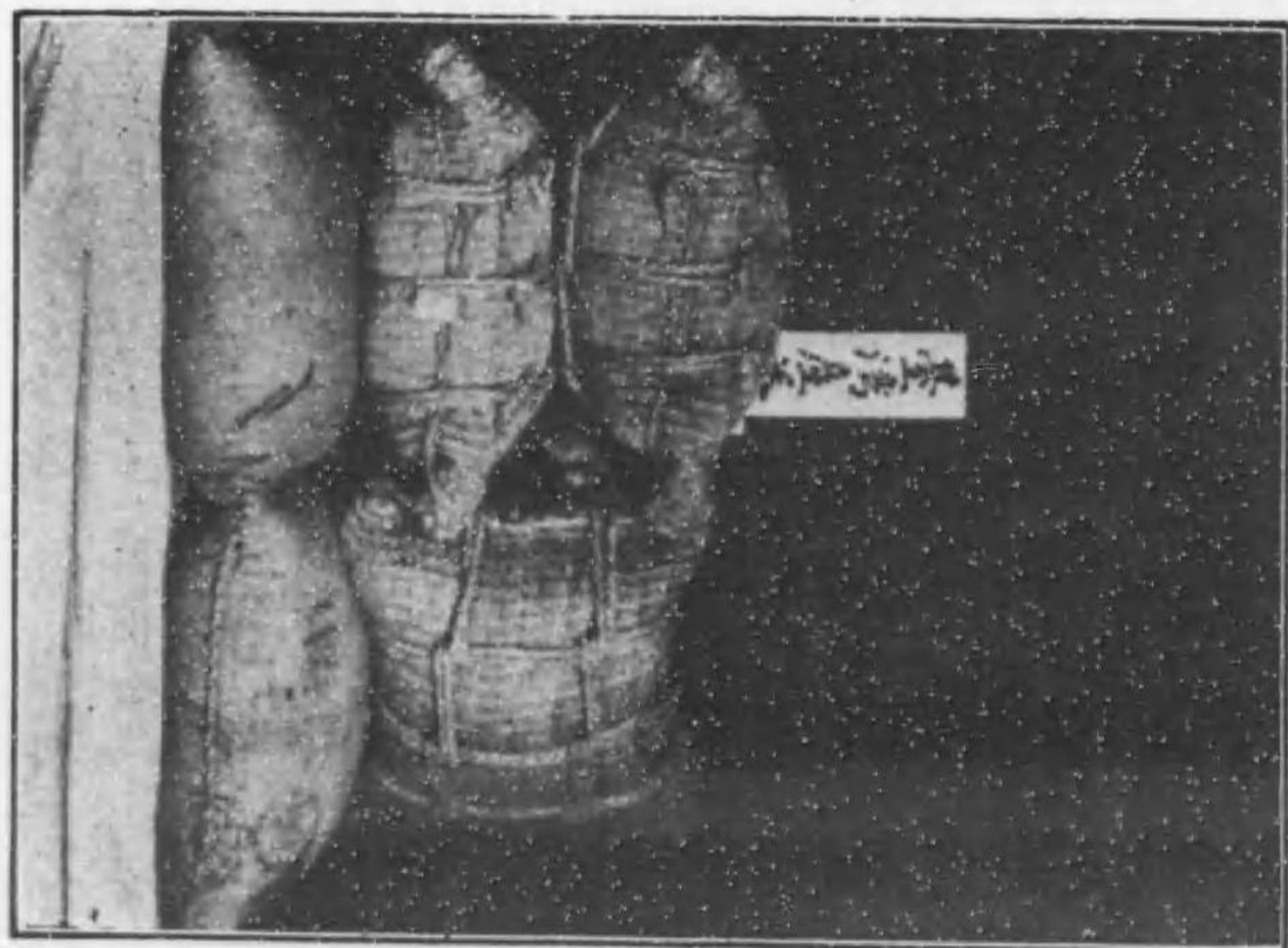
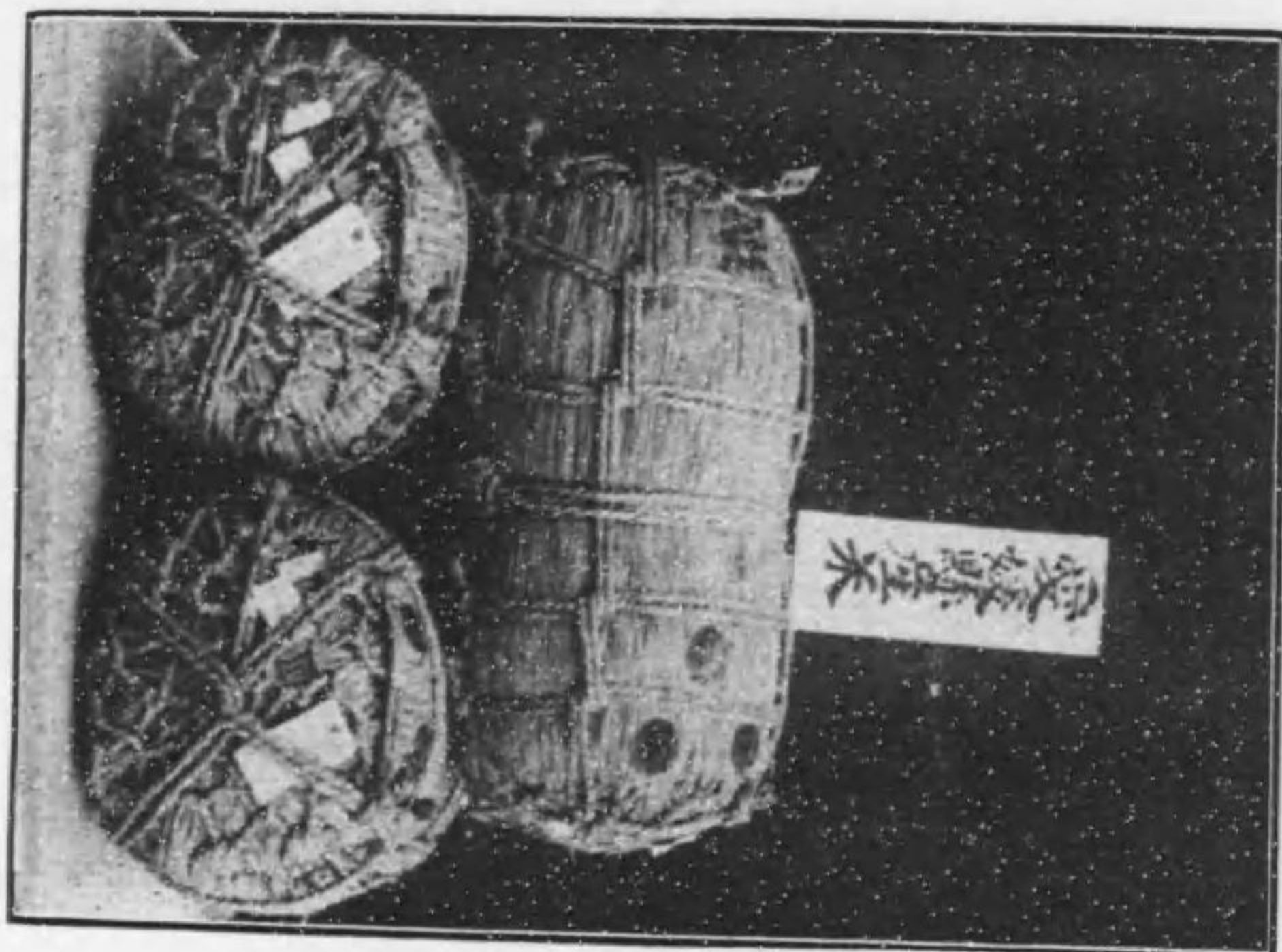
◆大阪府攝津米

米質概シテ良好ナルモ俵裝分充ナラサルモノアリ殊  
 ニ中央横繩ノ部分凹陥セルモノアリテ全般ノ俵締リ  
 ヲ損シ總ジテ俵仕立堅牢ナラズ

◆大阪府河内米

米質普通ナルモ通ジテ乾燥不充分ナリ俵裝又攝津米  
 ニ於ケル如キ欠點ヲ認ム  
 從來當地ニ於テハ土砂混入ニ依リ甚ダシク聲價ヲ失  
 墜セラレタリシモ近來ノ改善見ルベキモノアリ





◆鹿兒島縣薩摩米

米質并ニ乾燥可良ナルモ概シテ大粒ハ色澤悪ク心白  
不明瞭ナリ  
俵形適當ニシテ緊括宜シ

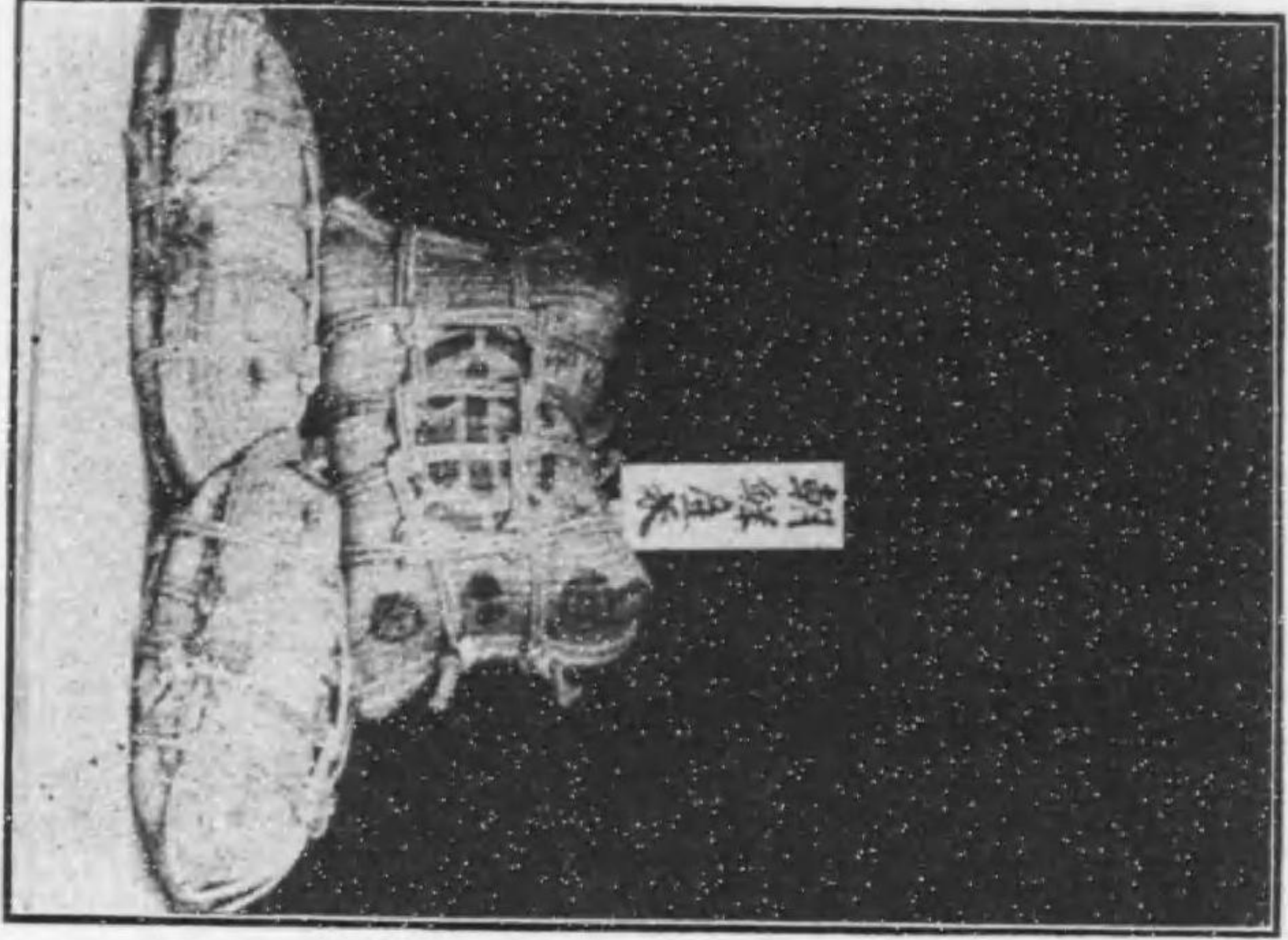
◆愛知縣三河米

品質概シテ良好ナルモ平素ノ出廻米中容量充分ナラ  
ザルモノヲ認ム  
俵裝稍圓ナルノ嫌アリ今少シク長形ヲ望ム

◆愛知縣尾張米

米質概シテ可ナルモ色澤稍不良ナリ平素出廻米中容  
量ノ充分ナラザルモノアリ  
俵形概ネ三河米ニ等シク稍圓ナルノ嫌アリ





◆愛媛縣伊豫米

調製可ナルモ一般ニ青米多ク優良ナルモノアルモ又  
特ニ不良ナルモノアリテ品質不同検査稍統一ヲ缺ク  
ノ憾アリ

俵装概シテ適當ナルモ材料粗雜ナルモノ及俵形圓ニ  
過グルモノアリ改善ヲ望ム



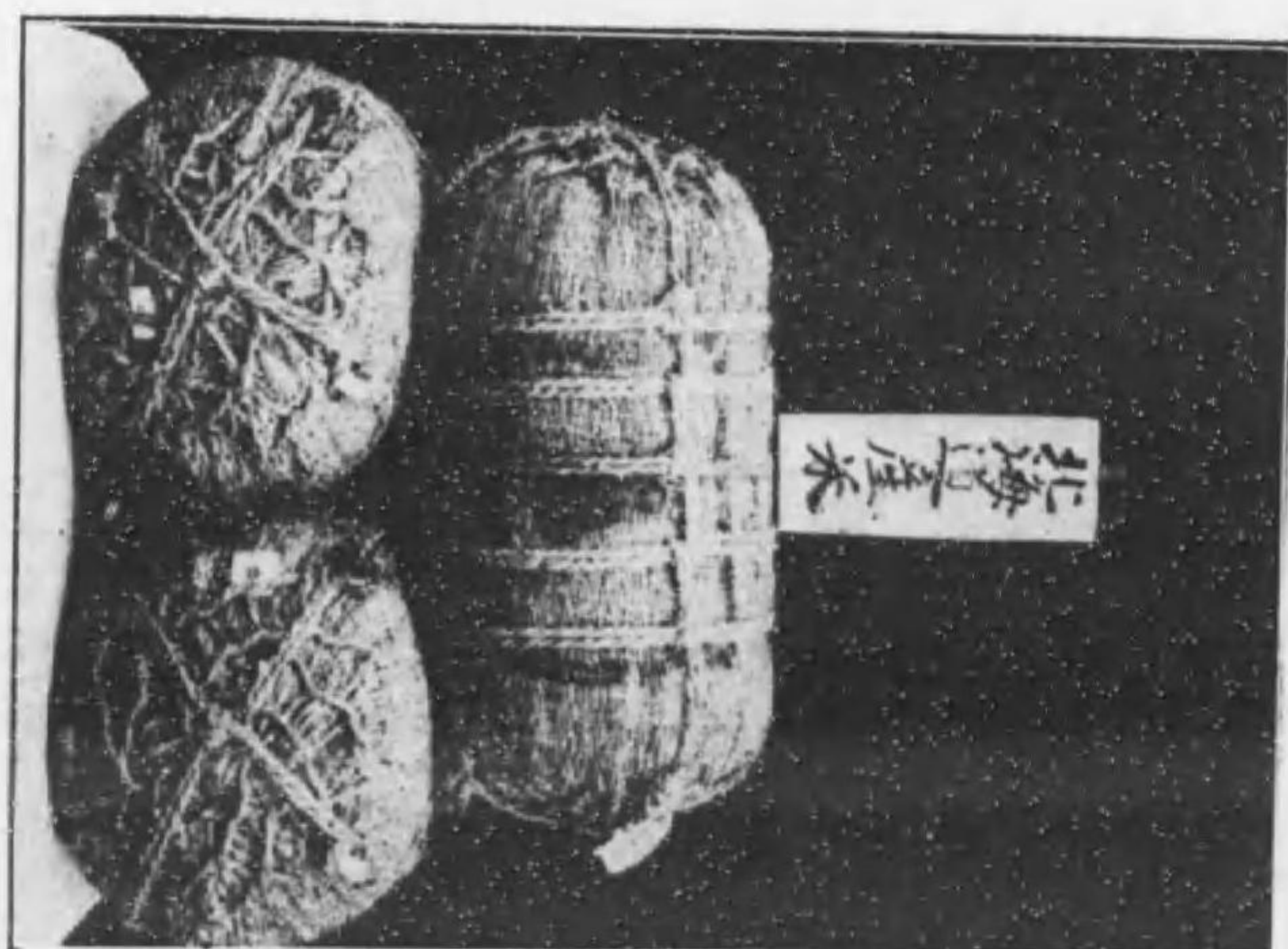
◆臺灣米

總シテ品質可良殊ニ内地種優良ナリ將來此種(但シ  
愛國種系小圓粒ヲ除ク)ノ普及發達ニ依リ更ニ一層  
當地ノ需要ヲ増加スベシ

目下丸糯ノ品質可良氣受又宜シ

吹入ノモノ材料粗雜ノ嫌アリ今一層精良品ヲ使用セ  
ラレタク且袋入ハ可成口縫ヲ叮嚀ニシ將來中袋ヲ用  
ヒラレンコトヲ望ム





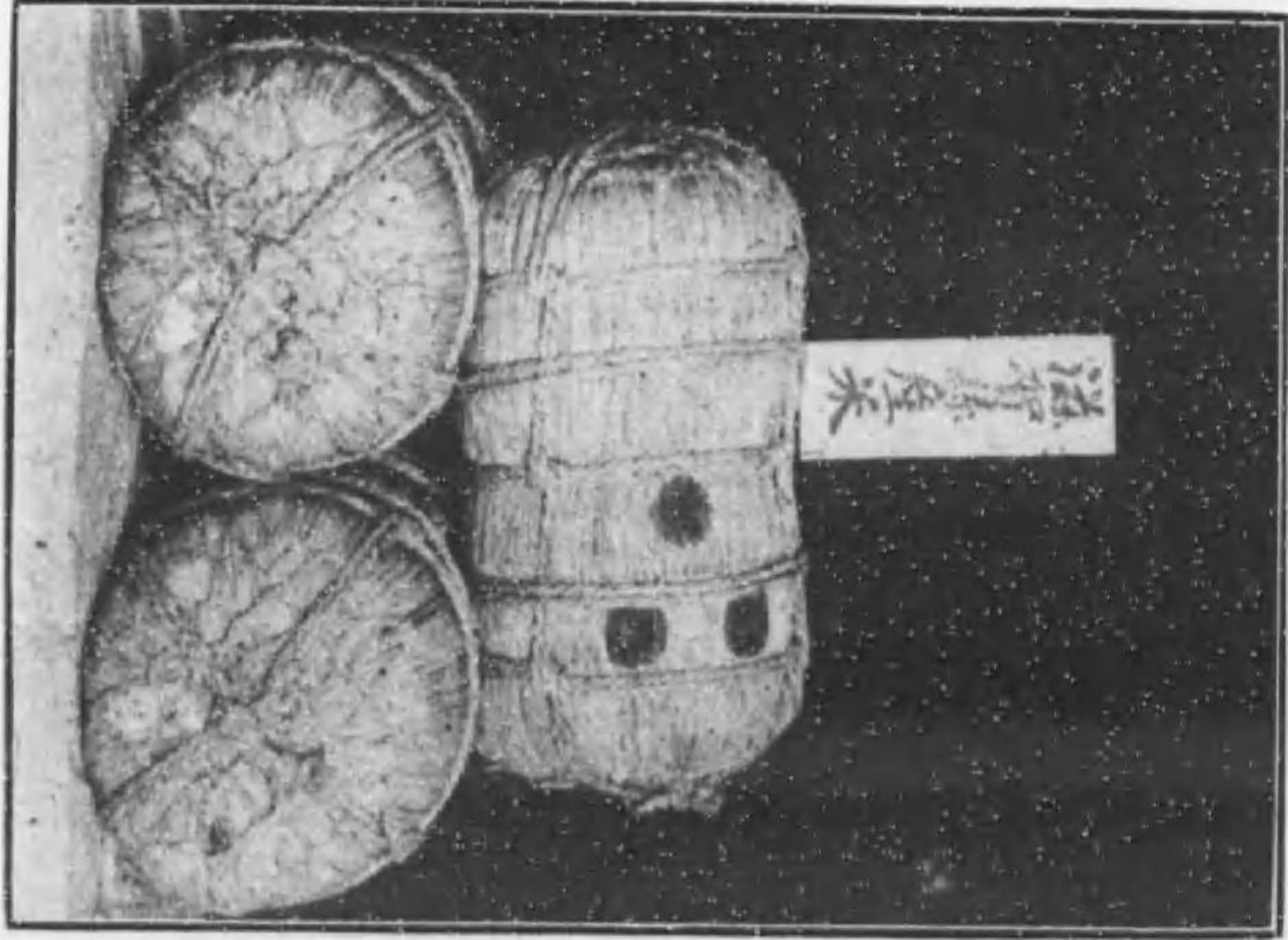
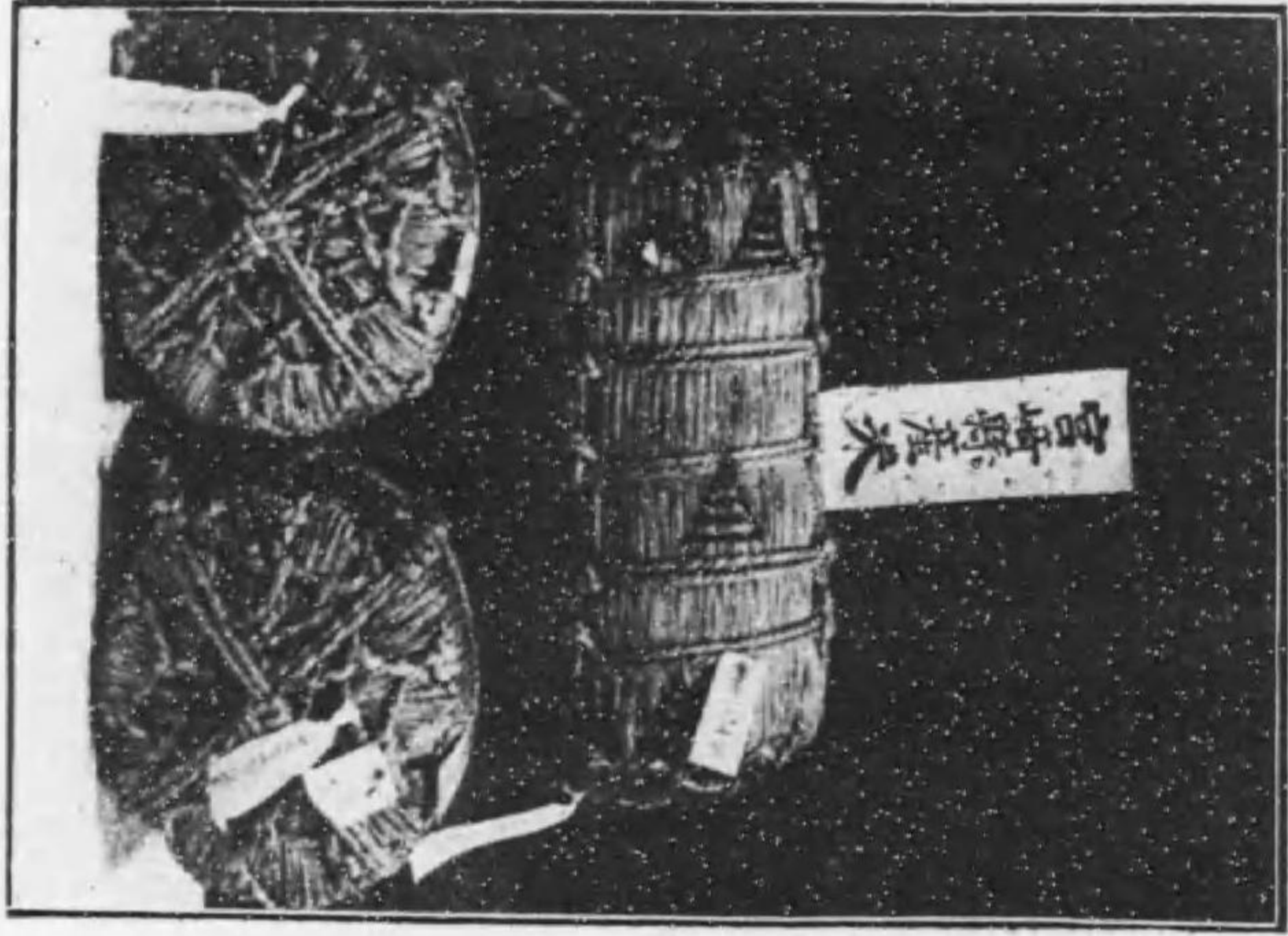
#### ◇朝鮮米

出品米ノ品質乾燥調製共概シテ可良ナリ  
 近來赤米土砂雜等ノ混在ノ漸次減少シ品質逐次昂上  
 セルト共ニ食味ノ可良ナルヲ稱ヘラレテヨリ當地ノ  
 需要逐年増加スルヲ見ル然レドモ尙平素ノ出廻米中  
 乾燥并ニ調製ノ不良ナルモノ尠カラズ加フルニ検査  
 ノ正確ナラザルモノアリテ未ダ眞ニ需要者ヲシテ満  
 足セシムルノ域ニ達セズ又近年吹材料ノ相雜ナルト  
 仕立方ノ懇切ナラザルモノ多キ傾向アリ尙以ノ縫目  
 綻ビテ米粒漏脱シ容量不足ヲ生ズルモノ尠カラズ

#### ◇山形縣米

粒子稍々圓ナル嫌アルモ品質統一シ色澤調製共ニ良  
 好ナリ  
 俵裝可良ナリト雖モ縦繩稍細キヲ憾ム  
 縣外移出米ハ特定認可倉庫米ト雖モ縣令ニ依ル卷封  
 ヲ施シ等級證印ヲ押捺セラル、方取引上便利ナリト  
 認ム考慮アリタシ





◇新潟縣越後米

米質調製共良好ナルモ乾燥稍不充分ナリ

俵裝又概シテ宜シ

從來京都市ニ出廻ルモノ往々粒子小圓ナルノ嫌アリ

爲メニ取引自然疎隔セリト雖モ本會出品米ノ如キ此

缺點ヲ認メズ

◇北海道米

乾燥調製可良ナルモ粒子瘠薄ニシテ縦筋深ク品質賞

美スル能ハズト雖モ氣候順良ナラズ且耕土尙肥沃ナ

ラザルノ地ニ栽培セル本道産米ノ價値充分ナリト認

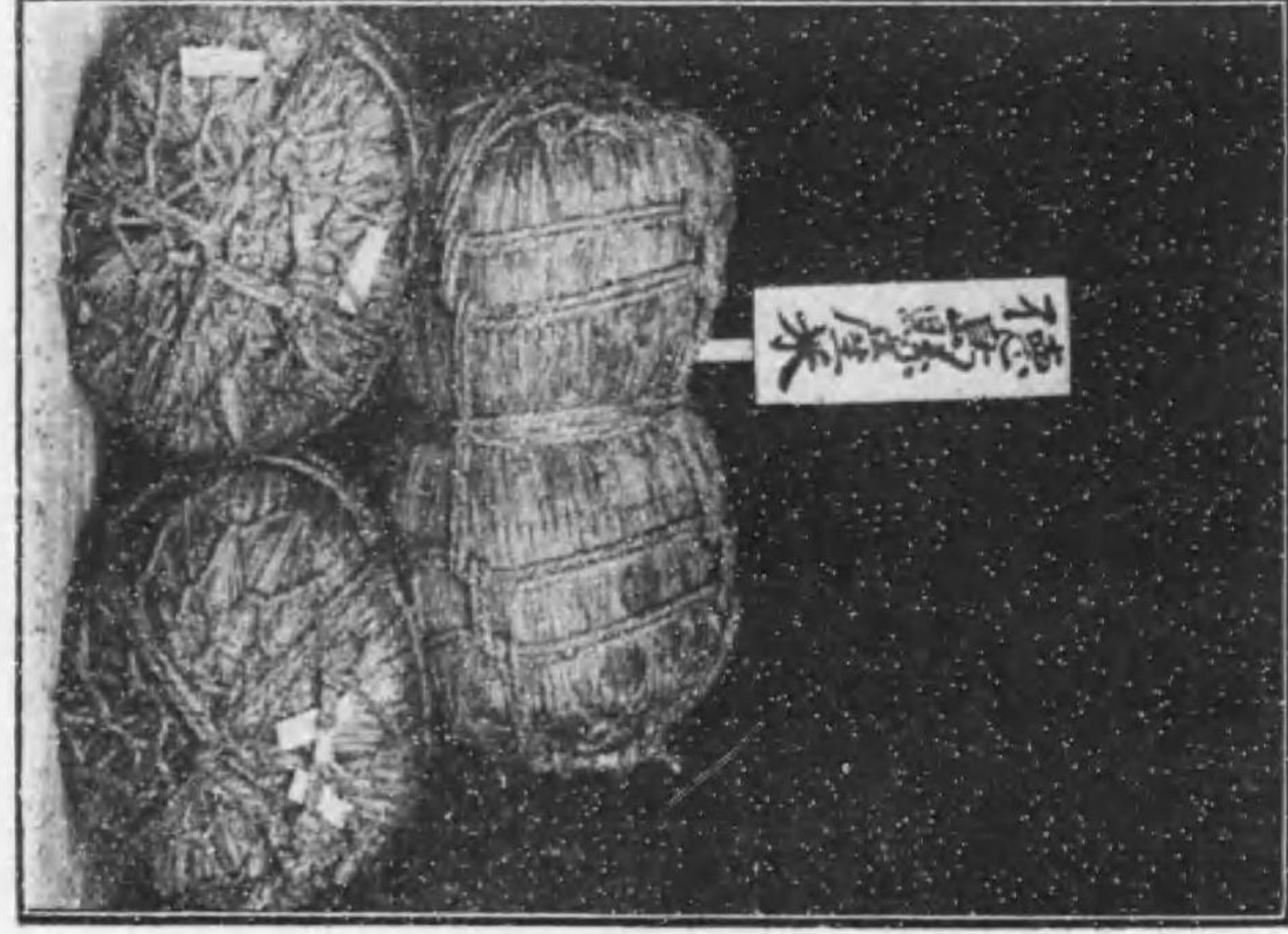
ム

將來ノ努力ヲ望ム

俵裝可ナリト雖モ俵形稍圓ナルノ嫌アリ又横繩ノ細

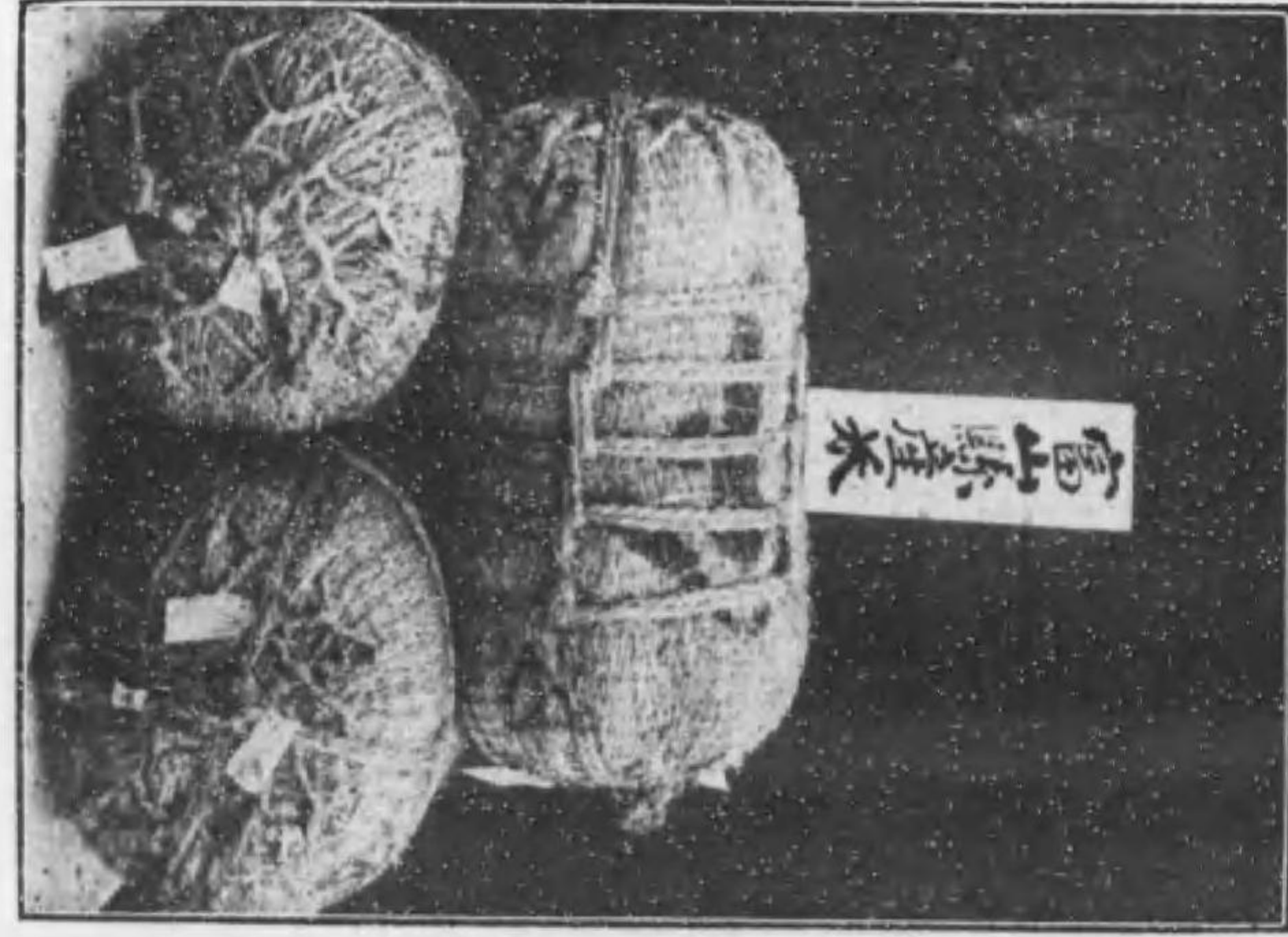
キモノアリ今少シク太キヲ用ヒラレタシ





◆宮崎縣日向米

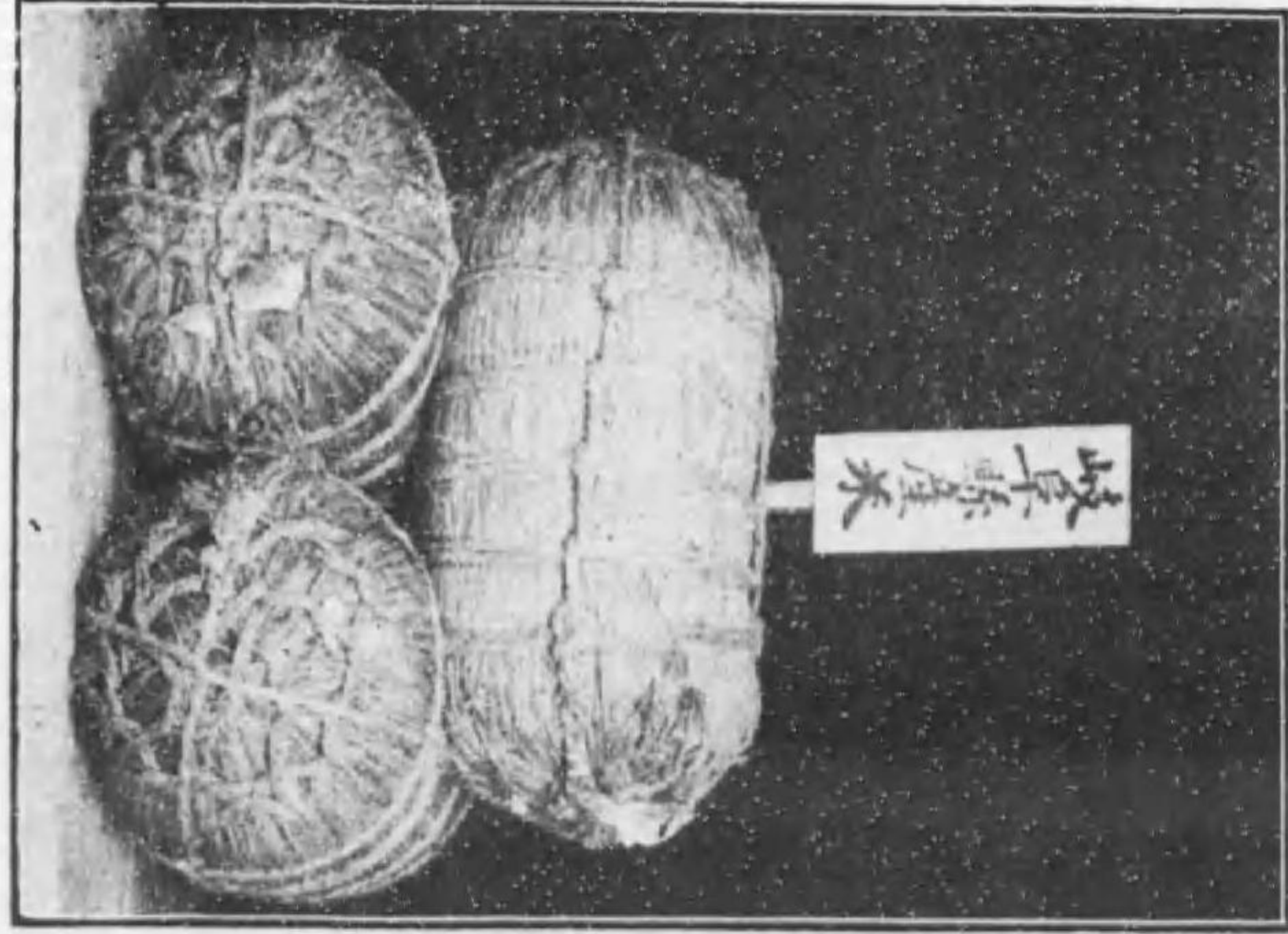
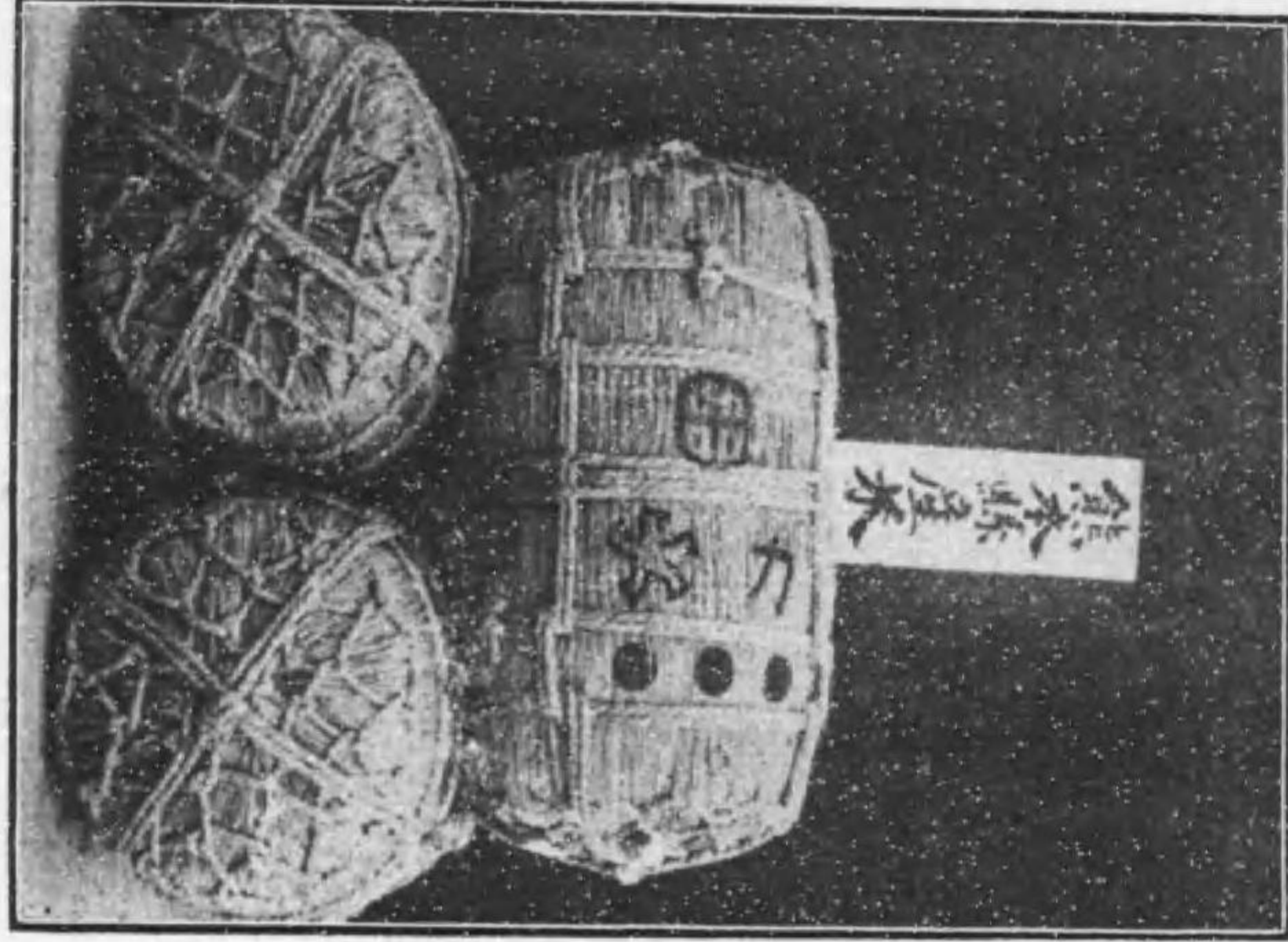
米質可良調製宜シク乾燥又可ナリト雖モ品質ニ比シ  
 食味ノ之ニ伴ハザルノ嫌アリ  
 俵製堅牢ニシテ緊括充分克ク貯藏并ニ長途ノ輸送ニ  
 適スルモノナルヲ認ム



◆滋賀縣近江米

品種雜駁ニシテ粒形整一ヲ缺キ且粒種鮮明ナラザル  
 モノ多ク乾燥調製可ナリト云フ能ハズ粃死米ノ多キ  
 モノアリ一層ノ改善ヲ望ム  
 生産検査ノ正確ヲ期スルト共ニ移出検査ノ統一ヲ計  
 ラレタシ俵形可ナルモ掛繩ノ頗ル細キモノアリ  
 由來本縣ノ俵裝ハ其横繩ノ悉ク縦繩ニ引掛ケアラザ  
 ル爲往々輸送中脱落シ其用ヲナサバルモノ多シ將來  
 之ガ改善ヲ望ム





◆徳島縣阿波米

米質概シテ可ナルモ統一ヲ缺クノ嫌アリ調製今一層  
可良ナルベキヲ望ム

俵裝中央部ノ凹ミ深ク總ジテ瓢形ヲ呈セルヲ以テ堅  
牢ナラズ且俵形今少シク長キヲ望ム

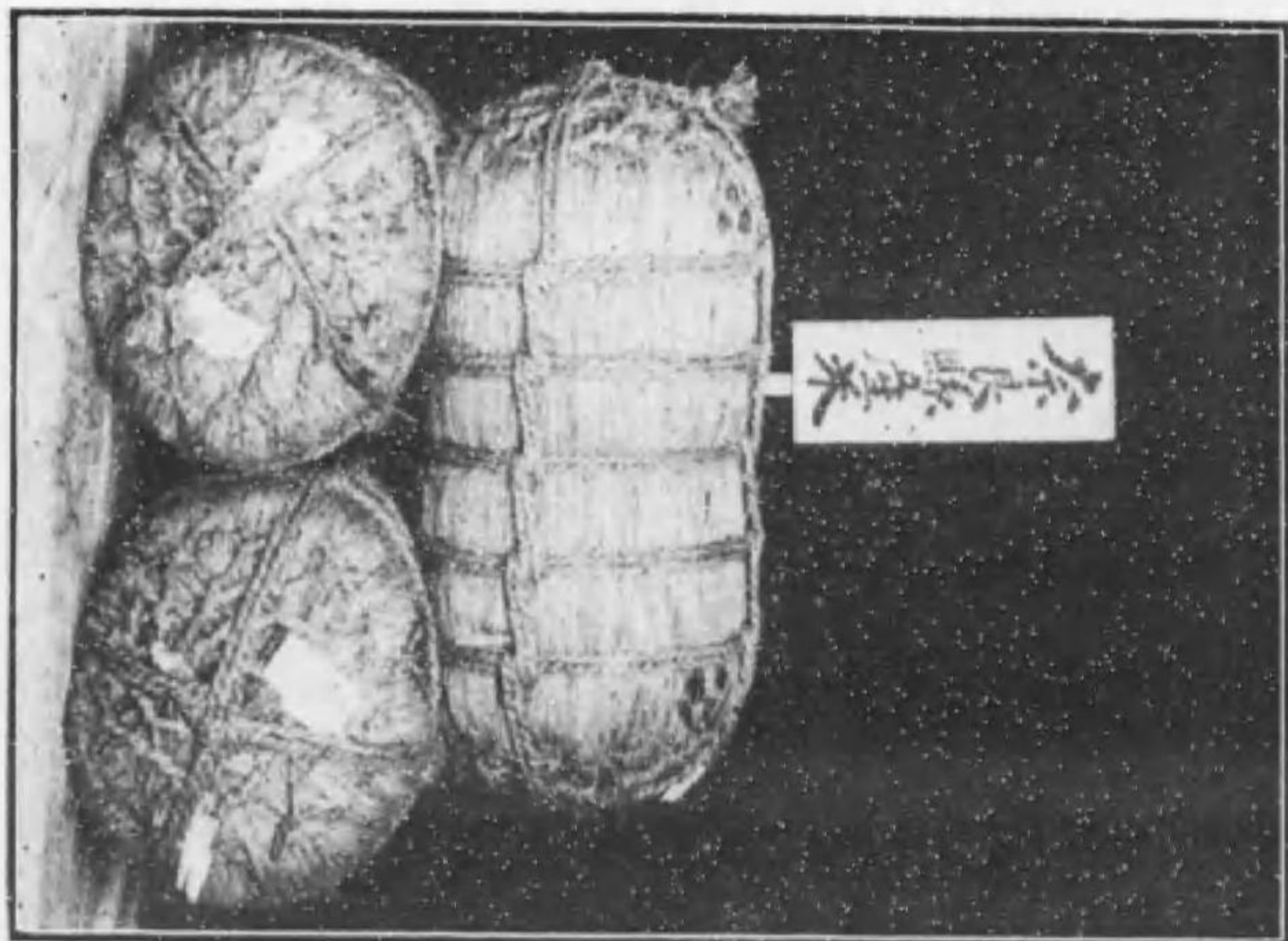
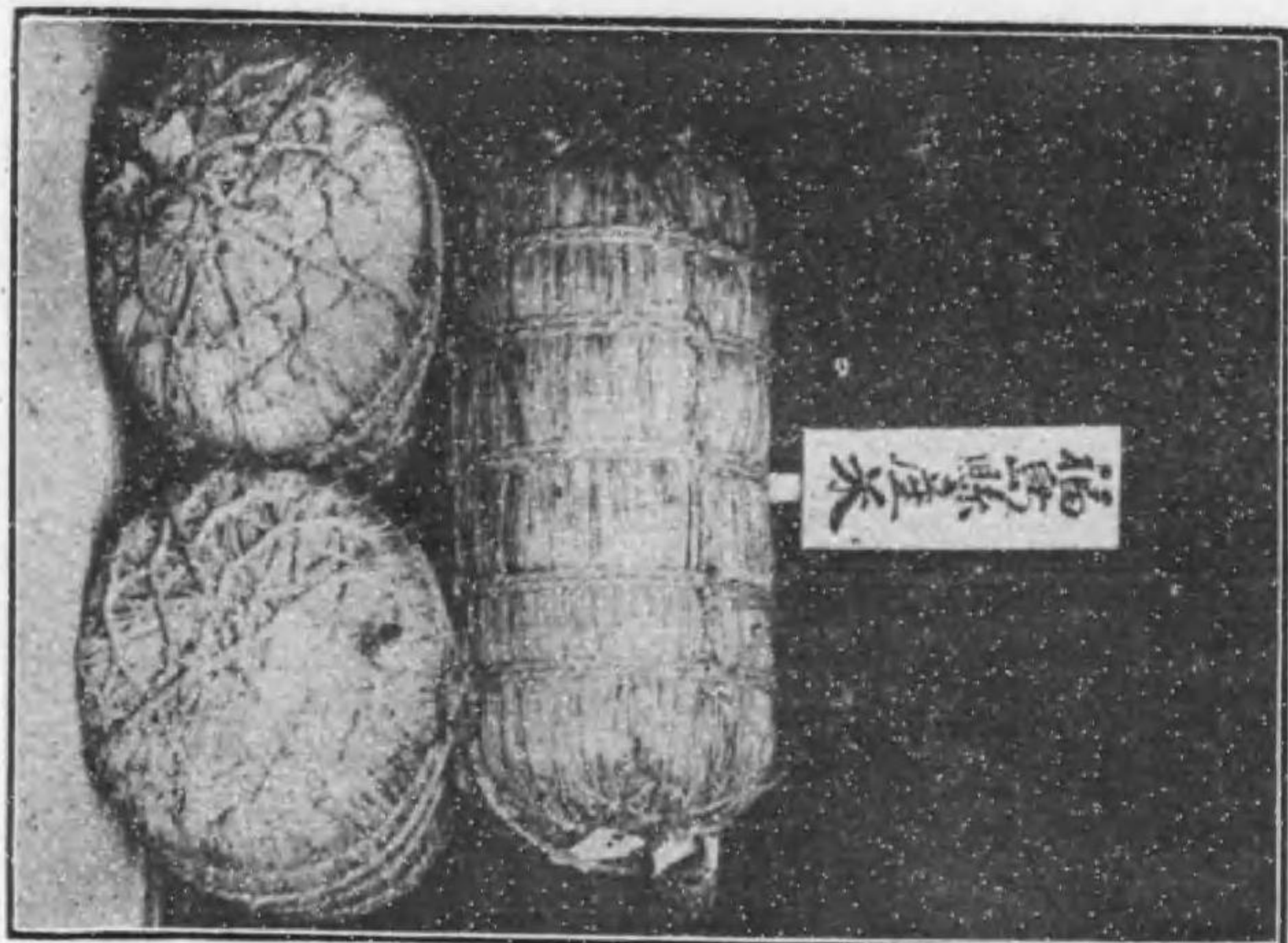
◆富山縣越中米

品種稍統一ヲ缺クノ嫌アリ殊ニ小圓粒ノ混入セルア  
リ乾燥不充分ニシテ色澤不良注意ヲ望ム

平素ノ出廻品中容量ノ不足セルモノ往々アリ検査統  
一ヲ期セラル、ト共ニ取締ヲ望ム

俵裝總ジテ圓味ヲ帯ビ取扱上不便尠カラズ今少シク  
長形トシ横繩ノ中央ニ集中セザル様仕立ラレタシ





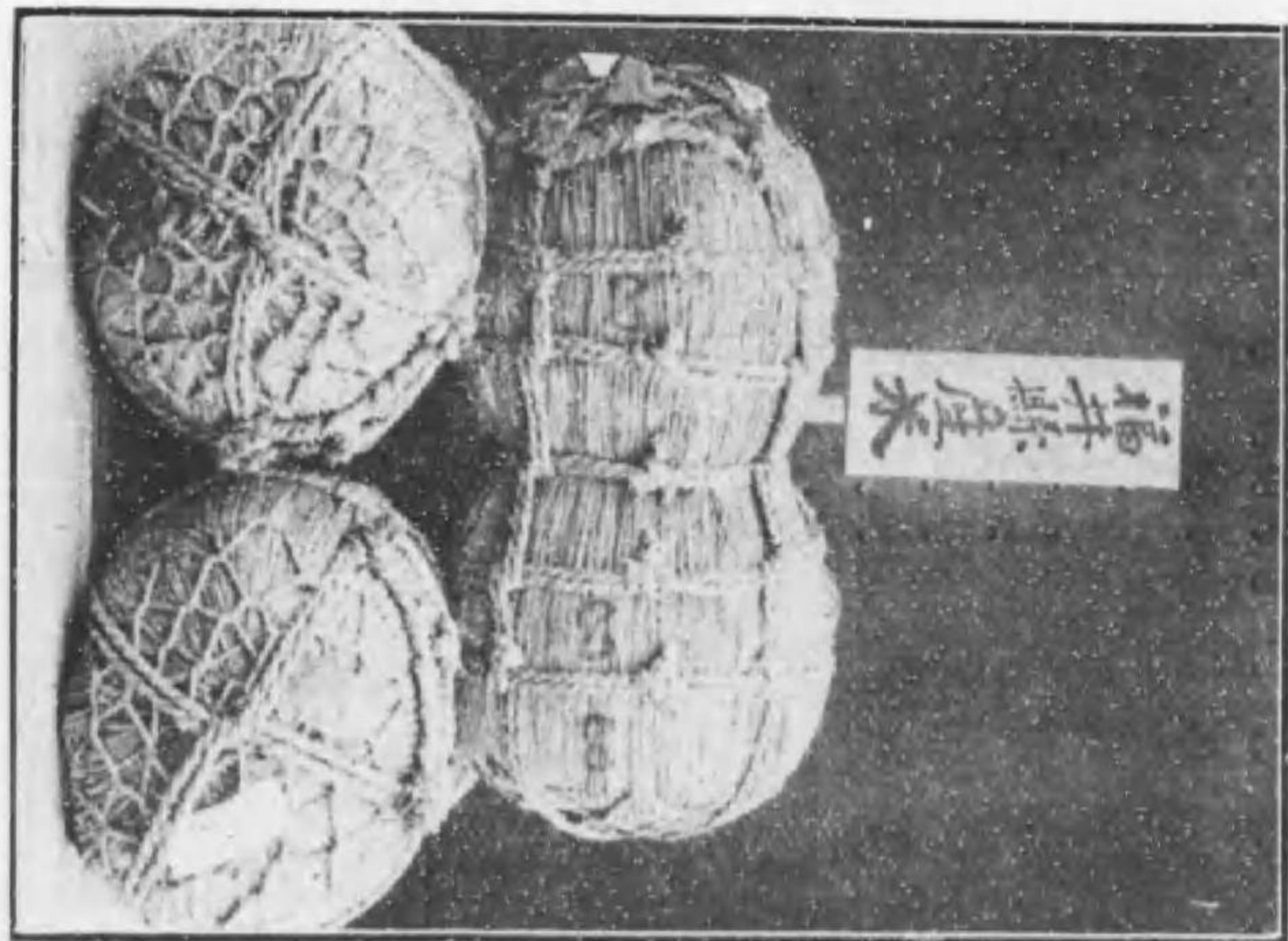
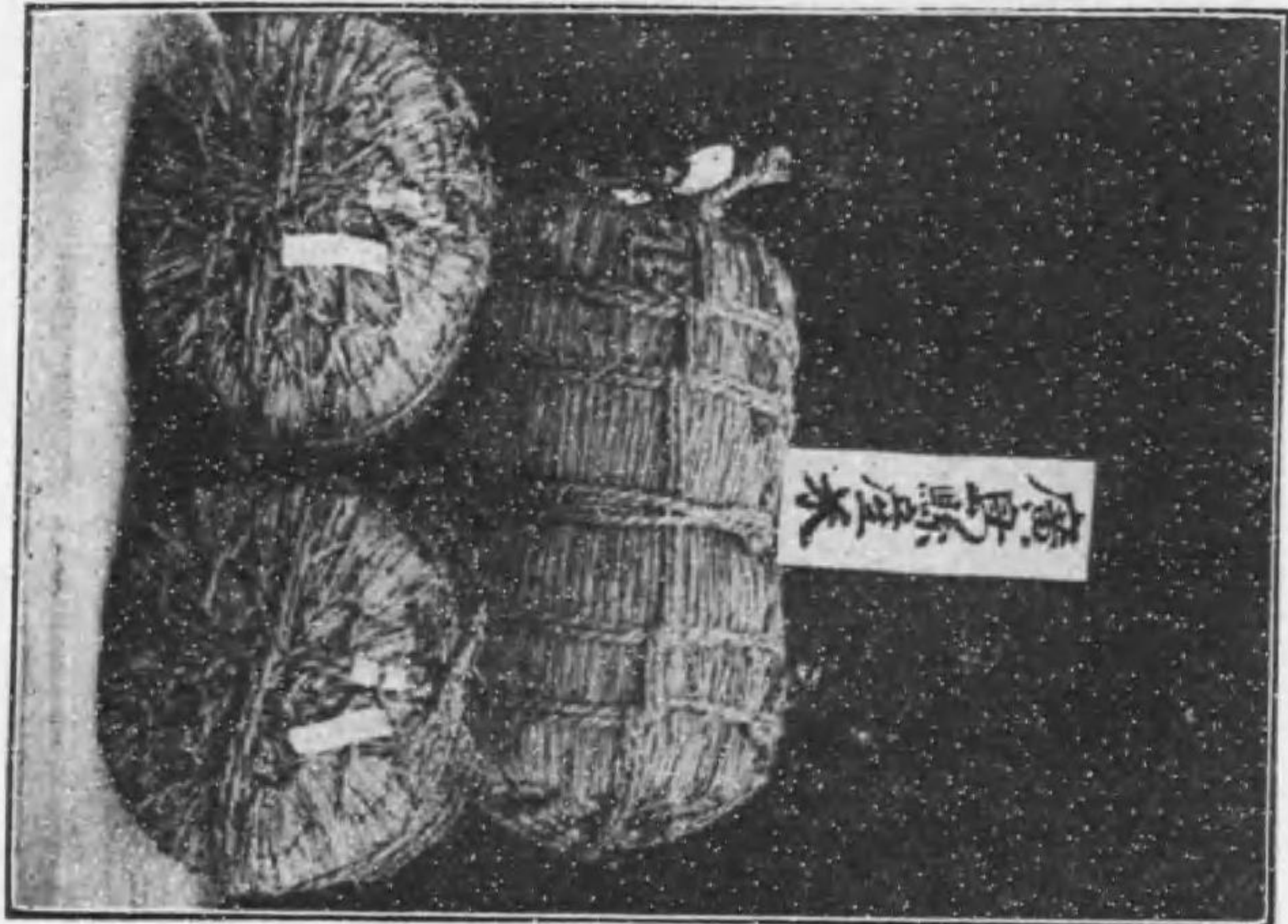
◆熊本縣肥後米

米質並ニ乾燥可良ニシテ當地ノ需要ニ適スルモ調製  
不良ナルノ憾アリ松橋地方産米中往々不可ナルモノ  
アリ俵裝概シテ可良緊括充分ナルヲ認ム

◆岐阜縣美濃米

乾燥調製可ナルモ容量充分ナラザルノ嫌アリ近來改  
良ノ實舉リ時ニ優良品ヲ見ルモ食味ノ之ニ伴ハザル  
モノアルヲ遺憾トス  
俵裝概シテ可ナルモ一般緊括不充分ナリ





◇福島縣會津米

品質可ナルモ乾燥稍不十分ナルヲ憾ム

以材料稍粗雜ナル嫌アリ

◇福島縣磐城米(相馬米)

品質色澤良好ナルモ調製稍不十分ナリ

縦繩稍細キ嫌アリ

◇奈良縣大和米

米質概シテ良好ナルモ粒種鮮明ナラザルモノアリ俵

裝又可良ナリト認ム

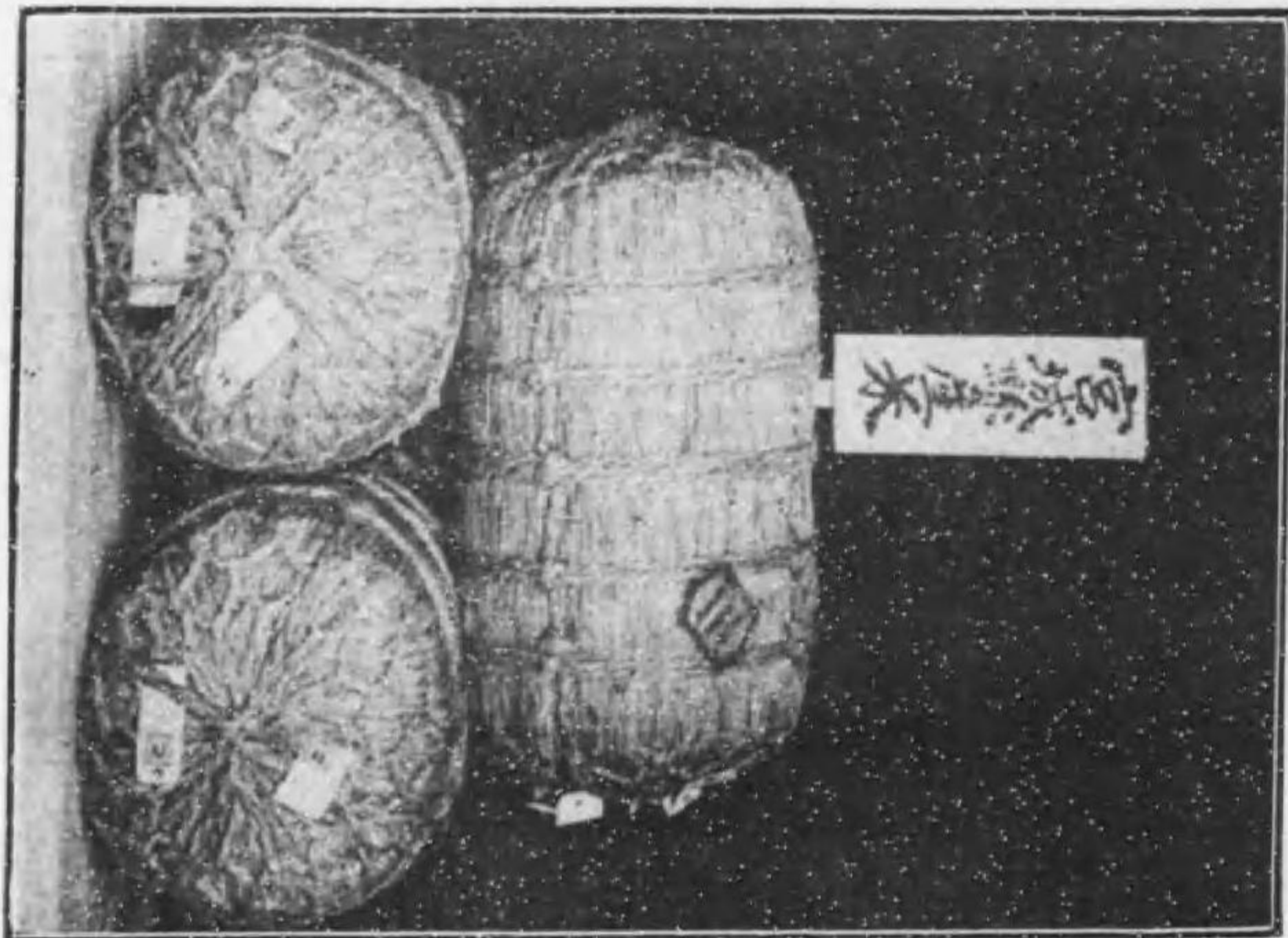
從來本縣産米ハ土砂ノ混入多ク爲メニ甚ダシク聲價

ヲ失墜シ爾來當地トノ取引漸次疎隔セリト雖モ近來

ノ改善見ルベキモノアリ

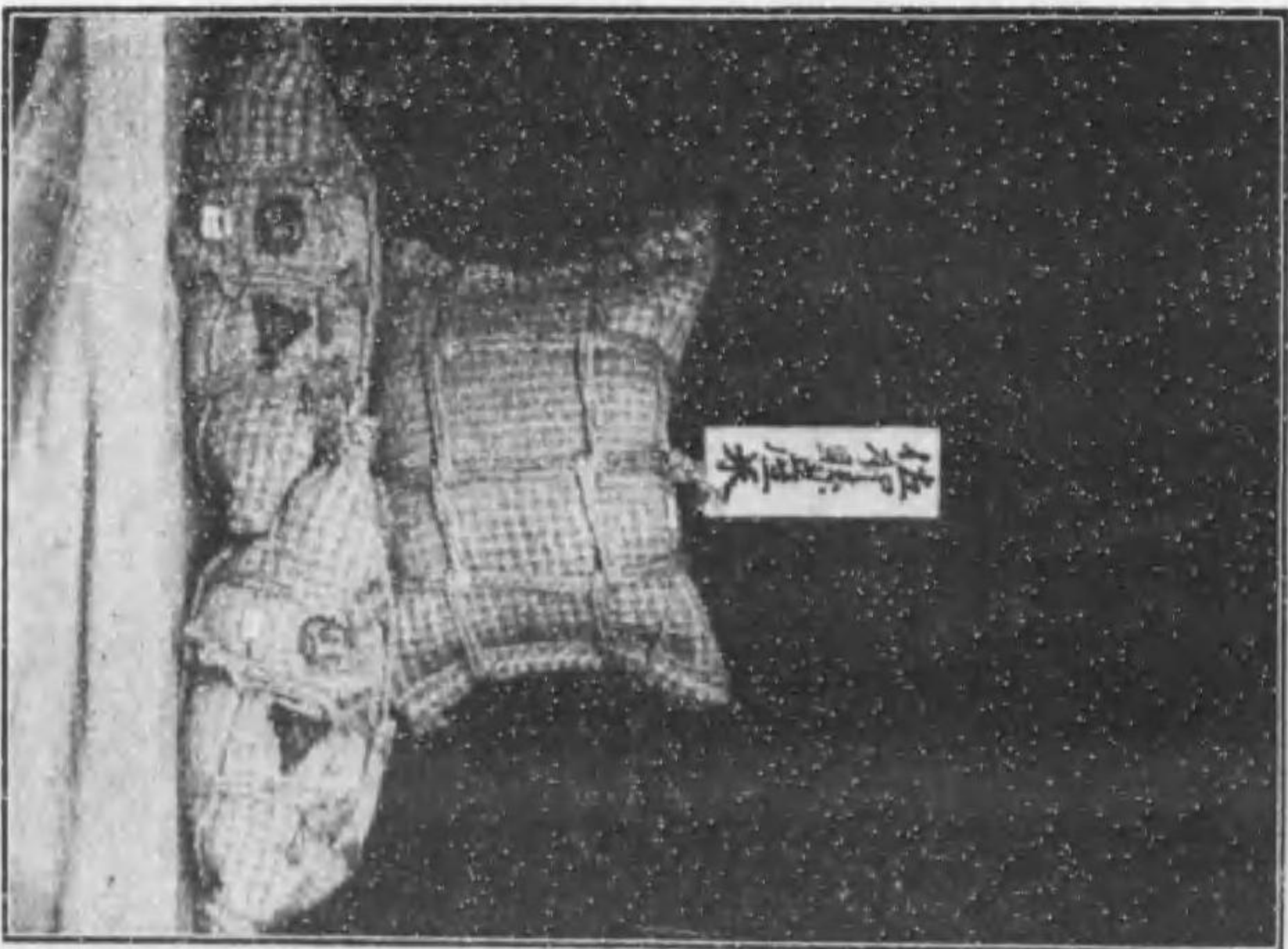
横査記號今少ク判明ナルヲ希望ス





◇ 廣島縣藝備米

粒子整一ナラザルト共ニ調製又不良ニシテ土砂ノ混  
入セルモノ往々アリ  
俵装材料粗雑ニシテ仕立方懇切ナラズ



◇ 福井縣越前米

品質調製共可ナルモ乾燥稍不良ナリ近時一般改良ノ  
効舉リ其實績見ルベキモノアリ今一層ノ努力ヲ望ム  
俵形適當ナルモ中央横繩ノ部分凹陥シテ弧形ヲ呈シ  
俵仕立堅牢ナラザルモノ尠カラズ又口藤繩稍細キニ  
失シ縦繩ノ頗ル太キモノアリ共ニ改善ヲ望ム

◇ 福井縣若狹米

米質可ナルモ粒子小圓ナルモノ多キ嫌アリ  
乾燥概シテ良好ナラズ  
俵装越前米ニ於ケルト同ジ





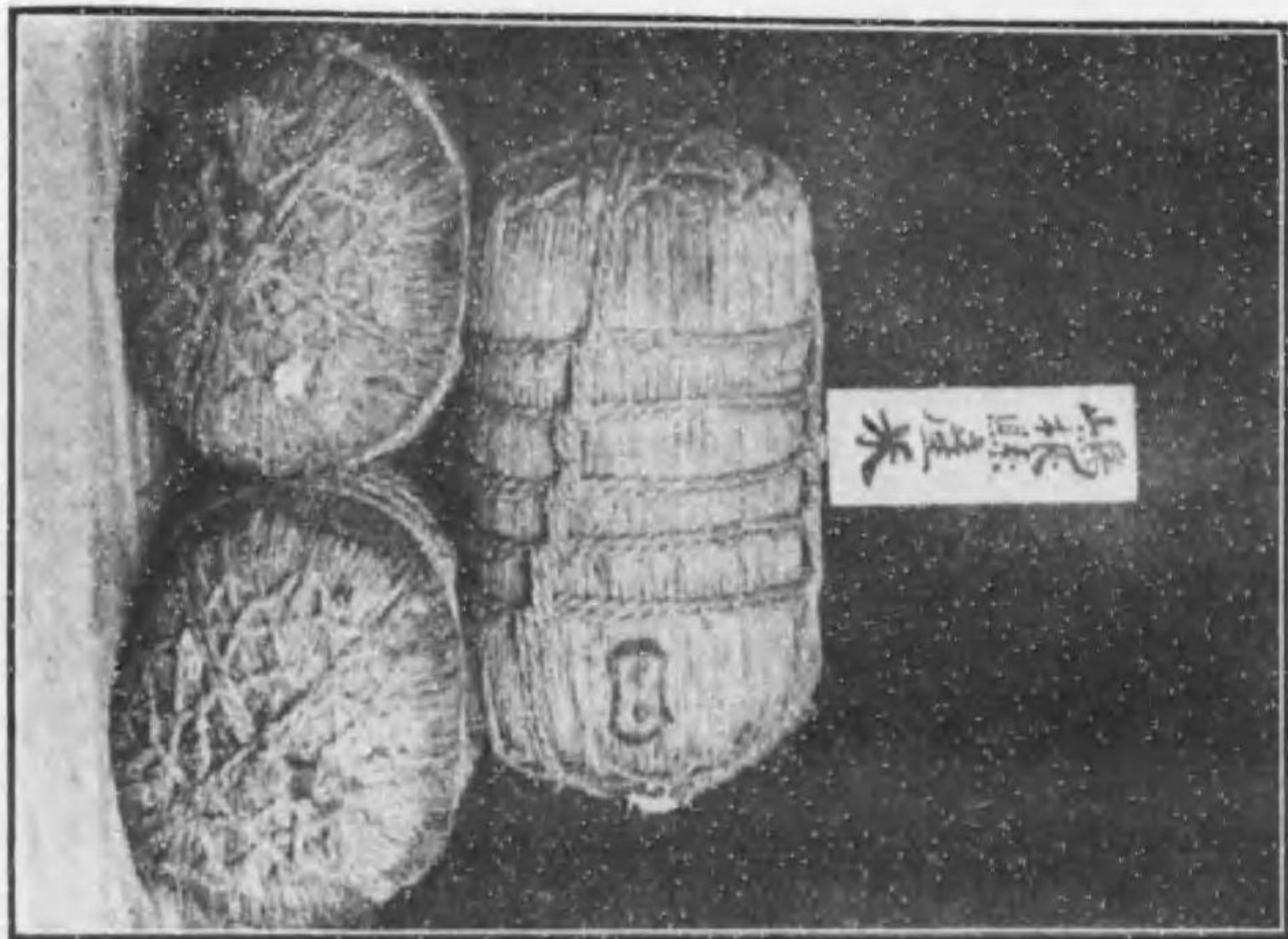
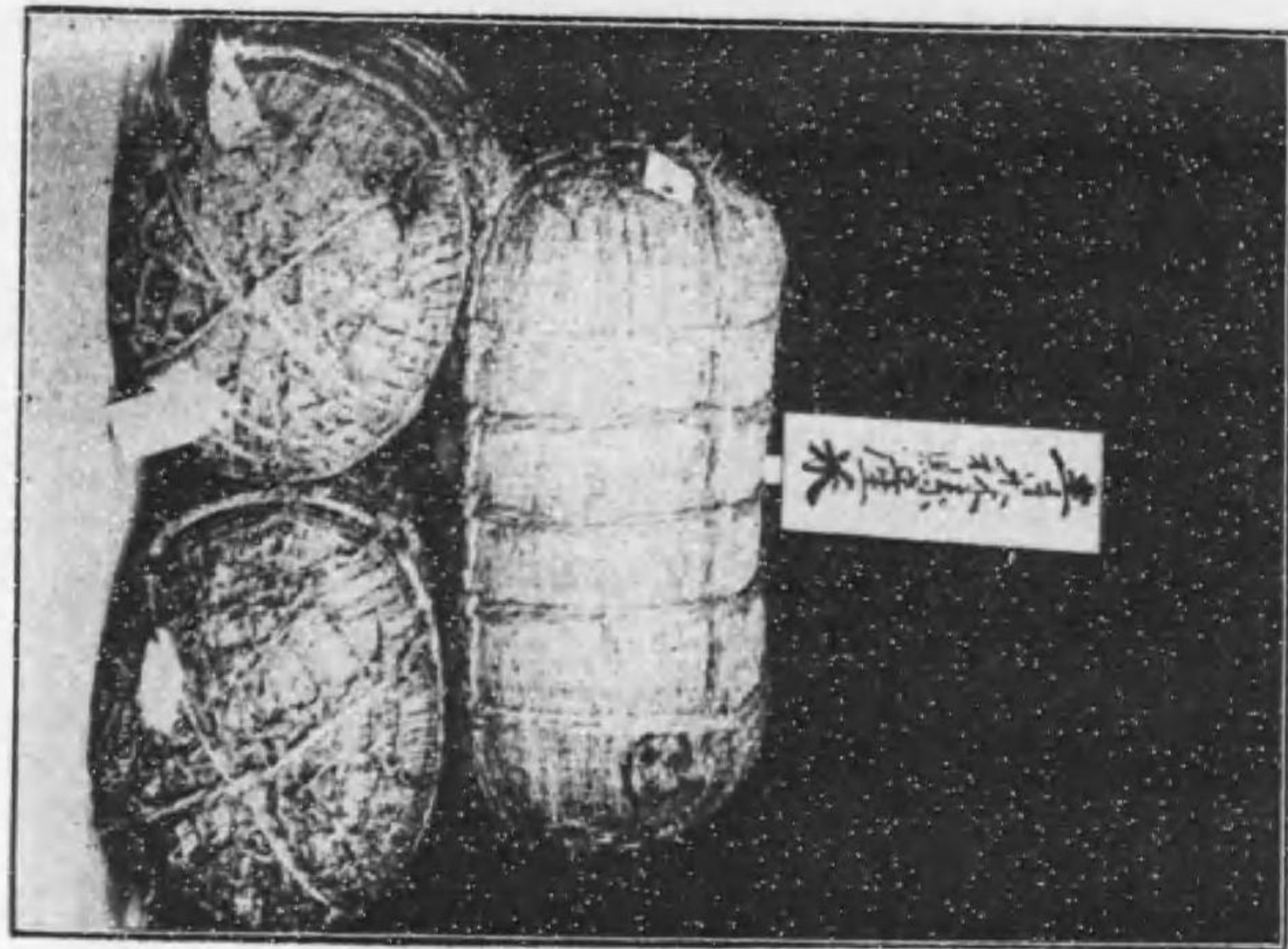
◇宮城縣米

本石米品質概シテ可良ナルモ亘理米ハ之ニ及バザル  
ヲ認ム  
俵裝概シテ良好ナリ

◇佐賀縣肥前米

糯米ノ品質概シテ可良ナリ  
粳米又從前ニ比シ漸次改善セラレタルヲ認ムルモ尙  
調製ニ付今一層努力ヲ望ム  
包裝用吹繩等ノ材料並ニ仕立方可良ナリ





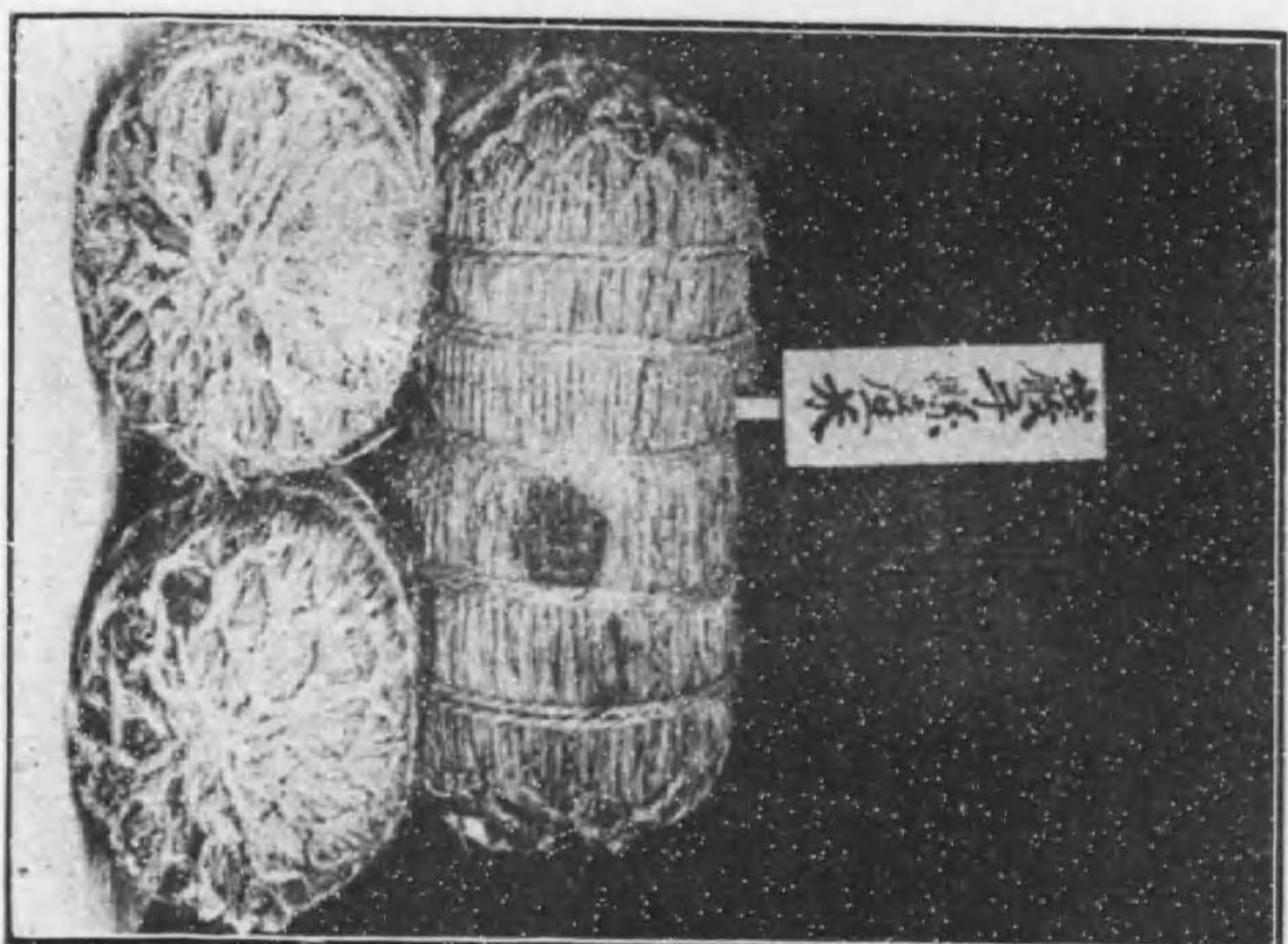
◇大分縣豐前米

品質普通ナルモ調製稍不良乾燥充分ナラザルモノアリ  
 俵裝緊括不充分ナルモノアリ殊ニ口蔴繩ノ締方緩  
 キモノ尠カラズ  
 爾來本縣產米ハ臭氣ヲ有スルモノアリテ特別ノ記號  
 ヲ付シ區分セラル、ト雖モ尙此記號ナキモノニシテ  
 臭氣ヲ含ムモノアリ爲メニ一般產米ノ聲價ヲ失墜セ  
 ルコト尠カラズ將來之方類別ニ付特ニ注意ヲ望ム

◇秋田縣米

乾燥稍不良ナルモ米質、色澤、調製可良ナリ  
 俵裝適當ナルモ俵形稍圓ナル爲取扱ニ不便多シ





◇青森縣米

米質可ナルモ乾燥不充分ナリ

俵装概シテ可ナルモ緊括宜ロシカラザルノ嫌アリ

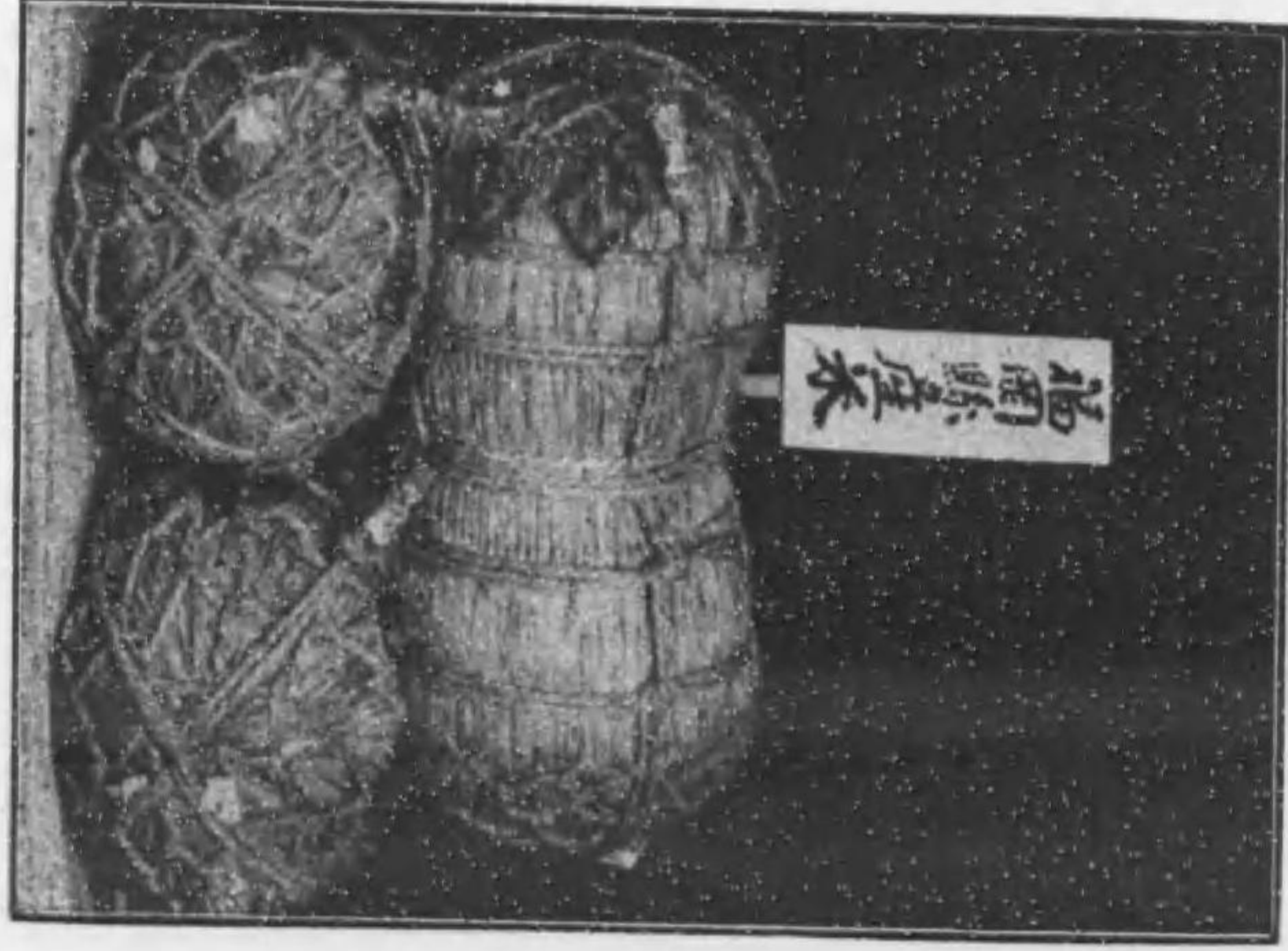
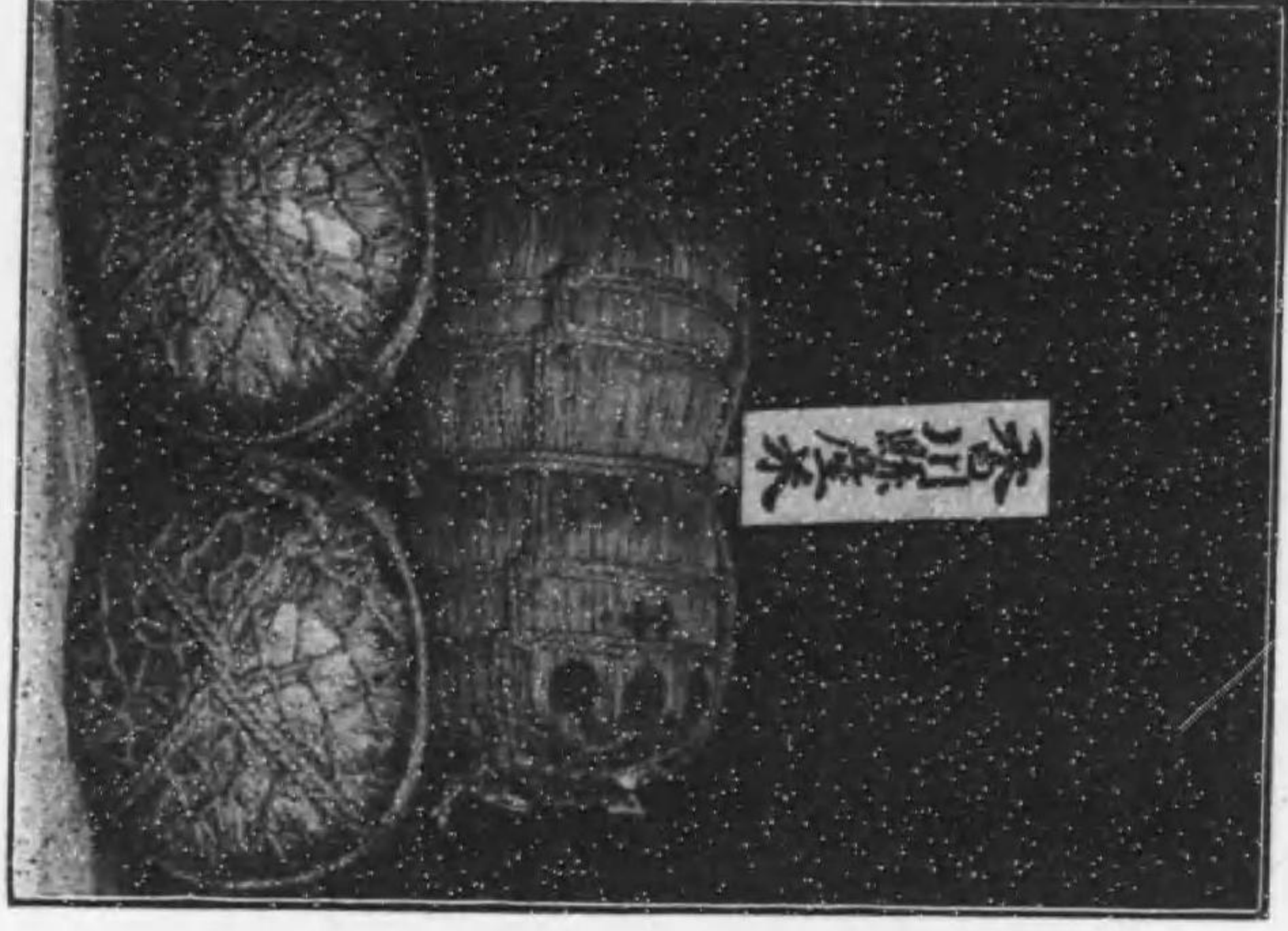


◇島根縣出雲米

乾燥色澤良ロシカラズ俵形稍圓ナルノ嫌アリ

横繩ノ中央ニ集中セルモノ多ク爲メニ俵全般ノ緊括  
充分ナラズ





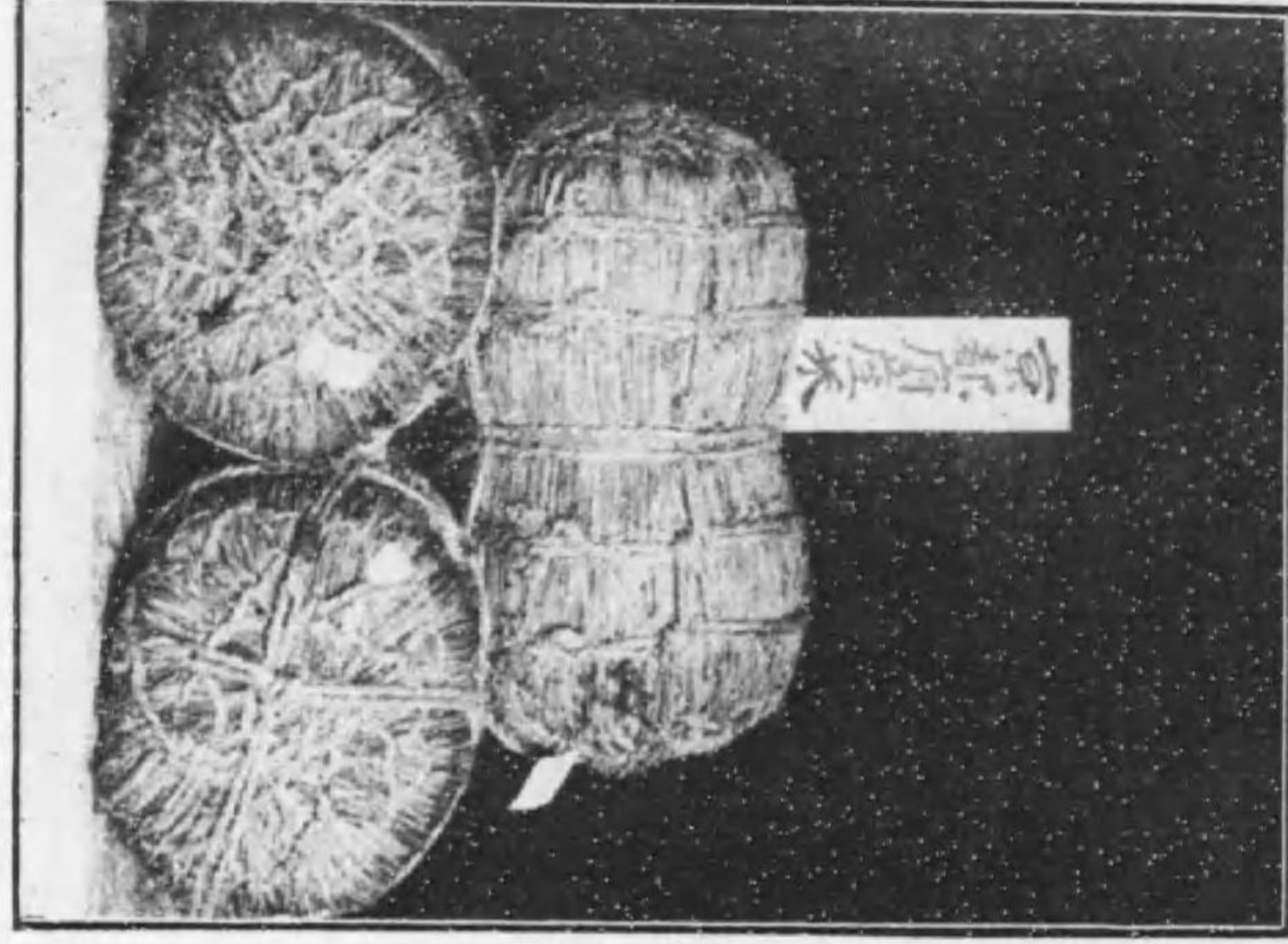
◇巖手縣米

品質可ナルモ乾燥調製稍不良ニシテ殊ニ赤米ノ混入  
セルモノアルヲ認ム  
俵裝材料稍粗雜ニシテ口麩繩ノ締方充分ナラズ且縦  
繩稍細キ嫌アリ

◇山口縣防長米

乾燥可良ナルモ調製不良ナリ米質可ナルモノアリト  
雖モ粒種不鮮明ナルモノアリ總ジテ近來品質稍降退  
セルノ傾向ヲ認ム  
由來本縣産米ハ品質ノ善良ナルニ比シ風味ノ之ニ伴  
ハサルノ感アリ耕種上注意ヲ要スベシ  
俵裝材料良好ナルモ緊括充分ナラズ又仕立方巧妙ニ  
過ギ輸送中反テ損傷シ易キモノアリ近來一部改善セ  
ラレタルヲ見ルモ未ダ適當ナラザルモノアリ堅實ニ  
シテ取扱ニ際シ懸念ナキモノタラシムル様改善セラ  
レタシ

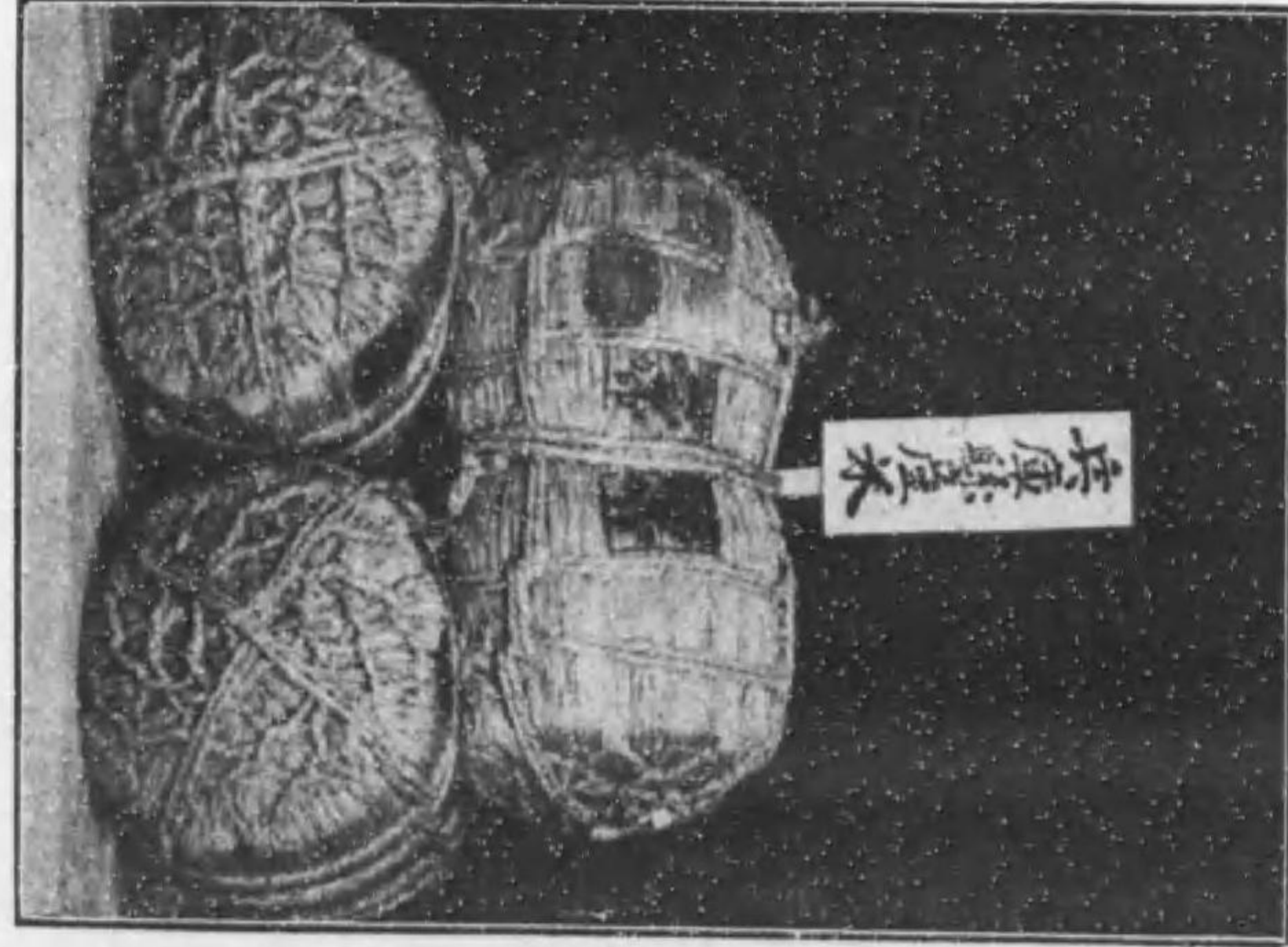




◇香川県讃岐米

乾燥概シテ良好ナルモ出品米中優品ト認ムベキモノ  
ナシ

俵形概シテ圓味ヲ帯ビ取扱上不便尠カラズ今少シク  
長形ナルヲ望ム



◇福岡縣筑後米

乾燥可ナルモ品種統一ヲ缺キ検査不同ナルモノアル  
ヲ認ム調製充分ナラザルノ憾アリ

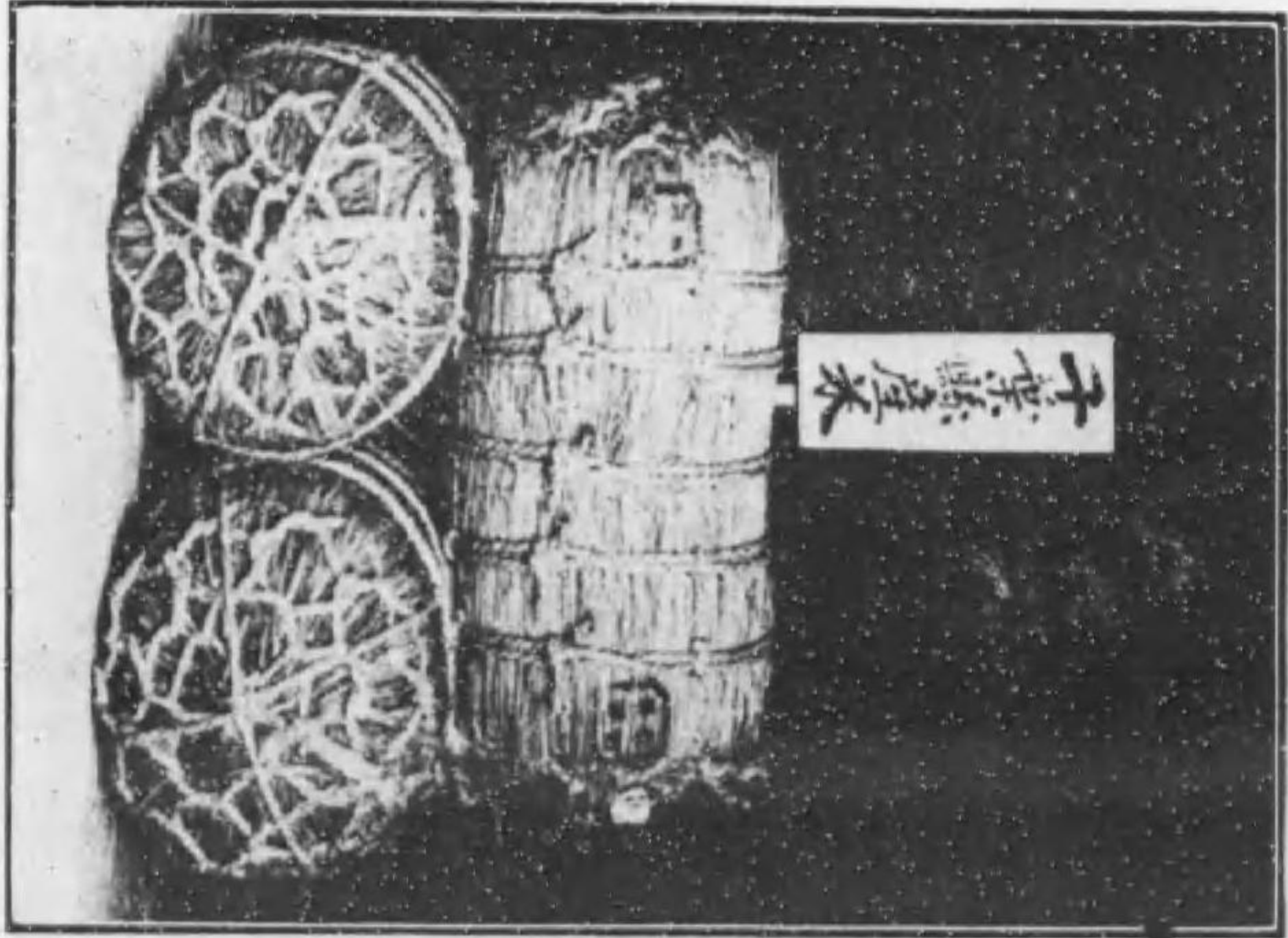
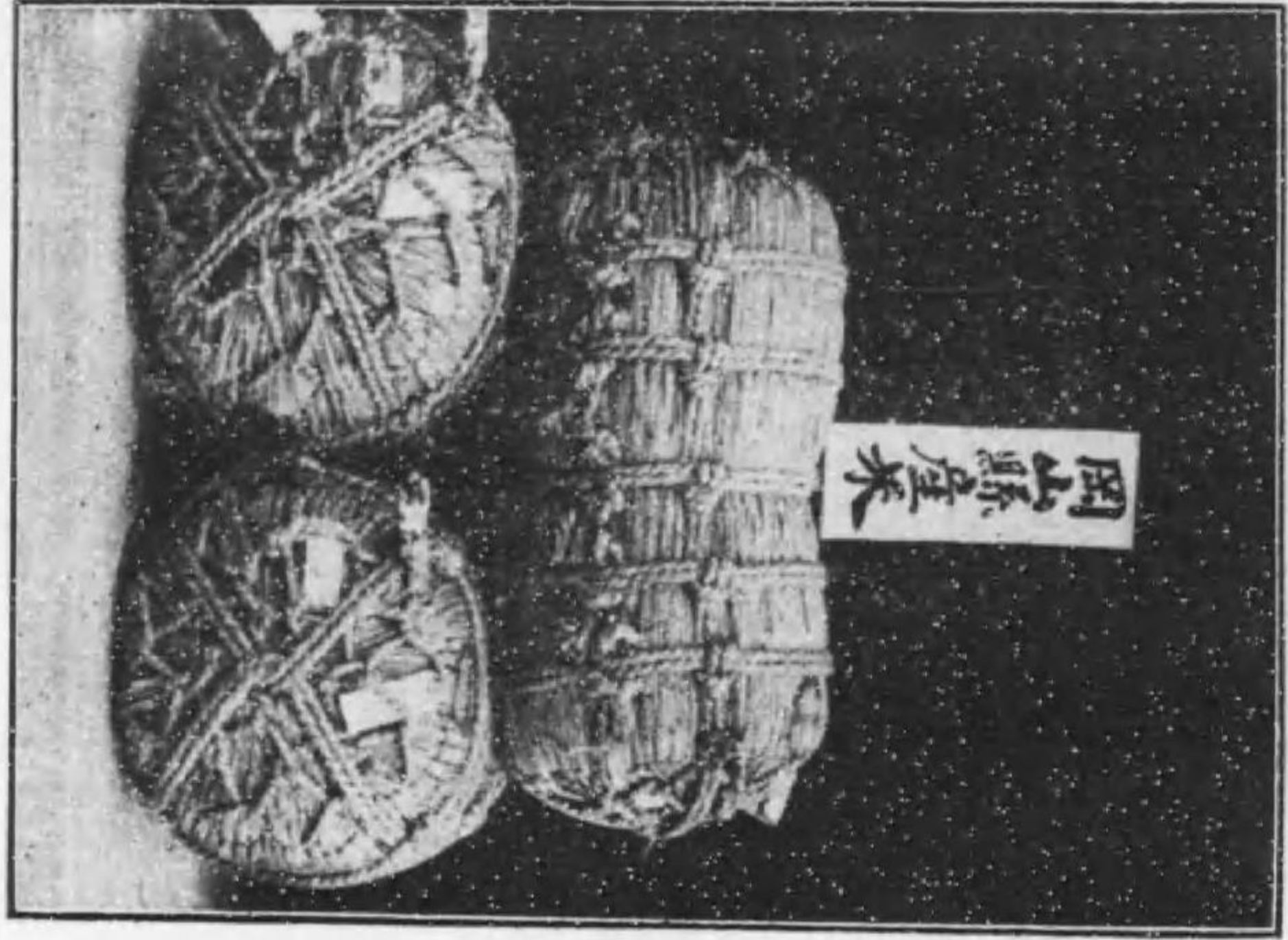
俵裝材料粗雜ニシテ緊括充分ナラザルモノ少カラズ  
殊ニ中央部横繩ノ締方強キ爲俵形瓢狀ヲ呈シテ反ツ  
テ堅牢ナラザルモノ多ク又一般口藤繩ノ締方不充分  
ナリ

◇福岡縣豊前米

品質普通ナルモ調製稍不良乾燥足ラザルモノアリ

俵裝概ネ筑後米ニ同ジ





◇兵庫縣攝津米

米質概シテ良好ナリ俵裝又可ナリト雖モ往々緊括充  
分ナラザルモノアリ

◇兵庫縣丹波米

品質普通ニシテ乾燥不充分ナルノ憾アリ  
俵裝材料可ナルモ緊括充分ナラザルモノ多シ

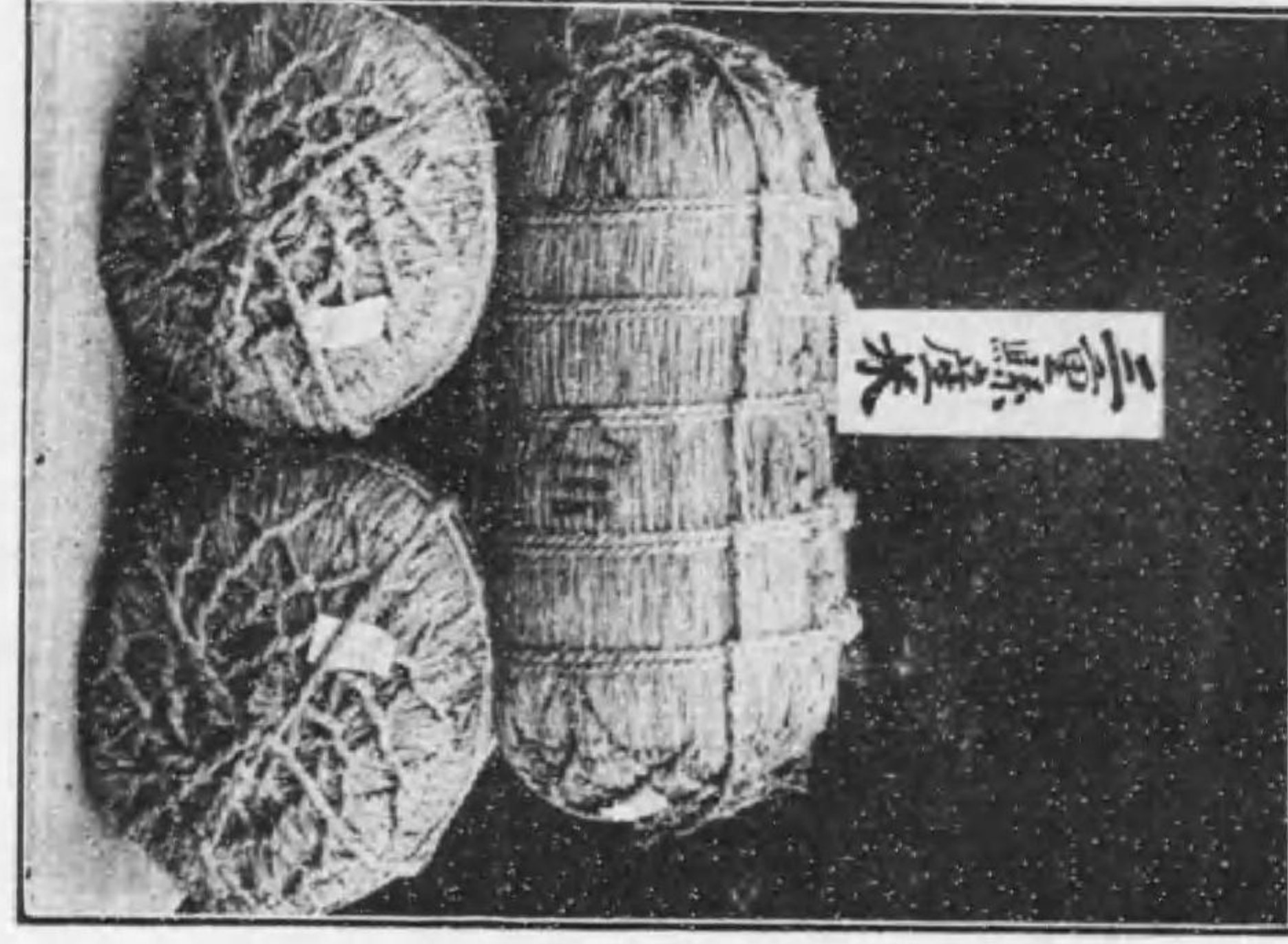
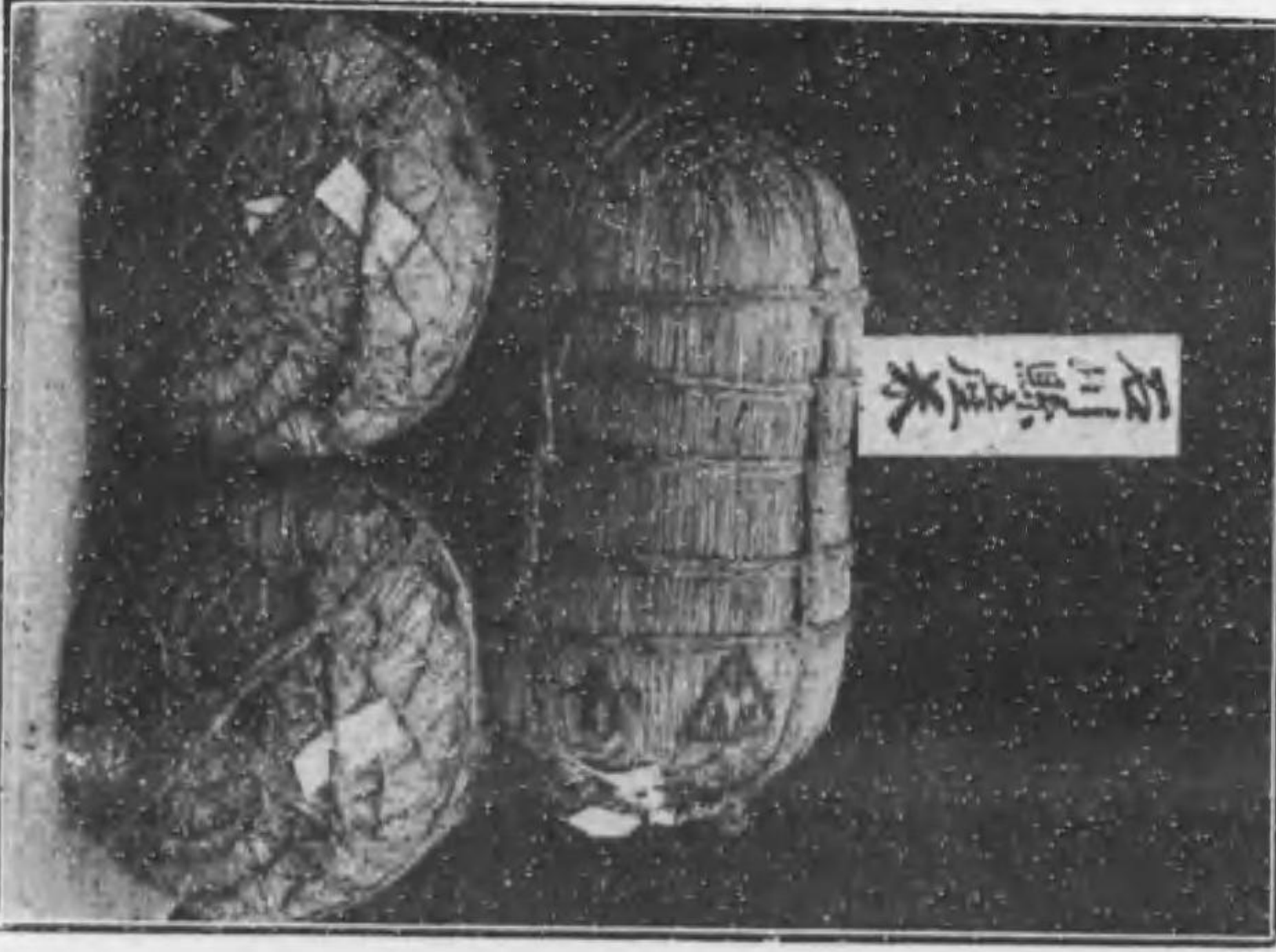
◇兵庫縣播磨米

米質良好ナルモ乾燥調製稍不良ナリ  
俵裝材料可ナルモ緊括充分ナラザルモノヲ見ル

◇兵庫縣但馬米

品質不良ナルニアラザルモ乾燥良好ナラザルニ依リ  
聲價ヲ失墜セルコト尠カラズ  
又大粒種ニシテ種別鮮明ナラザルモノアルヲ認ム  
俵裝可良ナリ





◆千葉縣上總米

品質良好ナリト認ム 俵裝概シテ適當ナリ

◆岡山縣美作米

品質可ナルモ乾燥色澤概シテ不良ナリ俵裝備前米ノ如ク甚ダシク不良ナルニアラザルモ材料及仕立方ノ懇切ナラザルモノ尠カラズ速ニ改良俵ヲ統一シ之ガ改善ヲ期セラレタシ

◆岡山縣備中米

品質概シテ良好ナリト雖モ粒種鮮明ナラザルモノアリ俵裝ノ不良ナル又備前米ニ於ケルガ如シ  
溝井地方産米中容量充分ナラザルモノアリ検査上取締ヲ望ム

◆岡山縣備前米

出品米ノ品質俵裝其概シテ良好ナリト雖モ平素出廻産米ノ俵裝甚ダシク不良ナルモノアリ緊括ノ足ラザル又仕立方ノ粗糲ナル共ニ其缺點ノ主要ナルモノトス近來一部稍改善セラレタルモノヲ見ルト雖モ未ダ以テ全般ニ普及セルニアラザルモノ、如シ速ニ之ガ統一ヲ期セラレンコトヲ望ム







九

大阪府三島郡三宅村大字乙辻一五七番地

有限責任三宅信用購買販賣組合

攝津小粒等

地方産米ニ比シ等位三  
等以上ト認ム  
俵装不可ナラサルモ中  
央横細察括其度ヲ過キ  
賞深ク四階セルハ反テ  
賞質スル能ハズ  
正味重量(一升)  
四百〇三匁二分

四五、〇〇 中條貞輔

一〇

兵庫縣朝來郡竹田村字竹田

平位源七

但馬大粒等

乾燥色澤共精不良ナリ  
心白明瞭ヲ缺キ粒ナリ  
細ク大粒トシテ賞美ス  
ルニ充分ナラズ  
正味重量(一升)  
三百九十一匁七分

四四、〇〇 堀内治三郎

一一

兵庫縣有馬郡三田町一五六

紺田源三郎

攝津大粒等

米質俵装共可ナリ、相  
當需要ヲ喚ブ見込アリ  
正味重量(一升)  
四百〇一匁五分

四六、〇〇 同

一二

兵庫縣明石市鍛冶屋町七四

永田常次郎

播磨小粒等

乾燥稍不良青米及ヒ穀  
ノ混在多ク調製充分ナ  
ラズ俵形可ナルモ緊括  
良ロシカラズ  
正味重量(一升)  
三百九十九匁九分

四四、五〇 同

一三

兵庫縣有馬郡道場村字掛田

鹽谷吉三

攝津一等(糯精米)

粒形稍々小ナルモ米質  
可良ト認ム  
正味重量(一升)  
三百九十四匁九分

六〇、一六 鳴海宇之助

一四

兵庫縣津名郡洲本町

洲本米穀販賣業組合

淡路小粒等

乾燥色澤良好ナルモ  
筋稍深キノ嫌アリ青米  
ノ混在稍多シ  
正味重量(一升)  
四百〇四匁九分

四六、七三 旭購買組合

一五

兵庫縣水上郡黒井町驛前

井上和太郎

丹羽小粒等

一穀米質可良ナラズ乾  
燥稍不充分ナリト認ム  
俵形可ナルモ外俵稍粗  
糲ナリ  
正味重量(一升)  
三百九十六匁六分

四三、八〇 中條貞輔

一六

岡山縣上房郡高梁町

難波傳次郎

備中大粒等

乾燥色澤深良好ナルモ粒  
子稍細小ニシテ大粒ト  
認ム比シ等位三以上ト  
認ム方付シテ一段上位ノ  
等、方有利ナルベシ俵  
形、方有利ナルモ細掛宜シ  
正味重量(一升)  
四百一十一匁九分

四七、五〇 金辻伊三郎

一七

岡山縣和氣郡和氣町二一六番地

伊東亦十郎

備前大粒等

子粒良好ニシテ色澤可  
良ナリ俵形適當ニシテ  
細掛良シ  
正味重量(一升)  
四百〇四匁九分

四八、五〇 中條貞輔

一八

同

同

備前大粒等

腹白稍多キモ米質良好  
ナリ平素出題品ニ比シ  
等、方有利ナルモ俵形今少  
シク長キヲ望ム  
正味重量(一升)  
四百〇六匁六分

四七、五五 原 太三郎

一九

岡山縣都窪郡倉敷町

平松利喜太

備中小粒等

品質乾燥色澤共ニ良好  
アリアラズ粒小ナル嫌  
正味重量(一升)  
三百九十九匁九分

四六、五〇 加藤安兵衛

二〇

岡山縣苫田郡津山町

苦田郡農會

美作大粒等

乾燥稍不良ニシテ俵装  
形状稍粗等可ナルモ外  
依組細掛等可ナルモ外  
正味重量(一升)  
三百九十三匁三分

四六、五五 原 太三郎

二一

岡山縣苫田郡津山町東新町

川上兵治郎

美作小粒等

乾燥稍不良ニシテ俵装  
形状稍粗等可ナルモ外  
依組細掛等可ナルモ外  
正味重量(一升)  
三百九十三匁三分

四三、五三 同

二二

岡山縣赤松郡瀬戸町大字瀬戸八十八

西田春吉

備前大粒等

乾燥稍不良ニシテ俵装  
形状稍粗等可ナルモ外  
依組細掛等可ナルモ外  
正味重量(一升)  
三百九十三匁三分

五〇、一六 同



二三	岡山市上西川町一七番地	谷淵金十郎	備前小粒一等	参考品	四八、〇五	田中末吉
二四	同	同	備前小粒一等	同	四八、〇〇	中條貞輔
二五	岡山縣上道郡西大寺町	祇園敬二	備前小粒三等	米質可良ナルモ粗ノ混在多ク調製ニ一層ノ注意ヲ要ム 正味重量(一升) 四百〇三匁二分	四六、〇〇	加藤安兵衛
二六	廣島縣福山市米屋町	廣島縣穀物商同業組合福山支部	備後小粒三等	乾燥色澤不良ナルモ朋割稍多キ嫌アリ 外依粗雜ナリ検査記號明瞭ヲ缺ク 正味重量 三百九十九匁九分	四三、六六	北川鶴吉
二七	同	同	後備小粒四等	米質稍不良調製不充分ニシテ外依粗雜ナリ 正味重量(一升) 四百〇一匁五分	四二、八〇	堀内治三郎
二八	廣島縣御調郡三原町六九三	梅田鷹市	備後大粒三等	粒形良好ニシテ大粒トシテノ特色ヲ認ムルモ粗ノ混在稍多シ一穀ニ依テ材料粗雜ニシテ緊括充分ナラズ 正味重量(一升) 四百〇三匁二分	四三、五六	北川鶴吉
二九	同	同	備後大粒四等	心白稍薄ク米質可良ナラズ粗ノ混在多シ一穀ニ依テ材料粗雜ニシテ緊括充分ナラズ 正味重量(一升) 三百九十八匁二分	四二、五〇	桐畑源七郎

三〇	廣島縣三原町驛前	正田春三	備後大粒三等	穀依裝材料粗惡ニシテ緊括充分ナラズ 正味重量(一升) 三百九十九匁九分	四三、五五	北川鶴吉
三一	同	同	備後小粒三等	米質良好ナルモ粗糲ノ混在多シ 正味重量(一升) 四百〇六匁六分	四二、六〇	堀内治三郎
三二	廣島縣高田郡甲立村	増原貫一	備後大粒三等	色澤粗惡ナルノ嫌アリ調製稍多ク粗糲在シテ 正味重量(一升) 四百〇一匁五分	四三、五五	北川鶴吉
三三	同	同	備後小粒三等	乾燥良好ナルモ米質瘦形色澤可良ナラズ 正味重量(一升) 三百九十九匁九分	四三、八〇	北村治郎吉
三四	同	同	安藝小粒三等	取消		
三五	同	同	安藤大粒三等	取消		
三六	廣島市西地方町	寶山利三郎	備後大粒三等	乾燥可良ナルモ粒形不調ニシテ米質可ナラズ 同製亦充分ナラズ依形中央ノ凹ミ稍深ク一般 緊括不充分日掛細糲太 正味重量(一升) 四百〇一匁五分	四四、三〇	中條貞輔
三七	同	同	備後大粒四等	粒形不整一ナラズシテ調製稍不良ナリ依形今少 正味重量(一升) 三百九十八匁二分	四二、九〇	北田治良吉



三八 同

同

備後小粒

色澤稍不良ニシテ概ノ混在多シ  
依形中央ノ四ミ稍深ク  
緊括充分ナラズ  
正味重量(一升)  
三百九十九匁九分

四二、五〇 中條貞輔

三九 廣島縣豊田郡河内町

有限責任  
河内販賣組合

備後大粒

色澤稍不良米質又可ナ  
概シテ依裝材料粗雜ニ  
シテ緊括不充分ナリ  
正味重量(一升)  
三百九十六匁六分

四三、七一 飯田元次郎

四〇 山口縣熊毛郡島田村四八九

田中七藏

防長小粒

乾燥稍不良ニシテ青米  
多ク米質善良ナリト云  
フ能ハズ  
正味重量(一升)  
三百九十一匁七分

四二、四七 武内福松

四一 山口縣佐波郡三田尻驛前

島本好一

防長大粒

粒形稍細長心白薄ク大  
粒トシテハ稍遜色アリ  
色澤稍悪シク鏡及青米  
多キヲ認ム

四五、〇〇 加藤安兵衛

四二 山口縣豊浦郡小月村

篠田仲輔

防長大粒

完備セズ米質稍不良青  
米ノ混在多ク調製充分  
ナラズ  
正味重量(一升)  
三百九十九匁九分

四五、〇〇 同

四三 福岡縣八女郡

八女郡農會長  
佐藤信壽

筑後小粒

腹白稍多ク筋深キ雖ア  
リ米質善良ナリト稱シ  
難シ依裝中央部ノ緊括  
其度ヲ過キ概シテ仕立  
堅牢ナラズ  
正味重量  
三百九十六匁六分

四〇、五〇 桐畑源七郎

四四 福岡縣浮羽郡吉井町

鳥越志良

築後三等

到着遅延

四五 同

鳥越彦之助

筑後小粒

同

四六 福岡縣三池郡二川村大字濃施

田中末吉

筑後小粒

乾燥良好ナラズ米質概  
シテ不良粒ナリト小圖  
ナレテ以テ京都地方ノ  
嗜好ニ適シ難シアリ  
外依装粗雜ノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十三匁三分

四〇、五〇 桐畑源七郎

四七 同

古賀茂一

筑後小粒

品質ニ付缺點ヲ認メザ  
ルモ青米ノ混在稍多シ  
依裝中央部四深キ爲堅  
牢ナラズ一般緊括不充  
分ニシテ口際細綿方  
緩シ  
正味重量(一升)  
三百九十三匁三分

四一、〇〇 原喜造

四八 佐賀縣小城郡牛津町

芦津川  
米穀商組合

肥前糯

米質依裝共特ニ可否ノ  
評スベキモノナシ  
正味重量(一升)  
三百九十四匁九分

四九、〇〇 中條貞輔

四九 佐賀縣神崎町三丁目

森儀商店出張所

肥前四等

青米稍多ク他ニ評スベ  
キ著シキ點ナシ  
正味重量(一升)  
三百九十一匁七分

四二、一七 森理兵衛

五〇 佐賀縣杵島郡北方村驛前

副島良八

肥前米

粗糲多シ依裝可良ナリ  
正味重量(一升)  
三百九十匁一分

四三、〇五 原太三郎

五一 佐賀縣杵島郡山口村驛前

嘉村又一

肥前三等

米質可良ナルモ粗糲多  
シ  
正味重量(一升)  
三百九十三匁三分

四三、七一 飯田元次郎

五二 佐賀市驛前

蒲原吉次郎

肥前糯

特ニ評スベキモノナシ  
京都ニ於テ消費ノ見込  
アラシ  
正味重量(一升)  
三百八十七匁〇分

五〇、一六 武内福松



五三	佐賀市八戸町	小池 又名一	肥前糯二 等(精米)	化粧粉ヲ使用セザル 精方法ヲ探ラレタシ 正味重量(一升) 三百九十九分	五八、六五	福島幸次郎
五四	同	外同 一名	肥前糯一 等(精米)	可良特ニ肥ベキモノナ シ 正味重量(一升) 三百九十六分六分	五九、一〇	同
五五	佐賀市上多有施町	瀬戸口勝市	肥前白一 等(精米)	俵裝材料可ナリ米質ニ 付特ニ貯スベキモノナ シ 正味重量(一升) 三百九十三分三分	四七、〇〇	堀内治三郎
五六	福岡縣中津町	佐藤寅二	豐前小粒 等	批及碎米ノ混在多ク調 製精不長ナリト認ム 俵裝可良ナリト認ム 正味重量(一升) 三百八十七分七分	四一、六二	原 太三郎
五七	熊本縣鹿本郡來民 村	來民米券倉庫 倉庫長松岡卯一郎	肥後三等	乾燥良好ナルモ粗死米 ノ混在稍多シ俵形可良 ニシテ緊括宜シ 正味重量(一升) 三百九十四分九分	五〇、〇三	木村長兵衛
五八	鹿兒島縣肝屬郡鹿 屋町中名	肝屬郡米穀商 同業組合	薩摩小粒 等	俵形良好ニシテ緊括宜 シ 正味重量(一升) 三百九十八分三分	四一、八六	中村德次郎
五九	鹿兒島縣伊佐郡大 口町里	伊佐郡米穀 同業組合	薩摩大粒 等	粒ノ大粒トシテ稍遜色 アリ米質深共ニ不良 調割レ多キ俵形ニシテ 適當ニシテ緊括宜シ 正味重量(一升) 三百九十六分六分	四二、一六	同
六〇	愛媛縣伊豫郡	伊豫郡農會	伊豫小粒 等	乾燥調製共ニ可良ナル モ色深稍不良ニシテ繼 筋探キヲ遺憾トス 俵形稍短キトス 正味重量(一升) 三百九十三分三分	四二、五二	原 太三郎

六一	愛媛縣宇摩郡土居 村	直鍋松次郎	伊豫大粒 等	色澤良好ニシテ米質可 ナリ 正味重量(一升) 四百〇一分五分	四六、〇〇	中條貞輔
六二	同	眞鍋眞太郎	到着運延			
六三	愛媛縣周桑郡吉井 村	丹下美太郎	伊豫小粒 等	腹白稍多ク穀ノ除去不 充分ニシテ調製充分ナ ラズト認ム 正味重量(一升) 四百〇一分五分	四二、五八	桐畑源七郎
六四	愛媛縣周桑郡多賀 村	佐々木理平	伊豫小粒 等	乾燥色澤共良好米質又 可ナリ粗及青米ノ混在 稍多キヲ遺憾トス俵形 今少シ長キヲ望ム 正味重量(一升) 四百〇一分五分	四二、五二	原 太三郎
六五	愛媛縣今治市	越智郡農會 穀物販賣旋所	伊豫小粒 等	縦筋深ク腹白多クシテ 色澤稍粗白ナル嫌アリ 正味重量(一升) 三百九十六分六分	四五、五〇	同
六六	愛媛縣温泉郡三津 濱町大字須先町	宮本卯市	伊豫小粒 等	色澤可良ナルモ大粒ト シテ心白稍薄ク不明瞭 ナリ俵裝材料并ニ仕立 方何レモ良好ナリ 正味重量(一升) 三百九十三分三分	四三、七〇	中條貞輔
六七	愛媛縣温泉郡三津 濱町榮町	鈴木勢美吉	伊豫大粒 等	米質良好乾燥調製共可 ナリ本品ノ如キハ等級 ヲ昇格シテ寧ロ二等級 トシテ移出セルモ 正味重量(一升) 三百九十九分九分	四五、〇〇	同
六八	愛媛縣温泉郡高濱 港	岡部綾太郎	伊豫小粒 等		四五、三〇	同



六九 愛媛縣新居郡西條 町元橋 河端徹郎 伊豫小粒 等

腹白多ク概ノ混在アリ  
調製可ナリト云フ能ハ  
ズ  
正味重量(一升)  
四百〇一匁五分

四四、〇〇 同

七〇 愛媛縣松山市大字 櫻町七 温泉郡農會 農業倉庫 伊豫小粒 等

縦筋深ク色澤稍粗白色  
ヲ帯ビ腹白多シ此ノ種  
ノモノハ元來需要者ニ  
於テ食味ヲ懸念スル  
アリ  
正味重量(一升)  
三百九十四匁八分

四四、三〇 同

七一 香川縣高松市通町 野崎傳次郎 讚岐小粒 等

腹白多ク概ノ混在アリ  
テ調製可ナリト云フ能  
ハズ  
依形稍圓シ取引上今少  
シク長キヲ望ム  
正味重量(一升)  
三百九十九匁九分

四六、三二 旭購買組合

七二 香川縣高松市東濱 町 灘波清平 讚岐小粒 等

乾燥稍不良概ノ混在多  
キヲ遺憾トス  
依形今少シ長キ方取  
上便多カレベシ  
正味重量(一升)  
四百〇一匁五分

四五、〇〇 今西筆吉

七三 香川縣丸龜市新町 社團法人 丸龜農業倉庫 讚岐小粒 等

腹白稍多ク米質可良ナ  
リト云フ能ハズ  
依形今少シ長キヲ希  
望ス  
正味重量(一升)  
三百九十六匁六分

四六、三二 旭購買組合

七四 香川縣多度津港 勵商會 讚岐小粒 等

乾燥色澤共ニ良好ナリ  
依形中央部ノ四ミ深キ  
テ不充分ナリ  
正味重量(一升)  
百三十九匁二分

四四、五一 原太三郎

七五 香川縣多度津町 合資會社 金子商會 讚岐小粒 等

乾燥良好ナルモ腹白多  
ク青米少カラズ調製善  
良ナリト云フ能ハズ  
依形材料適當ナルモ中  
央部ノ四ミ深キヲナ  
シク過シテ概ノ混在  
アリ  
正味重量(一升)  
四百〇六匁

四四、九五 同

七六 同 石川福太郎 讚岐小粒 等

乾燥色澤共ニ良好ナルモ  
粒形稍圓シテ概ノ混在  
アリ  
依形稍圓シテ概ノ混在  
アリ  
正味重量(一升)  
四百〇六匁六分

四六、三二 旭購買組合

七七 德島縣德島市船場 宮岐民二 阿波三等

粒部ノ四深キ概ノ混在  
アリ  
依形稍圓シテ概ノ混在  
アリ  
正味重量(一升)  
四百〇三匁二分

四四、三〇 中條貞輔

七八 德島縣德島市船場 堀部善二 阿波三等

粒部ノ四深キ概ノ混在  
アリ  
依形稍圓シテ概ノ混在  
アリ  
正味重量(一升)  
四百〇三匁二分

四四、〇〇 同

七九 德島縣撫養町 合資會社 東商店 阿波三等

米質乾燥其優良ナリ  
如キハ寧ロ二等若ハ  
一等品トシテ移出セラ  
ル、方却テ有利ナルニ  
依形中央ノ四深キニ過  
ギ其形ナルトハ共ニ改  
充分ナリトハ共ニ改善  
ノ要アリ  
正味重量(一升)  
四百〇六匁六分

四五、〇〇 同



八〇	三重縣上野町桑町	坂森濱郎	伊賀小粒等	色澤可良俵形良好ナリ 正味重量(一升) 三百九十九匁九分	四四、七〇 同
八一	三重縣一志郡松ヶ崎村	堀山庫三	伊勢大粒等	乾燥色澤共精不良ナリ 俵形良好 正味重量(一升) 三百九十三匁三分	四五、五〇 旭購買組合
八二	滋賀縣蒲生郡八幡驛前	近江米同業組合 八幡出張所	逆池三等(蒲生乙)	乾燥良好ナルモ腹白多シ 正味重量(一升) 四百〇一匁五分	五一、〇〇 兼松寅太郎
八三	滋賀縣甲賀郡宮村	無限責任宮村信用購買販賣組合 組合長船見源四郎	近江三等(甲賀乙)	品質乾燥調製共可良ナリ 正味重量(一升) 三百九十九匁九分	五四、〇〇 同
八四	滋賀縣野洲郡野洲町	近江同業組合 野洲出張所	近江三等(野洲乙)	品質ニ於テハ批評スベキ點ヲ認メズ 掛糊細キ嫌アリ 正味重量(一升) 三百八十五匁二分	五四、〇〇 同
八五	滋賀縣栗田郡下田上村大字森	大谷松之助	近江三等(栗田乙)	心白不明瞭ニシテ粗粉多ク乾燥不良ナリト云ヒ難シ掛糊細キ嫌アリ 正味重量(一升) 三百九十八匁二分	五七、〇〇 同
八六	岐阜縣安八郡墨俣町字西町十八番戸	合資會社 仙臺屋商店	美濃三等	乾燥良好ナルモ腹白稍多シ 俵形可ナルモ緊括稍充分ナラズ 正味重量(一升) 四百〇一匁五分	四五、〇〇 金辻伊三郎
八七	同	同	美濃四等	俵形可ナルモ緊括充分ナラズ 正味重量(一升) 三百九十六匁六分	四三、〇〇 中條貞輔

八八	愛知縣海部郡津島町	海部郡 米穀商組合	尾張三等	色澤稍不良ニシテ縦筋俵形良好ナリ 正味重量(一升) 三百九十匁一分	四三、七〇 武内福松
八九	愛知縣碧海郡安城町大字安城字荒子一三六	岡田政一	三河三等	乾燥調製不良ナリ 俵形稍圓ナルノ嫌アリ 今少シク長キヲ嫌ム 正味重量(一升) 三百九十四匁九分	四八、九九 福田元之助
九〇	愛知縣碧海郡安城町	有限責任 碧海郡利用組合	三河三等	乾燥良好ニシテ色澤亦可ナリ 俵形稍圓ナルヲ以テ少シ長形ナルヲ嫌ム 正味重量(一升) 三百九十八匁二分	四五、八〇 加藤安兵衛
九一	千葉縣市原郡牛久崎牛久一、一七六	高橋彌平	上總四等	乾燥及色澤良好ニシテ米質亦可ナルモ粒子ハ京都向トシテハ可ナリト云ヒ難シ 正味重量(一升) 四百〇四匁九分	四四、一〇 堀内治三郎
九二	福島縣白河町	須釜金兵衛	磐城三等	取 清	
九三	福島縣白川町字櫻町	須釜金兵衛	磐城三等	乾燥調製共可良ナレトモ粒形稍圓キヲ嫌フト 俵形適當ナリト雖縦繩稍細キ嫌アリ 正味重量(一升) 三百九十六匁六分	四二、三〇 原太三郎
九四	福島縣若松市榮町	小林奥松	會津三等	乾燥稍不良ナリ 俵裝材料稍粗糲ナル嫌アリ 正味重量(一升) 三百九十二匁〇分	四一、八〇 桐畑源七郎



九五 關島縣相馬郡中村  
三町中村大字上町三  
佐藤雄八 (磐城三等  
相馬米)

九六 岩手縣紫波郡日結  
町 野村由太郎 陸中三等

九七 宮城縣仙臺市新傳  
馬町六七 宮城縣米穀  
同業組合 (本石米)  
宮城縣三等

九八 同 (同  
豆理米)

九九 青森縣三戸郡五戸  
町字博勢町 和田德三郎 陸奥三等

一〇〇 秋田縣由利郡本莊  
村 本莊農業倉庫 羽後三等

一〇一 秋田縣由利郡平澤  
町 平澤農業倉庫 羽後三等

一〇二 秋田縣平鹿郡十文  
字町 有限販賣購買組合  
十文字農業倉庫 羽後三等

一〇三 秋田縣平鹿郡横手  
町前郷字外不瀬一  
二九 有限平鹿共同  
販賣購買組合 羽後三等

一〇四 秋田縣湯澤町 高橋常藏 羽後三等

一〇五 秋田縣仙北郡大曲  
町字土屋館一四八 仙北販賣組合  
農業倉庫 羽後三等

一〇六 秋田縣仙北郡長野  
町 中仙農業倉庫 羽後三等

色澤良好ナルモ粒皮赤  
米混在セルト子粒九  
キヲ以テサレザルベシ  
テ嗜好ナルモ粒細粉細  
儀形可ナルモ粒細粉細  
キノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十八匁二分

乾燥稍不良及赤米ノ  
混在セルト子粒小ナル  
嫌アリ外儀粗粒ニシテ  
縦細ク口際リ細ノ綿  
正味重量(一升)  
三百八十八匁八分

調製色澤共可良米質又  
儀形可ナルノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十三匁三分

調製稍不良粒子小圓ニ  
シテ米質京人ノ嗜好  
ニ適セザルヲ遺憾トス  
正味重量(一升)  
三百九十匁〇分

乾燥稍不良  
儀括リ又稍不充分ナル  
ノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百七十六匁三分

調製色澤共可良米質亦  
儀形適當ト認ム  
正味重量(一升)  
四百〇一匁五分

蓬包装トシテハ可良ナ  
リト認ム  
正味重量(一升)  
三百八十三匁七分

色澤佳良ナルモ粒子小  
ヲサク乾燥宜シカラザル  
ヲ認ムルモノナリ  
正味重量(一升)  
三百八十三匁八分

米質優良ニシテ色澤佳  
良ナルモ粒子小形ニ失  
スルノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十匁一分

米質色澤共ニ佳良ニシ  
テ調製宜シキモ儀形餘  
リニ圓キニ失スルノ嫌  
アルヲ以テ稍長仕立ナ  
ラムコトヲ認ム  
正味重量(一升)  
三百八十三匁七分

色澤佳良ナルモ粒子小  
サク乾燥稍不良粒混在  
シテ調製宜シカラズ  
儀形今小シク長キヲ望  
ム  
正味重量(一升)  
三百八十八匁五分

乾燥稍不良ニシテ粒混  
在多ク調製充分ナラザ  
ルヲウ認ムルモノナリ  
正味重量(一升)  
三百八十三匁七分

米質優良ニシテ色澤乾  
燥共ニ宜シク調製充分  
ナリト認ムルモノニシ

四二、二〇 野村勇一

四一、八〇 同

四四、五〇 田村鶴之助

四一、八〇 桐畑源七郎

四一、八〇 同

四五、〇〇 田村鶴之助

四三、一六 芦見音次郎

四三、一六 同

四三、一六 同

四三、八〇 中條貞輔

四三、八〇 同

四三、六〇 同



一〇七 秋田縣鹿角郡毛馬 立山弟四郎 羽後三等

一〇八 秋田縣追分驛前 有限責任追分信用購買販賣組合 農業倉庫 羽後三等

一〇九 秋田縣南秋田郡土崎港町 土崎米穀 問屋組合 羽後三等

一一〇 山形縣鶴岡市三日町一八 鶴岡正米 合資會社 羽前特定

一一一 同 同 羽前特定

一二二 同 同 羽前特定

一二三 同 同 羽前四等 (特 定)

チスノ如キモノノ供給  
ル市場ノ大イニ歡迎ス  
正味重量(一升)  
三百九十四匁九分  
色澤良好ナルモ乾燥精  
不包ナリ  
蓮包トシテハ佳良ナ  
リト認ム  
正味重量(一升)  
三百八十三匁八分  
色澤宜シキモ乾燥充分  
ナリト云フヲ得ズ  
俵形材料共ニ佳良ナリ  
ト認ム  
正味重量(一升)  
三百八十三匁八分  
参考品  
色澤良好ナルモ粒子小  
サク丸形ヲ呈セルハ好  
マシカラズ  
俵裝細網細シ  
正味重量(一升)  
三百九十一匁七分  
色澤佳良ニシテ調製宜  
シキモ粒子小ニシテ丸  
キノ嫌アリ乾燥精不  
包ナリト云フヲ得ズ  
少シク太キヲ望ム  
正味重量(一升)  
三百八十三匁八分  
乾燥思ハシカラズ粒子

一二四 山形縣鶴岡市高畑町甲二 佐々間龜吉 羽前三等

一二五 山形縣飽海郡酒田町下内匠町 荒木久彦 羽前特定

一二六 同 同 羽前一等 (特 定)

一二七 同 同 羽前特定

一二八 同 同 羽前特定

一二九 山形縣飽海郡酒田町船場町 同 羽前四等 (特 定)

一二〇 新潟縣岩船郡村上町 山本忠平 越後三等

一二一 新潟縣西蒲原郡吉田町 幸田寅治 越後三等

一二二 新潟縣中蒲原郡五泉町 吉田文平 越後三等

小サク丸形ノ嫌アリ  
蓮包トシテハ其俵形  
宜シ  
正味重量(一升)  
三百八十七匁二分  
参考品  
色澤宜ロシキモ乾燥精  
不充分ナリ  
俵形宜ロシク横掛又  
可ナリ  
正味重量(一升)  
三百八十五匁〇分  
乾燥宜シカラズ  
正味重量(一升)  
三百七十九匁三分  
色澤乾燥共精不充分ノ  
嫌アルモ俵裝ノ形状宜  
シ  
正味重量(一升)  
三百八十八匁八分  
粒子小形ニ失スルノ嫌  
アルモ俵形并ニ材料共  
ニ可良ナリ  
正味重量(一升)  
三百九十四匁九分  
乾燥精不良ナルモノ  
シテ粒子餘リニ瘦形ナ  
ルヲ以テ欲セザルトコ  
ロナリ

四四、〇〇 中條貞輔  
四五、五五 野村勇一  
四四、四三 原 太三郎  
四三、九二 同  
四三、四一 同  
四二、三九 同  
四〇、八三 中村徳次郎  
四二、五一 玉水勝次郎  
四二、七〇 藤田伊三郎



一二三 新潟縣新發田町字 近 寅一郎 越後三等  
 色澤思ハシカラズ乾燥亦充分ナラズ  
 正味重量(一升) 三百八十八匁五分 四四、三一 海北庄之助

一二四 新潟縣長岡市表四 町 長岡移出 米商組合 越後三等  
 乾燥不良ニシテ粒長ナリト稱シ  
 正味重量(一升) 三百八十八匁八分 四二、八〇 北村治郎吉

一二五 新潟縣南魚沼郡六 日町 腰越力藏 越後三等  
 色澤宜シキモ粒長型ナルハ一般市場ニ迎合セザルトコロナリ  
 正味重量(一升) 三百八十八匁五分 四一、六一 福島幸次郎

一二六 新潟縣中頸城郡直 江津町 有限販賣利用組合 直江津農業倉庫 越後三等  
 米質色澤調製共ニ可ナリ  
 正味重量(一升) 三百八十八匁〇分 四三、五一 玉水勝次郎

一二七 富山縣水見町 廣瀬清次郎 越中三等  
 米質稍劣ルト共ニ乾燥不良粒亦長型ナルハ市人ノ多ク望マザルトコロナリ  
 正味重量(一升) 三百八十二匁三分 四〇、八〇 和田卯之助

一二八 富山縣下新川郡魚 津町大字神明町五 濱多與兵衛 越中三等  
 米質稍劣ルト共ニ乾燥不良粒亦長型ナルハ市人ノ多ク望マザルトコロナリ  
 正味重量(一升) 三百七十七匁八分 四〇、七〇 同

一二九 富山縣東礪波郡中 野村中野 中野農業倉庫 越中三等  
 色澤白味ヲ帶ビテ好ハシカラズ粒長型ナルハ遺種トス包装圓キニ過ギ横掛中央ニ偏スルヲ以テ特ニ注意アリ  
 正味重量(一升) 三百八十七匁〇分 四〇、五六 中村徳次郎

一三〇 富山縣下新川郡八 善町 佐田省三 越中三等  
 粒多ク乾燥調製共ニ不良ナルヲ以テ賞讃シ難シ  
 正味重量(一升) 三百九十一匁七分 四〇、五〇 和田卯之助

一三一 富山縣射水郡小杉 町三ヶ四一五六 小杉倉庫 株式會社 越中三等  
 色澤不良ニシテ粒長型ナリ  
 正味重量(一升) 三百九十八匁二分 四〇、八〇 同

一三二 富山縣西礪波郡北 蟹谷村 北蟹谷農業倉庫 越中三等  
 米質色澤良好ナルモ乾燥不良ニシテ粒長型ナリ  
 正味重量(一升) 三百八十八匁四分 四〇、八〇 同

一三三 富山縣上新川郡大 久保町下大久保 北陸米肥 株式會社 越中三等  
 色澤稍不良縦筋深クシテ粒長型ノ嫌アリ  
 正味重量(一升) 三百七十七匁八分 四〇、七〇 同



一三四 富山市

富山米穀商 同業組合 越中三等

四〇、七〇 同

一三五 石川縣鹿島郡七尾町字府中町

島田昌一郎 能登三等

四一、〇〇 同

一三六 石川縣石川郡美川町

石川縣移出米同 業組合美川支部 加賀糯 二 等

四七、六五 山下辰之助

一三七 石川縣羽咋郡

株式會社 能登商行 能登三等

四〇、八〇 桐畑源七郎

一三八 石川縣江沼郡動橋村

久保田久與門 加賀三等

四〇、九〇 和田卯之助

一三九 石川縣能美郡小松町

石川縣移出米同 業組合小松支部 加賀三等

四〇、八六 中村徳次郎

一四〇 石川縣金澤市田丸町

石川縣移出米同 業組合金澤支部 加賀三等

四〇、八〇 和田卯之助

一四一 石川縣羽咋郡樋川村字萩市

樋川米肥 合資會社 能登二等

四〇、三〇 桐畑源七郎

一四二 福井縣南條郡武生町大門河原二

斧 平 作 越前 等青

四一、一六 芦見音次郎

一四三 福井縣坂井郡丸岡驛前

福井縣移出米穀 商組合丸岡支部 越前 等青

四一、八三 海北庄之助

一四四 鳥取縣淀江町

松原商店 伯耆白米 等

四二、一六 小林利兵衛

一四五 鳥取縣上井驛前

朝倉松藏 伯耆大粒 等

四二、一六 小林利兵衛

亦宜シカラズ 俵形幾分長造リタラシムルコトヲ望ム 正味重量(一升) 三百七十七匁八分 乾燥精不充分ナリト認ム 俵形圓キニ過グルヲ以テ特ニ注意ヲ望ム 正味重量(二升) 三百八十三匁八分 米質佳良ナルモ俵形圓短シタルト共ニ口勝リ今少シ太キヲ望ム 正味重量(一升) 三百九十一匁七分 色澤乾燥共精不良ニシテ粒長キニ過グルノハ望マシカラズ 俵形圓短ナル 正味重量(一升) 三百八十八匁八分 粒子一般ニ長型ノ嫌アルモ調製宜シク俵形圓短ニ過ギ口勝リ細キニ改善ヲ望ム 正味重量(一升) 三百八十八匁五分 粒子幾分瘦形ナルヲ以テ市人迎合セズ 俵形圓短ナルヲ以テ精長カラシメルト共ニ口勝リ相當大ナラシムルヲ望ム 正味重量(一升) 三百九十匁一分

乾燥精不良ナリトス 正味重量(一升) 三百七十九匁〇分 米質色澤乾燥共適當ト認ムベキモノ 俵形圓短ニ過ギ口勝リ細キニ過グ 正味重量(一升) 三百七十七匁八分 粒子稍長型ヲ呈スルノ嫌アルト共ニ乾燥不良ニシテ寧ロ小粒ト認ムベキナリ 包装ノ縫太キタメ緊密ニシテ積出運搬 其取扱ニ伴フ損傷ヲ慮リ適宜改善ヲ望ム 正味重量(一升) 三百七十七匁八分 粒子長形ナルヲ以テ餘ニ市場ニ迎合セザルベキヲ願念ス 俵形ノ中央細キ爲メ横便ナルヲ以テ改善アリ 正味重量(一升) 三百九十匁一分 到着遅延 乾燥精不良ナリ 俵形稍圓キハ扱上不便ヲ多ク今少シタ長形ナルヲ望ム 正味重量(一升) 三百八十三匁八分



一四六 鳥取市藤前 鳥取移出 米商同盟會 因幡小粒 三

一四七 鳥取縣淡江町 松原貞太郎 伯耆小粒 三

一四八 鳥根縣能義郡安來町 富田豐三郎 出雲三等 三

一四九 鳥根縣飯石郡 飯石郡農會 出雲二等 三

一五〇 朝鮮仁川府 仁川穀物協會内 仁川精米業組合 京畿道 白米一等 三

一五一 朝鮮京畿道振威郡 丙南面平澤里 平澤穀物商組合 京畿道 三

一五二 朝鮮京畿道水原郡 水原面山樓里 水原穀物商會 京畿道 二

一五三 朝鮮忠清北道槐山郡 會坪面會坪里 清安穀物協會 忠清北道 三

一五四 同 清安穀物協會 忠清北道 四

通乾燥稍不良ナリ  
正味重量(一升) 三百九十三分

色澤悪シカラザルモ乾  
燥形今少シク長キヲ望  
ム  
正味重量(一升) 三百九十分

腹白稍多ク粒形丸味ヲ  
可ナラズ横細中央ニ集  
中セルノ嫌アリ  
正味重量(一升) 三百八十八分

乾燥色澤稍不良ナリ  
細中央ニ集セルノ嫌  
アリ  
正味重量(一升) 三百九十六分

良品ト認ム  
正味重量(一升) 三百九十四分

乾燥色澤共良好ナリ  
正味重量(一升) 三百九十六分

當市場ニ於テハ本品ノ  
如キ赤米多キモノヲ嫌  
フ  
正味重量(一升) 三百八十七分

乾燥良好ニシテ普通通出  
廻品以上ノモノト認ム  
正味重量(一升) 三百八十七分

一五五 朝鮮忠清北道清洲郡 清洲面本町六丁目 澤田藤兵衛 忠清北道 三

一五六 朝鮮忠清南道論山郡 論山本町 論山精米 株式會社 忠清南道 三

一五七 朝鮮忠清南道論山郡 江景西町 江景米穀商組合 忠清南道 三

一五八 朝鮮全羅北道群山本町通 中柴萬吉 全羅北道 三

一五九 朝鮮全羅北道 中柴萬吉 三

一六〇 朝鮮全羅北道群山府江戶町 株式會社 朝日精米所 全羅北道 白米一等

一六一 朝鮮全羅北道 朝日精米所 白米一等

乾燥色澤共良好品質總  
ジテ同等級ノ普通通出  
品ニ比シ優良ナルモノ  
ト認ム  
細掛縦横共稍中央ニ集  
中セルノ傾アリ  
正味重量(一升) 三百九十六分

平素出廻米ニ比シ良好  
ナリ  
粒形可良乾燥色澤良好  
ナリ  
正味重量(一升) 四百〇八分

乾燥調製良好ニシテ色  
澤可ナリ總ジテ米質普  
通品以上ノモノト認ム  
正味重量(一升) 三百九十分

碎米稍多キヲ缺點トス  
包裝家庭向ニシテ至便  
ナリト雖長途ノ輸送ニ  
適セザルト共ニ貯藏中  
米穀ハ外部ヨリ濕氣其  
他ノ障礙ヲ受ケ易キ嫌  
アリ  
正味重量(一升) 三百九十六分

四一、六六 芦見音次郎

四一、六六 同

四〇、一六 同

四一、五三 中村徳次郎

四三、六一 福島幸次郎

四一、九五 玉水精米所

四三、三五 中村徳次郎

四三、一一 玉水精米所

四一、七六 中村徳次郎

四二、〇八 同

四二、一八 同

四三、二八 同

四三、七五 玉水精米所

四三、五〇 堀内治三郎



一六二 朝鮮全羅南道木浦府大和町 大岡商店米穀部 全羅南道白米一等

材料并ニ調製可良ナリ  
優品ト認ム  
包裝適當ナリ  
正味重量(一升)  
四、百、九、九、分

五五、〇〇 兼松寅太郎

一六三 朝鮮全羅南道木浦 森田泰吉 全羅南道二等

品質可良ナルモ乾燥良  
好ナラズ色澤稍不良ナ  
リ  
調製良好ト云ヒ難シ  
正味重量(一升)  
三百九十三分

四三、六八 中村徳次郎

一六四 朝鮮慶尙北道大邱府元町一丁目三二 大邱穀物株式會社 慶尙北道二等

參 考 品  
穀精多キ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百八十八分五分

四四、五〇 芦見音次郎

一六五 同 同 慶尙北道三等

參 考 品  
缺點トシテ稍多ク赤米  
混在ムル外特ニ記スベ  
キモノナシ  
正味重量(一升)  
三百八十八分五分

四四、二〇 芝野米穀店

一六六 朝鮮慶尙北道大邱府達城町一三 若松商會精米部 慶尙北道三等

參 考 品  
赤米少ク乾燥良好ナリ  
正味重量(一升)  
三百九十三分三分

四二、九一 玉水精米所

一六七 朝鮮慶尙北道大邱府新町一〇五 大一精米合資會社 慶尙北道二等

參 考 品  
特ニ評スベキモノナシ  
正味重量(一升)  
三百九十九分一分

四五、二〇 芦見音次郎

一六八 朝鮮慶尙北道大邱府達城町 福永謙三郎 慶尙北道三等

參 考 品  
色澤良好ナルモ穀精多  
シ  
正味重量(一升)  
三百九十九分九分

四三、一〇 玉水精米所

一六九 朝鮮慶尙南道釜山府本町四丁目二六 祖父江新三 慶尙南道三等

參 考 品  
赤米少ク調製色澤共可  
良ナリト認ム  
正味重量(一升)  
三百九十一分七分

四二、九一 同

一七〇 朝鮮慶尙南道密陽郡密陽面駕谷洞 播井三省 慶尙南道三等

參 考 品  
赤米少ク調製色澤共可  
良ナリト認ム  
正味重量(一升)  
三百九十一分七分

四二、八六 中村徳次郎

一七一 朝鮮慶尙南道金海郡下界面進永里 青柳種吉 慶尙南道三等

參 考 品  
赤米多ク調製稍不良ナ  
リ  
穀精多ク調製稍不良ナ  
リ  
品質ト認ムルモ京都ノ  
嗜好ニ適合セザルヲ遺  
憾トス  
細粉リ稍不充分ニシテ  
縦横共中央ニ集中  
セルノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十九分九分

四二、九一 玉水精米所

一七二 朝鮮黃海道黃州郡黑橋驛前 森農場 黃海道三等

參 考 品  
赤米多ク調製稍不良ナ  
リ  
穀精多ク調製稍不良ナ  
リ  
品質ト認ムルモ京都ノ  
嗜好ニ適合セザルヲ遺  
憾トス  
細粉リ稍不充分ニシテ  
縦横共中央ニ集中  
セルノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十九分九分

四三、五八 中村徳次郎

一七三 朝鮮黃海道鳳山郡沙里院 阿部松太郎 黃海道等

參 考 品  
赤米多ク調製稍不良ナ  
リ  
穀精多ク調製稍不良ナ  
リ  
品質ト認ムルモ京都ノ  
嗜好ニ適合セザルヲ遺  
憾トス  
細粉リ稍不充分ニシテ  
縦横共中央ニ集中  
セルノ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十九分九分

三九、五〇 野村常次郎

一七四 朝鮮平安北道新義州榮町四丁目 阿部繁男 平安北道白米一等

參 考 品  
可良ナリ  
吹材料稍粗雜ニシテ掛  
細キ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十六分

四二、八〇 同

一七五 朝鮮咸鏡南道咸興 咸興穀物商組合 咸鏡南道一等

參 考 品  
可良ナリ  
吹材料稍粗雜ニシテ掛  
細キ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十六分

四三、一八 中村徳次郎

一七六 同 同 咸鏡南道二等

參 考 品  
可良ナリ  
吹材料稍粗雜ニシテ掛  
細キ嫌アリ  
正味重量(一升)  
三百九十六分

四三、〇九 同

一七七 北海道旭川市二條通十一丁目右十號 旭川米雜穀組合代表者野島民助 北海道三等

參 考 品  
調製可ナルモ粒子稍薄  
ニシテ縦筋深キノ嫌アリ  
リ  
嗜好ノ如キハ京都地方  
ノ嗜好ニ適合セザルヲ  
遺憾トス  
袋形今少シク長キヲ望  
ム  
正味重量(一升)  
三百八十八分

四二、二〇 藤田伊三郎



一七八	北海道雨龍郡妹香 手村市街地	宮川武藏三 等	調製良好ナルモ乾燥 筋深ク粘着力ニシテ 適シザルヲ遺憾トス 俵括リ宜シキモ横細 シ	四二、〇〇	田村鶴之助
一七九	北海道岩見町元町	庄野雪次郎三 等	特ニ評スベキモノナシ 正味重量(一升) 三百六十六匁二分	四二、五〇	同
一八〇	臺中州員林郡員林 街員林五一七	許江湖 臺灣長粒 糯三等	特ニ評スベキモノナシ 正味重量(一升) 三百七十九匁三分	一四、三〇	桐畑源七郎
一八一	臺中州豊原郡豊原 街豊原一九〇	林炎 臺灣長粒 白米一等	特ニ評スベキモノナシ 正味重量(一升) 三百六十八匁八分	一六、三〇	同
一八二	臺中市臺中二四四	林水秀 臺灣長粒 三等	乾燥色澤稍不良米質亦 良好ナリト稱シ難シ 正味重量(一升) 三百七十六匁三分	一四、〇一	野村常次郎
一八三	臺中州大甲郡梧棲 街梧棲字梧棲一四八	陳玉振 臺灣內地 種二等	米質普通出廻同等品ニ 比シ優良ナリ 正味重量(一升) 三百七十四匁九分	一七、五〇	桐畑源七郎
一八四	臺灣新竹州農會内	桃園農業倉庫 丸糯三等	米質普通出廻品ニ比シ 優良ナリ 正味重量(一升) 三百七十四匁九分	一六、九六	武内福松
一八五	臺灣高雄州	高雄州農會 長粒三等	調製稍不良ナリ 正味重量(一升) 三百七十四匁九分	一三、一八	同
一八六	臺灣臺北州羅東郡 羅東街羅東八六	有限責任羅東信 用販賣利用組合 丸白米	調製可良粒形整一ナル モ色澤稍不良ナリ米質 普通出廻品ニ比シ優良 ナリ 正味重量(一升) 三百七十四匁九分	一四、五三	中村德次郎

一八七	臺灣臺北市港町一 丁目二	臺灣米穀移出 商同業組合 丸糯三等	調製可良粒形整一ナル モ色澤稍不良ナリ米質 普通出廻品ニ比シ優良 ナリ 正味重量(一升) 三百七十四匁九分	一六、七一	武内福松
一八八	同	同 長粒三等	調製稍不良ナリ 正味重量(一升) 三百七十四匁九分	一三、八〇	野村常次郎
一八九	同	同 (日本種) 丸粒三等	乾燥色澤稍不良ニテ米 質亦優良ナリト稱シ難 シ 正味重量(一升) 三百七十二匁〇分	一七、五〇	桐畑源七郎
一九〇	同	同 丸粒三等	腹白稍多ク色澤良好ナ ラズ粒子小圓ナルヲ好 マズ 正味重量(一升) 三百六十九匁一分	一四、八〇	野村常次郎
一九一	北海道七川郡東旭 川市街	井原商店 北海道 等	調製可良ナルモ縦筋深 ク品質良好ナラズ且色 澤ニシテ俵形稍圓味ヲ 帯ブルノ嫌アリ 正味重量(一升) 三百九十四匁九分	四二、〇〇	田村鶴之助
一九二	兵庫縣城崎郡豊岡 驛前	阪井彦六 但馬大粒 三等	米質良好ニシテ調製稍 可ナルモ乾燥色澤共不 良ナリ 俵形適宜ニシテ堅括充 分ナリ優良ノモノト認 ム 正味重量(一升) 三百九十一匁七分	四三、一〇	福島幸次郎
一九三	朝鮮忠清南道論山 郡江景	江景米穀商組合 朝鮮 等米	調製稍多キモ概シテ品 質乾燥調製可良ナリ 平素出廻品ニ比シ優良 ナルモノト認ム 正味重量(一升) 三百九十六匁六分	四二、三五	玉水精米所



一九四	同	朝鮮米等	同
一九五	宮崎縣西諸縣郡 同業組合	日向米 小粒三等	四三、四一 飯田元次郎
一九六	宮崎縣宮崎市 宮崎穀物商 同業組合	日向米 大粒三等	四四、二〇 田中末吉
一九七	宮崎縣都城 都城米穀商 同業組合	日向米 小粒三等	四五、〇〇 今西筆吉

調製多キ糖シテ品質乾燥製可良ナリ  
平素出廻米ニ比シ優良  
ノモノト認ム  
正味重量(一升)  
三百九十九分

### ◎各府縣穀物検査規則拔萃

#### ◎青森縣輸出米検査規則

第一條 本縣産米ヲ左記ノ港灣ヲ經テ縣内又ハ縣外ニ輸出スル者若ハ鐵道ニ據リ下北郡及縣外ニ輸出スル者ハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ  
但シ本縣内ニ於ケル農業倉庫業者カ業務規程ニ定ムル所ニ依リ検査ヲ執行セル保管米ニ付テハ此ノ限ニアラス

- 青森港
- 油川港 (但瀧内村大字新田、奥内村大字西田澤ヲ含ム)
- 鯨ヶ澤港 (但舞戸村、赤石村大字赤石ヲ含ム)
- 十三港 (但脇元村大字脇元磯松、小泊村大字小泊、字卜前、折戸ヲ含ム)
- 湊港

第二條 他府縣ノ産米ニシテ本縣内ニ於テ之ヲ精白シ若クハ俵裝ヲ改裝シテ輸出スルモノニハ總テ本則ヲ適用ス

第三條 検査ハ左ノ各項ニ就キ之ヲ行ケ

- 一、品質
- 二、乾燥
- 三、調製
- 四、容量
- 五、俵裝



- 三、検査済ノ米ニ對シ不正ノ手段ヲ施セルモノ
- 四、故意ニ濕氣ヲ加ヘ若クハ石灰其他ノ物質ヲ混入セル米穀ヲ輸出シ若クハ輸出セントスルモノ
- 第二十二條 本則違犯行為ニ付テハ當業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其他ノ從業者ノ行為ト雖トモ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
- 本條ノ規定ハ法人ニ在リテハ其代表者無能力者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス
- 第二十三條 縣外産米ヲ輸入シタルモノ又ハ之ヲ輸出セントスルモノハ其數量産地輸出先ヲ詳記シテ穀物糞工品検査所又ハ最寄同支所ニ届出ツヘシ

### ◎宮城縣穀物検査規則

#### 第一章 總 則

- 第一條 本則ニ於テ穀物トハ玄米、精米、粳、大麥、小麥、精麥、大豆ヲ謂ヒ授受トハ賣買、小作料ノ納入、交換、貸借、讓與、辨償、寄托ノ爲受渡ヲ爲スヲ謂フ
- 第二條 穀物ハ本則ニ據リ検査ヲ受クルニアラザンハ授受シ又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス  
但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限りニテラス

  - 一、一俵未滿ノ穀物
  - 二、朝鮮臺灣及外國産ノ穀物ニシテ其確證アルモノ
  - 三、縣外産穀物ニシテ検査ノ確證アルモノ但シ移入後改装又ハ加工シタルモノヲ除ク
  - 四、法令ニ據リ官吏ノ授受スル穀物及官公署ニ於テ生産シタル種子用穀物
  - 五、博覽會、共進會、品評會等ニ出品スル穀物及學術研究又ハ試験ノ用ニ供スル穀物ニシテ穀物検査所長ノ承認ヲ得タルモノ
  - 六、自家消費ノ爲縣内ニ於テ他人ニ委托加工セシムル穀物ニシテ検査吏員ノ承認ヲ得タルモノ

- 第三條 穀物ノ包装ニ使用スル俵菰蔴及棧俵ハ其ノ品質、寸法重量ニ就キ検査ヲ受ケ合格シタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第四條 包装材料ノ検査ニ合格シタルモノニハ左ノ證印ヲ押捺スルモノトス  
證印 ⑤ 徑一寸五分黒肉
- 第五條 包装材料検査ハ現品所在地又ハ指定ノ場所ニ於テ之ヲ行フ
- 第六條 包装材料ノ検査ヲ受ケムトスルモノハ口頭又ハ書面ヲ以テ所轄検査員派出所又ハ最寄穀物検査支所若ハ其派出所ニ申出ツヘシ
- 第七條 検査済ノ包装材料ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

  - 一、證印ノ磨滅又ハ著シク汚損シタルモノ
  - 二、證印ヲ抹消シタルモノ
  - 三、證印アルモノヲ再用セントスルモノ

- 第八條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ  
本則ニ於テ検査吏員トハ穀物検査所所屬ノ産業技師、技手検査員ヲ謂フ
- 第九條 検査吏員其職務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ(證票省畧)
- 第十條 検査吏員ハ直接自己ノ利害ニ關係アル穀物及包装材料ヲ検査スルコトヲ得ス
- 第十一條 検査ハ生産検査及移出検査ノ二種トス  
生産検査ハ縣内ニ於テ授受スル玄米、粳、大麥、小麥、大豆ニ就キ之ヲ行フ  
移出検査ハ縣外ニ移出スル玄米、精米、大麥、小麥、精麥、大豆ニ就キ之ヲ行フ  
粳及壓搾麥ノ移出検査ハ受檢者ノ申請ニ依リ之ヲ行フコトアルベシ
- 第十二條 縣内ニ於テ授受スル穀物ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ受檢者ノ申請ニ依リ移出検査



第四條 特別ノ事情ニ因リ特種ノ容量又ハ包裝ヲ爲シテ産米ヲ輸出セントスル者ハ其ノ事由及容量包裝方法並其ノ數量仕向地ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 検査合格米ニ對シテハ左ノ等級ヲ附ス  
一 等米  
二 等米  
三 等米  
四 等米  
外米

第六條 検査米ニハ其包裝ノ外面ニ左ノ證印ヲ押捺シ更ニ検査證票ヲ添付ス(證票省畧)

第七條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ輸出スルコトヲ得ス  
一、證印ノ磨滅又ハ汚損等ノ爲不明ナリタルモノ  
二、検査後俵裝ノ毀損又ハ其他ノ事故ニ依リ改造シタルモノ  
三、輸出後積戻シヲ爲シ更ニ輸出セントセルモノ  
四、輸出米ニシテ検査後三十日ヲ過キ輸出セントセルモノ

第八條 検査ノ證印アル包裝ハ再ヒ之ヲ使用スルコトヲ得ス  
第九條 検査ヲ受ケントスルモノハ大正九年八月本縣告示第四〇四號様式ノ申請書ヲ穀物薬工品検査所同支所又ハ派出所ニ差出スヘシ

第十條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ  
第十一條 検査吏員其職務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ(證票省畧)  
第十二條 検査済ノ米ト雖トモ必要ト認ムルトキハ再検査ヲ爲スコトアルヘシ  
前項ノ場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條 検査吏員ハ自己ノ利害ニ關係アル米ヲ検査スルコトヲ得ス

第十四條 検査ハ申請ノ順序ニ依リ青森縣穀物薬工品検査所同支所及派出所ニ於テ之ヲ行フ但時宜ニ依リ現品所在地ニ於テ検査スルコトアルヘシ此場合ニハ申請者ヲシテ検査器具等ヲ運搬セシムルコトヲ得

第十五條 検査吏員本則ニ違反ノ事實アリト認メタルトキハ米穀ノ存在スト思料スル場所ニ臨檢シ若ハ關係帳簿ヲ査閲シ又ハ米穀ノ解裝、運送ノ停止、若ハ保管ヲ命スルコトヲ得  
前項ノ場合ニハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 検査執行中ハ申請者又ハ其代理人ノ立會ヲ要ス  
第十七條 輸出米検査等級ニ對シ異議アル者ハ其理由ヲ穀物薬工品検査所長ニ申立ツルコトヲ得  
前項ノ場合穀物薬工品検査所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ更ニ検査ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十八條 當該検査吏員ノ検査等級ニ對シ異議アル場合ト雖トモ検査申請ノ取消ヲ要請スルコトヲ得ス  
第十九條 荷主ノ徽章若クハ荷印ニシテ検査證印ニ類似シ若クハ検査證印ニ誤認セラル、虞アルモノヲ俵裝ノ表面ニ附記押捺スルヲ得ス

第二十條 荷主ノ徽章若クハ荷印等ヲ俵裝ノ表面ニ附記押捺セムトスルモノハ豫メ其雛形ヲ最寄穀物薬工品検査所又ハ同支所ニ差出シ之カ使用ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ本則ニ依ル未検査品ヲ輸送シ又ハ取扱ヲ爲スコトヲ得ス  
第七條、第八條、第十二條第二項、第十五條第二項、第十九條、第二十條ニ違背シ若クハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ五拾圓以内ノ罰金又ハ貳拾圓未滿ノ科料若クハ參拾日未滿ノ拘留ニ處ス

一、検査ヲ受ケサル米ヲ輸出シ若クハ輸出セントセルモノ  
二、検査ヲ免ル、目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ施セルモノ



- 三、検査済ノ米ニ對シ不正ノ手段ヲ施セルモノ
- 四、故意ニ濕氣ヲ加ヘ若クハ石灰其他ノ物質ヲ混入セル米穀ヲ輸出シ若クハ輸出セントスルモノ
- 第二十二條 本則違犯行為ニ付テハ當業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其他ノ從業者ノ行為ト雖トモ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
- 本條ノ規定ハ法人ニ在リテハ其代表者無能力者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス
- 第二十三條 縣外産米ヲ輸入シタルモノ又ハ之ヲ輸出セントスルモノハ其數量産地輸出先ヲ詳記シテ穀物藁工品検査所又ハ最寄同支所ニ届出ツヘシ

### ◎宮城縣穀物検査規則

#### 第一章 總 則

- 第一條 本則ニ於テ穀物トハ玄米、精米、粳、大麥、小麥、精麥、大豆ヲ謂ヒ授受トハ賣買、小作料ノ納入、交換、貸借、讓與、辨償、寄托ノ爲受渡ヲ爲スヲ謂フ
- 第二條 穀物ハ本則ニ據リ検査ヲ受クルニアラザンハ授受シ又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス  
但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限りニテラス
  - 一、一俵未滿ノ穀物
  - 二、朝鮮臺灣及外國産ノ穀物ニシテ其確證アルモノ
  - 三、縣外産穀物ニシテ検査ノ確證アルモノ但シ移入後改装又ハ加工シタルモノヲ除ク
  - 四、法令ニ據リ官吏ノ授受スル穀物及官公署ニ於テ生産シタル種子用穀物
  - 五、博覽會、共進會、品評會等ニ出品スル穀物及學術研究又ハ試驗ノ用ニ供スル穀物ニシテ穀物検査所長ノ承認ヲ得タルモノ
  - 六、自家消費ノ爲縣内ニ於テ他人ニ委托加工セシムル穀物ニシテ検査吏員ノ承認ヲ得タルモノ

第三條 穀物ノ包装ニ使用スル俵菴莖及棧俵ハ其ノ品質、寸法重量ニ就キ検査ヲ受ケ合格シタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 包装材料ノ検査ニ合格シタルモノニハ左ノ證印ヲ押捺スルモノトス  
證印 ⑤ 徑一寸五分黒肉

第五條 包装材料検査ハ現品所在地又ハ指定ノ場所ニ於テ之ヲ行フ

第六條 包装材料ノ検査ヲ受ケムトスルモノハ口頭又ハ書面ヲ以テ所轄検査員派出所又ハ最寄穀物検査支所若ハ其派出所ニ申出ツヘシ

第七條 検査済ノ包装材料ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス
 

- 一、證印ノ磨滅又ハ著シク汚損シタルモノ
- 二、證印ヲ抹消シタルモノ
- 三、證印アルモノヲ再用セントスルモノ

第八條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ  
本則ニ於テ検査吏員トハ穀物検査所所屬ノ産業技師、技手検査員ヲ謂フ

第九條 検査吏員其職務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ(證票省畧)

第十條 検査吏員ハ直接自己ノ利害ニ關係アル穀物及包装材料ヲ検査スルコトヲ得ス

第十一條 検査ハ生産検査及移出検査ノ二種トス  
生産検査ハ縣内ニ於テ授受スル玄米、粳、大麥、小麥、大豆ニ就キ之ヲ行フ

移出検査ハ縣外ニ移出スル玄米、精米、大麥、小麥、精麥、大豆ニ就キ之ヲ行フ  
粳及壓搾麥ノ移出検査ハ受檢者ノ申請ニ依リ之ヲ行フコトアルベシ

第十二條 縣内ニ於テ授受スル穀物ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ受檢者ノ申請ニ依リ移出検査



ヲ行フコトアルヘシ

一、農業倉庫ニ寄託スルモノ

二、商取引ノ爲メ輸送スルモノ

前項ニ依リ移出検査ヲ受ケタルモノハ生産検査済ノモノト看做ス

第十三條 穀物ノ検査ハ左ノ各項ニ就キ之ヲ行フ

一、品質 二、乾燥 三、調製 四、粒形 五、色澤 六、容量及重量 七、包装

第十四條 検査ヲ受クヘキ穀物ハ左ノ各號ニ據リ調整スヘシ

一、乾燥ヲ良好ナラシムヘシ

二、新古米、今摺米、異品種其他異形異質ノモノ及同一品種ト雖乾燥不同ノモノヲ混淆スヘカラス

三、赤米、稗、死米、粗、秕、屑、碎、土砂、塵埃其他ノ夾雜物ノ除去ニ努ムヘシ

四、精米及精麥ニ在リテハ前各號ノ外精白ノ齋一ニ注意シ糠及搗粉等ノ附着ヲ少カラシムヘシ

第十五條 検査ヲ受クヘキ穀物ノ包装及容量又ハ重量ハ左ノ各號ニ據ル

一、包装ハ別ニ定ムル包装標準ニ據リ生産検査ヲ受クルモノハ素俵、又ハ二重俵移出検査ヲ受クル

モノハ二重俵トナスヘシ但精米及精麥ハ吠ヲ使用スルコトヲ得

二、第十二條第一項ニ據リ移出検査ヲ受クルモノ及船舶鐵道ニ依ラスシテ縣外隣接地ニ輸送スルモノハ素俵トナスコトヲ得

三、特別ノ事由アルモノハ穀物検査所長ノ承認ヲ得テ前各號ニ據ラサルコトヲ得

四、一俵又ハ一吠ノ容量ハ米ハ四斗大麥及大豆ハ正味十四貫匁、小麥ハ正味十六貫匁ハ正味十三

貫匁トナスヘシ

五、嶮路ヲ運搬スルモノ及ヒ精米、精麥ニシテ特別ノ事由アルモノハ検査吏員ノ承認ヲ得テ前號ニ

據ラサルコトヲ得

第十六條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ前條ノ規定ニ據ラサルモノト認メタル時ハ其ノ検査ヲ中止ス

前項ニ依リ検査ヲ中止セラレタルトキハ五日以内ニ容量ノ補足又ハ改装ヲナシ検査ヲ受クルニアラ

サレハ其検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

第十七條 検査吏員必要ト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトアルヘシ

第十八條 検査済穀物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ再検査ヲ受クルニアラサレバ授受シ又ハ

縣外ニ移出スルコトヲ得ス

一、包装毀損シ又ハ改装シタル時

二、證印認識シ難キ時又ハ票箋ノ汚損亡失シタル時

三、移出検査ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルモノ

但シ十一月一日ヨリ翌年四月末日迄ノ間ニ移出検査ヲ受ケ其期間内ニ移出スルモノヲ除ク

第十九條 受檢者若ハ其代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指揮ニ從フベシ

受檢者若ハ其代理人検査ニ立會サル時ハ検査吏員ハ隨時立會人ヲ指定シ検査ヲ行フコトヲ得

第二十條 検査済穀物ノ包装ヲ解キタル時ハ直ニ票箋ヲ破棄スベシ

第二十一條 検査済ノ穀物ハ濕氣ノ滲透セサル設備ヲ施スニ非サレバ雨雪中ニ積置キ又ハ運搬スルコ

トヲ得ス

第二十二條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ本則ニ依リ検査ヲ受クベキ穀物ニシテ未タ検査ヲ受ケサル

モノヲ輸送シ又ハ取扱フコトヲ得ス

第二十三條 包装面ニ商號又ハ其他ノ徽號ヲ附セムトスルモノハ願書ニ其ノ實形圖ヲ添付シ最寄穀物

検査支所又ハ派出所ヲ經テ穀物検査所長ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスル時亦同シ

第二十四條 検査ノ證印ヲ取消ス時ハ左ノ消印ヲ以テ抹消スルモノトス

消印 × 線長三寸肉色黒



第二十五條 第二條但書ニ該當スル穀物及ヒ検査済ノ穀物ヲ移出検査施行地ヨリ發送シ又ハ移出検査施行地ヲ經テ輸送スルモノハ其數量及仕向地ヲ記載シタル書面ヲ以テ穀物検査支所又ハ派出所ニ届出ツヘシ

第二章 生産検査

第二十六條 生産検査ハ合格不合格ヲ定メ玄米ニ限り合格ヲ上並ノ二等級ニ區別ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニシテ一回ノ受檢俵數五十俵以上ナル時ハ受檢者ノ申請ニ依リ移出検査ニ準シ其ノ等級ヲ區別スルコトアルベシ

一、産業組合、農會、郡市町村及共同受檢組合其他農業團體ノ斡旋ニ依リ検査ヲ受ケントスル時  
二、小作料トシテ收納スル穀物ニ對シ検査ヲ受ケムトスル時

第二十七條 生産検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ

第二十八條 生産検査ヲ受ケムトスルモノハ口頭又ハ書面ヲ以テ穀物ノ數量及住所氏名ヲ最寄穀物検査支所又ハ派出所ニ申出ツヘシ

第二十六條但書ニ據リ検査ヲ受ケムトスル時ハ代表者又ハ本人ヨリ穀物ノ種類、數量場所、期日及小作料トシテ授受スル穀物ニ在リテハ各等級ニ對スル補償額ヲ具シ最寄穀物検査支所又ハ派出所ヲ經テ穀物検査所ニ申出ツヘシ

第二十九條 検査ヲ受ケヘキ穀物ノ包装ニハ縣ニ於テ發行スル左記様式ノ票箋ヲ附スヘシ

(様式省畧)

第三十條 生産検査ヲ終リタルトキハ其ノ棧俵及票箋ニ左ノ證印ヲ押捺シ且票箋ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺スルモノトス(様式省畧)

第二十六條 但書ニ依ル検査ヲ終リタルトキハ俵裝面ニ移出検査證印ヲ票箋ニ等級相當證紙ヲ貼付スヘシ

第三章 移出検査

第三十一條 移出検査ハ合格不合格ヲ定メ合格セル玄米精米及粃ハ一等乃至五等ノ五等級ニ大麥小麥精麥大豆ハ一等乃至三等ニ區別ス

風水其他不可抗力ニ依リ災害ヲ受ケ品質ヲ損シタル場合ニ於テ必要アリト認ムル時ハ前項合格等級中ニ玄米精米及粃ニ在リテハ五等ノ次ニ等外大麥、小麥、大豆ニ在リテハ三等ノ次ニ等外ノ各等級ヲ設クルコトアルヘシ

前項ノ場合ハ豫メ之ヲ告示ス

第三十二條 移出検査ハ移出検査施行地ニ於テ之ヲ行フ

但シ特別ノ事由アル場合ハ移出検査施行地以外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトアルヘシ  
移出検査施行地ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十三條 移出検査ヲ受ケムトスル者ハ穀物ノ種類、數量、移出先ヲ具シタル書面ヲ以テ穀物検査支所又ハ派出所ニ申出ツヘシ

第三十四條 移出検査ヲ受ケヘキ穀物ノ包装ニハ左記様式ノ票箋ヲ附スヘシ(様式省畧)

第三十五條 第十二條第一項第一號ニ據リ移出検査ヲ受ケムトスル時ハ其ノ代表者ヨリ穀物ノ種類、數量、場所期日ヲ明記シ小作料トシテ授受スル穀物ノ場合ニアリテハ各等級ニ對スル補償額ヲ具シ豫メ穀物検査所ニ申出ツヘシ

第三十六條 移出検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ検査手数料ヲ納ムヘシ

但シ第十二條第一項第一號ニ依ル場合ハ此限ニアラス

第三十七條 移出検査ヲ行ヒタルトキハ俵面ニ左ノ證印ヲ押捺シ票箋ニ左ノ證紙ヲ貼付スルモノトス

(様式省畧)

第四章 罰則



第三十八條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ罰金拘留又ハ科料ニ處ス

一、検査又ハ再検査ヲ拒ミ若ハ免レントシタル者

二、不正ナル票箋及證紙ヲ使用シタル者

三、検査済ノ穀物ニ濕氣ヲ施シ若ハ他ノ物料ヲ混入シ其他不正ノ手段ヲ以テ容量重量ヲ増減シタル者

四、第二條第三條第七條第十八條第二十一條第二十二條第二十三條第二十五條ニ違犯シタルモノ

第三十九條 本則ニ依ル義務者ハ其代理人戸主家族同居者又ハ雇人其他ノ從業者ニシテ本則ノ規定ニ

違反シタル時ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

本則ニ據ル義務者ニシテ法人未成年者又ハ禁治産者ナル時ハ本則ニ定ムル罰則ハ之ヲ其法人ノ代表者決定ノ代理人又ハ後見人ニ適用ス

但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限りニアラス

附 則

一、本則ハ大正十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年九月縣令第三十六號ハ本則施行ノ日ヨリ之レヲ廢止ス

二、本則ヲ施行セサル町村ハ別ニ之ヲ告示ス但シ本則ヲ施行セサル町村ト雖生産者ノ申請ニヨリ検査ヲ行フコトヲ得

### ◎埼玉縣米穀検査規則

第一條 縣内ニ於テ授受シ又ハ縣外ニ移出スル玄米ハ本令ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ

該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、一俵ニ滿タサルモノ

二、學術研究若ハ試験ノ用ニ供スルモノ

三、博覽會共進會又ハ品評會ニ出陳スルモノ

四、風水災其ノ他ノ被害地タルコトヲ臨時指定シタル地域内生産ノ不良米ニシテ翌年三月三十一日迄ニ授受若ハ移出スルモノ

五、自家消費ノ目的ヲ以テ搗精ノ爲引渡スモノ

六、縣外ニ於テ生産シタル確證アルモノ

本令ニ於テ授受ト稱スルハ賣買、交換、贈與、小作米納付、代償、貸付、擔保寄託ヲ謂フ

第二條 検査ハ生産検査、移出検査ノ二種トシ各乾燥、調製、品質、粒形、容量及俵裝ニ就キ之ヲ行フ

生産検査ハ縣内ニ於テ授受スル玄米ニ就キ之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定メ其ノ合格ヲ甲乙丙ノ三階級ニ區別シ尙當分ノ内丙ヲ上下二種ニ小別ス

移出検査ハ縣外ニ移出スル生産検査済ノ玄米ニ就キ之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定メ其ノ合格ヲ一等乃至五等ニ區別シ尙當分ノ内五等ヲ上下二種ニ小別ス

縣内ノ運搬ト雖汽車積若ハ船積トナストキハ移出米ト看做ス但シ検査吏員ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ汽車積船積ノ區別米ノ種類別、俵數、發荷地名及月日着荷地名並其ノ地受取人住所氏名、運送取扱者住所氏名ヲ書面ニ明記シ現品所在地ノ移出検査員出張所ニ申請スヘシ

第三條 小作人ヨリ地主ニ納付スル爲又ハ耕作人自ラ收納スル爲運搬スルモノニシテ生産検査員ノ承認ヲ得タルモノハ移出検査ヲ受タルコトヲ要セス

前項ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ米ノ種類別俵數及受取人住所氏名ヲ書面ニ明記シ現品所在地ノ生産



検査員派出所ニ申請スヘシ

第四條 移出検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムルトコロノ規定ニ依リ手数料ヲ納付スヘシ

第五條 検査ヲ受クヘキ玄米ハ左ノ各號ニ從フヘシ

- 一、乾燥ヲ良好ナラシムルコト
- 二、調製ニ注意シ粗、糝、屑米、碎米、稗其ノ他夾雜物ノ除去ニ努ムルコト
- 三、品質粒形ノ齊一ニ注意スルコト
- 四、容量ヲ一俵四斗トスルコト
- 五、俵装ハ二重俵トシ左ノ標準ニ依ルコト但シ酒造原料トシテ縣内ノ酒造業者ニ供給スルコト明ナルモノ及九月三十日迄ニ検査ヲ受クル其ノ年生産ノ粳米ニ限リ外俵ヲ省略スルコトヲ得

區別 内 俵 外 俵

材	乾燥セル古藁	乾燥セル藁
菰ノ編	強靱ナル小繩	強靱ナル小繩
菰ノ編筒所	四 箇 所	四 箇 所
菰ノ編筒間	六寸五分	七 寸
菰ノ兩端	五 寸	五寸五分
菰ノ編封數	四十八封以上	六十五封以上
菰ノ編丈	三尺七寸	四 尺
菰ノ重量	六百匁乃至七百匁	四百五十匁乃至五百五十匁
目	貫 六 箇 所	九 箇 所
俵	直径 一尺	
棧	重量 七十匁乃至九十匁	

横 繩 打柔ケタル藁ヲ以テ綯ヒ引延シ周リ約一寸トシ二廻五箇所締捻込

小 口 繩 横繩ト同様ノ繩ニテ各目貫ニ引掛ケ中央ニ於テ引締メ結止ム但シ内俵ノミニテ檢査ヲ受クル場合ハ膝初ノ繩端ト肩口ヨリ内方約三寸ノ所ニ於テ結合ス

縦 繩 打柔ケタル藁ヲ以テ綯ヒ引延シ周リ約一寸トシ二廻五箇所締捻込

第六條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ

第六條 検査ハ検査吏員ニ於テ必要ト認メタルトキハ更ニ検査ヲ行フ

第七條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ容量又ハ包装ノ規定ニ適合セサルモノニ付テハ其ノ検査ヲ中止スルコトアルヘシ

第八條 生産検査ハ現品所在地移出検査ハ移出検査員出張所若ハ検査吏員ノ指定セル場所ニ於テ申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ順序ヲ變更スルコトアルヘシ

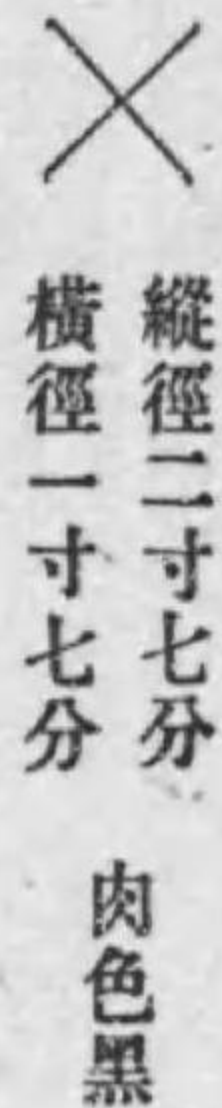
第九條 生産検査ヲ行ヒタルトキハ俵ノ兩端小口繩結目ノ卷紙ニ相當封緘紙ヲ貼付シテ之ニ印章ヲ押捺シ尙票箋ニ検査年月日ヲ記入シテ印章ヲ押捺ス



移出検査ヲ行ヒタルトキハ俵ノ兩小口肩ニ各相當證印一個（生産ノ翌年九月以後検査ノ俵米ニ對シテハ二個）ヲ押捺シ尙票箋ニ検査年月日ヲ記入シテ印章ヲ押捺ス但シ生産ノ翌年四月以後粗摺シタルモノト認ムルトキハ等級證印ノ傍ニ今摺米證印ヲ押捺ス

第十條 検査上使用する印章及封緘紙ノ雛形左ノ如シ（雛形省畧）

第十一條 俵裝ニ押捺セル等級印ヲ取消ストキハ左ノ消印ヲ以テス



第十二條 検査吏員職務ヲ行フトキハ左ノ雛形ノ證票ヲ携帯スルモノトス（雛形省畧）

第十三條 検査ヲ受ケムトスル者ハ左ノ區別ニ隨ヒ書面ヲ以テ検査ノ申請ヲナスヘシ但シ生産検査ノ申請ニ限リ口頭ヲ以テナスコトヲ得

一、生産検査ノ申請ニ在リテハ俵ノ兩端小口繩ノ結目卷封（長五寸巾九分ノ細川紙ヲ用ヒ紙色ハ票箋ト同一ナルヲ要ス以下同シ）ヲ施シ現品ノ所在地俵數及受驗希望日時ヲ具シ現品所在地ノ生産検査員ニ申告スルコト

二、移出検査ノ申請ニ在リテハ物品ノ所在地俵數及移出先ヲ具シ移出検査員出張所ニ申告スルコト

三、生産ノ翌年四月以後粗摺シタル玄米ニアリテハ票箋表面種類ノ下ニ「今摺」ノ二字ヲ記入スヘシ

第十四條 検査吏員若ハ警察官吏ニ於テ本令ニ違背ノ事實アリト認ムルトキハ玄米ノ運搬ノ停止又ハ保管ヲ命シ若ハ關係資料ノ提供ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 検査済ノ米穀ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受ケルニアラサレハ授受又ハ移出スルコトヲ得ス

一、検査後俵裝毀損又ハ改裝シタルモノ  
二、検査後蟲害鼠害ヲ被リタル事實明瞭ナルモノ

三、捺印ノ磨滅封緘箋紙若ハ票箋ノ汚損又ハ亡失シタルモノ

四、移出検査ヲ受ケタル前年産米ニシテ六月一日以後ニ移出セントスルモノ但シ検査ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過セサルモノハ此ノ限ニアラス

五、九月三十日迄ニ移出検査ヲ受ケタル當年産米ニシテ三十日ヲ經過シ移出セントスルモノ

第十六條 検査済ノ玄米ヲ俵若ハ減量シタルトキハ票箋及俵ノ兩端小口ノ封緘紙ヲ又本令第十八條ノ證印アル玄米ヲ俵若ハ減量シタルトキハ俵兩端ノ卷封ヲ破棄スヘシ

第十七條 検査ヲ受ケル玄米ノ包裝ニ充ツヘキ俵ハ検査吏員ノ豫備検査ヲ受ケ合格シタルモノヲ用ウヘシ一旦使用シタルモノヲ再ヒ使用セムトスルトキ亦同シ

繩ニ付豫備検査ヲ受ケムトスル者ニ對シテハ之ヲ行フ  
前各項ノ豫備検査ニ合格シタルモノニハ證印ヲ押捺ス

第十八條 本令第一條第一項第二號乃至第四號ニ該當スル玄米ハ其ノ事由及俵數ヲ具シ且俵ノ兩端小口繩結目ニ卷封（長五寸巾九分ノ白色細川紙ヲ用ヒ）ヲ施シ生産検査員ノ證印ヲ受クヘシ

第十九條 検査ヲ受クヘキ玄米ノ俵ニ印章證標ヲ押捺又ハ附記セムトスルモノハ其ノ實形圖（肉色ヲ明記シ）ヲ添附シ認可ヲ請クヘシ但シ別ニ指定シタル印章證標ハ此ノ限ニアラス

前項但書ニ依ル印章證標ヲ使用セムトスル者ハ移出検査申請前押捺若ハ附記スルコトヲ要ス

第二十條 検査申請者若ハ其ノ代人ハ検査ニ立會ヒ且検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第二十一條 検査ノ爲ニシタル損害ハ縣ニ於テ賠償ノ責ニ任セス

第二十二條 玄米ノ賣買ニ從事スル者ニ於テ使用スル米刺ハ長一尺周圍二寸ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十三條 本令第十五條第十六條第十九條第二十條若ハ第二十二條ニ違背シ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、本令第一條ニ違ヒ検査ヲ受ケサル玄米ヲ授受シ又ハ授受セントシタル者若ハ移出シ又ハ移出セ



ントシタル者

- 二、本令第十四條ノ命令ニ應セサル者
  - 三、検査ヲ經タル玄米ニ濕氣ヲ施シ又ハ他ノ玄米其ノ他ノ物質ヲ混合シ若ハ容量ヲ抽出減量シ或ハ、  
票箋ヲ剝離シタル者
  - 四、検査ヲ免ル、目的ヲ以テ不正ノ行爲ヲ爲シタル者
- 第二十四條 本令ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人ニシテ本令ニ違背シタルト雖自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 本令ニ依ル義務者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
- 本令ノ罰則ハ法人ニ在リテハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

附 則

第二十五條 本令ハ大正四年七月二十日ヨリ施行ス

第二十六條 大正三年以前ニ生産シタル米穀ニ對シテハ検査ヲ行ハス

前項ノ俵米ニハ俵ノ兩小口繩結目ニ卷封ヲナシ大正四年十二月三十一日迄ニ検査吏員ノ證印ヲ受クヘシ

第二十七條 本令ハ當分ノ間秩父郡ニ施行セス

### ◎岩手縣穀物検査規則

第一條 米（玄米、精米）小麥、大豆ヲ汽車又ハ船舶ニ依リ本縣外ニ移出セムトシ若ハ本縣内ニ移送セムトスルトキハ本令ニ依リ検査ヲ受クヘシ

前項ノ移出、移送スルモノニ非サル米、小麥、大豆ト雖改良ノ目的ヲ以テ検査ヲ希望スルモノハ所

定ノ検査ヲ受クルコトヲ得

前項ノ検査ヲ受ケタル穀物ハ之ヲ本條第一項ノ検査ヲ受ケタルモノト看做ス但第十二條第六號ニ依ル一重俵裝ニテ検査ヲ受ケタルモノハ第十二條第五號所定ノ包裝ヲ施シ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ本縣外ニ移出シ又ハ本縣外ヲ通過シテ本縣内ニ移送スルコトヲ得ス

第二條 左ニ掲クル米、小麥、大豆ハ検査ヲ受クルニ及ハス但最寄検査所出張所ニ届出ツヘシ

一、外國、臺灣ノ生産ニ係ルモノ

二、縣外ノ生産ニ係ル米、小麥、小豆ニシテ官公署、組合其他團體ノ検査證憑アルモノ但縣内ニ於テ改裝シ若ハ精白シテ移出、移送スル場合ハ検査ヲ受クヘシ

三、四斗未滿ノ端物

四、學術研究、試験ノ目的ヲ有スルモノ又ハ博覽會、共進會、品評會ニ出品スルモノ

五、災害救恤其他特殊ノ目的ヲ有スルモノニシテ知事ノ許可ヲ得タルモノ

六、小作人ヨリ小作料トシテ直接地主ニ移送スル米、小麥、大豆

七、官廳ノ取扱ニ係ルモノ

前項各號ノ米、小麥、大豆ハ検査吏員之ヲ點檢シ點檢票ヲ附スルコトアルヘシ

第三條 検査ハ穀物検査所出張所ニ於テ之ヲ行フ但必要ト認ムルトキハ一回百俵以上ノ検査俵數アル場所又ハ其他ニ於テモ検査ヲ行フコトアルヘシ

第四條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ

本令ニ於テ検査吏員ト稱スルハ穀物検査所技師、技手、検査員ヲ謂フ

第五條 検査吏員其任務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ（證票省畧）

第六條 検査ヲ受ケムトスルモノハ第一號様式ノ申告書ニ穀物検査手数料規則ニ依ル手数料額相當ノ岩手縣收入證紙ヲ貼付シ最寄検査所出張所ニ差出スヘシ



地主カ小作人ヨリ收納スル米、小麥、大豆ノ検査ヲ受ケムトスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケ其許可書ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

第七條 前條第二項ノ許可ヲ得ムトスルモノハ第二號様式ノ検査願ヲ最寄出張所ヲ經由シテ穀物検査所ニ差出スヘシ

第八條 删除

第九條 検査ノ際ハ申告者又ハ其ノ代理人之ニ立會ヒ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十條 検査吏員ハ自己ノ利害ニ關係アル穀物ヲ検査スルコトヲ得ス

第十一條 検査ハ乾燥、調製、形質、容量、包裝ニ就キ之ヲ行ヒ合格ニ區別シ合格ハ本縣検査標準品ニ對照シテ一等、二等、三等、四等ノ四種ニ分ツ天災ノ爲メ米、小麥、大豆ノ品質ヲ損傷シタル場合ハ前項ノ外合格ニ五等ノ一階級ヲ設クルコトアルヘシ此場合ハ豫メ之ヲ告示ス

第十二條 検査ヲ受クヘキ米、小麥、大豆ハ左ノ各號ニ據ルヘシ  
一、乾燥ヲ佳良ナラシムルコト  
二、調製ニ注意シ玄米ニアリテハ粃、稗、屑米、碎米、土砂、塵埃ヲ混入セサルコト精米ニアリテハ搗精ノ齊一ニ注意シ糠、粉類ノ附着ヲ少カラシムルコト小麥、大豆ニアリテハ屑粒其他ノ夾雜物ヲ除去スルコト

三、粒形ノ齊一ニ注意シ異形、異質ノモノヲ混合セサルコト

四、一俵又ハ一呎ノ容量ハ四斗小麥ハ正味十六貫匁大豆ハ正味十四貫匁トス

五、包裝ハ二重俵又ハ呎入トシ左ノ方法ニ依ルコト

包製用材料ハ乾燥シタル「スグリ」藁ヲ用ウヘシ

イ、内 俵

菘

編所、四ヶ所封間、中央七寸其ノ他六寸

目方、五百五十匁乃至六百五十匁 編上リ、三尺八寸

棧 俵

繩

直径、一尺乃至一尺一寸 目方、八十匁乃至百匁

周リ九分以上

俵装仕様

小口「カガリ」七ヶ所以上掬ヒ俵ノ兩端ニ棧俵ヲ當テ菊形又ハ桔梗形ニカガリ横繩ハ三ヶ所ニ廻リトス

ロ、外 俵 菘包又ハ菘包トス

菘

編所、四ヶ所 封間、中央七寸其ノ他六寸

目方、三百匁乃至四百匁 編上リ、四尺

蕙 堅數、四十堅以上 織上リ、長四尺四寸

繩 織幅、二尺六寸 目方、三百匁乃至四百匁

横繩及「カガリ」繩ハ周リ一寸以上 縦繩周リ一寸三分以上

俵装仕様

小口「カガリ」目通シ十一ヶ所以上ヲ掬ヒ菊形造リニ緊結シ横繩ハ五ヶ所ニ廻リトシ縦繩ハ一筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ

筋ヲ以テ四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ充分ニ緊縛スヘシ



ハ、吠ノ包装

吠

竪數、三十二竪以上

目方、四百匁乃至五百五十匁

繩

横繩、縦繩其周リ一寸以上

包装仕様

横繩ハ三ヶ所二廻トシ縦繩ハ二ヶ所一筋ニテ各横繩ニ引掛ケ緊縛スヘシ

六、米、小麥、大豆ヲ本縣内ニ移送セムトスルモノ若ハ第一條第二項ニ依ル希望検査ヲ受ケムトスルモノハ左ノ方法ニ依リ一重俵装ト爲スコトヲ得

菰、棧俵、横繩、カガリ繩、及繩ノ掛ケ方ハ前號内俵ニ準シ横繩ハ三ヶ所若ハ五ヶ所二廻リトシ

縦繩ハ周リ一寸以上一筋ヲ以テ二方掛ケトシ各横繩ニ引掛ケ緊縛スヘシ

七、検査ヲ受ケムトスルモノハ每包装ニ其住所氏名及皆掛重量ヲ記載シタル紙札(用紙摸造紙類)

ヲ附スヘシ

第十三條 糯米、小麥及大豆ノ包装ニハ俵ニアリテハ兩端ノ棧口、吠ニアリテハ底部ニ左ノ記號ヲ附スヘシ

糯米 赤色 方二寸五分 小麥 赤色 徑二寸五分 大豆 黑色 同 上

第十四條 検査ヲ終リタルモノニハ左ノ等級ニ應シタル證印ヲ押捺ス(様式省畧)

第十五條 検査ニ合格シタルモノニハ左ノ票箋ヲ附ス但十二條第六號ニ依ル一重俵装ニハ票箋ノ外左ノ卷封票ヲ附ス(様式省畧)

第十六條 特殊ノ事由アルモノニシテ容量又ハ包装等第十二條ニ據リ難キモノハ其ノ事由ヲ具シ知事

ノ許可ヲ受ケ其ノ制限ニ依ラサルコトヲ得但検査申告書ニ許可書若ハ其ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス前項ニ該當スルモノニハ票箋ニ其ノ旨ヲ記入スルモノトス

第十七條 検査申告ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ現品ヲ提供セサルトキハ申告書ヲ撤回シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ申告書ニ貼付シタル收入證紙ハ之ヲ還付セス

第十八條 検査済ノ穀物ト雖検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトアルヘシ

前項ノ再検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九條 検査済ノ米、小麥、大豆ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ事實ヲ申立テ再検査ヲ

受ケルニ非サレハ汽車又ハ船舶ニ依リ移出移送スルコトヲ得ス

一、包装毀損シ又ハ改装シタルトキ

二、證印磨滅、汚損シ又ハ票箋汚損、亡失シタルトキ

三、検査ヲ受ケタル日ヨリ三十日以上ヲ經過シタルモノ但十一月一日ヨリ翌年三月末日迄ニ検査ヲ

受ケ其ノ期間ニ移出、移送スルモノハ此限ニ在ラス

第二十條 検査済米、小麥、大豆ノ包装ヲ解キタルトキハ直ニ票箋又ハ卷封票ヲ破棄スヘシ検査證印

アル俵又ハ吠ハ裏返シテ用ウル外之ヲ使用スルコトヲ得ス

但本則ニ依リ検査ヲ受ケルモノ、包装ニ非ルトキハ検査證印ヲ抹消シテ使用スルコトヲ得

第二十一條 第十四條ノ證印ニ類似ノ印章記號ヲ押捺又ハ記載シ若ハ染繩ヲ使用スルコトヲ得ス

包装ニ印章、記號類ヲ押捺又ハ記載セムトスルモノハ其ノ實形圖ヲ添へ最寄出張所ヲ經由シテ穀物

検査所ニ届出ツヘシ

第二十二條 検査ノ爲メ必要ナル積替、運搬、解俵等ニ關スル費用ハ受檢者ノ負擔トス

第二十三條 検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則違反ノ疑アリト認メタルトキハ穀物ノ運搬停止、保管



又ハ關係資料ノ提供ヲ命スルコトアルヘシ

第二十四條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

一、第一條第一項、第三項、第十九條ニ違背シ米、小麥、大豆ヲ移出、移送シ若ハ移出、移送セムトシタル者

二、第二十條、第二十一條ニ違反シタル者

三、第十八條ノ検査ヲ拒ミタル者

四、検査ヲ免カル、目的ヲ以テ不正ノ行為ヲ爲シタル者

五、検査済ノ穀物ニ故意ヲ以テ濕氣ヲ施シ又ハ他ノ物料ヲ混入シ其ノ他不正ノ目的ヲ以テ掛量、重量ヲ増減シタル者

六、第十五條ノ票箋、卷封票ヲ不正ニ使用シタル者

七、第二十三條ノ命ニ従ハサル者

第二十五條 米、小麥、又ハ大豆取扱業者、受験者ハ其ノ家族、代理人、雇人又ハ其他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

第二十六條 本則ニ依ル反則者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就キテハ此限ニ在ラス

第二十七條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第二十八條 本則ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但第十五條ノ票箋ハ大正七年十二月三十一日迄

従前ノモノト之ヲ併用ス

第二十九條 左ノ地域ニ限リ當分第一條第一項ヲ施行セス

氣仙郡 一 圓

上閉伊郡ノ内釜石町、大槌町、甲子村、鶴住居村、栗橋村、金澤村

下閉伊郡 一 圓

九戸郡ノ内輕米村、晴山村ヲ除クノ町村

第三十條 大正四年六月十二日縣令第二十六號若手縣米穀検査規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

◎熊本縣米穀検査規則

第一條 縣内ニ於テ授受シ又ハ縣外ニ移出スル米穀（粳ヲ含ム以下同シ）ハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ左記各號ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、一俵、一叭、一袋未滿ノ端米

二、自家消費ノ米穀ヲ他人ニ委託加工セシムルモノニシテ検査吏員ノ證明アルモノ

三、共進會、品評會其ノ他之ニ類スル諸會ニ出品スルモノニシテ検査吏員ノ承認ヲ經タルモノ

四、法令ノ規定ニ依リ官公吏カ米穀ノ授受ヲ爲ストキ

第二條 検査ハ生産検査、移出検査ノ二種トス

生産検査ハ縣内ニ於テ授受スル米穀（精米ヲ含マス）ニ付之ヲ行ヒ合格、不合格ヲ定メ合格ヲ甲乙

丙ニ區別ス

移出検査ハ縣外ニ移出スル玄米（生産検査済）粳（生産検査済）及精米ニ付之ヲ行ヒ合格、不合格ヲ定メ合格米中粳玄米ニ在リテハ一等、二等、三等、四等、五等、糯米、陸米、精米ニ在リテハ一等、二等、三等、ニ區別ス

玄米ノ不合格中不熟米、碎米、燒米、濡米、腐蝕米及精米ノ不合格中半搗米ハ格外トス  
検査ノ等級ハ毎年定ムル標準米ニ依リ之ヲ決定ス



第三條 米穀ヲ縣内ニ於テ運搬スル場合ト雖汽車若ハ船舶ニ依リ輸送スルトキハ之ヲ縣外移出ト看做ス但シ左記各號ニ該當スルモノハ此ノ限リニ在ラス

一、發着所カ縣内ニ在リテ他ノ鐵道ニ聯絡セサル鐵道又ハ軌道ニ依リ若ハ拾俵、拾以以下ノ船積ミヲ以テ縣内ニ輸送スルモノニシテ検査吏員ノ承認ヲ經タルモノ

二、地主ニ納付スル爲縣外ニ移出スル小作米ニシテ検査吏員ノ承認ヲ經タルモノ

三、特別ノ事由ニ依リ知事ノ認可ヲ得タルモノ

検査済ノ穀ト雖之ヲ玄米ト爲シタルトキハ未検査米ト看做ス

第四條 縣外ノ米穀又ハ第四十條ニ依リ生産検査ノ規定ヲ施行セサル地ノ産米ヲ移入シタルトキハ検査吏員ニ届出テ包装面ニ證印ヲ受クヘシ

第五條 移出検査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ検査手数料ヲ納付スヘシ但シ第十一條ニ依リ再検査ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 検査ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ  
一、品質 二、粒形 三、乾燥 四、調製 五、精搗 六、容量 七、包装

農業倉庫（農業倉庫業法ニ依ル倉庫ヲ謂フ以下同シ）ニ寄托スル米穀ハ生産ノ翌年二月末日迄ハ第八條第二項ノ一重俵裝ニテ入庫ノ際移出検査ニ準シ検査ヲ受クルコトヲ得但シ二重俵裝ヲ施シタルモノハ縣外ニ移出セサルモノト雖モ其倉庫ニ於テ移出検査ヲ受クルコトヲ得

第七條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ヲ標準トシテ調製、精搗スヘシ  
一、乾燥ヲ良好ナラシムルコト  
二、種類品質ノ甚シク異ナルモノヲ混淆セサルコト  
三、前各號ノ外穀ニ在リテハ秕、未熟穀其ノ他夾雜物ヲ玄米ニ在リテハ粃、屑米、碎米、青米、赤米、稗其ノ他夾雜物ノ除法ニ努ムルコト

四、精米ニ在リテハ前各號ノ外精搗加工ノ齊一ニ注意シ糠又ハ搗粉ノ附着ヲ少カラシムルコト

第八條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ特殊ノ包装ヲ爲シテ縣外ニ移出セムトスル者ハ其ノ事由及包装ノ方法並數量、仕向先ヲ具申シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一、一俵、一以、一袋ノ容量ハ四斗トシ穀ハ五斗精米ハ二斗、三斗入りト爲スコトヲ得但シ玄米ハ五月一日ヨリ七月末日迄ハ四斗三合ニ充タサルトキハ定量ヲ缺クモノト看做ス

二、包装ハ穀及玄米ハ二重俵裝精米ハ二重俵裝以入又ハ袋入トシ其ノ包装ハ左ノ方法ニ依ルヘシ  
イ、内俵ハ乾燥セル前年産良質ノ藁ヲ用ヒ小繩ニテ四十五封内外ニ四ヶ所編ミトシ編目ノ間隔各六寸五分兩端ノ藁端各七寸重量ハ八百匁乃至九百匁俵ノ廻リ四尺五寸ヲ度トス

ロ、外俵ハ乾燥セル良質ノ脱袴藁ヲ用ヒ小繩ニテ百封内外ニ四ヶ所編ミトシ編目ノ間隔ハ中央六寸五分左右各七寸兩端ノ藁端六寸五分量目ハ四百匁乃至五百匁俵ノ廻リ四尺七寸ヲ度トス

ハ、繩ハ總テ打チ柔ケタル藁ヲ以テ手紬ヒ摺掛トシ小口繩ハ廻リ九分乃至一寸横及縦繩ハ廻リ一寸二分ヲ下ラサルコト

ニ、俵口ノ取方ハ内俵ニ在リテハ三封越シ二封ヲ掬ヒテ九ツ目貫ト爲シ初メヨリ一ツ越トシ外俵ニ在リテハ六封越シ三封ヲ掬ヒテ十一目貫ト爲シ初メハ皆掛ケ二廻目ヨリ二ツ掛ケ一ツ越トシ脱粒ノ虞ナキ様緊括スルコト

ホ、結繩ハ内俵ニ在リテハ横繩二廻リトシ三ヶ所ヲ結ヒ外俵ニ在リテハ横繩二廻トシ五ヶ所ヲ結ヒ之ニ縦繩二筋ヲ以テ中央ノ横繩ヲ除キ其他ノ横繩四ヶ所ニ悉ク卷キ掛ケ俵口ニ交叉スル所ヲ結掛ケ俵口ノ中心ヨリ二寸ノ處ニテ折掛ケ横繩ノ端繩ニ結ヒ止メ四方掛ト爲シ更ニ中央横繩ノ上ニ二廻リノ横繩ヲ施スコト

ヘ、以ハ藁ノ品質良好ナルモノヲ用ヒ密ニ織上ケ其ノ重量ハ四百匁以上トシ兩耳繩ノ端ヲ中央ニ於テ結合シ横繩ハ二廻リ三ヶ所掛ケトシ縦繩ハ二筋ヲ以テ二ヶ所掛ケトシ各横繩へ卷掛ケ緊括



スルコト  
ト、袋ノ仕立方ハ其ノ小口ヲ卷キ太キ麻絲ヲ以テ口縫ヲ爲シ縦繩二ヶ所横繩三ヶ所ヲ施シ緊括ス  
ルコト

第六條第二項ノ一重俵ノ俵裝方法ハ前項第二號内俵ノ俵裝ニ準シ横繩五ヶ所結ヒトシ之ニ縦繩一筋  
ヲ以テ横繩三ヶ所ニ卷掛ケ二方掛ト爲シ俵口ニ結止メ其ノ止メ口ニ卷封ヲ施シ得ヘキ繩端五寸ヲ餘  
シ更ニ結止ムヘシ

第八條ノ二 (削除)

第九條 (削除)

第十條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ

検査吏員ト稱スルハ穀物検査所技師、穀物検査所技手、穀物検査所移出検査員及穀物検査所生産檢  
査員ヲ謂フ

検査吏員ニ於テ検査ノ際容量又ハ包装ノ規定ニ適合セサルモノト認メタルトキハ其ノ検査ヲ中止ス  
ルコトアルヘシ

前項ニ依リ検査ヲ中止セラレタルトキハ容量ノ補足又ハ改装ヲ爲シ十五日以内ニ検査ヲ受ルニ非サ  
レハ其ノ検査申告ハ効力ヲ失フモノトス

検査済ノ米穀ト雖検査吏員ニ於テ必要アリト認メタルトキハ再検査ヲ爲スコトアルヘシ  
前項ノ検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 検査ノ決定ニ異議アルトキハ生産検査ニ在リテハ検査主事ニ移出検査ニ在リテハ穀物検査  
所長ニ書面又ハ口頭ヲ以テ再検査ヲ申告スルコトヲ得再検査ハ前検査ニ與ラサル他ノ検査吏員ヲシ  
テ之ヲ行ハシム

第十二條 検査吏員ハ自己ノ利害ニ關係アル米穀ヲ検査スルコトヲ得ス

第十三條 生産検査ノ期間ハ毎年十月一日ヨリ翌年三月末日迄トス但シ特別ノ事由アルモノハ右期間  
外ト雖検査ヲ受クルコトヲ得

第十四條 生産検査ハ生産地ニ於テ之ヲ行ヒ移出検査ハ移出検査出張所所在地農業倉庫及知事ノ指定  
シタル小作米收納倉庫ニ於テ之ヲ行フ但シ受檢者ノ希望ニ依リ検査所長ニ於テ別ニ指定スルコトア  
ルヘシ

第十五條 検査ハ申告ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ受檢準備ノ整ハサルモノニ對シテハ其ノ順序ニ依ラ  
サルコトアルヘシ

第十六條 検査吏員検査ヲ行フトキハ第一號様式ノ證票ヲ携帯スルモノトス (様式省略)

第十七條 生産検査ヲ受ケムトスル者ハ現品ノ種別及數量ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ所轄検査吏員ニ申告  
スヘシ

第十八條 移出検査ヲ受ケムトスル者ハ現品ノ種別及數量、移出先キヲ具シ書面ヲ以テ最寄移出検査  
出張所ニ申告スヘシ

第十九條 検査ヲ受ケムトスル者ハ第二號様式ニ依ル破損ノ虞ナキ票箋ヲ每包装ニ附シ俵口ノ掛繩ニ  
挿入スヘシ (様式省略)

第二十條 生産検査ヲ行ヒタルトキハ票箋ニ認印ヲ押捺シ二重俵裝ニ在リテハ縦繩ノ折掛ト結ヒ止メ  
トノ間ニ一重俵裝ニ在リテハ規程ノ止メ口繩ニ以テ封緘紙ヲ以テ封緘ヲ施シ之ニ認印ヲ押捺ス  
二條第二項ノ規定ニ應シ一定ノ封緘紙ヲ以テ封緘ヲ施シ之ニ認印ヲ押捺ス

移出検査ヲ行ヒタルトキハ合格ノモノニハ證印及等級印ヲ格外ニハ證印及格外印ヲ不合格ニハ證印  
及不合格印ヲ包装面ニ押捺シ陸米、糯米ニハ各其ノ徽號印ヲ押捺ス容量検査ノ爲ニ俵口ニハ證印  
ハ更ニ生産検査ノ卷紙ヲ施シ之ニ移出検査員ノ認印ヲ押捺ス  
粳玄米ノ移出検査ヲ行ヒタルトキ合格ノモノニハ左記ノ徽號印 (徑三寸肉色赤) ヲ包装面ニ押捺ス



(徽號印省略)

第二十一條 包裝面ニ押捺シタル検査ノ印章ヲ取消ストキハ第三號様式ノ消印ヲ以テ抹消ス

(様式省略)

第二十二條 検査ニ使用スル印章、卷紙、封緘紙ハ第四號様式ニ依ルモノトス (様式省略)

第二十三條 移出検査済ノ米穀ニ對シ受檢者ニ於テ検査證ノ交付ヲ請求スルトキハ別ニ定ムル様式ニ依リ検査證ヲ交付ス

第二十四條 検査済ノ米穀ト雖之ヲ解包シ又ハ其ノ卷紙、封緘紙ヲ毀損シ若ハ検査ノ印章不明瞭トナリタルモノハ其ノ事實ヲ具申シ更ニ検査ヲ受クルニアラサレハ之ヲ授受又ハ移出スルコトヲ得ス

第二十五條 検査済ノ米穀ヲ解包スルトキハ卷紙及封緘紙ヲ破棄スヘシ

第二十六條 米穀ノ包裝面ニ商標其ノ他ノ荷印ヲ附セントスル者ハ願書ニ其ノ肉色ヲ明記シタル實形圖ヲ添付シ穀物検査所長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十七條 受檢者若ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査上ニ付検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第二十八條 精米業者ハ帳簿ヲ作成シ検査吏員ノ承認シタル自家消費米ノ委託ヲ受ケタルトキハ委託者ノ住所、氏名、委託年月日、數量、包裝、返送月日ヲ記載スヘシ

検査吏員ニ於テ前項帳簿ノ檢閲ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十九條 第八條ニ依リ包造セル米穀ハ検査ノ爲又ハ取締上必要アル場合ノ外何人ト雖之ヲ抽出スヘカラス但シ取引ノ慣行上容量三勺以内ノ米刺ヲ用ヒ抽出スル場合ハ此限ニ在ラス

前項ニ依リ抽出セル米穀ハ必ス之ヲ元包裝内ニ刺戻スヘシ

第三十條 検査吏員、警察官吏ニ於テ本則違犯ノ疑アリト認ムルトキハ受檢者ノ帳簿ヲ閱覽シ米穀ノ所在ニ付臨檢ヲ爲シ又ハ米穀ノ解包、運送停止若ハ積戻シ或ハ犯則ニ關スル物件ノ保管、關係資料

ノ提供ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一、第四條第九條第十條第六項第六條第廿八條第廿九條第卅條第二項ニ違背シタルモノ

二、未検査ノ米穀ヲ授受シ又ハ授受ヲ爲サムトシタル者

三、移出検査ヲ受ケサル米穀ヲ縣外ニ移出シ又ハ移出セントシタル者

四、検査済ノ米穀及包裝ニ濕氣ヲ施シ又ハ種類、品質甚シク異ナル米若ハ其ノ他ノ物資ヲ混シタル者

五、検査ノ際又ハ検査済ノ米穀ニ對シ人ヲ欺罔スル目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ行ヒ又ハ詐偽ノ行爲アリタル者

第三十二條 前條ノ規定ニ關シテハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキト雖自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第三十三條 本則ニ依ル反則者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者カ法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ科料ニ處ス

附 則

第三十五條 本則ハ大正七年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 明治四十四年縣令第十五號米穀検査規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三十七條 大正六年以前ノ産米ニ對シテハ生産検査ヲ行ハス但シ該産米ニ對シテハ本則施行ノ際検査吏員之ヲ點檢シ左ノ雜形ノ卷紙ヲ施シ證印ヲ爲スモノトス(雜形省略)



第三十八條 明治四十四年縣令第十五號熊本縣米穀檢查規則ニ依リ既ニ檢查ヲ受ケタル米穀ニ對シテハ本則ヲ適用セス

第三十九條 明治四十四年縣令第十五號熊本縣米穀檢查規則第廿三條ニ依リ届出タル證票荷印ハ本則施行ニ際シ承認ヲ經ルコトヲ要セス

第四十條 土地ノ狀況ニ依リ本則ノ一部ヲ施行セサルコトアルヘシ  
前項ノ土地及條項ハ之ヲ別ニ告示ス

◎兵庫縣米穀檢查規則

第一條 本縣產米ハ本則ニ依リ檢查ヲ受ケタルモノニ非サレハ賣買授受シ又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス但一俵未滿ノ端米ハ此限ニ在ラス

第二條 檢查ハ生産檢查、移出檢查ノ二種トス

生産檢查ハ自家用以外ノ玄米ニ就キ生産地ニ於テ之ヲ行ヒ大粒、小粒ニ分チ合格、不合格ヲ定ム但生産者ノ請求アルトキハ合格ノモノニ就キ甲、乙、丙ノ三種ニ區別スルコトアルヘシ

移出檢查ハ縣外ニ移出スル玄米及ヒ精米ニ就キ港灣、停車場其他樞要ノ地ニ於テ之ヲ行ヒ合格、不合格ヲ定メ尙合格ノモノニ就キ更ニ大粒、小粒ニ分チテ玄米ニハ一等ヨリ四等、精米ニハ一等ヨリ五等ノ等級ヲ附ス

縣内移送ノモノト雖モ米穀ヲ汽車積ミ電車積ミトシ又ハ海路船積ミトスルトキハ總テ縣外移出ト看做ス、陸路ニ依リテ神戸市内ニ移入スルモノ、神戸市ヲ通過スルモノ亦同シ

農業倉庫ニ入庫スル米穀ニ付テハ出願ニ依リ入庫ノ際移出檢查ヲ受クルコトヲ得

第三條 檢查ハ左ノ事項ニ就キ之ヲ行フ  
品質、粒形、乾燥、調製、容量、俵裝

第四條 檢查ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、乾燥ヲ良好ナラシムルコト

二、青米、粃、秕、稗、碎米、土砂、塵芥等ノ除去ニ努ムルコト

三、異種米ハ勿論同種米ト雖モ新古米、今摺米其他品位ノ差異甚シキモノヲ混入ヒサルコト

四、精米ハ純良ヲ主トシ糠及搗粉ノ附着ヲ少カラシムルコト

五、一俵ノ容量ハ四斗トナスコト

六、俵裝ハ左ノ方法ニ依ルヘシ但精米ニ限り吠又ハ袋ヲ用ヒ容量ハ慣行ニ依ルコトヲ得

内俵ハ乾燥セル藁ヲ行ヒ四箇所編トシ重量五百匁乃至六百匁トス外俵ハ乾燥セル「スグリ」藁ヲ用ヒ四箇所編トシ重量ハ四百匁乃至五百匁トス

棧俵ハ乾燥セル藁ヲ用ヒ徑八寸乃至九寸  
重量ハ一箇五十匁乃至七十匁トスルコト

繩ハ能ク打柔ケタル藁ヲ以テ製シ摺掛ケトナシ横繩、縦繩トモ周リ一寸以上一寸二分以内トス横繩ハ五箇所各二廻リ結トス縦繩ハ二筋ヲ以テ四方掛ケトシ中央横繩ヲ除キ其他ノ横繩ニ悉ク引掛ケ四ツ目結トシ中央横繩ノ上ヲ更ニ二廻リ緊縮ス但生産檢查ノ俵裝ニハ二方掛ケトシテ檢查ヲ受クルコトヲ得

檢查ノ證印アル俵、吠、袋ハ之ヲ抹消スルニアラサレハ再ヒ包裝ニ用ユルコトヲ得ス

第五條 生産檢查ヲ受ケントスルトキハ生産者ハ丈夫ナル白紙(長約三寸五分 幅約九分)ヲ以テ縦繩結止メニ卷封

ヲ爲シ且ツ左ノ様式ニ依ル票箋ヲ俵口ノ結繩ニ結付ケ生産檢查員ノ證印ヲ受クヘシ(様式省略)

第六條 生産檢查員ニ於テ生産檢查ヲ行ヒタルトキハ每俵合格不合格及粒種(大粒、小粒)ヲ定メ尙請求アルトキハ甲、乙、丙ニ區別シ前條ノ卷封並ニ票箋ニ各其印章ヲ押捺ス

移出檢查員ニ於テ移出檢查ヲ行ヒタルトキハ合格、不合格及粒種(大粒、小粒)等級ヲ定メ各俵口



ニ其印章ヲ押捺ス再検査其他ノ事故ニ依リ解俵シタルトキハ更ニ卷封ヲ爲サシメ封印ヲ施ス  
第七條 検査済ノ米穀ニシテ俵裝毀損又ハ其他ノ事故ニ依リ改俵シタルトキハ其事實ヲ申出テ更ニ検査ヲ受クヘシ證印磨滅シ若クハ封紙、票箋毀損亡失シタルトキ亦同シ

第八條 他府縣産米、朝鮮米、臺灣米若クハ外國米ヲ縣内ニ移入シ又ハ縣外ニ移出セントスルトキハ移出地名、數量、産地名ヲ具シ最寄検査所ニ届出スヘシ

他府縣産米ニシテ其證憑ナキモノヲ縣内ニ移入シタルトキハ届出俵面ニ證印ヲ受クヘシ此ノ手續ヲ怠リタルモノハ本縣産米ト看做ス

神戸市内ハ前二項ノ適用ニ付テハ縣外ト同視ス  
第九條 産地又ハ自家ノ徽標、印章ヲ俵、叭、袋ノ表面ニ附記押捺セントスルモノハ願書ニ其實形圖ヲ添ヘ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 検査ニ使用スル證印ノ形状及肉色ヲ定ムルコト左ノ如シ(様式省略)  
第十一條 移出検査ヲ受ケントスルモノハ書式ニ依リタル願書ヲ最寄検査所ニ差出スヘシ

第十二條 移出検査ニ限り受檢者ハ左ニ掲クル検査料ヲ納附スヘシ但シ農業倉庫入庫米ノ移出検査ニハ之ヲ要セス  
一俵、一叭、一袋ニ付 金 五 錢

納附ノ手續等ハ別ニ之ヲ定ム  
第十三條 検査ハ検査員之ヲ行フ但監督員ニ於テモ検査ヲ行フコトアルヘシ

検査済ノ米穀ト雖モ必要アリト認ムルトキハ再検査ヲ爲スコトアルヘシ  
前項ノ再検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 監督員及ヒ検査員ハ自己ノ權利義務ニ關係アル米穀ヲ検査スルコトヲ得ス但此場合ニ於テ

ハ最寄検査員代ツテ其検査ヲ行フ

第十五條 監督員及ヒ検査員其職務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ(票證省略)

第十六條 第一條、第七條、第九條、第十三條第三項ニ違背シ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ科料又ハ拘留ニ處ス

一、検査ヲ免ル、ノ目的ヲ以テ詐偽ノ手段ヲ行ヒタルモノ

二、検査済ノ俵米ニ故意ヲ以テ濕氣ヲ施シ若クハ他物ヲ混シタルモノ又ハ抽出減量シタルモノ

三、検査済ノ俵米ニ對シ異種米又ハ等差アル米ヲ混合シタルモノ

四、検査上使用ノ印影、證票ヲ變更シ又ハ之ト類似ノモノヲ行使シ若クハ封紙票箋ヲ再用シタルモノ

附 則

第十七條 本則ハ明治四十一年生産ノ米穀ヨリ施行ス

外國向キ袋米ニ對シテ本則ヲ適用セス  
精米ハ明治四十年以前ノ生産ニ係ルモノト雖モ明治四十一年十一月一日以後ニ於テ縣外ニ移出スル場合ハ移出検査ヲ施行ス

城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡ノ産米ニ付テハ大正六年生産ノ分ヨリ本則ヲ適用ス但シ精米ハ大正五年以前ノ生産ニ係ルモノト雖モ大正六年十一月一日以後ニ於テ縣外ニ移出スル場合ハ移出検査ヲ行フ

大正六年十月三十一日迄ニ城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡ニ移送スル米穀ニ付テハ従前ノ例ニ依ル

大正五年以前ニ生産シタル城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡ノ米穀ヲ他ノ郡市ニ移入スルトキハ他府縣米ニ準シ之ヲ取扱フ



本則第十二條ノ改正ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本則第一條第二條第六條第八條第十條第十二條第十六條ノ改正ハ大正七年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ハ大正十一年生産ノ米穀ヨリ之ヲ施行ス

◎愛知縣米穀検査規則

第一條 本縣産出ノ米穀ハ本則ニ依リ生産検査又ハ移出検査ヲ受クルニ非サレハ縣内ニ於テ授受ノ用ニ供シ移出検査ヲ受クルニ非サレハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス但シ左記一號又ハ二號ニ該當スルモノハ生産検査及移出検査ヲ三號ニ該當スルモノハ移出検査ヲ受クルヲ要セス  
一、一俵ニ滿タサル端米

二、自家消費ノ米穀ヲ他人ニ託シ加工スルモノ  
三、小作米ヲ納付スル場合ニ於テ検査吏員ノ承認ヲ經タルモノ  
本則ニ於テ授受ト稱スルハ小作米納付、賣買、讓渡、交換、辨濟、貸借擔保、寄託等ノ用ニ供スルヲ謂フ

第二條 生産検査ハ玄米ニ就キ移出検査ハ玄米及精米ニ就キ之ヲ行フ但シ縣内ニ於テ授受ヲナス精米ハ此ノ限リニアラス  
生産検査ニ在リテハ合格、不合格ヲ定メ合格ハ之ヲ上中ノ二階級ニ區別シ移出検査ニ在リテハ一等乃至四等及等外ノ五階級ニ區別ス  
災害ノ爲メ著シク米質ヲ損シタル年ニアリテハ前項ノ外生産検査ニ於テ合格下ノ一階級ヲ設ケルコトアルヘシ此場合ニ於テハ豫メ之ヲ告示ス

第三條 縣内ニ於テ運搬スルモノト雖汽車積電車積若ハ船積ト爲ストキハ之ヲ縣外移出ト看做ス  
縣外ヨリ移入セル米穀及縣内ニ於テ搗精シタル米穀ニシテ其ノ移入米ナリヤ否ヤ識別シ難キモノハ

本縣産出ノモノト看做ス

第四條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ヲ標準トシテ調製スヘシ

- 一、乾燥ヲ良好ナラシムルコト
- 二、粒形ノ齊一ニ注意シ異質ノモノヲ混入セサル事
- 三、粃、秕、屑米、碎米、青米、赤米、稗、土砂、塵埃等ノ除去ニ努ムルコト
- 四、精米ニアリテハ前各號ノ外糠又ハ搗粉等ノ附着ヲ尠カラシムルコト

第五條 検査ヲ受クヘキ米穀ノ容量、俵裝ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス

- 一、一俵ノ容量ハ四斗トスルコト
- 二、俵裝ハ二重俵トシ左ノ方法ニ依リ堅牢ニ包裝スルコト
  - イ、内俵ハ能ク乾燥セル前年ノ藁ヲ用キ四ヶ所編トシ重量ハ凡五百五十匁トス
  - ロ、外俵ハ能ク乾燥セルスグリ藁ヲ用キ四ヶ所編トシ重量ハ凡四百匁トス
  - ハ、棧俵ハ能ク乾燥セル藁ヲ用キ直徑凡九寸重量凡八十匁トス
- ニ、俵裝ニ用ユル繩ハ能ク打ち柔ケタル藁ヲ以テ絢ヒ横繩及小口繩ハ周圍凡一寸縦繩ハ周圍凡一寸三分トス但シ外俵ニ用ユルモノハ總テ摺繩トス
- ホ、横繩ハ内俵三ヶ所以上外俵五ヶ所各二廻リ捻込トス但シ精米ニ限リ内俵ノ横繩ヲ省畧スルコトヲ得
- ヘ、縦繩ハ一筋四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ小口ノ肩口ニ於テ結ヒ止ムルモノトス但シ運搬上必要ナキ場合ハ之ヲ省畧スルコトヲ得

三、移出米穀ニシテ特殊ノ事情アルモノハ知事ノ認可ヲ經テ本條ノ容量及包裝ニ依ラサルコトヲ得  
第六條 検査ヲ受クヘキ米穀ニハ様式第一號ノ票箋ヲ俵ノ小口繩ニ結付クヘシ(様式省畧)

検査ヲ受クヘキ米穀ハ俵ノ小口縦繩ノ結目ニ凡一寸幅ノ強靱ナル白紙ヲ以テ卷封ヲ施スヘシ但シ縦



繩ヲ省畧シタルモノハ俵ノ兩端小口繩ノ俵目ニ之ヲ施スヘシ

第七條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ

本縣ニ於テ検査吏員ト稱スルハ米穀改良監督員、米穀改良監督員補、米穀改良検査員ヲ謂フ

第八條 検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ様式第二號ノ證票ヲ携帶スヘシ(様式省畧)

第九條 生産検査ノ期日及其ノ區域ハ毎年九月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於テ所轄郡市長之ヲ定

メ管内ニ公示スヘシ

前項公示ノ期間内ニ検査ヲ受クルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ具シ臨時検査ヲ受クルコトヲ得

第十條 生産検査ヲ受ケムトスル者ハ口頭又ハ書面ヲ以テ受檢俵數ヲ現品所在地ノ市町村長ニ届出ツ

ヘシ  
移出検査ヲ受ケムトスル者ハ様式第三號ノ書面ヲ以テ現品所在地ノ所轄郡市長ニ届出ツヘシ

(様式省畧)

第十一條 受檢者ハ検査ニ立會スヘシ但シ己ムヲ得サル場合ハ他人ヲシテ立會セシムルモ妨ケナシ

立會人ハ検査ヲ受クヘキ米穀ノ取扱ニ關シ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十二條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ第五條ノ規定ニ適合セスト認ムルトキハ再調ヲ爲ス迄検査ヲ中

止ス

第十三條 検査吏員生産検査ヲ行ヒタルトキハ票箋ニ検査ノ年月日ヲ記入シ職印ヲ押捺シ合格上米及

合格中米ニハ俵小口縱繩ノ結目又ハ俵ノ兩端小口繩ノ卷封ニ様式第四號ノ封緘紙ヲ貼付消印シ不合

格米ニハ様式第五號ノ證印ヲ押捺スヘシ(様式省畧)  
検査吏員移出検査ヲ行ヒタルトキハ票箋ニ検査ノ年月日ヲ記入ノ上職印ヲ俵ノ兩端ニ様式第六號ノ

證印ヲ押捺スヘシ尚ホ移出検査ノミヲ受クル米穀ニ對シテハ更ニ小口縱繩ノ結目又ハ俵ノ兩端小口

繩卷封ニ職印ヲ押捺スヘシ但シ第五條第三號ニ依ル特殊ノ包装ニシテ表面ニ様式第六號ノ検査證印

ヲ押捺シ難キモノハ包装ヲ緊括シタル繩ノ結目ニ凡一寸幅ノ白紙ヲ以テ卷封ヲ施シ様式第七號ノ證

印ヲ押捺スヘシ

第十四號 左ノ各號ノ一ニ該當スル米穀ヲ縣内ニ於テ授受ノ用ニ供シ又ハ縣外ニ移出スルトキハ更ニ

検査ヲ受クヘシ

一、検査後俵裝毀損シタルモノ

二、封緘紙票箋ノ破損亡失シタルモノ

三、検査證印認識シ難キモノ

四、移出検査ヲ受ケタル日ヨリ卅日ヲ經過シタル米穀ヲ縣外ニ移出スルモノ但シ收穫ノ翌年六月末

日迄、移出スル米穀ハ此ノ限ニアラス

第十五條 移出検査ヲ受クル者ハ一包装ニ付金四錢ノ検査手数料ヲ納付スヘシ但左ノ各號ノ一ニ該當

スル場合ハ此限リニアラス

一、第十四條第四號ニ依リ再検査ヲ受クルモノ

二、産業組合ニ於テ移出検査ヲ受クルモノ

第十六條 検査済ノ米穀ト雖検査吏員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ再検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十七條 商標其ノ他荷印等ノ記號ニシテ検査證印ニ類似ノモノハ俵面ニ押捺附記スルコトヲ得ス

第十八條 郡市長又ハ検査吏員若ハ警察官吏ニ於テ本則違反ノ行爲アリト認ムルトキハ米穀ノ保管又

ハ運搬ノ停止若ハ積戻ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 検査済ノ米穀ヲ改俵若ハ減量シタルトキハ直ニ其ノ票箋及封緘ヲ破棄スヘシ

第二十條 検査ノ證印アル俵ハ之ヲ抹消スルニ非サレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第一條第十四條第十七條第二十條ニ違反シタル者



- 二、第十六條ノ検査ヲ拒ミ若ハ第十八條ノ命令ヲ遵守セサル者
- 三、米穀ニ不正ノ行為ヲ施シ検査ヲ受ケタル者又ハ不正ノ行為ヲ以テ検査ヲ免レタル者
- 四、不正ノ目的ヲ以テ検査済ノ米穀ニ濕氣ヲ施シ若ハ異種米其ノ他ノ物ヲ混合シ又ハ減量シタル者
- 五、封緘紙、票箋及證印ニ關シ再用其ノ他不正ノ行為ヲ爲シタル者
- 第二十二條 米穀ノ生産者又ハ營業者ニシテ未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ前條ノ罰則ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限リニ在ラス
- 第二十三條 米穀ノ生産者又ハ營業者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第二十四條 米穀ヲ生産シ又ハ之ヲ營業トスル法人ノ代表者雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ法人ヲ科料ニ處ス法人ヲ罰スヘキトキハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第二十五條 本則施行前生産検査又ハ等級検査ヲ受ケタル米穀ハ本則ニ依リ生産検査ヲ受ケタルモノト看做ス

◎栃木縣穀物検査規則

- 第一條 本則ニ於テ穀物ト稱スルハ玄米、精米、粳、大麥、小麥、裸麥及精麥ヲ謂フ
- 第二條 本縣内ニ於テ生産シタル穀物ニシテ取引ノ目的ト爲スヘキモノハ本則ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要ス
- 縣外ニ移送スルモノハ總テ取引ノ目的ニ供スルモノト看做ス
- 第三條 縣外ヨリ移入シタル穀物ト雖其ノ證憑ナキモノ又ハ縣内ニ於テ玄米、精米若ハ精麥ト爲シタルモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産シタルモノト看做ス

ルモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産シタルモノト看做ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル穀物ハ總テ検査ヲ受クルコトヲ要セス

- 一、種子用又ハ學術研究若ハ試験ノ用ニ供スルモノニシテ穀物検査吏員ノ承認ヲ得タルモノ
- 二、風水害其ノ他ノ災害ノ爲ニ固有ノ性質ニ變化ヲ生シタル被害米麥ニシテ穀物検査吏員ノ承認ヲ得タルモノ

第五條 検査ハ生産検査、移出検査ノ二種トス

生産検査ハ縣内ニ於テ取引ノ目的ト爲スヘキ玄米、粳、大麥、小麥、裸麥ニ就キ生産地ニ於テ之ヲ行ヒ移出検査ハ縣外ニ移送スル玄米、精米、大麥、小麥、裸麥及精麥ニ就キ検査所所在地ニ於テ之ヲ行フ

第六條 農業倉庫ニ寄托スル穀物ハ其ノ倉庫所在地ニ於テ移出検査ヲ受クルコトヲ得、米券倉庫ニ寄托スルモノ亦同シ

縣外ニ移送スルニ非サルモノト雖取引上ノ必要ニ依リ穀物検査吏員ノ承認ヲ得タルモノハ検査所所在地ニ於テ移出検査ヲ受クルコトヲ得

第七條 左ニ掲クル穀物ハ移出検査ヲ受クルコトヲ要セス

- 一、縣外ニ在ル地主ニ小作料トシテ給付スル爲ニ移送スルモノニシテ穀物検査吏員ノ承認ヲ得タルモノ
  - 二、精搗ヲ委託スル爲ニ縣外ニ搬送スルモノ若ハ縣外ヨリ精搗ノ委託ヲ受ケ之ヲ加工返送スルモノニシテ穀物検査吏員ノ承認ヲ得タルモノ
- 第八條 検査ハ主トシテ品質、乾燥、調製、容量及包装ニ就キ之ヲ行ヒ生産検査ハ米ニ在リテハ合格特等、甲、乙及不合格、粳、麥ニ在リテハ合格不合格ニ、移出検査ハ米ニ在リテハ六等級、麥ニ在



リテハ四等級ニ區別ス

天災其ノ他ノ災害ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ事情アルトキハ移出検査ノ末位ノ等級ヲ甲乙ニ區分  
ス此ノ場合ニ於テハ豫メ之ヲ告示ス

第九條 検査ヲ受クヘキ穀物ノ容量及包装ハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

- 一、容量 玄米、精米、精麥ハ四斗粗ハ五斗トシ大麥ハ正味十五貫小麥、裸麥ハ正味十六貫トス但シ精米、精麥ハ二斗ト爲スコトヲ得
- 二、包装ノ區別 生産検査ニ要スルモノハ一重俵トシ移出検査ニ要スルモノハ米ニ在リテハ二重俵麥ニ在リテハ一重俵トス但シ生産検査ニ要スルモノ及麥ノ移出検査ニ要スルモノニ在リテモ二重俵ト爲スコトヲ得又精米、精麥ニ在リテハ吠ヲ其ノ容量ニ斗ノモノニ在リテハ布袋ヲモ用キルコトヲ得

### 三、包装ノ方法

#### 甲、生産検査ニ要スル俵裝

- イ、俵ハ越年乾燥セル撰藁ヲ用キ四箇所編トシ其ノ間隔ヲ各六寸五分兩鬚ヲ各五寸五分トシ編數ヲ六十箇以上編上リヲ三尺七寸トシ重量ヲ凡七百匁トス但シ粗及大麥俵ニ在リテハ鬚ヲ六寸編上リヲ三尺九寸トス
- ロ、棧俵ハ乾燥セル撰藁ヲ用キ直径一尺ニ作製シ重量ハ凡九十匁トス
- ハ、横繩ハ能ク打柔ケタル撰藁ヲ以テ周リ凡一寸ニ綯ヒタルモノヲ用キ二廻リ五箇所結トス
- ニ、小口ハ棧俵ヲ當テ周リ凡八分ノ繩ヲ以テ目貫八箇所ニ掛ケ中央ニ於テ引締メ菊花狀騰リトス

#### 乙、移出検査ニ要スル包装

##### 第一、米

イ、内俵ハ生産検査ニ要スル俵裝ニ依ル但シ横繩ヲ三箇所結ト爲スコトヲ得

ロ、外俵ハ乾燥セル撰藁ヲ用キ四箇所編トシ其ノ間隔ヲ中央ハ八寸左右ハ各六寸五分トシ兩鬚ヲ各六寸五分編數ヲ凡百二十箇編上リヲ四尺二寸以上トシ重量ヲ凡三百匁トス

横繩ハ内俵ニ要スルモノト同様ノモノヲ用キ二廻リ五箇所結トス

縦繩ハ能ク打柔ケタル撰藁ヲ以テ周リ凡一寸二分ニ綯ヒタルモノ一筋ヲ以テ四方掛ケトシ兩端ノ横繩ニハ蛙股ニ其ノ他ノ横繩ニハ各下ヨリ引掛ケ結トス

小口ハ棧俵ヲ用キ周リ凡八分ノ繩ヲ以テ目貫九箇所ニ掛ケ順次中央ニ及ホシ網狀騰リトス

ハ、吠ハ其ノ質良好ナル藁ヲ用キ兩端耳繩ヲ除キ三十二堅ニ織上ケ重量ハ凡四百五十匁トス

##### 第二、麥

イ、生産検査ニ要スル俵裝ニ依リ尙棧俵ヲ本俵ニ縫着ケ且米ノ外俵ニ準シ縦繩ヲ施スヘシ但シ縦繩ハ中央及兩端ノ横繩三箇所ニ引掛ケ其ノ他ノ二箇所ハ横繩ノ下ヲ引通シト爲スモ妨ケナシ

ロ、外俵ヲ付スルモノニ在リテハ總テ米ノ俵裝ニ準ス

特別ノ事由アルモノハ知事ノ許可ヲ得テ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第十條 俵及棧俵ハ豫メ検査ヲ受ケ合格シタルモノヲ使用スヘシ一旦使用シタルモノト雖更ニ検査ヲ受ケ合格シタルモノハ之ヲ再用スルコトヲ得

検査ニ合格シタル俵及棧俵ニハ檢印ヲ押捺ス

第十一條 移出検査ニ要スル包装ニ於テ玄米、精米及粳、糯等ノ種別ヲ表示セムトスルモノハ左ノ區別ニ依ルヘシ



玄米粳 横繩一箇所赤色ノモノヲ用ウ  
 精米粳 横繩二箇所赤色ノモノヲ用ウ  
 玄米糯 横繩一箇所青色ノモノヲ用ウ  
 精米糯 横繩二箇所青色ノモノヲ用ウ  
 陸稻粳 更ニ縦繩赤色ノモノヲ用ウ

今挽米タルコトヲ表示セムトスルモノハ更ニ小口臙リ繩ノ一部ヲ青色ト爲スヘシ

第十二條 検査ハ穀物検査吏員之ヲ行フ

穀物検査吏員ヲ命免シタルトキハ縣報ヲ以テ之ヲ公示ス

第十三條 検査ハ刺ヲ以テ每包装二箇所以上ヲ檢シ尙重量ヲ檢ス

容量ヲ檢スルトキハ之ヲ解裝セシム

検査ヲ行フトキハ申請人ハ之ニ立會フヘシ

第十四條 生産検査ヲ申請セムトスル者ハ俵ノ兩端小口繩ノ結目ニ(二重俵ト爲スモノハ縦繩ノ結目

ニ)卷封ヲ施シ且種類、重量及生産年ヲ記シタル票箋ヲ附シ書面又ハ口頭ヲ以テ其ノ俵數及所在ノ場所ヲ穀物検査吏員ニ申告スヘシ

第十五條 移出検査ヲ申請セムトスル者ハ一包装毎ニ種類、重量及生産年ヲ記シタル票箋ヲ附シ其ノ數量、移出先及現品所在地ヲ記シタル検査申請書ヲ最寄検査所ニ差出スヘシ

第十六條 生産検査ヲ行ヒタルトキハ卷封及票箋ニ検査證印ヲ捺捺ス  
 移出検査ヲ行ヒタルトキハ包装面ニ等級證印ヲ捺捺シ且票箋ニ検査吏員檢印ス

第十七條 前條ノ規定ニ依ル證印ノ形式及肉色ヲ定ムルコト左ノ如シ(様式省署)

第十八條 移出検査ノ決定ニ對シ異議アル者ハ再検査ヲ申請スルコトヲ得

再検査ノ申請書ニハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

再検査ハ前検査ニ與カラサル他ノ穀物検査吏員ヲシテ之ヲ行ハシム

第十九條 検査済ノ穀物ニシテ包装ノ毀損又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ之ヲ改装シタルトキハ其ノ事由ヲ申出更ニ検査ヲ受クルコトヲ要ス汚損其ノ他ノ事故ニ依リ検査證印ノ不明ト爲リタルトキ及卷封票箋ヲ亡失汚損シタルトキ亦同シ

第二十條 生産検査ヲ經サル穀物ハ之ヲ其ノ生産市町村外ニ搬出スルコトヲ得ス但シ精搗委託ノ爲ニスルモノ又ハ穀物検査吏員ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 縣内移送ノ目的ヲ以テ移出検査ヲ經サル穀物ヲ汽車積又ハ船積ト爲サムトスル者ハ其ノ種類、數量及移送先ヲ穀物検査吏員ニ申告シ之カ承認ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ移出検査ニ要スル俵裝ニ準シ縦繩ヲ施シ且棧俵ヲ本俵ニ縫着クヘシ但シ穀物検査吏員ノ承認ヲ得テ之ヲ省署スルコトヲ得

第一項ノ承認ヲ受ケタル穀物移送先ニ到着シタルトキハ荷受人ハ之ヲ穀物検査吏員ニ申告スヘシ

第二十二條 検査ヲ經タル穀物ノ包装ヲ解キタルトキハ同時ニ其ノ卷封及票箋ヲ棄却スヘシ

第二十三條 穀物検査吏員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ検査済ノ穀物ト雖臨時検査ヲ行フコトアルヘシ俵ニ就キテモ亦同シ

第二十四條 穀物検査吏員ニ於テ本則違反ノ疑アリト認メタルトキハ穀物ノ保管ヲ命シ又ハ運搬ヲ停止シ若ハ關係資料ノ提供ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條 穀物ノ包装面ニ商標其ノ他ノ記號ヲ附セムトスル者ハ其ノ實形圖ヲ添附シ知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十六條 精搗營業者穀物精搗ノ委託ヲ受ケタルトキハ其ノ種類、數量、委託者ノ住所氏名、受託及返送ノ年月日ヲ帳簿ニ登記スヘシ



前項ノ帳簿及穀物ハ穀物検査吏員ニ於テ之ヲ檢閲スルコトアルヘシ當業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス  
第二十七條 運送取扱業者ハ移出検査ヲ受クヘキ穀物ニシテ未タ其ノ検査ヲ受ケサルモノヲ縣外ニ  
運送シ又ハ運送ノ目的ヲ以テ汽車積若ハ船積ト爲スコトヲ得ス第二十一條ノ規定ニ違反スル穀物ニ  
就キ亦同シ

第二十七條ノ二 検査済ノ穀物ハ完全ナル防濕ノ設備ヲ爲スニ非サレハ雨雪中ニ運搬シ又ハ濕氣ノ多  
キ場所ニ積置クコトヲ得ス

第二十七條ノ三 移出検査ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタル穀物ヲ移送ノ目的ヲ以テ汽車積又ハ  
船積ト爲サムトスルトキハ穀物検査吏員ニ申告スヘシ但シ十月一日ヨリ翌年四月三十日迄ノ間ニ於  
テ検査ヲ受ケ其ノ期間内ニ移送スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 第四條ニ該當スル穀物又ハ紐ヲ縣外ニ移送セムトスル者ハ其ノ種類、數量及移送先ヲ穀  
物検査吏員ニ申告シ之カ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
一、検査ヲ受クヘキ穀物ヲ未検査ノ儘取引ヲ爲シ又ハ取引ヲ爲サムトシタル者  
二、検査ヲ受クヘキ穀物ヲ未検査ノ儘縣外ニ移出シ又ハ移出セムトシタル者  
三、検査ヲ免ルル目的ヲ以テ不正ノ行爲ヲ爲シタル者

四、検査済ノ穀物ニ濕氣ヲ施シ又ハ他ノ穀物其ノ他ノ物質ヲ混入シ又ハ票箋ニ記載ノ事項ヲ改竄シ  
若ハ容量ヲ抽出シ減量シタル者  
五、第二十三條ノ検査又ハ第二十六條第二項ノ檢閲ヲ拒ミタル者  
六、第二十四條ニ依ル命令ヲ拒ミタル者

七、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條  
第二十七條ノ二、第二十七條ノ三、第二十八條ニ違反シタル者

第三十條 本則ニ規定スル罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ  
法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限  
ニ在ラス

第三十一條 本則違反行爲ニ付テハ當業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ノ所爲ト雖自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第三十二條 本則ハ大正八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ生産検査合格甲乙ノ區別ニ關スル規定ハ  
大正七年以前ノ生産ニ係ル米ニハ之ヲ適用セス  
第三十三條 大正三年栃木縣令第四號米穀検査規則ハ之ヲ廢止ス

◎千葉縣穀物検査規則

第一條 本則ニ於テ穀物ト稱スルハ米及小麥ヲ謂フ

第二條 本縣産穀物ヲ縣内ニ於テ授受シ又ハ縣外ニ移出セムトスルトキハ本則ニ依リ其検査ヲ受クヘ  
シ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、規定ノ容量ニ滿タサルモノ
- 二、博覽會、共進會、品評會等ニ出品スルモノ
- 三、學術研究ノ用ニ供スルモノ又ハ自家消費ノ爲他人ニ委託加工スルモノ
- 四、包裝、調製又ハ加工ノ爲産業組合ニ委託シ又ハ農業倉庫ニ寄託スルモノ
- 五、家族用トシテ授受シ又ハ移出スルモノ
- 六、縣内ニ於テ授受スル精米
- 七、縣内ニ於テ授受スル穀物ニシテ穀物検査吏員ニ届出テ検査ノ免除ヲ受ケタルモノ



八、徵發若ハ強制執行ニ依リ授受シ又ハ移出スルモノ竝其ノ他官有物

第三條 自用者ノ需ニ依リ移出スル精米ニシテ移出後再ヒ賣買ノ用ニ供セサルコト明ナリト認ムルモノニ對シテハ本則ニ依ル検査ヲ免除スルコトアルヘシ

前項ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ豫メ第六號様式ノ願書ヲ提出シ知事ノ許可ヲ受クヘシ(様式省略) 前項ニ依リ免除ヲ受ケタル者ハ臺帳ヲ備ヘ精米移出ノ都度其ノ數量、取引先及移送ノ方法等ヲ記載シ穀物検査吏員ノ要求アリタルトキハ其ノ閱覽ニ供スヘシ

第四條 縣外内地産ノ穀物ニシテ其ノ證憑ナキモノ及縣内ニ於テ精米ト爲シ移出スルモノハ之ヲ本縣産ノ穀物ト看做ス

第五條 検査ハ穀物ノ品質、粒形、乾燥、調製、容量又ハ重量、包装ニ就キ之ヲ行ヒ米ニ在リテハ一等乃至五等及等外ノ六階級ニ小麥ニ在リテハ一等乃至三等及等外ノ四階級ニ區別ス 天災其ノ他不可抗力ニ因リ産米ノ品質ヲ損シタル場合ニ於テハ前項ノ外五等ノ次ニ六等ノ一階級ヲ設クルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ豫メ之ヲ告示ス

第六條 穀物ノ検査等級標準品ハ別ニ之ヲ定ム

穀物ノ検査等級標準品ハ當該等級ノ最低位ヲ示スモノトス

第七條 検査ヲ受クヘキ穀物ノ容量及包装ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、一俵ノ容量ハ四斗トスルコト

二、俵裝ハ米ニ在リテハ二重俵小麥ニ在リテハ一重俵トシ左ノ方法ニ依ルコト但シ其ノ年生産ノ早生粳米ニシテ十月十五日迄ニ検査ヲ受ケ同月三十一日迄ニ移出スルモノ若ハ縣内ニ於テ酒造用ニ供シ又ハ直ニ精米ト爲スモノハ一重俵裝ト爲スコトヲ得  
イ、二重俵裝用ノ内俵及一重俵ハ能ク乾燥セル前年ノ藁ヲ用キ四箇所編トシ重量ハ凡ソ六百五十匁トス

ロ、二重俵裝用ノ外俵ハ能ク乾燥セル「スクリ」藁ヲ用キ四箇所編トシ重量ハ凡ソ四百匁トス

ハ、棧俵ハ能ク乾燥セル前年ノ「スクリ」藁ヲ用キ徑凡ソ一尺トシ重量ハ凡ソ百匁トス

ニ、俵裝ニ用キル繩ハ能ク打ち柔ケタル藁ヲ以テ綯ヒ摺掛ケトシ二重俵裝ノ内俵ノ小口繩及横繩ハ廻リ凡ソ八分其ノ他ノ繩ノ廻リハ凡ソ一寸トス

ホ、二重俵裝ノ内俵ハ横繩三箇所、同外俵及一重俵裝ハ横繩五箇所各二廻リ結ヒトシ縦繩ヲ施シ縦繩ハ一筋ノ繩ヲ以テ四方掛トシ兩小口及兩端ノ横繩ニハ蛙股ニ掛ケ中央ヲ除キタル他ノ横繩

ニハ内側ヨリ卷キ掛ケ小口ハ脱粒ノ虞ナキ様緊括ス但シ移出米及早生一重俵米竝小麥ノ俵裝ヲ除クノ外縦繩ヲ用キサルモ妨ケナシ

第八條 前條第一號ノ容量ニ依リ難キモノ、同條第二號ノ俵裝ニ代フルニ以テシ又ハ同條第二號(ロ)ノ外俵ニ代フルニ藁ヲ用キムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ穀物検査所長ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 検査ヲ受クヘキ穀物ノ各包装ニハ第二號様式ノ票箋ヲ附スヘシ(様式省略)

第十條 検査ハ穀物検査吏員之ヲ行フ但シ穀物検査吏員ト雖自己ノ利害ニ直接關係アル穀物ノ検査ヲ行フコトヲ得ス

穀物検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ第四號様式ノ證票ヲ携帯スルモノトス

第十一條 検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ但シ申請人ノ希望ニ依リ検査ノ場所ヲ指定スルコトアルヘシ

検査ハ日出後ヨリ日没前ニ於テ申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ検査手数料ヲ納付スヘシ

第十三條 検査ヲ受ケムトスル者ハ第五號様式ノ申請書ニ検査手数料ニ相當スル收入證紙ヲ貼附シ所轄紙出所又ハ穀物検査吏員ニ提出スヘシ



第十四條 検査申請人又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査ニ付穀物検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十五條 穀物検査吏員検査ヲ行ヒタルトキハ俵ノ兩端小口繩結目ニ第一號様式ノ證紙ヲ卷キ票箋及證紙ニ檢印ヲ爲シ等級ニ應シ其證印ヲ各包装面ニ押捺ス

第十六條 検査ノ證印ヲ取消ストキハ消印ヲ押捺ス  
第十七條 検査ニ使用スル證印、檢印及消印ハ第三號様式ニ依ル(様式省畧)

第十七條 穀物検査吏員検査ノ際容量又ハ包装ノ規定ニ適合セサルモノニ付テハ其ノ検査ヲ中止ス  
前項ニ依リ検査ヲ中止セラレタルトキハ其ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ容量ヲ補足シ又ハ改装シ検査ヲ受クルニアラサレハ其ノ検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

第十八條 検査申請人又ハ其ノ代理人ニシテ検査等級ノ決定ニ對シ異議アルトキハ其ノ検査ノ結了シタル翌日ヨリ起算シ十日以内ニ再検査ヲ申請スルコトヲ得

第十九條 再検査ハ前検査ニ關與セサリシ穀物検査吏員ヲシテ之ヲ行ハシム  
第二十條 検査済ノ穀物ト雖穀物検査吏員ニ於テ必要アリト認メタルトキハ再検査ヲ行フコトアルヘシ

第二十条 検査済ノ穀物ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニアラサレハ之ヲ授受シ又ハ移出スルコトヲ得ス

- 一、包装ヲ毀損シ又ハ改装シタルモノ
- 二、容量又ハ重量ノ減少シタルモノ
- 三、検査證印ノ不明瞭トナリタルモノ
- 四、證紙又ハ票箋ヲ著シク汚損シ又ハ亡失シタルモノ
- 五、腐敗、變質シ又ハ虫害、鼠害ヲ受ケタルモノ
- 六、検査後三十日ヲ經過シタルモノ但シ十月一日ヨリ翌年四月三十日迄ニ検査ヲ受ケ其ノ期間内ニ

授受シ又ハ移出スルモノ及等外ノ穀物ハ此ノ限ニ在ラス  
七、十月十五日迄ニ検査ヲ受ケタル其ノ年生産ノ早生一重俵米ニシテ十月三十一日後ニ移出セムトスルモノ

第二十一條 第二條第二號乃至第五號又ハ第三條ニ依リ穀物ヲ移出スルトキハ其ノ移出先地名、荷受人及移出人ノ住所氏名ヲ明記セル荷札ヲ各包装小口繩ニ附スヘシ

第二十二條 外國ニ輸出スル穀物ニ付テハ移出ニ關スル規定ヲ準用ス但シ之ニ依リ難キモノハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 穀物検査ノ爲生シタル損害ハ縣ニ於テ賠償ノ責ニ任セス  
第二十五條 検査ヲ受クヘキ穀物ノ包装面ニ商標、荷印其ノ他ノ記號等ヲ附セムトスル者ハ其ノ難形肉色ヲ明記シタル願書ヲ提出シ穀物検査所ノ許可ヲ受クヘシ

第二十六條 穀物検査所長必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ  
第二十七條 検査等級證印ノ押捺アル俵、俵又ハ袋ヲ再ヒ穀物ノ包装ニ使用セムトスルトキハ豫メ其ノ検査ヲ受クヘシ

第二十七條 検査済ノ穀物ニハ柄ノ部分ヲ除キ長サ一尺圓周二寸ヲ超ユル穀刺ヲ使用スルコトヲ得ス  
検査済ノ穀物ヲ抽出シタルトキハ直ニ之ヲ元包装ニ刺戻スヘシ但シ刺戻困難ノ事情アル場合ハ之ヲ所有者ニ交付スルコトヲ得

第二十八條 検査済穀物ヲ雨雪中ニ運搬シ又ハ屋外ニ置クトキハ濕氣ノ滲透ヲ防クヘキ相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十九條 穀物検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則ニ違反ノ疑アリト認メタルトキハ穀物ノ運搬ヲ停止シ又ハ保管ヲ命スルコトヲ得

第三十條 第二十條第二十一條第二十四條第二十五條第一項第二十七條若ハ第二十八條ノ規定ニ違反



- シ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一、未検査ノ穀物若ハ縦繩ヲ施ササル穀物ヲ縣外ニ移出シ又ハ移出セムトシタル者
  - 二、第三條第三項ノ臺帳ニ所事項ノ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シ若ハ其ノ閱覽ヲ拒ミタル者
  - 三、第十九條ノ再検査ヲ拒ミタル者
  - 四、第二十九號ノ命令ニ違反シタル者
  - 五、検査済ノ穀物ニ濕氣ヲ施シ又ハ他物ヲ混シタル者
  - 六、不正行爲ニ依リ穀物ノ検査ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者
- 第三十一條 本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ本則ニ違反シタル場合ト雖自己ノ指揮ニ出テサル故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 本則ニ依ル義務者カ未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 法人ヲ罰スヘキ場合ハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

- 第三十二條 本則ハ小麥ニ付テハ大正十三年七月一日米ニ付テハ同年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 大正七年三月千葉縣令第十七號穀物検査規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 第三十三條 従前ノ規定ニ依リ輸出検査ヲ受ケタルモノハ本則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第三十四條 従前ノ規定ニ依リ調製シタル證紙、證印、檢印及消印ハ當分ノ内之ヲ使用ス

◎島根縣米穀検査規則

第一條 米穀ハ本則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノニアラサレハ之ヲ縣外又ハ隱岐國へ移出スルコトヲ得ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、移出數量四斗ニ滿タサルモノ
- 二、外國米又ハ縣外ニ於テ生産シタルコトヲ確認シ得ルモノ
- 三、博覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スルモノ
- 四、學術研究ノ用ニ供スルモノ又ハ自家消費ノ爲他人ニ委託加工セシムルモノ
- 五、徵發又ハ強制執行ニ因リ受渡スルモノ並其ノ他官有物
- 六、碎米

第二條 縣内ニ於テ受渡スル米穀ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ申請ニ依リ検査ヲ行フコトアルヘシ

- 一、農業倉庫ニ入庫スル米穀
  - 二、農會、産業組合又ハ其ノ他ノ公共團體ノ事業トシテ共同販賣ヲ爲ス米穀ニシテ一回一箇所五十俵以上ノモノ
  - 三、縣内ニ於テ賣買又ハ授受スル米穀ニシテ一回一箇所五十俵以上ノモノ
- 前項ニ依リ検査ヲ受クル米穀ニシテ米俵取締規則第二條ノ規定ニ適合セサルモノニ就テハ第七條ノ卷封ハ之ヲ省略ス

第一項ニ依リ検査ヲ受ケタル米穀ニシテ前項ニ該當スルモノヲ縣外又ハ隱岐國へ移出セムトスル場合ハ米俵取締規則第二條ニ規定スル俵裝ニ改メ更ニ検査ヲ受クヘシ

第三條 検査ヲ受クヘキ米穀ノ容量及包裝ハ本縣米俵取締規則ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由ニ因リ特殊ノ容量又ハ包裝ニ依ラムトスル者ハ其ノ事由並容量、包裝方法、數量及仕向先ヲ具シ穀物検査所長ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 検査ハ左ノ各號ニ就キ之ヲ行ヒ第一號乃至第四號及第七號ノ程度ニ依リ玄米ハ一等乃至五等及等外ニ精米ハ一等乃至四等及等外ニ分級ス



- 一、乾燥ノ良否
  - 二、調製ノ良否
  - 三、品質ノ良否
  - 四、米粒ノ形狀及整齊ノ良否
  - 五、容量
  - 六、包装
  - 七、精米ニ在リテハ前各號ノ外搗精ノ程度
- 第五條 検査ヲ受ケムトスル米穀ハ其ノ包装ノ一端ニ様式第四號ニ依ル票箋ヲ附スヘシ（様式省署）
- 第六條 穀物検査吏員検査ヲ行フニ當リ第三條ノ規定ニ適合セサル米穀アリタルトキハ其ノ米穀ノ検査ハ之ヲ中止ス
- 前項ニ依リ検査ヲ中止シタル米穀ハ其ノ後十日以内ニ其ノ容量ヲ正シ又ハ改装シテ検査ヲ受クルニアラサレハ其ノ米穀ニ付テノ検査申請ハ効力ヲ失フモノトス
- 第七條 検査ヲ行ヒタル米穀ニハ其ノ検査等級ニ應ジテ包装面ニ左ノ證印ヲ押捺シ様式第一號ニ依ル封紙ヲ以テ縦繩ノ結目ヲ卷封ス（證印及ビ様式省署）
- 第八條 検査ハ穀物検査所又ハ其ノ出張所所在地ニ於テ穀物検査吏員之ヲ行フ但シ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ其ノ以外ノ地ニ於テモ之ヲ行フコトアルヘシ
- 第九條 穀物検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ（證票省署）
- 第十條 穀物検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ米穀所在ノ場所ニ臨檢シ又ハ検査済ノ米穀ニ就キ再検査ヲ爲スコトアルヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ米穀ノ所有者管理者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十一條 穀物検査吏員ハ自己ノ所有スル米穀又ハ取引ニ付利害關係アル米穀ハ之ヲ検査スルコトヲ

得ス

- 第十二條 検査ヲ受ケムトスル者ハ様式第二號又ハ同第三號ニ依ル申請書ヲ穀物検査所又ハ最寄穀物検査所出張所ニ差出スヘシ（様式省署）
- 第十三條 検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ検査手数料ヲ納付スヘシ
- 前項ノ手数料ハ第二條第一項第一號及第二號ニ該當スルモノノ検査ニ付テハ之ヲ免除ス但シ検査ヲ受ケタル後検査申請書ニ記載シタル目的ニ從ヒ米穀ノ處分ヲ爲ササルトキハ手数料ヲ追徴スルコトアルヘシ
- 第十四條 検査ハ検査申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十五條 検査ニハ検査申請者若ハ米穀所持者又ハ其ノ代理人立會フヘシ
- 前項ノ立會人ハ穀物検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ
- 第十六條 米穀検査ノ爲テ必要スル勞費及検査ノ爲生シタル損害ハ検査申請者若ハ米穀所有者ノ負擔トス
- 第十七條 検査済ノ米穀ヲ解装シタルトキハ卷封及要箋ヲ破棄スヘシ
- 検査證印アル包装材料ハ證印ヲ抹消シ又ハ裏返スニアラサレハ再ヒ米穀ノ包装ニ使用スルコトヲ得ス
- 第十八條 検査等級ノ決定ニ對シ異議アル者ハ其ノ検査ノ終了シタル翌日ヨリ起算シ十日以内ニ再検査ヲ申請スルコトヲ得
- 前項ノ再検査ニ付テハ第十三條第二項前段ハ之ヲ適用セス
- 第十九條 検査ヲ受ケタル米穀ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニアラサレハ移出スルコトヲ得ス
- 一、變質、減量シ又ハ著シク虫害ヲ受ケタルモノ



- 二、包裝破損シ又ハ改装シタルモノ
- 三、検査證印ノ磨滅、汚損シテ識別シ難キモノ
- 四、巻封ノ破損又ハ亡失セルモノ
- 五、検査後三十日ヲ經過シタルモノ但シ收穫ノ翌年四月末日迄ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十條 再検査ニ於テ前検査ノ等格ヲ變更スルトキハ前検査證印ハ之ヲ抹削スルモノトス
- 第二十一條 海路又ハ鐵道ニ依リ輸送ノ目的ヲ以テ船積又ハ汽車積トスル米穀ニシテ移出ノ疑アルモノハ移出米ト看做スコトアルヘシ
- 第二十二條 検査ヲ受ケタル米穀ニハ他ノ米穀其ノ他ノ物質ヲ混入シ又ハ濕氣ヲ含マシメ若クハ故意ニ樹量ヲ減スルコトヲ得ス
- 第二十三條 米穀ノ包裝面ニ商標、荷印其ノ他ノ徽標ヲ押捺セムトスル者ハ願書ニ其ノ肉色ヲ明記シタル實形圖ヲ添ヘ豫メ穀物検査所長ノ許可ヲ受クヘシ穀物検査所長ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第二十四條 本則第一條、第二條第三項、第十條第二項、第十七條第二項、第十九條、第二十二條、第二十三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一、検査ヲ免ルル爲又ハ検査ヲ受クルニ當リ不正ノ行爲ヲ爲シタル者
  - 二、検査未済ノ米穀ヲ移出ノ目的ヲ以テ運送シ又ハ運送セムトシタル者
- 前項ノ罰則ハ法人ニ之ヲ適用ス
- 第二十五條 本則ノ規定ニ違反シタル者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 本人ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テ

サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

附 則

- 第二十六條 本則ハ大正十三年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十七條 本則ハ隱岐國ニ之ヲ施行セス
- 第二十八條 土地ノ狀況ニ依リ特定ノ地域ヲ限リ當分本則ニ依ル検査ヲ行ハサルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ別ニ之ヲ告示ス
- 第二十九條 穀物検査所及出張所ノ位置ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第三十條 明治四十年島根縣令第二十八號米穀輸出検査規則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノハ本則ニ依リ之ヲ受ケタルモノト看做ス

◎大阪府穀物検査規則

- 第一條 大阪府内ニ於テ生産セシ米穀ニシテ小作米納付、賣却、讓與、貸附、辨濟、擔保、交換及寄託等ノ爲受渡スルモノハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ玄米一俵未滿精米二斗未滿ノモノ又ハ學術研究若ハ試験ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 検査ハ生産検査、移出検査ノ二種トス
  - 生産検査ハ管内ニ於テ受渡ス玄米ニ就キ之ヲ行ヒ合格不合格ニ區別ス
  - 移出検査ハ生産検査済ノ玄米又ハ精米ヲ別ニ指定スル地ニ移出スルモノニ就キ之ヲ行ヒ合格不合格ニ區別シ尙合格ノモノニ就キ玄米ニ在リテハ更ニ大粒小粒ニ分チ一等ヨリ四等精米ニ在リテハ一等ヨリ五等ノ等級ヲ付ス
- 移出セサル玄米ニ對シテモ希望ニ依リ前項ノ検査ヲ行フコトアルヘシ
- 他府縣又ハ本則施行地外ノ米穀ニシテ其ノ證憑ナキモノ及管内ニ於テ精米トナシ移出スルモノハ總



テ本則施行地内ニ於テ生産シタル米穀ト看做ス

第三條 本則施行地へ輸送ノ目的ヲ以テ米穀ヲ汽車積又ハ電車積若ハ船積セムトスル者ハ輸送先地名、俵數、日時、自己及荷受者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ事務所ノ所在地及其ノ名稱)ヲ書面ヲ以テ最寄移出検査員ニ届出テ承認ヲ受クヘシ

前項ノ承認ナキモノハ移出検査ヲ受クヘキ米穀ト看做ス

第四條 検査ハ品質、粒形、乾燥、調製、容量及俵裝ニ就キ之ヲ行フ

第五條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、乾燥ヲ良好ナラシムルコト
- 二、調製ニ注意シ青米、粃、秕、稗、土砂及塵芥等ノ除去ニ努ムルコト
- 三、異種米ハ勿論同種米ト雖新、古米其ノ他品質ノ差異甚シキモノヲ混入セサルコト
- 四、精米ハ糠及搗粉ノ附着ヲ少ナカラシムルコト
- 五、一俵ノ容量ハ四斗トナスコト但シ精米ニ在リテハ又ハ袋ヲ用キ其ノ容量ハ慣行ニ依ルモ妨ケナシ

六、俵裝ハ二重俵トシ左ノ方法ニ依リ調製シ一度使用シタル古俵ハ之ヲ用キサルコト

イ、内俵ハ乾燥セル前年ノ藁ヲ用キ四ヶ所編ミトシ其ノ編房數ハ約六十封間各六寸五分菰端ハ五寸菰丈約三尺八寸トシ重量ハ五百五十匁乃至六百五十匁トスルコト

ロ、外俵ハ乾燥セル前年ノ粗線藁ヲ用キ四ヶ所編トシ其ノ編房數ハ約七十五封間各七寸菰端ハ五寸五分、菰丈約四尺トシ重量ハ四百匁乃至五百匁トスルコト

ハ、棧俵ハ乾燥セル前年ノ藁ヲ用キ徑八寸乃至九寸トシ重量ハ一箇五十匁乃至七十匁トスルコト

ニ、内俵ノ口膝リハ目貫八ツトシ其ノ兩端ニ棧俵一箇宛ヲ膝リ付ケ三箇所ニ横繩ヲ施シ各二廻リ結ヒトスルコト但シ土地ノ狀況ニ依リ横繩ヲ用キスシテ検査ヲ受ケルコトヲ得

ホ、外俵ノ口膝リハ其ノ兩端トモ口繩ヲ以テ編房凡ソ三房宛ヲ掬ヒテ編房ニ引掛ケ目貫九ツヲ作リ順次右廻リニ膝リ三周リ目ハ一目飛ハシトシ四周リ目ハ其ノ飛ハシタルモノヲ拾ヒ掛ケトシ五周リ目ヨリ順次右廻リニ膝ルコト

ヘ、外俵ニハ横繩及縦繩ヲ施シ横繩ハ五箇所各二廻リ結ヒトシ縦繩ハ二筋ヲ以テ四方掛トシ中央横繩ヲ除キ其ノ他ノ横繩ニ悉ク引掛ケ繩端ハ俵口ニ於テ男結ヒトシ中央横繩ノ上ヲ更ニ二廻リ緊括スルコト但シ縦繩ヲ用井スシテ生産検査ヲ受クルコトヲ得

ト、(ハ)ノ縦繩ハ兩端ノ横繩ニノミ引掛ケルコトヲ得此ノ場合ハ中央横繩ノ上ヲ更ニ二廻リ緊括シ其ノ他ノ横繩ノ上ヲ緊括スヘシ

チ、繩ハ能ク打チ柔ラケタル藁ヲ以テ製シ摺掛ケトシ横繩、縦繩、口膝リ繩トモ太サ約一寸二分トスルコト

第六條 生産検査ハ毎年九月ヨリ翌年四月末迄ノ期間ニ於テ之ヲ受クヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 生産検査ヲ受ケムトスル者ハ其ノ住所氏名(法人ニ在リテハ事務所ノ所在地及其ノ名稱)現品ノ所在地及數量、受檢希望ノ日時等ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ生産地ノ生産検査員ニ申出ツヘシ

第八條 検査ヲ受クヘキ米穀ニハ其ノ包裝毎ニ第一號様式ニ依ル票箋ヲ附スヘシ但シ精米ハ此ノ限ニ在ラス(様式省畧)

第九條 移出検査ヲ受ケムトスル場合ハ前項ノ書面ヲ最寄移出検査員ニ差出スヘシ

第二條第四項ニ依ル検査ヲ受ケムトスル場合ハ前項ノ書面ヲ所轄出張所ニ差出スヘシ

第十條 移出検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ手数料ヲ納付スヘシ第二條第四項ノ検査ヲ受ケムトスル者亦同シ

第十一條 受檢者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査上ニ就キ検査員ノ指揮ニ從フヘシ



第十二條 検査ハ検査員之ヲ行フ但シ穀物検査所技師、技手ニ於テ之ヲ行フコトアルヘシ

第十三條 穀物検査所技師、技手、検査員ハ自己ノ利害ニ關係アル米穀ヲ検査スルコトヲ得ス

第十四條 穀物検査所技師、技手、検査員検査ヲ行フニ當リ容量又ハ包装ノ規定ニ適合セサルモノト認メタルトキハ其ノ検査ヲ中止ス

前項ノ場合ニハ五日以内ニ容量ノ補足又ハ改装ヲナシ検査ヲ受クルニアラサレハ其ノ検査申請ハ効力ヲ失フ

検査済ノ米穀ト雖モ必要アリト認メタルトキハ再検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十五條 穀物検査所技師、技手、検査員其ノ職務ヲ行フトキハ第三號様式ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十六條 穀物検査所技師、技手、検査員ニ於テ本則違反ノ疑アリト認メタルトキハ米穀ノ運搬ヲ停止シ又ハ其ノ保管ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 検査員生産検査ヲ行ヒタルトキハ縦繩ノ結止又ハ俵ノ口隙リ繩ニ第四號様式ニ定ムル検査封紙ヲ施シ其ノ検査封紙竝ニ票箋ニ検査印ヲ押捺シ更ニ票箋ニ合格不合格ノ印ヲ押捺スヘシ

第十八條 検査員移出検査ヲ行ヒタルトキハ合格不合格、粒種（大粒、小粒）等級ヲ定メ各俵口ニ其ノ印章ヲ押捺スヘシ

第十九條 検査ニ使用スル證印ハ第五號様式ニ又検査ノ證印ヲ抹消スル證印ハ第六號様式ニ依ル

第二十條 検査ヲ受ケタル後左ノ各號ノ一ニ該當スル米穀ハ更ニ検査ヲ受クルニアラサレハ受渡又ハ移出スルコトヲ得ス

一、俵裝ヲ改メタルトキ

二、検査印又ハ證印ノ磨滅シタルトキ

三、検査封紙又ハ票箋ヲ毀損若クハ亡失シタルトキ

第二十一條 移出検査ヲ行フニ當リ生産検査済ノ米穀ヲ解俵スルトキハ検査封紙ヲ破棄シ當該検査員ニ於テ更ニ検査封紙ヲ施シ検査印ヲ押捺スヘシ

第二十二條 産地又ハ自家ノ徽章ヲ俵、俵、袋ノ表面ニ附記シ又ハ押捺セントスル者ハ願書ニ其ノ肉色及實形圖ヲ添ヘ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、未検査ノ米穀ノ受渡ヲナシ又移出シタル者

二、第三條第一項第二十條及第二十二條ニ違反シタル者

三、第十四條第三項ノ検査ヲ拒ミ又ハ第十六條ノ命令ニ従ハサル者

四、検査ヲ免ルル目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ行ヒタル者

五、検査済ノ米穀ニ故意ヲ以テ濕氣ヲ施シ若ハ他物ヲ混入シタル者

六、検査済ノ米穀ニ對シ其ノ内容ヲ増減變更シタル者

七、検査上使用ノ印影、證印、検査封紙、肉色ヲ變更シ又ハ之ト類似ノモノヲ行使シ若ハ封紙票箋ヲ再用又ハ盗用シタル者

第二十四條 本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサル故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

本則ニ依ル義務者カ未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ法人ヲ科料ニ處ス



法人ヲ罰スヘキ場合ハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本則中精米検査ハ當分ノ内之ヲ行ハス

本則ノ全部又ハ一部ヲ施行セサル地區ハ別ニ之ヲ告示ス

### ◎秋田縣穀物検査規則

#### 第一章 總 則

第一條 本縣内ニ生産シタル米ハ本則ニ依リ生産米検査ヲ受ケタルモノニ非ラサレハ授受ノ用ニ供シ  
輸出米検査ヲ受ケタルモノニ非ラサレハ縣外ニ輸出スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルモノニシテ  
知事ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

縣外産米ノ證印ナキ米又ハ縣内ニ於テ精白シ之ヲ輸出スルモノハ總テ本縣生産ノ米ト見做ス

小作米ニ在リテハ豫メ穀物検査所所員ノ承認ヲ經未検査ノ儘授受スルコトヲ得

第二條 本則ニ於テ授受ト稱スルハ小作米納付、賣買、讓渡、交換、辨濟、貸借、擔保、寄託等ノ用  
ニ供スルヲ謂フ

第三條 生産米検査ハ玄米ニ就キ之ヲ行ヒ輸出米検査ハ玄米白米半搗米ニ就キ之ヲ行フ

第四條 検査米一俵ノ容量ハ四斗トシ検査ハ左ノ事項ニ就キ之ヲ行フ

- 一、乾燥
- 二、品質
- 三、粒形
- 四、調製
- 五、容量

#### 六、俵 裝

第五條 検査ハ合格、不合格ヲ査定シ且其ノ合格米ニ於テハ別ニ定ムル所ノ標準米ニ據リ一等、二等

三等、四等、粳玄米ニ在リテハ五等級ニ分ツ但シ半搗米ニ在リテハ等級ヲ付セス

第六條 左ノ各號ニ該當スルモノハ合格トナスコトヲ得ス

- 一、乾燥充分ナラサルモノ
- 二、赤米、死米、粃、稗、碎米等ノ混入甚シキモノ
- 三、稻種ノ早中晩及異品種又ハ新古米、今摺米其ノ他粒形品位ノ甚シキ差位アル米ヲ混淆セルモノ
- 四、白米ニ在リテハ土砂及糠等ヲ混入シ純良ナラサルモノ
- 五、一俵ノ容量四斗ニ充タサルモノ又ハ規定ノ俵裝ヲ具備セサルモノニ付キテハ穀物検査所員ハ期  
日ヲ定メ之レカ補充改裝ヲ命スヘシ

第七條 検査済ノ米ニシテ左記各號ノ一ニ當ルトキハ更ニ検査ヲ受クヘシ

一、俵裝ヲ改メタルトキ

二、検査證印不明トナリタルトキ

三、封紙票箋ヲ汚損シ又ハ亡失シタルトキ

第八條 縣外産出ノ米ヲ輸入シタルトキハ直ニ其ノ所轄穀物検査所支所又ハ最寄輸出米検査所ニ届出

ツヘシ之ヲ輸出セントスルトキハ其ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 検査ハ穀物検査所所員之ヲ行フ

穀物検査所所員其ノ職務ヲ行フ時ハ左ノ證票ヲ携帯シ受檢者ノ要求アルトキハ之ヲ示スヘシ(省畧)

第十條 穀物検査所所員ハ自己ハ利害關係アル米ヲ検査スルコトヲ得ス

第十一條 穀物検査所所員ハ必要ト認ムルトキハ検査ヲ中止スルコトアルヘシ

第十二條 検査上必要アルトキハ見本米ヲ徴スルコトアルヘシ



第十三條 受檢者若クハ其ノ代理人ハ檢査ノ現場ニ立會フヘシ  
立會人ハ穀物檢査所員ノ指揮ニ從フヘシ

第十四條 檢査ノ際必要ナル勞力及費用ハ受檢者ノ負擔トス

第十五條 穀物檢査所技師、技手必要ト認ムルトキハ再檢査ヲ行フコトアルヘシ  
檢査成績ノ表示ニ異議アルモノハ受檢後十日以内ニ左ノ事項ヲ具シ再檢査ヲ知事ニ請求スルコトヲ得

一、受檢月日、俵數、檢査場所並穀物檢査所所員ノ職氏名  
二、異議ノ要領

第十六條 穀物檢査所所員必要ト認ムルトキハ米穀藏置場保管所又ハ輸送中ノ船車ニ臨檢シ米穀ノ輸  
出ヲ停止シ又ハ保管ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ臨檢又ハ命令ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十七條 米俵ニハ檢査證票ニ類似ノモノヲ附スルコトヲ得ス

輸出米檢査證印ヲ抹消セサル菰筵ハ再ヒ之ヲ俵裝ニ用フルコトヲ得ス

荷主ノ徵票、荷印等ヲ俵面ニ附記押捺セントスルモノハ豫メ其ノ雜形ヲ添ヘ穀物檢査所ニ届出テ其  
ノ承認ヲ受クヘシ

第二章 生産米檢査

第十八條 生産米檢査ハ所轄生産米檢査所又ハ共同受檢場ニ於テ之ヲ行フ但シ受檢米多數ノモノニ對  
シテハ其ノ藏置場ニ就キ行フコトアルヘシ

共同受檢場ヲ設置セントスルモノハ規約ヲ作り適當ノ施設ヲ爲シ穀物檢査所ノ承認ヲ受クヘシ  
檢査ヲ行フ日時ハ穀物檢査所長之ヲ定ム

第十九條 生産米ノ俵裝ハ左記各號ニ據ルヘシ

一、俵ハ乾燥セル古藁ヲ用ヒ目抜ハ七個所以上トシ重量ハ七百匁以上八百匁以下トシ編ミ方ハ四個  
所編ミトシ六十五封以上封間ハ六寸兩端五寸以上編ミ上ケ三尺八寸トスルコト

二、棧俵ハ乾燥セル古藁ヲ用ヒ徑一尺重量六十匁以上八十匁以下トスルコト

三、繩ハ廻リ一寸以上一寸二分以下トシ横繩ハ五個所各二廻リ結トシ縦繩ハ一條二方掛トシ中央横  
繩ヲ除キ他ノ四個所及棧俵ノ中央ニ於テ小口繩ニ引掛ケ結束スルコト

第二十條 檢査ヲ受ケントスルモノハ其ノ俵數及所在ヲ所轄生産米檢査所ニ申出テ豫メ左記様式ノ票  
箋ヲ受取リ俵縦繩ノ結目ニ卷封ヲ爲シ重量、住所、氏名、其ノ他ノ事項ヲ記入スヘシ (省畧)

第二十一條 檢査ヲ終リタルトキハ穀物檢査所所員票箋ニ檢印ヲ押捺シ各等級ニ應シ左記雜形ノ封紙  
ヲ票箋ノ封目ニ貼付シ二個所以上ノ契印ヲ施スヘシ (省畧)

第三章 輸出米檢査

第二十二條 輸出米檢査ハ穀物檢査所支所及輸出米檢査所所在地ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル  
モノニ對シテハ其ノ藏置場ニ於テ之ヲ行フコトアルヘシ

第二十三條 輸出米ノ俵裝ハ二重造トシ左記各號ニ據ルヘシ

一、内俵ハ生産米ノ俵裝ニ據ルコト但シ縦繩ヲ廢シ横繩ヲ三個所ニ略スルコトヲ得

二、外俵ハ長サ約四尺八寸幅約二尺七寸重量三百匁以上三百五十匁以下ノ莖トスルコト但シ穀物檢  
査所長ノ承認ヲ得タルトキハ菰ヲ用フルコトヲ得

三、外俵結束ニ用フル繩ハ摺掛ケ仕上ケトシ廻リ一寸以上一寸二分以下トシ横繩ハ均等間隔ヲ置キ  
五個所二廻リ結トシ縦繩ハ二本立四方掛トシ中央横繩ヲ除キ引掛トシ更ニ縦繩ノ上ヲ中央二廻リ  
横繩ヲ結フコト

四、外俵ノ目抜ハ九個所以上トシ小口ニ用フル繩ハ摺掛ケ仕上ケ廻リ九分以上一寸以下トスルコト  
五、色繩ハ各等證印ノ肉色ト同一ノモノニ限り使用シ得ルコト



第二十四條 検査ヲ受ケントスルモノハ左記各號ノ事項ヲ記載シタル検査請求書ヲ其ノ所轄穀物検査所支所又ハ輸出米検査所ニ差出スヘシ

一、俵 數

二、粳米、糯米、玄米、白米、半搗米等ノ區別

三、検査ヲ受クヘキ場所及期日

第二十五條 受檢者ハ俵毎ニ當該穀物検査所所員ノ檢印ヲ受ケタル左記様式ノ票箋ヲ付スヘシ(省略)

第二十六條 検査ヲ終リタルトキハ穀物検査所所員ハ外俵ニ左記雜形ノ證印ヲ押捺スヘシ(省略)

第二十七條 検査米ヲ輸出セントスルモノハ第二十四條第一號第二號ノ外其ノ藏置場並仕向先ヲ記載シ輸送着手前遲滞ナク其ノ所轄穀物検査所支所又ハ輸出米検査所ニ届出ツヘシ

第二十八條 受檢者ハ一俵ニ付検査手数料金八錢農業倉庫米ハ四錢ヲ前納スヘシ但シ輸出米検査手数料徴收ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

検査着手後受檢者ノ都合ニ依リ検査ノ請求ヲ取消スコトアルモ前項ノ手数料ハ之ヲ還付セス

第二十九條 輸出米検査ヲ受ケタルモノニシテ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ検査手数料ヲ徴收セス

一、第七條第二號又ハ第三號ノ場合ニ更ニ検査ヲ爲シタルトキ

二、第十五條第一號ニ依リ再検査ヲ爲シタルトキ

三、第十五條第二項ニ依リ再検査ヲ爲シタル結果前表示ヲ更正シタルトキ

第三十條 第一條、第七條、第八條、第十三條、第十六條第二項、第十七條ノ規定ニ違反シタルモノ及左記各號ノ一ニ該當シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、検査ヲ免ルルノ目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ行ヒタルモノ

二、検査済ノ米ニ對シ濕氣ヲ施シ又ハ他ノ米穀若クハ異質物ヲ混シタルモノ

三、第一條ノ規定ニ違反スル行爲ニ着手シタルモノ

四、減量ノ目的ヲ以テ検査済ノ米ヲ抽出シタルモノ及見本米ヲ抽出シテ刺戻ササルモノ

五、故意ヲ以テ封紙票箋ヲ破棄シ又ハ再用シタルモノ

第三十一條 米穀ヲ授受又ハ輸出スル者ハ其ノ代理人家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免カルコトヲ得ス

第三十二條 米穀ヲ授受又ハ輸出スル者カ未成年者若クハ禁治産者ナルトキハ本則ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ對シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付キテハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 米穀ヲ授受又ハ輸出スル者カ法人ナルトキハ本則ノ規定ニヨリ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ代表者若クハ清算人ニ適用ス

第五章 附 則

穀物検査所、同支所、輸出米検査所並生産米検査所ノ位置及其ノ所轄區域ハ別ニ之ヲ告示ス

本則ハ大正六年四月一日ヨリ施行ス

明治四十三年三月二十八日秋田縣令第二十號(秋田縣米穀検査規則)ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ輸出白米ニ限り當分ノ内容及俵裝ハ本則ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケタルモノノ検査手数料ハ一箇ニ付五錢トス

◎岐阜縣米穀検査規則

第一條 本縣産米ヲ縣内ニ於テ授受シ又ハ縣外ニ移出スルトキハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此限ニ在ラス

九三



- 一、一俵未滿ノ端米
  - 二、滯納處分又ハ強制執行ノ目的物タル米
  - 三、他人ニ託シ加工セシムル自家消費ノ米
  - 四、學術研究若ハ試驗等ノ目的ヲ以テ知事ノ許可ヲ受ケタル米
  - 五、知事ノ許可ヲ受ケ品評會、共進會、博覽會等ニ出品スル米
- 本則ニ於テ授受ト稱スルハ賣買、交換、讓渡、小作米納付、辨濟、貸借、擔保、寄託等ノ爲現品ノ受渡ヲ爲スヲ謂フ

第二條 検査ハ生産検査、移出検査ノ二種トス

生産検査ハ縣内ニ於テ授受スル玄米ニ就キ移出検査ハ縣外ニ移出スル玄米及精米ニ付キ之ヲ行フ但シ精米販賣業者カ隣接セル縣外精搗精業者ニ搗精ヲ託スル爲汽車積又ハ船積ト爲サス移出スル米ニシテ検査吏員ノ承認ヲ經タルモノハ移出検査ヲ行ハス

第六條但書ニ依リ移出検査ヲ受クル米ニ就テハ生産検査ヲ省略スルコトヲ得移出検査済ノ玄米ハ生産検査ヲ受ケタルモノト看做ス

第三條 検査ノ等級ハ生産検査ニ在リテハ合格、不合格ヲ定メ合格ハ區別シテ之レヲ極上、上、並三階級ト爲シ移出検査ニ在リテハ一等乃至四等及等外ノ五階級ニ區別ス但シ受檢者ノ希望ニ依リ生産検査ノ並ハ之ヲ甲乙ニ區別シ又天災其ノ他災害ノ爲産米ノ品質ヲ損傷シタルトキハ知事ハ豫メ告示シ移出検査等級四等ノ次ニ五等ノ一階級ヲ設クルコトアルヘシ

第四條 縣内ニ於テ汽車積又ハ船積ト爲シ輸送スル米ハ輸送先ノ如何ヲ問ハス之ヲ縣外移出ト看做ス但シ同一市町村又ハ縣内ニ於ケル隣接市町村内へ船積トシテ輸送スル米ニシテ検査吏員ノ承認ヲ經タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 縣外ヨリ移入セル米ニシテ縣内ニ於テ改装又ハ搗精シタルモノ若クハ縣外産米タル證憑ナキ

モノハ總テ本縣産米ト看做ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此限ニ在ラス

一、外國米又ハ臺灣米

二、搗精業者カ隣接セル縣外ヨリ單ニ精米ト爲スノ委託ヲ受ケテ搗精シ汽車積又ハ船積ト爲サス返送スル米

第六條 生産検査ハ現品所在地、移出検査ハ穀物検査所出張所若ハ移出地ニ於テ之ヲ行フ但シ穀物検査所ニ於テ必要ト認ムルトキハ農業倉庫又ハ指定ノ場所ニ於テ行フコトアルヘシ

第七條 生産検査ハ毎年九月一日ヨリ翌年三月末日迄ノ期間ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アルモノハ期間外ト雖検査ヲ受クルコトヲ得

第八條 検査ヲ受クヘキ米ハ一俵ノ容量ヲ四斗ト爲スヘシ

第九條 検査ヲ受クヘキ玄米ニ在リテハ左記第一號乃至第三號精米ニ在リテハ左記第四號ニ依リ調製スヘシ

一、乾燥ヲ良好ナラシムルコト

二、品質粒形ノ齊一ニ注意シ異品種ノモノ又ハ生産年度ノ異ナルモノヲ混入セサルコト

三、粃、粃、碎米、青米、赤米、稗、土砂、塵芥等ヲ除去スルコト

四、粃、碎米、稗、土砂、塵芥等ヲ除去シ且糠、搗粉等ノ附着ヲ尠カラシムルコト

第十條 検査ヲ受クヘキ米ノ俵裝ハ左ノ各號ニ依リ製作スヘシ但シ精米ニ在リテハ以テ袋ヲ以テ俵ニ代用スルコトヲ得

一、俵ハ二重トシ乾燥セル「スグリ」藁ヲ用キテ製シ内外俵共四箇所編トシ内俵ハ重量六百匁乃至七百匁外俵ハ四百匁乃至五百匁トスルコト

二、棧俵ハ乾燥セル「スグリ」藁ヲ用キテ製シ直徑凡九寸重量一個凡六十匁トスルコト

三、俵裝ニ用ウル繩ハ能ク打柔ケタル藁ヲ以テ製シ其ノ周リ小口繩ハ七分以上横繩ハ八分以上縦繩



ハ一寸以上トスルコト

- 四、横繩ハ内俵三箇所以上外俵ハ五箇所各二廻リツ、緊縛シ縦繩ハ一筋ヲ以テ横繩ニ四方皆掛トシ俵小口ニ於テ堅固ニ結ヒ止ムルコト但シ精米ノ俵裝ニ在リテハ内俵ノ横繩ヲ省略スルヲ妨ケス
- 五、ハ重量五百匁乃至七百匁トシ本條第三號規定ノ繩ヲ用キ縦繩ハ三箇所ニ二廻リツ、緊縛シ横繩ハ一筋ヲ以テ横繩ニ二方皆掛トシ堅固ニ結束スルコト
- 第十一條 陸海軍ニ納付又ハ外國ニ輸出其ノ他特殊ノ目的ヲ有スル爲第八條又ハ第十條ニ依リ難キモノハ其ノ都度事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケ其ノ規程ニ依ラサルコトヲ得
- 前項ニ依ル米ヲ移出スル場合ハ其ノ検査申告書ニ知事ノ許可書若ハ其ノ寫ヲ添付スヘシ
- 第十二條 移出検査ヲ受クル者ハ一俵又ハ一呎若ハ一袋ニ付金六錢農業倉庫業法ニ依ル農業倉庫ニ入庫スル米ノ移出検査ニ付テハ金貳錢ノ各検査手数料ヲ納付スヘシ但シ第十四條又ハ第二十六條ニ依ル再検査ニアリテハ検査手数料ノ納付ヲ要セス
- 第十三條 生産検査ヲ受ケムトスル者ハ口頭又ハ書面ヲ以テ住所氏名俵數ヲ現品所在地ノ検査吏員ニ届出ヘシ
- 移出検査ヲ受ムトスル者ハ第一號様式ノ検査申告書ニ検査手数料領收證票ヲ貼付シ最寄穀物検査所出張所ニ差出スヘシ
- 第十四條 未検査ノ玄米ヲ集合シ一定ノ場所ニ於テ生産検査ヲ受ケムトスル者ハ豫メ検査吏員ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十五條 受檢者ハ每俵第二號雛形ノ票箋ヲ俵又ハ一呎若ハ袋ニ結ヒ着クヘシ
- 第十六條 検査吏員ノ職務ヲ行フトキハ第三號雛形ノ證票ヲ携帶ス
- 第十七條 受檢者若ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ
- 第十八條 検査ヲ受クヘキ米ニシテ検査吏員ニ於テ第八條乃至第十條ノ規則ニ適合セスト認ムルトキハ日時ヲ指定シテ容量ノ補足又ハ調製若ハ改装ヲ命スルコトアルヘシ

ハ日時ヲ指定シテ容量ノ補足又ハ調製若ハ改装ヲ命スルコトアルヘシ

- 第十九條 生産検査ヲ行ヒタルトキハ米ノ俵面ニ第四號雛形ノ検査證印ヲ押捺シ更ニ等級ニ應ジ縦繩ノ結ヒ止ニ第五號雛形ノ卷封ヲ施シ且ツ其ノ卷封紙及票箋ニ検査吏員ノ檢印ヲ押捺ス
- 移出検査ヲ行ヒタルトキハ米ノ俵面ニ第六號雛形ノ検査證印ヲ押捺シ且票箋ニ第七號雛形ノ檢印ヲ押捺ス
- 第二十四條 第四號ニ依ル再検査ヲ行ヒタルトキハ前項ノ外其ノ俵面ニ第八號雛形ノ證印ヲ押捺ス
- 第二十條 検査吏員ニ於テ米ノ俵面ニ押捺シタル證印ノ取消ヲ要スルトキハ第九號雛形ノ消印ヲ其ノ部ニ押捺ス
- 第二十一條 検査ノ證印アル俵又ハ一呎若ハ袋之ハヲ抹消スルニ非ラサレハ再ヒ米ノ俵面ニ使用スルコトヲ得ス
- 第二十二條 米ノ俵面ニ商標其ノ他荷印ヲ附記又ハ押捺セムトスル者ハ願書ニ其ノ實形圖及肉色ヲ明記シ知事ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 前項ノ規定ハ農業倉庫業法ニ依ル農業倉庫ニシテ其ノ業務規程ニ米ノ俵面ニ押捺スヘキ荷印ヲ規定シ知事ノ認可ヲ經タルモノニ對シテハ之ヲ適用セス
- 第二十三條 検査済ノ米ヲ解裝若ハ減量シタルトキハ直ニ其ノ票箋及封紙ヲ破棄スヘシ
- 第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノルヲ縣内ニ於テ授受シ又ハ縣外ニ移出スルトキハ更ニ検査ヲ受クヘシ
- 一、検査後包装ヲ毀損又ハ改装シタルモノ
- 二、検査證印ノ不明瞭トナリタルモノ
- 三、卷封紙ノ又ハ票箋ノ破損若ハ亡失シタルモノ
- 四、移出検査ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタル米ヲ移出スルモノ但シ收穫ノ翌年六月末日迄ニ



移出スル米ハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 検査ノ爲積替、運搬、桝廻、秤量、包装其ノ他ニ要スル勞費及検査ノ爲生シタル損害ハ縣ニ於テ賠償ノ責ニ任セス

第二十六條 検査済ノ米ト雖検査吏員ニ於テ必要ト認メタルトキハ何時ニテモ解装又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ再検査ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條 移出検査申告ノ日ヨリ七日以内ニ現品ヲ提供セサルトキ又ハ第十八條ニ依ル指定日時内ニ容量ノ補足又ハ調製若ハ改装ヲ了シタル現品ヲ提供セサルトキハ更ニ検査申告書ヲ差出スニ非サレハ検査ヲ行ハス

前項ノ場合ハ既納ノ検査手数料ヲ還付セス

第二十八條 検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則違受ノ疑アリト認ムルトキハ米ノ保管、運搬ノ停止若ハ積戻シ又ハ關係資料ノ提供ヲ命スルコトアルヘシ

第二十九條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第一條又ハ第二十四條ノ規定ニ違反シ検査ヲ受ケサル米ヲ授受シ若ハ授受セムトシタル者又ハ縣外ニ移出シ若ハ移出セムトシタル者

二、第二十一條又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ違反シタル者

三、第二十六條ノ検査ヲ拒ミ又ハ第二十八條ノ命令ニ従ハサル者

四、人ヲ欺罔スル目的ヲ以テ米ハ又ハ其ノ包装ニ不正ノ手段ヲ施シ検査ヲ受ケタル者又ハ検査ヲ免ル、目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ行ヒタル者

五、検査済ノ包装米ヲ惡意ヲ以テ濕氣ヲ施シ若ハ異種米、等差米其ノ他ノ物ヲ混シ又ハ減量シタル者

六、一旦使用シタル卷封紙又ハ票箋ヲ再ヒ用タル者

第三十條 當事者ハ代理人、戸主、家族、同居者、雇人又ハ其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第三十一條 當業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者カ法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ法人ヲ科料ニ處ス

附 則

第三十三條 從來ノ慣習ニ依ル一俵ノ容量ニシテ第八條ノ規定ニ超過スル端米ハ別ニ授受スルモノトス

第三十四條 本則中移出検査ニ關スル規定ハ大正七年九月一日ヨリ施行シ生産検査ニ關スル規定ハ大正七年産米ヨリ之ヲ適用ス

第三十五條 明治四十五年六月縣令第二十一號岐阜縣米穀検査規則ニ依リテ既ニ検査ヲ受ケタル米ハ本則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス但シ移出検査等級區分中前規則ニ依ル特等ハ本則第二十四條ニ抵觸セサル限リ其ノ効力ヲ有ス

第三十六條 明治四十五年六月縣令第二十一號岐阜縣米穀検査規則ニ依リ認可ヲ受ケタル商標荷印ノ類ハ本則ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十七條 本則ニ規定セル生産検査ハ當分ノ内武儀、郡上、加茂、可兒、土岐、惠那、益田、大野吉城郡ニ施行セス

前項以外ノ郡ニ於テ生産検査ヲ除外スヘキ町村ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十八條 本則中生産検査ニ關スル規定未施行地ノ産米ヲ施行區域内へ移入シタルトキハ施行區域



内ノ産米ト看做ス

第三十九條 穀物検査所ニ於テ必要ト認ムルトキハ第三十七條ノ生産検査未施行地内ニ限リ第六條ノ

規定ニ拘ラス當分ノ内一回五十俵以上ノ検査俵數アル場所ニ於テハ移出検査ヲ行フヨトアルヘシ

第四十條 明治四十五年六月岐阜縣令第二十一號岐阜縣米穀検査規則ハ大正七年九月一日ヨリ廢止ス

(以下省略)

◎朝鮮各道米穀検査規則

第一條 道知事ノ指定スル地ヨリ朝鮮産ノ玄米又ハ白米ヲ輸出移出又ハ他ノ道ニ搬出セムトスル者ハ

本令ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 他ノ地ニ於テ検査ヲ受ケタルモノ

二 商品見本ニシテ一口一斗未滿ノモノ

三 試験調査ノ用ニ供シ又ハ博覽會、共進會、品評會等ノ出品ノ用ニ供スルモノニシテ官公署ノ證

明アルモノ

第二條 検査ハ道地方之ヲ行フ

第三條 検査ハ左ノ事項ニ付之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定ム

- 一 品質ノ良否
- 二 乾燥ノ程度
- 三 石、土、稗、粃、蝦米、青米、死米、赤米、碎米其ノ他夾雜物ノ混入ノ多少
- 四 異年度産米混淆ノ有無
- 五 容量及包装ノ適否
- 六 前各號ノ外白米ニアリテハ搗精ノ良否

第四條 検査ニ合格シタル米ニハ左ノ標準ニ依リ等級ヲ附ス但シ赤米ノ混入割合ニ付テハ道知事ニ於テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

玄米 特等

品質 優良ナルモノ  
乾燥 十分ナルモノ

夾雜物其ノ他 石、蝦米及異年度産米ノ混入ナク赤米ノ混入一合ニ付五粒以内ニシテ土、稗、粃、青米、死米、碎米其ノ他ノ夾雜物ノ混入百分ノ二以内ノモノ

一等

品質及乾燥 特等ニ次クモノ

夾雜物其ノ他 蝦米及異年度産米ノ混入ナク石ノ混入一升ニ付十粒以内、赤米ノ混入一合ニ付三十粒以内ニシテ土、稗、粃、青米、死米、碎米其ノ他ノ夾雜物ノ混入百分ノ三以内ノモノ

二等

品質及乾燥 一等ニ次クモノ

夾雜物其ノ他 蝦米及異年度産米ノ混入ナク赤米ノ混入一合ニ付八十粒以内ニシテ石、土、稗、粃、青米、死米、碎米其ノ他ノ夾雜物ノ混入百分ノ五以内ノモノ

三等

品質及乾燥 二等ニ次クモノ

夾雜物其ノ他 蝦米及異年度産米ノ混入ナク赤米ノ混入一合ニ付百八十粒以内ニシテ石、土、稗、粃、青米、死米、碎米其ノ他ノ夾雜物ノ混入百分ノ六以内ノモノ



四等

品質及乾燥  
夾雜物其ノ他

三等ニ次クモノ  
蝦米及異年度産米ノ混入ナク赤米ノ混入一合ニ付百八十粒以内ニシテ石、土、稗、粳、青米、死米、碎米其ノ他ノ夾雜物ノ混入百分ノ六以内ノモノ

白米

特等

品質

搗精  
乾燥

優良ナルモノ  
優良ニシテ搗粉及糠ノ除去十分ナルモノ  
十分ナルモノ

夾雜物其ノ他

石ノ除去十分ニシテ蝦米、稗、粳其ノ他ノ夾雜物ノ混入ナク碎米ノ混入少キモノ

一等

品質搗精及乾燥

夾雜物其ノ他

特等ニ次クモノ  
石ノ混入一升ニ付三粒以内ニシテ蝦米ノ混入ナク稗、粳其ノ他ノ夾雜物ノ除去十分ニシテ碎米ノ混入少キモノ

二等

品質搗精及乾燥

夾雜物其ノ他

一等ニ次クモノ  
石ノ混入一升ニ付七粒以内、蝦米、稗、粳其ノ他ノ夾雜物ノ除去十分ニシテ碎米ノ混入少キモノ

外

品質搗精及乾燥

二等ニ次クモノ

夾雜物其ノ他 石、稗、粳、碎米其ノ他ノ夾雜物ノ混入少キモノ  
道知事ハ毎年十一月其ノ年ノ産米ヲ以テ前項ノ標準ニ依リ調製シタル標準米ヲ各検査所ニ備付ケ等級ノ決定ニ資スヘシ

第五條 包裝

検査ヲ受クヘキ米ノ包裝及容量ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

白米 構造完全ニシテ一枚ノ重量六百匁以上ノ呎ヲ用キ掛繩ハ一尋十一匁以上ノ擦繩二筋ヲ用井横繩四箇所縦繩二箇所トシ縦繩ハ兩端ノ横繩ニ本掛トス

白米 呎入又ハ布袋人トシ呎入ニ付テハ玄米ニ準シ布袋ニ付テハ構造強靱ニシテ一枚ノ重量三十五匁以上ノ布袋ヲ用キ掛繩ハ一尋十一匁以上ノ擦繩二筋ヲ用井横繩二箇所縦繩一箇所トシ縦繩ハ横繩二本掛トス

容量  
玄米 一呎ニ付四斗  
白米 一呎ニ付四斗

道知事ハ特別ノ事由アルトキハ前項ノ規程ニ異リタル標準ニ依ラシムルコトヲ得  
第六條 前二條ノ標準ニ該當セサル米ハ不合格トス  
第七條 不合格米ハ之ヲ輸出、移出又ハ他ノ道ニ搬出スルコトヲ得ス  
等外ノ白米ハ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ス



特別ノ必要アルトキハ道知事ノ許可ヲ受ケ前二項ノ規定ニ拘ラス白米ヲ輸出、移出又ハ他ノ道ニ搬出スルコトヲ得

特別ノ必要アルトキハ道知事ノ許可ヲ受ケ前二項ノ規定ニ拘ラス其ノ玄米ヲ他ノ道ニ搬出スルコトヲ得

第八條 品質、搗精ノ良否、乾燥ノ程度、夾雜物混入ノ多少及異年度産米混淆ノ有無ノ検査ハ吸入ニ在リテハ見刺法ニ依リ布袋入ニ在リテハ解口シテ之ヲ行フ但シ検査員必要ト認ムルトキハ解裝シテ之ヲ行フコトヲ得

石ノ粒數検査ニ付テハ検査請求人又ハ袋中相當數ノ以又ハ袋ヨリ一升以上ヲ抽出シ粒選シテ之ヲ行フ

解裝及復裝ニ要スル費用ハ検査請求人ノ負擔トス

第九條 検査ハ請求ノ順序ニ從ヒ日出ヨリ日没迄ノ間ニ検査所ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ事由ニ依リ検査請求人ノ請求アリタルトキハ現品所在地ニ就キ之ヲ行フコトヲ得

第九條ノ二 検査請求人ハ其ノ住所氏名又ハ商號以外ノ事項ヲ記載セル物件ヲ検査ヲ受クヘキ米ノ包裝ニ添附シ又ハ包装内ニ挿入スルコトヲ得ス

第十條 検査ニ從事スルモノ其ノ職務ヲ行フトキハ第一號様式ノ證標ヲ携帯スヘシ

第十一條 検査ヲ爲シタル米ニハ其ノ包裝ニ第二號様式ノ検査證印及第三號様式ノ道名記號ヲ押捺ス但シ第七條第三項ニ規定スル米ニハ其ノ包裝ニ第四號様式ノ検査證印ヲ第七條第四項ニ規定スル米ニハ其ノ包裝ニ第四號様式ノ二ノ検査證印ヲ押捺ス

検査ヲ爲シタル玄米ニシテ石ノ混入ナシト認ムルモノニハ検査請求人ノ請求ニ依リ第五號様式ノ石拔證印ヲ押捺ス

第一項ノ検査證印及道名記號ノ外合格シタル米又ハ第一項但書ノ検査證印アル米ニハ第六號様式ノ

封箋紙ヲ縦繩ノ結止ニ卷附ケ之ニ第七號様式ノ日附印ヲ押捺ス

第十二條 検査員必要ト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトヲ得前項ノ検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條 検査ヲ爲シタル米ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ輸出移出又ハ他ノ道ニ搬出スルコトヲ得ス

一 包裝ヲ更メタルモノ

二 検査證印又ハ道名記號ノ磨滅若ハ汚損シテ識別シ難キモノ

三 封箋紙ノ毀損シタルモノ

四 變質其ノ他異狀ヲ呈シタルモノ

第十四條 前二條ニ規定スル検査ヲ爲シタルトキハ前検査ノ決定ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ取消シタルトキハ第八號様式ノ消印ヲ押捺ス

第十五條 検査ノ決定ニ對シテハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第十六條 検査證印又ハ道名記號アル空以又ハ空袋ハ其ノ證印又ハ記號ヲ抹消スルニ非サレハ輸出、移出又ハ他ノ道ニ搬出スル米ノ包裝ニ使用スルコトヲ得ス

第十七條 検査ニ從事スル吏員ニ於テ本令違反ノ疑アリト認ムルトキハ米ノ運搬ノ停止又ハ積戻ヲ命スルコトヲ得

第十八條 輸出、移出又ハ他ノ道ニ搬出セムトスル米ノ包裝ニハ検査證印、道名記號又ハ消印類似ノ

商標、記號其ノ他ノ標記ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條ノ二 朝鮮産以外ノ米ヲ輸入、移入又ハ他ノ道ヨリ搬入シタルモノハ其ノ旨ヲ直ニ所轄検査

所ニ届出ツヘシ之ヲ輸出、移出又ハ他ノ道ニ搬出セムトスルトキ亦同シ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條、第七條第一項、第二項若ハ第十三條ノ規定ニ違反シタルモノ



二 検査ヲ免ルル目的ヲ以テ不正ノ行為ヲ爲シタル者  
三 検査ヲ爲シタル米、其ノ包装若ハ容量、検査印、道名記號又ハ封箋紙ニ不正ノ手段ヲ施シタル者

四 不正ノ手段ヲ以テ検査ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者

第二十條 第八條ノ二、第十二條第二項、第十六條、第十八條若ハ第十八條ノ二ノ規定ニ違反シ又ハ第十七條ノ命令ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 本令ニ依リ處罰ヲ受ケヘキ者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ本人ノ指揮ニ出テサルモノト雖其ノ罰則ヲ本人ニ適用ス法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第二十二條 本令ハ當分ノ内江原道及威鏡北道ニ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ大正十一年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前舊令ニ依リ検査ヲ受ケ合格シタル米ハ本令ノ検査ニ合格シタルモノト看做ス

本令施行前舊令ニ依リ検査ヲ受ケ合格シタル玄米ヲ輸出、移出又ハ他ノ道ニ搬出セムトスルモノハ其ノ旨検査所ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ検査所ハ第九號様式ノ記號ヲ押捺スヘシ

(様式省畧)

◎富山縣穀物検査規則

第一條 米穀ハ本則ニ依リ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ縣外ニ移出スルコトヲ得ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、縣外産米タル證據アルモノ及外國米、朝鮮米、臺灣米但シ外國米、朝鮮米、臺灣米ニシテ包装ヲ改造シ又ハ精白シテ移出セムトスルトキハ其ノ區別ヲ表示スヘシ

二、學術若ハ試験ノ用ニ供シ又ハ博覽會、共進會、品評會等ニ出品スルモノニシテ穀物検査所長ノ承認ヲ得タルモノ

三、救恤其ノ他特殊ノ目的ヲ有スルモノニシテ穀物検査所長ノ承認ヲ得タルモノ  
四、一俵又ハ一呎未満ノモノ

縣外ヨリ移入シタル内地米ニシテ包装ヲ改造シタルトキハ本縣生産米ト看做ス

第二條 縣内ニ於テ賣買、讓與、交換、小作米ノ納入、代價、貸付、擔保、寄託等ノ爲米穀ヲ授受セムトスルモノハ生産検査ヲ受クルコトヲ得

第三條 検査ハ移出検査、生産検査ノ二種トシ移出検査ハ縣外ニ移出スルモノニ就キ之ヲ行ヒ生産検査ハ縣内ニ於テ授受スルモノニ就キ之ヲ行フ

第四條 検査ハ左ノ事項ニ就キ穀物検査吏員之ヲ行フ  
乾燥、調製、容量、包装、秤量、色澤、形狀、品質

第五條 穀物検査吏員ニ於テ検査ノ際容量又ハ包装ノ規定ニ適合セサルモノト認メタルトキハ容量ノ補足又ハ改装ヲ爲ス迄其ノ検査ヲ中止ス

第六條 検査ハ合格、不合格ヲ定メ移出検査ニ在リテハ合格ヲ一等乃至四等ニ、不合格ヲ上、下ニ生産検査ニ在リテハ合格ヲ甲、乙、丙ニ不合格ヲ上、下ニ區別ス

天災其ノ他不可抗力ニ因リ甚シク産米ノ品質ヲ損シタル場合ニ於テハ前項ノ外移出検査合格米ニ五



等、生産検査合格米ニ丁ノ等級ヲ設クルコト在ルヘシ但シ此ノ場合ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第七條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ據リ調製スヘシ

一、一包裝容量ハ四斗トス但シ玄米ハ五月一日ヨリ八月三十一日マテハ四斗三合ニ充タサルトキハ定量ヲ缺クモノト看做ス

二、新古米、糯粳米、異種米ハ勿論同種米ト雖品位ノ差異アルモノハ混合スルコトヲ得ス

三、玄米ハ乾燥、調製ヲ良好ニシ粃、秕、稗、屑米、土砂其ノ他ノ夾雜物ノ除去ニ努ムヘシ

四、精米ハ搗精加工ノ齊一ニ注意シ碎米其ノ他ノ夾雜物ノ除去ニ努ム糠及搗粉附着ヲ少カラシムヘシ

五、包裝ハ移出米ハ二重俵生産米ハ一重俵又ハ二重俵ト爲スヘシ但シ汽車積ニテ輸送セムトスルモノハ特ニ一重俵入ト爲スコトヲ得

第八條 特殊ノ事情アルトキハ前條第一號又ハ第五號ニ據ラステ検査ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ハ其ノ事由及包裝、容量、俵數、搬出期限ヲ詳具シ穀物検査所長ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 包裝ニ使用スヘキ材料並包裝ノ方法ハ左ノ各號ニ據ルヘシ

一、包裝ニ使用スル俵、棧俵、繩、苙、吹ハ乾燥良好ナル前年産ノ「スグリ」藁ヲ以テ製スヘシ

二、一重俵裝

(イ) 俵ハ四箇所トシ編上ケ二尺八寸五分編目ノ間隔中央六寸五分左右六寸兩縁各五寸編繩ハ

「ニゴ繩」ヲ用井編手八十手乃至八十五手長三尺六寸重量五百匁乃至五百五十匁トス

(ロ) 棧俵ハ直徑九寸重量六十匁乃至七十匁トス

(ハ) 繩ハ打柔ケタル藁ヲ用キ周リ八分以上トス

(ニ) 結束ハ横繩四箇所各二廻リ捻込トシ縦繩ハ二筋ヲ以テ二方掛トシ横繩ニ引掛ケ兩端横繩ハ蛙股掛トシ左右棧俵ヲ通シ充分緊括シ四ツ目結トシ封紙ヲ施シ得ヘキ部分ヲ設クヘシ

(ホ) 膝方ハ目通シ八箇所蓮花掛トス  
三、二重俵裝

内包

一重俵裝ニ同シ但シ精米ハ縦繩ヲ省クコトヲ得

外包

(イ) 苙ハ輕ク打柔ケタル藁ニテ密ニ織込ミ十九目幅二尺六寸兩端各四寸長四尺七寸重量三百匁乃至三百五十匁トス

(ロ) 繩ハ打柔ケタル繩ヲ用キ摺掛トシ周リ一寸以上トス

(ハ) 結束ハ横繩ハ五箇所各二廻リ「カラ結」トシ縦繩ハ二筋ヲ以テ四方掛トシ横繩ニ引掛ケ兩端横繩ハ蛙股掛トシ充分緊括シ四ツ目結トシ之ヲ掬ヒ縦繩蛙股ニ結附クヘシ

(ニ) 膝方ハ目通シ九箇所目皿掛トシ生産米縦繩卷封ノ箇所及其ノ票箋ヲ露出シ置クヘシ

(ホ) 吹ハ輕ク打柔ケタル藁ニテ密ニ織込ミ力繩ヲ用キ「ニゴ繩」ニテ密ニ縫合セ幅二尺五寸兩耳各五分長三尺重量四百八十匁乃至五百五十匁トス

(ヘ) 結束ハ縦繩三箇所各二廻リ横繩ハ三箇所二筋ヲ以テ縦繩ニ引掛ケ兩端ハ蛙股掛トシ充分緊括シ各「カラ結」ト爲シ中央縦繩ハ四ツ目結トシ封紙ヲ施シ得ヘキ部分ヲ設クヘシ

第十條 移出米外包ノ兩端膝繩ハ左ノ區分ニ依リ色繩ヲ使用スヘシ但シ口繩一廻リハ之ヲ白色ト爲スコトヲ得

コトヲ得

- 粳玄米 白色
- 粳精米 青色
- 糯玄米 赤色
- 糯精米 紫色



糯精米ヲ吸入トシテ移出セムトスルトキハ横繩中央一箇所ハ紫色繩ヲ使用スヘシ  
獎勵品種玄米ニ限り包装面縦繩二方ヲ紫色トナスコトヲ得

第十一條 生産年ノ翌年五月一日以後ニ於テ糶摺ノ米穀ニ對シテハ其ノ包装表面ニ今摺米ノ記號ヲ押捺ス

獎勵品種ノ玄米ニ對シテハ其票箋ニ所定ノ記號ヲ押捺スルコトアルヘシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル米穀ハ再検査ヲ受クルニ非サレハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス

一、移出検査ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルモノ但シ九月一日ヨリ翌年四月末日マテノ間ニ移出検査ヲ受ケ其ノ期間内ニ移出スルモノハ此ノ限ニ在ラス

二、検査後包装毀損シ又ハ改装シタルモノ

三、證印ノ磨滅、汚損シ又ハ封紙、票箋ノ汚損亡失シタルモノ

第十三條 検査ヲ受クヘキ米穀ニハ每包装ニ左ノ様式ニ依ル票箋ヲ俵口ノ縦繩ニ結附クヘシ但シ獎勵品種米ニ限り其裏面ニ品種名ヲ記入スルコトヲ得 (以下省略)

第十四條 検査ヲ受ケムトスル者ハ移出検査ハ別記様式ノ検査請求書ヲ所轄支所又ハ出張所ニ生産検査ハ左記事項ヲ具シ口頭若ハ書面ヲ以テ穀物検査吏員又ハ所轄町村役場ニ請求スヘシ

- 一、生産年
- 二、粳糯玄精ノ別
- 三、俵數
- 四、請求者ノ住所氏名
- 五、検査場所

第十五條 穀物検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ (省略)

第十六條 穀物検査吏員ハ自己ノ利害ニ直接關係アル米穀ヲ検査スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テハ他ノ検査吏員代リテ検査ヲ行フヘシ

第十七條 検査ニハ請求者若ハ其ノ代理ハ之ニ立會ヒ穀物検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十八條 穀物検査吏員検査ヲ行ヒタルトキハ其ノ検査等級ニ應シ所定ノ證印ヲ包装面ニ押捺シ包装縦繩結目ニ左ノ封紙ヲ以テ卷封ス (省略)

第十九條 検査済ノ米穀ト雖穀物検査吏員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ再審査検査ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

再審査検査ヲ行フトキハ其ノ米穀所有者、保管者又ハ其ノ代理人之ニ立會ヒ穀物検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第二十條 検査上使用スル證印、檢印、消印、今摺米記號ハ左ノ如シ (以下省略)

第二十一條 移出米検査ニハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ但シ農業倉庫入庫米及再検査再審査検査ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、包装 一個ニ付金拾錢

第二十二條 検査ノ證印アル莖、及び古俵並檢印アル票箋ヲ再使用スルコトヲ得ス但シ再使用ニ堪ユル莖、及び古俵ニシテ豫メ穀物検査吏員ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス

第二十三條 米穀ノ包装ニ封紙ト類似ノ證票ヲ附シ又ハ證印類似ノ記號ヲ押捺スルコトヲ得ス

第二十四條 検査済米穀ノ證印又ハ卷封ハ濫ニ之ヲ抹消シ若ハ破棄スルコトヲ得ス

第二十五條 米穀ノ授受取引ニハ長一尺周圍二寸ヲ超ユル米刺ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十六條 検査済米穀ハ濕氣ノ滲透セサル被覆ヲ施スニ非サレハ雨雪中ニ之ヲ運搬シ又ハ積置クコトヲ得ス

第二十七條 穀物検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則ニ違反ノ事實アリト認メタルトキハ米穀ノ運搬停止ヲ得ス



止保管若ハ關係資料ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第二十八條 検査ノ爲必要ナル積替、運搬、解俵等ニ要スル費用ハ受檢者ノ負擔トス

第二十九條 運搬營業者及運送取扱營業者ハ第一條及第十二條第一號ニ違反シタル米穀ヲ縣外ニ運送スルコトヲ得ス

第三十條 第十九條第二項第二十三條第二十四條第二十九條ニ違反シ若ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者

ハ五拾圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第一條ニ違反シ米穀ヲ縣外ニ移出シ又ハ移出セムトシタル者

二、俵米ノ局部ニ粗惡米又ハ他物ヲ混入シテ検査ニ提供シタル者

三、検査済ノ包裝米ニ濕氣ヲ含マシメ又ハ故意ニ濕氣アル箇所ニ積置キタル者

四、検査済ノ包裝米ヲ抽出シ又ハ粗惡米若ハ他物ヲ混入シタル者

五、第十二條第一號ニ違反シタル米穀ヲ縣外ニ移出シ又ハ移出セムトシタル者

六、第二十七條ノ命令ヲ拒ミタル者

七、検査ヲ免カル、目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ行ヒ若ハ検査済ノ米穀ニ不正ノ手段ヲ行ヒタル者

第三十一條 第十二條第二號第三號第十三條第二項第二十二條第二十五條第二十六條ニ違反シタル者

ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十二條 検査請求人及米穀ノ所有者若ハ保管人ハ其ノ代理人戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ

從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

検査請求人及米穀ノ所有者若ハ保管人カ法人又ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者ナルトキハ本則

ノ定ムル罰則ハ之ヲ法人ノ代表者又ハ法定代理人ニ適用ス

第三十三條 穀物検査所、穀物検査支所及穀物検査出張所並穀物検査吏員駐在所ノ位置、管轄區域ハ

別ニ定ムル所ニ依ル

附 則

第九條ノ俵棧俵ニシテ調製済ノモノハ穀物検査吏員ノ承認ヲ得テ當分ノヲ使用スルコトヲ得

移出米検査ノ一等二等五等生産検査ノ乙合格丁合格證印ハ當分従米ノモノヲ使用スルコトヲ得

◎石川縣穀物検査規則

第一章 總 則

第一條 本縣内ニ於テ生産又ハ加工セラレタル米穀ハ本則ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルニ非サレハ授受

又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 所定ノ容量ニ滿タサル米穀

二 徵發又ハ強制執行ニ依リ引渡スル米穀其ノ他官有ノ米穀

三 自家消費ノ目的ヲ以テ他人ニ委託加工セシムル米穀

四 博覽會共進會又ハ品評會等ノ出品米及學術研究用ニ供スル米穀

五 屑米碎米及腐敗變質シタル米穀

六 縣内ニ於テ加工セラレタル外國米ニシテ其ノ外國米タルコトヲ確認シ得ルモノ

第二條 縣外ニ於テ生産又ハ加工セラレタル米穀ト雖其ノ縣外産タルコトヲ確認シ得サルモノハ本縣

内ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第三條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 乾燥ヲ良好ナラシムルコト

二 粒形ノ齊一ニ注意シ異種異質ノ米穀ヲ混合セサルコト

三 玄米ハ調製ヲ良好ニシ粃赤米青米屑米碎米土砂其ノ他ノ夾雜物ノ除去ニ努ムルコト

四 精米ハ搗精加工ノ齊一ニ注意シ碎米其ノ他ノ夾雜物ノ除去ニ努メ糠及搗粉ノ附着ヲ少カラシム



ルコト

- 五 包裝一箇ノ容量ヲ四斗ト爲スコト
- 六 包裝ハ左ノ方法ニ依ルコト

生産検査ヲ受クヘキ米穀ノ包裝

材料 菰棧俵及繩ハ能ク乾燥シタル藁ヲ適度ニ打チ柔ケ用ウルコト

菰 菰ハ長サ三尺七寸幅二尺九寸編手數八十以上ニシテ強靱ナル實梗繩ヲ以テ四箇所編ミト爲シ  
封間ハ中央六寸五分其ノ兩側六寸宛兩端鬚ハ長サ五寸二分五厘宛ニシテ重量五百匁乃至六百匁  
トス

棧俵 棧俵ハ直徑九寸重量六十匁乃至七十匁トス

繩 結束繩及目貫繩ハ圍リ八分乃至九分トス

包裝方法 第一號様式ニ依リ兩口目貫ヲ八箇所菊締ト爲シ横繩ハ二廻リ五箇所縦繩ハ二筋二方掛

ト爲シ兩端及中央ノ横繩ニ引掛ケ緊括ス

移出検査ヲ受クヘキ米穀ノ包裝

材料 菰、菰及繩ハ能ク乾燥シタル藁ヲ適度ニ打チ柔ケ用ウルコト

菰 菰ハ長サ四尺三寸幅三尺一寸編手數百二十以上ニシテ強靱ナル實梗繩ヲ以テ四箇所編ミト爲  
シ封間ハ各六寸六分宛兩端鬚ハ長サ五寸六分重量三百五十匁乃至四百匁ニシテ藁工品検査規則  
ニ依ル並等以上ノモノトス

菰 菰ハ長サ四尺三寸幅三尺一寸重量三百二十匁乃至三百五十匁ニシテ藁工品検査規則ニ依ル並

等以上ノモノトス

繩 目貫繩及膝リ繩ハ圍リ八分乃至九分横繩ハ圍リ一寸乃至一寸一分縦繩ハ圍リ一寸二分乃至一

寸三分ニシテ粳精米ノ中央横繩ハ青色トス

包裝方法 第二號様式ニ依リ二重包裝トシ  
内包ハ生産検査ヲ受クヘキ米穀ノ包裝ニ依ル但シ精米ニ限り横繩ハ二廻リ四箇所トシ縦繩ヲ省  
クコトヲ得

外包ハ菰又ハ菰ヲ用ウル場合ハ兩口膝リハ最初ノ目貫ヲ十二箇所トシ四廻リ目ヨリ一  
目飛ヒニ膝括ス菰ヲ用ウル場合ハ兩口膝リハ最初ノ目貫ヲ八箇所トシ三廻リ目ヨリ一目飛ヒニ  
膝括ス

横繩ハ二廻リ五箇所縦繩ハ二筋四方掛トシ各横繩ニ引掛ケ緊括ス (様式省略)

第四條 縣外ニ移出スル米穀ニシテ特別ノ事由アルモノハ前條所定ノ容量及包裝ニ依ラサルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ其ノ事由内容及ハ包裝數量期間及仕向地ヲ具シ農産物検査所長ノ承認ヲ受クヘ  
シ

第五條 本則ニ於テ授受ト稱スルハ買賣交換貸借讓與辨償擔保寄託及小作米納入ノ目的ヲ以テ受渡シ  
ヲ爲スヲ謂フ

第六條 本則ニ於テ農産物検査吏員ト稱スルハ農産物検査所技師同技手農産物検査員及農産物生産檢  
査員ヲ謂フ

第七條 本則施行ニ依リ生シタル損害又ハ検査ノ爲必要ナル米穀ノ積替運搬秤量解裝ニ要スル費用ハ  
受檢者ノ負擔トス

### 第二章 検査

第八條 検査ハ農産物検査吏員之ヲ行フ但シ農産物生産検査員ハ移出検査ヲ行ハス

農産物検査吏員ハ自己ノ利害ニ關係アル米穀ノ検査ニ干與スルコトヲ得ス

第九條 農産物検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ左ノ様式ニ依ル證票ヲ携帯スヘシ (省畧)

第十條 生産検査ハ米穀ノ生産者又ハ之ニ準スヘキ者ノ居室ニ於テ之ヲ行フ



移出検査ハ知事ノ指定シタル港灣又ハ停車場所在地及農業倉庫ニ於テ之ヲ行フ農産物検査吏員ハ検査請求者ノ希望ニ依リ検査場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第十一條 農業倉庫ニ寄託スル米穀ニ對シテハ其ノ倉庫ニ於テ入庫ノ際生産検査ヲ受クルコトヲ得  
農業倉庫ニ寄託スル生産検査ヲ經タル米穀ニ對シ寄託者ノ希望ニ依リ其ノ倉庫ニ於テ更ニ移出検査ノ等級ニ依ル生産検査ヲ受クルコトヲ得

第十二條 生産検査ヲ受ケムトスル者ハ口頭又ハ書面ヲ以テ現品ノ所在地及數量ヲ具シ所轄農産物検査所支所出張所ニ請求スヘシ

移出検査ヲ受ケムトスル者ハ検査請求書ニ現品ノ所在地數量仕向地及仕出地ヲ記載シ検査手数料納入證ヲ添付シ所轄農産物検査所支所又ハ其ノ出張所ニ請求スヘシ

第十三條 検査ヲ受ケムトスル米穀ニハ検査請求者ニ於テ左ノ様式ニ依ル氏名票箋ヲ包裝ノ縦繩結止メ附近ニ結付クヘシ (省署)

第十四條 検査ハ請求ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ農産物検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ順序ヲ變更スルコトアルヘシ

農産物検査吏員ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ノ外日出前及日没後ハ検査ヲ行ハス

第十五條 検査請求者又ハ其ノ代理人及再検査ノ場合ニ於ケル米穀ノ所有者又ハ保管者若ハ代理人ハ検査ニ立會シ農産物検査吏員ノ指示ニ從フヘシ

第十六條 検査ハ生産検査及移出検査ノ二種トス  
生産検査ハ縣内ニ於テ授受スル玄米ニ付之ヲ行ヒ其ノ等級ヲ甲乙丙及格外ニ區別ス

移出検査ハ精米又ハ生産検査ヲ受ケタル玄米ニシテ縣外ニ移出セムトスルモノニ付之ヲ行ヒ其ノ等級ヲ精米ハ一等二等三等及等外ニ玄米ハ一等二等三等四等五等及等外ニ區別ス  
天災其ノ他不可抗力ニ因リ甚シク米穀ノ品質ヲ損シタル場合ニ於テハ生産検査ノ等級ヲ甲乙丙丁及

格外ニ移出検査ノ玄米等級ヲ一等二等三等四等五等六等及等外ニ區別スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ之ヲ告示セス

第十七條 検査ノ各等級標準ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 検査ハ乾燥調製品質粒形摺精容量秤量並包裝ニ付之ヲ行フ

第十九條 農産物検査吏員検査ヲ行フニ當リ所定ノ容量不足スル米穀又ハ所定ノ包裝ヲ爲ササル米穀ニ對シテハ其ノ理由ヲ示シテ検査ヲ中止ス

第二十條 農産物検査吏員検査ヲ行ヒタルトキハ検査ノ等級ニ應シ第一號様式ニ依ル證紙ヲ包裝ノ縦繩結止メ附近ニ卷付ケ之ニ第二號様式ニ依ル封印ヲ押捺ス移出検査ヲ行ヒタルトキハ検査ノ等級ニ應シ第三號様式ニ依ル證紙ヲ其ノ包裝面ニ押捺ス (様式省署)

第二十一條 検査済ノ米穀ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ再検査ヲ受クルニ非サレハ授受又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス

一 包裝ノ破損又ハ改装シタルモノ  
二 検査證印不明瞭トナリタルモノ  
三 證紙ノ毀損又ハ亡失シタルモノ  
四 腐敗變質減量シ又ハ虫害鼠害ヲ受ケタルモノ

五 移出検査ノ有効期間ヲ經過シタルモノ

第二十二條 検査済ノ米穀ト雖農産物検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトアルヘシ

第二十三條 移出検査ニ對シテハ其ノ請求者ヨリ別ニ定ムル規定ニ依リ手数料ヲ徴收ス  
農業倉庫ノ保管物ニ付其ノ寄託者ニ於テ移出検査ヲ受クル場合並第二十一條及第二十二條ニ依ル再検査ノ場合ハ前項ノ手数料ヲ免除ス

第二十四條 移出検査ノ有効期間ハ検査ヲ受ケタル日ヨリ六十日間トス但シ九月一日ヨリ翌年四月三



十日ニ至ル期間ニ検査ヲ受ケ其ノ期間内ニ移出スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 生産検査ヲ受クヘキ米穀ノ包装ニ用ウル菰及棧俵ハ農産物検査吏員ノ豫備検査ヲ受ケ之ニ合格シタルモノニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

前項ノ豫備検査ニ合格シタルモノハ左ノ様式ノ證印ヲ押捺ス (省署)

第三章 取 締

第二十六條 移出検査未済ノ米穀ヲ五包裝以上汽車積電車積又ハ海上船積ニテ縣内ニ運送セムトスル者ハ現品ノ數量仕向地仕出地及荷受人ノ住所氏名ヲ所轄農産物検査所支所又ハ其ノ出張所ニ届出ツヘシ

第二十七條 屑米碎米ヲ一包裝以上縣外ニ移出セムトスル者ハ現品ノ所在地數量仕出地及仕向地ヲ所轄農産物検査所支所又ハ其ノ出張所ニ届出ツヘシ

第二十八條 朝鮮米臺灣米外國米及縣外産米穀ヲ一包裝以上移入又ハ移出シタル者ハ直ニ其ノ種別數量仕出地又ハ仕向地及現品ノ所在地ヲ所轄農産物検査所支所又ハ其ノ出張所ニ届出ツヘシ

第二十九條 検査済ノ米穀ノ包装ヲ解装シタル者又ハ其ノ容量ヲ減シタル者ハ直ニ其ノ證紙及氏名票箋ヲ破棄スヘシ

検査ノ證印アル菰又ハ苳ハ其ノ證印ヲ抹消スルニ非サレハ検査ヲ受クヘキ米穀ノ包装ニ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第三十條 検査ヲ受ケムトスル米穀又ハ検査ヲ受ケタル米穀ニハ本則所定以外ノ證標又ハ徽號ヲ附着若ハ押捺スルコトヲ得ス但シ農産物検査所長ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ實形圖ヲ添付シ農産物検査所ニ出願スヘシ

第三十一條 米穀搗精業者ハ帳簿ヲ備ヘ未検査米穀搗精ノ委託ヲ受ケタルトキハ其ノ都度米穀ノ種類數量委託者ノ住所氏名並其ノ受託及返送ノ年月日ヲ記載スヘシ

第三十二條 米穀ノ授受ニハ長サ一尺周リ二寸ヲ超ユル米刺ヲ使用スルコトヲ得ス

刺出米ハ元包装ニ之ヲ刺戻スヘシ但シ農産物検査吏員検査ノ際ニ於ケル刺出米ニシテ刺戻シ困難ナル場合ニ限り之ヲ検査請求者ニ交付スルコトヲ得

第三十三條 降雨雪中ニハ濕氣ノ滲透セサル被覆ヲ爲スニ非サレハ検査済ノ米穀ヲ運搬シ又ハ之ヲ屋外ニ置クコトヲ得ス

第三十四條 農産物検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則ニ違反シ又ハ其ノ疑アリト認メタルトキハ米穀ノ藏置所保管所又ハ船車ニ臨檢シ關係帳簿ヲ閱覽シ其ノ運送ノ停止若ハ保管ヲ命シ又ハ關係資料ヲ提供セシムルコトアルヘシ

第三十五條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ検査ヲ受クヘキ米穀ニシテ検査ヲ受ケサルモノヲ運送又ハ運送取扱ヲ爲スコトヲ得ス

第四章 罰 則

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五拾圓以下ノ罰金拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二十一條第二十六條乃至第二十九條第三十條第一項第三十一條乃至第三十三條又ハ第三十五條ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十二條ノ検査又ハ第三十四條ノ臨檢閱覽停止若ハ保管ヲ拒ミ又ハ提供ヲ爲ササル者

三 検査ヲ受クヘキ米穀ニシテ検査ヲ受ケサルモノヲ授受シ若ハ授受セムトシタル者又ハ縣外ニ移出シ若ハ輸出セムトシタル者

四 検査ヲ免カルル目的ヲ以テ不正ノ行爲ヲ爲シタルモノ

五 検査済ノ米穀ニ不正ノ手段ヲ施シタル者

六 他人ヲ欺罔スルノ目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ施シタル米穀ノ検査ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者

七 第二十條ノ證紙ヲ正當ノ事由ナクシテ破毀シタル者



第三十七條 本人又ハ其ノ代理人戶主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ス  
第三十八條 違反者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
違反者カ法人ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第三十九條 本則ハ大正十二年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年三月石川縣令第二十號穀物検査規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第四十條 本則施行前從前ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケタル米穀ハ本則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十一條 本則第十三條ノ氏名票箋第十六條ノ検査等級第二十條ノ證紙及證印並第二十條ノ有効期間ノ規定ハ大正十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス其ノ以前ニ於ケル検査ニ付テハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

第四十二條 農産物検査所同支所及同支所出張所ノ名稱位置及其ノ所轄區域ハ別ニ之ヲ定ム

◎佐賀縣穀物検査規則

第一條 本則ニ於テ穀物ト稱スルハ本縣産ノ玄米、精米及玄麥ニシテ一俵、一叭一袋以上ノモノヲ謂ヒ移出ト稱スルハ穀物ヲ縣外ニ搬出シ又ハ搬出セムトスルモノヲ謂ヒ取引ト稱スルハ穀物ヲ賣買、交換、贈與、代償、貸付、擔保、寄託又ハ小作料トシテ授受シ若ハ授受セムトスルヲ謂フ  
縣外産穀物ト雖其ノ證憑ナキモノハ本縣産ト看做ス  
第二條 穀物ヲ移出セムトスル者ハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ

移出穀物ト雖小作料トシテ地主ニ納付スルモノハ縣内取引ト看做ス

第三條 検査ヲ行ヒタル穀物ハ之ヲ合格、不合格ニ區別シ合格穀物ニハ更ニ玄米ニ在リテハ一等乃至五等精米ニ在リテハ一等乃至四等小麥ニ在リテハ一等乃至三等ノ等級ヲ附ス

天災等ニ因リ著ク穀物ノ品位ヲ損シタルトキハ特ニ等外ノ階級ヲ設クルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ別ニ之ヲ告示ス

等外穀物ハ之ヲ合格穀物ト看做ス

第四條 検査ノ證票及證印アル穀物ニ非サレハ移出スルコトヲ得ス

検査ノ證票及證印アル穀物ト雖検査後玄米ニ在リテハ六十日精米及玄麥ニ在リテハ三十日ヲ經過シタルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ移出スルコトヲ得ス但シ十月一日ヨリ翌年五月末日迄ニ検査ヲ受ケ移出スルモノハ此限リニ在ラス

第五條 穀物ノ改良又ハ等級取引ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付検査ヲ希望スルトキハ本則ニ依リ検査ヲ行フコトアルヘシ

一、混合保管ヲ爲ス農業倉庫ニ入庫スル穀物

二、農會又ハ産業組合ノ事業トシテ共同販賣ヲ爲ス穀物ニシテ加入人員十名以上一口ノ検査數量百俵、百叭、百袋以上ノモノ

三、自家生産穀物又ハ小作料若ハ精穀其他工業原料トシテ受渡シスル穀物ニシテ一口ノ検査數量百俵、百叭、百袋以上ノモノ

前項ニ依リ小作料トシテ受渡シスル穀物ニ付キ検査ヲ受クルトキハ検査等級ニ應シ検査當日地主ヨリ生産者ニ相當ノ金穀ヲ交付スルコトヲ要ス

第一項ノ検査ヲ受ケタル後申告書ニ記載シタル目的ノ通其ノ穀物ヲ處分セサルトキ又ハ前項ニ違反シタルトキハ検査ヲ取消シ又ハ第七條第二項ノ検査手数料ヲ納付セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ



於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條

検査ヲ受ケムトスル穀物ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、乾燥ヲ良好ナラシムヘシ

二、調製ニ注意シ糲、屑、碎、粗、土砂、塵芥等ノ除去ニ努メ精米ニ在リテハ此ノ他糠、石粉等ノ附着ヲ少カラシムヘシ

三、形狀及品質ノ齊一ニ注意シ異形、異質又ハ産年ノ異ルモノヲ混入スヘカラス

四、包装ヲ爲シ其ノ容量ハ左ノ區別ニ依ルヘシ

イ 玄米ハ四斗 但シ五月一日ヨリ八月末日迄ハ四斗三合ニ充タサルトキハ容量ヲ缺クモノト看做ス

ロ 精米ハ四斗 但シ袋入ハ二斗

ハ 玄麥ハ四斗 但シ斤量取引ヲ爲ス小麥ニ限リ俵、吸入ハ九十斤、袋入ハ百斤

五、包装ハ左ノ方法ニ依ルヘシ

俵ノ部

イ 内俵ハ乾燥セル越年藁ヲ打柔ケテ用キ四箇所編トシ重量ハ八百匁ヲ標準トス

ロ 外俵ハ乾燥セル「スグリ」藁ヲ打柔ケテ用キ四箇所トシ重量ハ四百匁ヲ標準トス

ハ 棧俵ハ乾燥セル越年藁ヲ打柔ケテ用キ重量ハ八十匁ヲ標準トス

ニ 繩ハ「スグリ」藁ヲ能ク打柔ケテ用キ摺掛トシ縦繩及横繩ハ周リ一寸二分口繩ハ周リ九分ヲ標準トス

ホ

俵造ハ内俵ノ兩端ニ棧俵ヲ當テ脱粒ノ憂ナキ様挂リ横繩三箇所各二廻リ捻挿トシ更ニ外俵ヲ被ヒテ兩端ヲ挂リ横繩ハ五箇所各二廻リ荷造結トシ縦繩ハ玄米及精米ニ在リテハ二筋玄麥ニ在リテハ一筋ニテ四方掛中央横繩ヲ除キテ兩端横繩及小口縦繩ノ交叉セル箇所ヲ十菱掛他ヲ

卷掛男結トシ繩端ハ一方ニ集メテ男結トシ其ノ末端ニ證票紙ヲ施スヘキ部分ヲ存シ中央横繩ノ上ハ更ニ精米ニ在リテハ赤色繩其ノ他ハ普通繩ヲ以テ二廻リ荷造結トス

吠ノ部

イ 蓆ハ乾燥セル藁ヲ打柔ケテ用キ緻密ニ織リ重量ハ玄米及精米ニ用フルモノハ六百匁玄麥ニ用フルモノハ五百五十匁ヲ標準トス

ロ 繩ハ俵繩ト同一ノ方法ニ依リ廻リ一寸五分ヲ標準トス

ハ 吠造ハ脱粒ノ憂ナキ様吠口ヲ卷キ口繩ヲ結ヒ縦繩ハ三箇所精米ニ在リテハ中央ヲ赤色繩其ノ他ハ普通繩ヲ以テ各二廻リ荷造結トシ横繩ハ二箇所玄米及精米ニ在リテハ二筋玄麥ニ在リテハ一筋ニテ縦繩ノ全部ニ卷掛男結ト爲シ更ニ口繩ノ末端ヲ以テ中央縦繩ヲ挟ミテ男結トシ其末端ニ證票紙ヲ施スヘキ部分ヲ存ス但シ移出穀物ト雖自家生産ノモノニシテ五吠未満ノモノ及縣内取引ノモノニ限リ横繩ヲ省略スルコトヲ得

袋ノ部

イ 袋ハ厚地ノ布ヲ用井縫ヒ合セテ堅牢ニシ袋口ハ紐ヲ以テ止ムルコト但シ精米小麥ニ限ル

六 穀物ノ生産者及移出者ハ様式第一號ノ票箋ヲ其ノ包装ノ一端ニ結付クヘシ

第七條

検査ヲ受ケムトスル者ハ様式第二號ノ受檢申告書ヲ最寄ノ検査所支所又ハ出張所ニ提出スヘシ

検査ヲ受クヘキ穀物ハ一俵、一吠、一袋ニ付玄米ハ五錢、精米ハ四錢、玄麥ハ三錢ノ検査手数料ヲ納付スヘシ、但シ第四條第二項、第五條第一項、第十四條第一項ノ検査及第五條第一項中第一號、第二號ノ穀物ニシテ移出検査ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラス

検査手数料ハ別ニ定ムル所ニ依リ發行スル手数料領收證票ヲ受檢申告書ニ貼付提出スヘシ

納付シタル検査手数料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス



第八條 検査ハ穀物ノ乾燥、調製、品質、粒形、容量、若ハ重量、包装ニ付検査吏員之ヲ行フ

容量若ハ重量又ハ包装ニシテ規定ニ適合セサルモノハ検査ハ之ヲ中止ス  
前項ニ依リ検査ヲ中止セラレタルトキ容量若ハ重量ヲ補足シ又ハ改装ヲ爲シ十五日以内ニ検査ヲ受  
クルニアラサレハ其検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

検査ニ關スル手續ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 第二條第二項ノ穀物ヲ移出セムトスル者又ハ移出ニ非スト雖五俵、五叭、五袋以上ノ穀物ヲ  
汽車又ハ船積ト爲サムトスル者ハ第七條第一項ニ準シ最寄ノ検査所、支所又ハ出張所ニ届出承認ヲ  
受クヘシ

第十條 受檢者若ハ其ノ代理者ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示スル所ニ從フヘシ受檢ノ爲必要ナル勞  
費其他検査ニ依リ生シタル損害ハ受檢者ノ負擔トス

第十一條 検査ヲ行ヒタルトキハ様式第三號ノ證票紙ヲ施シ包装ノ一端ニ不合格ノモノニハ様式第四  
號合格ノモノニハ様式第五號合格ノ玄米、精米及小麥ニハ此ノ他尙様式第六號ノ證印ヲ押捺ス但シ  
生産者ノ票箋ナキモノ又ハ産地名ニ疑ヒアルモノニハ様式第五號第九ノ證印ヲ押捺ス

玄米ハ早稻ニ限リ様式第七號ノ徽標ヲ押捺ス  
第五條ノ検査ヲ行ヒタルモノ第六條第一項第五號但書ニ依リ横繩ヲ省略シタルモノハ前項ノ證印ヲ  
省畧ス

第五條第一項ニ依リ検査ヲ受ケタル穀物ヲ移出セムトスル者ハ第七條第一項ニ準シ最寄ノ検査所支  
所又ハ出張所ニ届出第一項ノ證印ヲ受クヘシ

第一項ノ證印抹消ノ必要アルトキハ様式第八號ノ消印ヲ押捺ス

第十二條 縣外ヨリ五俵、五叭、五袋以上ノ玄米、精米及玄麥ヲ移入シ又ハ之ヲ移出セムトスル者ハ  
第七條第一項ニ準シ最寄ノ検査所支所又ハ出張所ニ届出移入ノ場合ニ在リテハ様式第九號ノ證印ヲ

受クヘシ

他府縣ノ検査済證印アル玄米、精米及玄麥ハ検査吏員ニ於テ前項證印ノ押捺ヲ省略スルコトヲ得

第十三條 穀物ノ包装面ニ商標、徽票等ヲ押捺セムトスル者ハ其ノ實形圖ヲ添へ最寄ノ検査所支所又  
ハ出張所ヲ經テ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 検査済穀物ノ包装ヲ改装シ又ハ検査證印磨滅シ若ハ證票紙ノ毀損シタルモノヲ移出セムト  
スル者ハ更ニ検査ヲ受クヘシ

運送業者ハ本則ニ依リ検査ヲ受ケ若ハ承認ヲ受クヘキ穀物ニシテ其手續ヲ了セサルモノヲ運搬スル  
コトヲ得ス

第十五條 穀物又ハ其ノ包装ニ濕氣ヲ加フルコトヲ得ス

第十一條ノ手續ヲ具備セル穀物ノ容量ヲ減シ他ノ穀物若ハ物料ヲ混入スルコトヲ得ス

第十六條 検査済ノ穀物ニ使用シタル證票紙ハ再ヒ之ヲ使用スルコトヲ得ス  
検査ノ證印アル俵、叭及袋ハ其ノ證印ヲ抹消シ又ハ之ヲ裏返シスルニアラサレハ再ヒ穀物ノ包装ニ  
使用スルコトヲ得ス

第十七條 検査吏員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ穀物ノ臨檢ヲ爲シ又ハ検査済穀物ニ付キ再検査ヲ  
行フコトアルヘシ

検査吏員ニ於テ本則違反ノ疑アリト認ムルトキハ穀物ノ運搬停止、保管又ハ關係資料ノ提供ヲ命ス  
ルコトアルヘシ

前各項ノ場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十八條 検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ様式第十號ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十九條 検査吏員ハ自己ノ利害ニ關係アル穀物ノ検査ヲ行フトコトヲ得ス

第二十條 第四條、第五條第三項末段、第九條、第十一條第四項、第十二條第一項、第十三條、第十



四條、第十五條、第十六條、第十七條第三項ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス  
 第二十一條 當事者ハ其ノ家族、代理人、雇人又ハ其ノ他從業者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス  
 第二十二條 當事者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十三條 法人ノ代表者、雇人、其ノ他ノ從業者カ法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ法人ヲ科料ニ處ス法人ヲ罰スヘキ場合ハ法人ノ代表者ヲ被告トス

附 則

第二十四條 本則ハ大正六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第二十五條 大正四年六月佐賀縣令第三十五號米穀取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
 第二十六條 當分ノ内第六條第五號ノ内俵ノ横繩ハ之ヲ省略スルコトヲ得  
 第二十七條 削除  
 第二十八條 本則ノ一部ヲ施行セサル地區ハ別ニ之ヲ定ム (以下様式省略)

◎群馬縣穀物検査規則

第一章 總 則

第一條 玄米ヲ縣内ニ於テ授受シ又ハ縣外ニ移出セムトスル者ハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス  
 一、一俵未滿ノ端米  
 二、外國産米

三、確證アル縣外産米  
 四、學術研究又ハ試験ニ供スル米  
 五、博覽會共進會又ハ品評會ニ出陳スル米  
 六、滯納處分又ハ強制執行ノ目的タル米  
 七、知事ニ於テ特ニ指定シタル災害地生産米  
 八、自家消費ノ目的ヲ以テ搗精ノ爲引渡ス米  
 本則ニ於テ授受ト稱スルハ賣買、交換、贈與小作米納付、代償、貸附、辨濟、擔保及寄託ヲ謂フ  
 第二條 検査ハ生産米検査、移出米検査ノ二種トシ乾燥、調製、品質、粒形、容量及俵裝ニ就キ之ヲ行フ  
 第三條 検査ヲ受ケムトスル玄米ハ左記各號ニ依ルヘシ  
 一、容量ハ四斗入トス  
 二、俵裝ハ生産米検査ニアリテハ單俵裝、又ハ二重俵裝移出米検査ニアリテハ二重俵裝トシ左記ニ依ルヘシ但シ特別ノ事情アルモノニ限り當分ノ内單俵裝ニ縦繩ヲ施シ移出米検査ヲ受ルコトヲ妨ケス

イ 單俵裝

一、俵(菰) 乾燥セル藁ヲ用ヒ四ヶ所編ミトシ重量八百匁ヲ標準トス但シ此ノ重量ヨリ百匁以内ヲ減シ若ハ五十匁以内ヲ増加スルヲ妨ケス  
 一、棧俵 乾燥セル藁ヲ用ヒ徑一尺トシ九十匁乃至百二十匁トス  
 一、横繩 摺リヲ掛ケタル周リ一寸以上ノモノヲ以テ五ヶ所二廻リ捻込ミトス  
 ロ 二重俵裝  
 一、内俵 單俵裝ニ依ルモノトス但シ横繩ハ三ヶ所トス



- 一、外袋 乾燥セル藁ヲ用ヒ四ヶ所編ミトシ重量三百五十匁乃至四百五十匁トス
- 一、横繩 摺リヲ掛ケタル周リ一寸以上ノモノヲ以テ五ヶ所二廻リ結ヒ止メトス
- 一、縦繩 摺リヲ掛ケタル周リ一寸二分以上ノモノヲ以テ四方横繩ニ蛙股ニ掛ケ小口ノ肩口ニ於テ結ヒ止ムルモノトス

第四條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ

検査吏員検査ヲ行フトキハ様式第一號ノ證票ヲ携帯スヘシ

第五條 検査済ノ玄米ト雖検査吏員ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ更ニ検査ヲ行フコトアルヘシ

第六條 検査ハ申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ順序ヲ變更スルコトアルヘシ

第七條 検査ハ日出前日没後ハ之ヲ行ハス

第八條 検査ニ使用スル印章ノ雛形左ノ如シ (省畧)

第九條 俵裝ニ押捺セル證印ヲ取消ストキハ取消印ヲ使用ス

第十條 検査申告者若ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

検査吏員ノ指揮ニ從ハサルトキハ検査ヲ中止スルコトアルヘシ

第十一條 検査ノ爲メ生シタル損害ハ賠償ノ責ニ任セス

第十二條 検査済ノ玄米ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニアラサレハ授受又ハ移出スルコトヲ得ス

- 一、俵裝ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ
- 二、等級證印ノ磨滅、封印若ハ票箋ヲ汚損又ハ亡失シタルモノ
- 三、虫害、鼠害、腐敗ノ事實明瞭ナルモノ

四、移出米検査ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルモノ但シ十月一日ヨリ翌年四月末日迄ニ検査

ヲ受ケ移出スルモノハ此ノ限ニアラス

第十三條 検査ヲ受ケムトスル玄米俵裝用俵ハ生産米検査員ノ豫備検査ヲ受クヘシ

前項ノ豫備検査ニ合格シタルモノハ其ノ俵面ニ證印ヲ押捺ス

第十三條ノ二 天災其ノ他不可抗力ニ依リ米穀ノ品位ヲ著シク損シタル場合ニハ特ニ生産米及移出米

検査ノ合格等級ニ一階級ヲ加フルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ豫メ之ヲ告示ス

### 第二章 生産米検査

第十四條 生産米検査ハ縣内ニ於テ授受スル玄米ニ就キ之ヲ行ヒ合格、不合格ヲ定メ合格米ハ甲、乙

丙ノ三等級ヲ附ス

第十五條 生産米検査期間ハ毎年十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

前項期間外ト雖モ特別ノ事情アルモノハ検査ヲ受クルコトヲ得

第十六條 生産米検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ

第十七條 生産米検査ヲ受ケムトスル者ハ俵ノ兩端小口繩ノ結目ニ卷封ヲ施シ様式第二號ノ票箋ヲ結

ヒ附ケ書面又ハ口頭ヲ以テ現品所在地受檢希望月日及其他ノ數量ヲ検査吏員ニ申告スヘシ

第十八條 生産米検査ヲ行ヒタルトキハ俵ノ兩端小口繩結目ノ卷封ニ封印ヲ施シ票箋ニ検査年月日ヲ

記入シ印章ヲ押捺ス

### 第三章 移出米検査

第十九條 移出米検査ハ縣外ニ移出スル生産米検査済玄米ニ就キ之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定メ合格米ハ

左ノ五等級ヲ附ス

一等、二等、三等、四等、五等

第二十條 農業倉庫ニ寄託スル玄米ハ移出ノ目的未タ確定セサルモノト雖移出米検査ヲ受クルコトヲ



得

第二十一條 前條移出米検査ヲ受ケルモノハ生産米検査済ノモノト看做ス

第二十二條 汽車積船積トナスモノハ縣外移出ト看做ス但シ證明ニ依リ移出米検査員ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限リニ在ラス

第二十三條 縣外ニ移出スルモノト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニシテ生産米検査員ノ承認ヲ得タルトキハ移出米検査ヲ受ケルコトヲ要セス

一、小作人ヨリ地主ニ納付スル米

二、耕作人自ラ收納スル米

第二十四條 検査吏員ニ於テ前條ノ承認ヲ與ヘタルトキハ其ノ俵面ニ證印ヲ押捺ス

第二十五條 移出米検査ハ移出米検査員出張所又ハ検査吏員ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ行フ

第二十六條 移出米検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ手数料ヲ納付スヘシ

第二十七條 移出米検査ヲ受ケムトスル者ハ每俵様式第三號ノ票箋ヲ結ヒ附ケ様式第四號ノ申告書ヲ移出米検査員出張所ニ差出スヘシ

第二十八條 移出米検査ヲ行ヒタルトキハ俵ノ兩端小口肩ニ證印ヲ施シ票箋ニ検査年月日ヲ記入シ印章ヲ押捺ス

第二十九條 移出米検査ヲ受ケタル者ニシテ其ノ検査ノ決定ニ對シ異議アルトキハ再検査ヲ知事ニ申請スルコトヲ得

第四章 取 締

第三十條 第一條第一項第四號第五號第七號第八號ニ該當スル俵裝ノ玄米及本則施行除外地生産俵裝

玄米ヲ授受シ又ハ移出セムトスル者ハ俵ノ小口繩結目ニ卷封ヲ施シ生産米検査員ノ證印ヲ受クヘシ

第三十五條ニ依リ検査吏員ノ承認ヲ得ムトスル者亦同シ

第三十一條 検査済ノ玄米又ハ前條ノ證印アル玄米ヲ解俵シタルトキハ俵ノ兩端小口繩結目、卷封及票箋ヲ破棄スヘシ

第三十二條 検査ノ證印アル俵ハ、授受又ハ移出スル玄米ノ俵裝ニ再ヒ使用スルコトヲ得ス、但シ二重俵裝ノ内俵トシ又ハ裏返シテ使用スルヲ妨ケス

第三十三條 本則ニ定メル以外ノ印章ハ授受又ハ移出スル玄米俵面ニ之ヲ押捺スルコトヲ得ス但シ知事ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 米穀ノ賣買ニ從事スル者ニ於テ使用スル米刺ハ長サ一尺周圍二寸ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十五條 運送業者及運送取扱業者ハ未検査米又ハ第二十四條及第三十條ノ證印ナキ俵裝玄米ヲ輸送シ又ハ取扱フヘカラス但シ移出米検査員ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則ニ違反ノ事實アリト認ムルトキハ玄米ヲ所有スル者若ハ其受託者ニ對シ左記事項ヲ命シ又ハ玄米所在地ニ臨檢シ帳簿及違反ヲ證スル物件ヲ検査スルコトヲ得

一、玄米ノ運搬ヲ停止スルコト

二、輸送シタル玄米ヲ積戻スコト

三、違反ヲ證スル物件ヲ保管シ又ハ提供スルコト

第五章 罰 則

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第一條第一項第十二條ニ違ヒ検査ヲ受ケサル玄米ヲ授受セムトシタル者又ハ移出シ移出セムトシタル者

二、検査ヲ免カルル目的ヲ以テ不正ノ行爲アリタル者

三、受檢後ニ於テ容量ヲ減シ濕氣ヲ施シ若ハ他ノ玄米其他ノ物質ヲ混合シ又ハ票箋ヲ剝離シテ授受



シ又ハ移出シタル者

- 四、第五條ノ再検査第三十六條ノ臨檢帳簿若ハ違反ヲ證スル物件ノ検査及命令ヲ拒ミタル者
  - 五、本則第三十條乃至第三十五條ニ違反シタル者
- 第三十八條 本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第三十九條 本則ニ依ル義務者カ未成年又ハ禁治産者ナルトキハ本則罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
- 本則ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ適用ス

附 則

- 第四十條 本則ハ大正七年九月一日ヨリ施行ス
- 第四十一條 大正六年以前ニ生産シタル玄米ニ對シテハ検査ヲ行ハス
- 前項ノ俵米所有者ハ俵ノ小口繩結目ニ卷封ヲ施シ大正七年十二月三十一日迄ニ生産米検査員ノ證印ヲ受クヘシ
- 第四十二條 検査所名稱位置所管區域及本則ヲ施行セサル地域ハ告示ス (省略)

### ◎和歌山縣穀物検査規則

- 第一條 本縣生産ノ玄米ヲ授受セムトスルモノハ穀物検査吏員ノ生産検査ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ
- 一ニ該當スルモノハ此限ニ在ラス
  - 一 規定ノ容量ニ滿タサル端米
  - 二 博覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スルモノ
  - 三 學術研究ノ用ニ供スルモノ

四 自家消費ノ爲他人ニ委託加工セシムルモノ

五 徵發若ハ強制執行ニ依リ受渡スルモノ並其ノ他ノ官有物

縣外産出ノ證憑ナキ米穀又ハ本則ヲ施行セサル地ノ産米ニシテ穀物検査吏員ノ承認ナキモノ亦前項ニ同シ

- 第二條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ授受スルコトヲ得ス
- 一 検査済ノモノニシテ包裝ヲ改メタルトキ
  - 二 證紙ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ
- 第三條 入庫検査ハ農業倉庫ニ寄託スルモノニ就キ請求アリタル場合之ヲ行フ
- 入庫検査ヲ受ケタルモノハ生産検査ヲ受クルコトヲ要セス
- 第四條 検査ハ俵米ニ就キ之ヲ行ヒ一俵ノ容量ヲ四斗トス
- 第五條 検査ハ乾燥、調製、品質、粒形、容量及包裝ノ各項ニ就キ之ヲ行フ
- 第六條 俵米ノ包裝ハ一重若ハ二重俵トス
- 第七條 検査ノ等級ハ生産検査ニ在リテハ、甲、乙、丙及格外ニ入庫検査ニ在リテハ一、二等、三等、四等、五等及等外ニ區別ス
- 天災其ノ他ノ不可抗力ニ因リ品位ヲ損シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ生産検査ニ在リテハ丁入庫検査ニ在リテハ六等ノ一等級ヲ設クルコトアルヘシ但シ此場合ハ別ニ告示ス
- 第八條 穀物検査吏員ハ第一號様式ノ證票ヲ携帯ナスヘシ
- 第九條 穀物検査吏員ハ自己ノ利害ニ關係アル米穀ヲ検査スルコトヲ得ス
- 第十條 検査等級ノ決定ニ異議アルトキハ生産検査ニ在リテハ所轄穀物検査支所ニ入庫検査ニ在リテハ穀物検査所長ニ書面又ハ口頭ヲ以テ再検査ヲ請求スルコトヲ得
- 第十一條 本則ニ依リ使用スル證紙及檢印ハ第二號様式、票箋帶封紙ハ第三號様式ニ依ル



第十二條 検査ノ爲特ニ要スル勞費及検査ノ爲生シタル損害ハ受檢者ノ負擔トス

第十三條 穀物検査吏員必要アリト認ムルトキハ米穀所在ノ場所ニ臨檢シ又ハ検査濟ノ米穀ニ就キ再検査ヲ行フコトアルヘシ

第十四條 包装ノ表面ニハ知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ檢印、證紙ニ類似ノ證票、記號ヲ添付又ハ押捺スルコトヲ得ス

第十五條 穀物検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則ニ違反ノ行爲アリト認ムルトキハ米穀ノ解苞、保管運搬ノ停止若ハ關係資料ノ提供ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條、第二條及第十四條ニ違反シタル者

二 第十三條ノ検査ヲ拒ミ第十五條ノ命令ニ従ハサル者

三 檢印、證紙等ニ不正ノ行爲ヲ施シ又ハ之ヲ再用シタル者

四 故意ニ検査濟ノ米穀ニ濕氣ヲ施シ又ハ米穀其ノ他ノモノヲ混シ若ハ減量シタル者

五 検査ヲ免カルル目的ヲ以テ不正ノ行爲ヲナシタル者

第十七條 米穀所持者ハ其ノ家族、代理人、雇人又ハ其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免カルルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

法人ニ對スル罰則ハ科料トシ法人ノ代表者ヲ以テ被告トス

### ◎愛媛縣米穀検査規則

#### 第一章 總 則

第十八條 本則ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本則ヲ施行スル地區ハ別ニ之ヲ告示ス (省畧)

第一條 本縣産米ニシテ縣内ニ於テ受渡ヲ爲シ又ハ縣外ニ輸出スルモノハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ一俵未満ノ端米ハ此限ニ在ラス

第二條 検査ハ生産検査輸出検査及等級検査ノ三種トス

生産検査ハ縣内ニ於テ受渡ヲ爲ス玄米ニ輸出検査ハ生産検査若ハ等級検査ヲ受ケタル玄米又ハ精米ニシテ縣外ニ輸出スルモノニ就キ之ヲ行フ

等級検査ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ當事者ノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ時宜ニ依リ俵數ヲ増減スルコトアルヘシ

一、農業倉庫ニ入庫スル米穀ニシテ一回ノ俵數五拾俵以上ノ場合

二、産業組合、農會又ハ郡市町村ノ斡旋ニ依リ共同販賣ヲ行フ玄米ニシテ一回ノ俵數百俵以上ノ場合

三、地主又ハ團體ニ於テ小作者保護獎勵ノ爲メ等級査定ノ必要アル玄米ニシテ一回ノ俵數百俵以上ノ場合

第三條 縣内ニ於テ精白シタルモノハ凡テ本縣産米ト看做ス但外國米ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ

本則ニ於テ検査吏員トハ生産検査員輸出検査員及穀物検査所技手穀物検査所技師ヲ謂フ

第五條 検査吏員ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ様式第七號ノ證票ヲ携帯スヘシ



第六條 検査吏員ハ自己ニ利害關係アル米穀ノ検査ヲ行フコトヲ得ス

第七條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ依リ調製スヘシ

- 一、乾燥ヲ良好ナラシムルコト
- 二、粒形ノ齊一ニ注意シ異種異質ノモノヲ混入セサルコト
- 三、青米赤米粗粒種屑米碎米土砂塵埃等ノ除去ニ努ムルコト
- 四、精米ニアリテハ前各號ノ外糠又ハ搗粉ノ附着ヲ少カラシムルコト

第八條 検査ヲ受クヘキ米穀一俵ノ容量ハ四斗トスヘシ

但陸海軍ニ納付スル米穀外國ニ輸出スル米穀並精米ハ其容量ヲ二斗三斗又ハ五斗ト爲スコトヲ得

第九條 検査ヲ受クヘキ米穀ノ俵裝ハ二重トシ左ノ各號ニ依リ製作スヘシ

- 一、内俵ハ乾燥セル古藁ヲ「粗スクリセルモノ」用キテ四箇所編トシ封間ヲ中央六寸左右六寸五分封端ヲ五寸トシ編上ケ約三尺八寸房數六十五内外重量四百五十匁乃至五百五十匁トシ兩端編封ニ周リ約六分長サ約一尺五寸ノ小繩ヲ以テ二箇所棧俵止紐ヲ付ス
- 二、外俵ハ乾燥セル「スクリ」藁ヲ用キテ四箇所編トシ封間ヲ中央七寸右左六寸五分封端ヲ六寸トシ編上約四尺房數八十内外重量三百五十匁乃至四百五十匁トス
- 三、棧俵ハ乾燥セル古藁ヲ用キテ徑八寸乃至九寸重量一箇五十匁乃至七十匁トス
- 四、繩ハ能ク打柔ケタル藁ヲ以テ製シ摺掛ト爲シ其ノ周リ橫繩ハ一寸縱繩ハ一寸二分ヲ標準トス
- 五、俵ノ口尻ハ棧俵ヲ内俵ノ兩端ニ當テ止紐ヲ以テ緊括シ外俵封端ヲ折掛ケ周リ約一寸ノ口繩ヲ以テ外俵兩端編封ニ引掛ケ五房越シ三房ツ、ヲ掬ヒテ九箇所乃至十一箇所ノ目貫トナシ口繩ノ一端約一尺ヲ殘シテ結束シ右廻順次掛トナシ三廻目ヨリ戻シ掛ケ以後適當ノ箇所ヨリ一ツ飛トシテ引締メ膝リ仕舞ヲ結束シ口繩兩端ヲ引違ヘテ證票紙ヲ施スヘキ結止メヲナス
- 六、橫繩ハ五箇所各二廻リ四ツ目結トシ縱繩ヲ掛ケタル後中央橫繩ノ部ニ於テ縱繩ノ上ヨリ更ニ二

廻リ緊括ス精米ニ在リテハ縱繩ノ上ニ用ウル中央橫繩ヲ赤色トス

七、縱繩ハ折リ曲ケタル二筋ヲ以テ四方掛トシ中央橫繩ヲ除キ其ノ他ノ橫繩四箇所ニ引掛ケ俵小口ノ一端ニ於テ男結トシ證票紙ヲ施ス部分ヲ存ス

八、生産検査及等級検査ニ在リテハ當分縱繩ヲ用ユルヲ要セス

第八條但シ書ノ米穀ハ前項ノ規程ニ據ラサルコトヲ得此ノ場合ニアリテハ完全ナル包裝トナスヘシ

第十條 検査ヲ行フニ當リ第八條第九條ノ規定ニ適合セサルモノト認メタルトキハ其検査ヲ中止ス

第十一條 受檢者ハ検査ニ立會スヘシ但シ代人ヲ用フルコトヲ得

立會人ハ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十二條 検査濟ノ米穀ト雖検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトアルヘシ

検査吏員及警察官吏ハ本則違反ノ疑アリト認ムルトキハ米穀ノ保管運搬ノ停止若ハ積戻シ又ハ關係資料ノ提供ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 検査濟ノ米穀ニシテ俵裝ノ毀損又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ改俵シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ

最寄検査吏員ノ検査ヲ受クヘシ證印ノ磨滅證票紙ノ毀滅シタルトキ亦同シ

第十三條ノ二 検査濟ノ米穀ハ防濕ニ相當ナル設備ヲ爲ニアラサレハ雨雪中運搬シ又ハ濕氣アル場所ニ保管スルコトヲ得ス

第十四條 検査濟米穀ニ施シタル證票紙及票箋ハ解俵ノ際之ヲ破毀スヘシ

第十五條 検査證印ニ類似セル文字記號等ヲ俵面ニ記載又ハ押捺スルコトヲ得ス

俵面ニ文字又ハ記號等ヲ押捺セムトスル者ハ其ノ着色實形圖ヲ添へ所轄穀物輸出検査所ヲ經テ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二章 生産検査



第十六條 生産検査ニ於テハ米穀ノ合格及不合格ヲ定ム

第十七條 生産検査ハ毎年九月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ事由アルモノハ右期間外ト雖検査ヲ受クルコトヲ得

第十八條 生産検査ヲ受ムトスル者ハ口頭又ハ書面ヲ以テ米穀所在地及俵數ヲ検査員ニ届出ヘシ

第十九條 生産検査ヲ受クヘキ俵ニハ様式第一號甲ノ票箋ヲ俵口ノ臚リ繩ニ附着スヘシ

第二十條 生産検査ヲ行ヒタルトキハ票箋ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺シ俵ノ兩端臚リ繩ニ合格ニハ様式第三號甲不合格ニハ様式第三號乙ノ證票紙ヲ施シ様式第八號ノ檢印ヲ押捺ス

第三章 輸出検査

第二十一條 輸出検査ニ於テハ左ノ等級ヲ附ス

一、玄米ハ大粒小粒ニ分チ各一等二等三等四等及等外ノ五等級ヲ附ス

二、精米ニハ一等二等三等四等及等外ノ五等級ヲ附ス

第二十二條 非常災害ノ爲一般ニ著シク産米ノ品質ヲ損シタルトキハ前條第一號ノ検査ニ五等ヲ設ケ六等級ヲ附ス

第二十三條 輸出検査ヲ受ケタル日ヨリ六十日ヲ經過シタル米穀ハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ輸出スルコトヲ得ス

第二十四條 輸出検査ヲ受ムトスル者ハ別ニ定ムル様式ニ從ヒ申請書ニ検査手数料領收證票ヲ添ヘ所轄穀物輸出検査所ニ出願スヘシ

第二十五條 輸出検査ニ於テハ一俵又ハ一包裝ニ付金七錢ノ検査手数料ヲ徴收ス但シ等級検査ヲ受ケタル米穀ノ輸出検査ニアリテハ一俵ニ付金五錢ノ検査手数料ヲ徴收シ再検査ノ場合ハ之ヲ免除ス

第二十六條 輸出検査ヲ受クヘキ俵ニハ様式第一號乙ノ票箋ヲ俵口ノ臚リ繩ニ結付クヘシ

第二十七條 輸出検査ヲ行ヒタルトキハ様式第二號ノ證票紙ヲ臚リ繩ニ結止ニ卷付ケ様式第八號ノ檢印

ヲ押捺シ且俵ノ一端ニ様式第四號及第五號ノ證印ヲ押捺ス

第二十八條 第八條但シ書ノ米穀ニシテ規定ノ俵裝ヲ行ハサルモノノ検査方法ハ第二十七條ニ準ス

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ所轄穀物輸出検査所ニ出願承認ヲ受クヘシ

一、縣外産米ヲ輸入シタルトキ但シ様式第六號ノ證印ヲ受クルヲ要ス

二、縣外産米ヲ輸出セムトスルトキ

三、船舶又ハ縣外ニ通スル汽車索道ニ依リ米穀ヲ縣内限リ移送シ若クハ移送ヲ受ケタルトキ

第四章 等級検査

第三十條 等級検査ノ等級ハ輸出検査ノ等級ニ準ス

第三十一條 等級検査ヲ受ケムトスル農業倉庫業者ハ所轄郡市長ヲ經テ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條ノ二 等級検査ヲ受ケムトスルトキハ現品所在地俵數検査希望月日時及検査ヲ受クル事由ヲ明記シタル書面ニ検査手数料領收證票ヲ添ヘ所轄穀物輸出検査所ニ申請スヘシ

第三十一條ノ三 等級検査ニ於テハ一俵ニ付キ金貳錢ノ検査手数料ヲ徴收ス但シ第三十八條ノ區域内ニアリテハ當分ニ之ヲ免除ス

第三十一條ノ四 生産検査ヲ受ケサル米穀ノ等級検査ヲ受ケムトスルトキハ様式第一號甲ノ票箋ヲ俵

口臚リ繩ニ附着スヘシ

第三十二條 等級検査ヲ行ヒタルトキハ俵ノ一端ニ様式第五號ノ證印ヲ押捺シ票箋ニ検査年月日ヲ記

入シ検査吏員ノ認印ヲ押捺ス

前條ノ検査ニアリテハ當該検査吏員第二十條ノ手續ヲ行フモノトス

第三十三條 等級検査ヲ受ケタル米穀ヲ縣外ニ輸出セムトスルトキハ輸出検査ヲ受クヘシ

第五章 罰則

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス



- 一、第十二條ノ再検査ヲ拒ミタルトキ及同條第二項ノ命令ニ違反シタルトキ
  - 二、第十三條第十三條ノ二第十五條ノ規定ニ違背シタルトキ
  - 三、第二十九條ノ規定ニ違背シタルトキ
  - 四、検査ヲ受ケスシテ米穀ヲ受渡シ又ハ縣外ニ輸出シ又ハ輸出セムトスルモノ
  - 五、故意ヲ以テ米穀ニ非ラサル物ヲ混入シ検査ヲ受ケムトスル者
  - 六、検査ヲ免ルル手段ヲ行ヒタル者
  - 七、検査済ノ俵米ニ不正ノ目的ヲ以テ濕氣ヲ施シ異種米其他ノ物ヲ混シ又ハ容量ヲ抽出減量シテ受渡シ又ハ受渡セムトスルモノ
  - 第三十五條 他人ノ依託ヲ受ケ情ヲ知リテ本則ノ検査ヲ經サル米穀ヲ縣外ニ輸送シ又ハ輸送セムトシタル者ハ前條ノ罰則ヲ適用ス
  - 第三十六條 第三十四條ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ受檢ノ義務アル未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ適用ス
  - 第三十七條 代理人其ノ他ノ從業者本則ノ規定ニ違背シタルトキハ本人ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- 附 則
- 第三十八條 本則中生産検査及輸出検査ニ關スル規定ハ當分ノ内上浮穴郡、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡及宇和島市ニ之ヲ適用セス
  - 第四十條 第三十八條ノ区域内ニ移送スル米穀ニ對シテハ輸出検査ヲ行ヒ其ノ区域内ヨリ移入スル等級検査ヲ受ケサル米穀ニ就テハ第二十九條第一號及第二號ヲ準用ス
  - 第四十一條 第二十五條但書中等級検査ヲ受ケタル米穀ノ輸出検査手数料ノ規定及第三十一條ノ三ハ當分ノヲ適用セス

本則ハ大正八年十二月一日ヨリ施行ス (省署)

◎奈良縣穀物検査規則

- 第一條 本縣ニ於テ生産シタル米穀ヲ授受スルモノハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ但一俵未滿ノ端米ハ此限リニ在ラス
- 本則ニ於テ授受ト稱スルハ賣買、交換、贈與、貸借、辨濟、擔保、寄託、小作等ノ爲ニ相手方ニ渡シ又ハ相手方ヨリ受クルヲ謂フ
- 第二條 検査ハ生産検査及移出検査ノ二種トシ左ノ各號ニ就キテ之ヲ行フ
  - 一 品 質
  - 二 乾 燥
  - 三 調 製
  - 四 粒 形
  - 五 容 量
  - 六 包 裝
- 生産検査ハ授受ヲ目的トスル玄米ニ就キ之ヲ行ヒ合格、不合格ヲ定メ合格米ヲ甲、乙、丙ニ區別ス移出検査ハ縣外ニ移送スル玄米又ハ精米ニ就キ之ヲ行ヒ合格、不合格ヲ定メ合格米ヲ一等、二等、三等、四等ニ區別ス
- 縣外生産ノ米穀ト雖モ其證憑ナキモノハ之ヲ本縣生産ノ米穀ト看做ス
- 第三條 農業倉庫ニ入庫スヘキ米穀ハ入庫ノ際移出検査ヲ受クルコトヲ得
- 前項ニ依リ移出検査ヲ受ケタル米穀ニシテ入庫セサルトキハ其検査ヲ無効トス
- 第四條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ依ルヘシ



- 一 乾燥ハ良好ナラシムルコト
- 二 調製ハ良好ニシテ粉、枇、屑米、碎米、稗又ハ土砂塵埃等ヲ除去スルコト
- 三 粒形ハ齊一ナラシムルコト
- 四 容量ハ一俵四斗トナスコト但吸入精米ニ在リテハ二斗、三斗、五斗トナスコトヲ得
- 五 包装ハ二重俵トスルコト但精米ニ在リテハ吹ヲ用ヒ又ハ麻袋ヲ内俵ニ代用スルコトヲ得
- 六 俵及吹ノ調製ハ左ノ方法ニ依ルコト

甲 俵

- イ 内俵ハ乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ幅二尺八寸四ケ所編ミトシ編目ノ間幅六寸兩端五寸トシ約六十五編ミ編上ケ三尺七寸トシ重量ハ五百匁乃至六百匁トス
- ロ 外俵ハ乾燥セル越年ノ「スグリ」藁ヲ用ヒ幅三尺一寸四ケ所編ミトシ編目ノ間幅七寸兩端五寸トシ約八十編ミ編上ケ四尺二寸トシ重量ハ三百五十匁乃至四百五十匁トス
- ハ 棧俵ハ乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ圓徑約九寸重量五十匁乃至七十匁トス
- ニ 繩ハ打柔ケタル藁ニテ綯ヒ擦掛ケトス
- ホ 横繩縱繩ハ周一寸乃至一寸二分縲繩ハ約九分トス
- ト 俵ノ口尻ハ棧俵ヲ内俵ノ兩端ニ當テ外俵ノ端ヲ折掛ケ縲繩ヲ以テ外俵ヲ三編宛九ケ所掬ヒ順次目貫掛トシテ三廻目ヨリ一ツ飛ヒニ掛ケ結束ス
- ハ 横繩ハ五ケ所各二周トシ結束ス
- ト 縱繩ハ二筋ニテ四方掛ケ各横繩ニ戻掛トシ俵口ニ於テ結ス但シ生産検査及農業倉庫入庫米移出検査ノ俵裝ニハ縱繩ヲ省畧スルコトヲ得
- 乙 吹
- イ 兩端縱繩ヲ除キ二斗、三斗入ハ三十堅以上重量五百匁以上五斗入ハ四十堅以上重量七百匁以

上トス

ハ 横繩縱繩ノ太サハ同シ

ハ 結束方二斗、三斗入ハ横繩二廻リ三ケ所縱繩ハ二筋ヲ以テ一ケ所、五斗入ハ横繩二廻リ五ケ所縱繩ハ二筋ヲ以テ二ケ所戻掛ケトス

第五條 縣内移送ノ目的ヲ以テ米穀ヲ鐵道、軌道又ハ索道ニ依リ運搬セントスル者ハ書面又ハ口頭ヲ以テ仕向地、數量、日時及荷受人ノ住所氏名（法人ニ在リテハ事務所ノ所在地及其名稱）ヲ最寄穀物移出検査所ニ届出ツヘシ

第六條 削除

第七條 生産検査ハ毎年十月一日ヨリ翌年三月三十一日マテノ期間ニ於テ之ヲ受クヘシ但シ包装ニ要スル俵ハ毎年十月三十一日迄ニ検査ヲ受クヘシ

前項ノ期間外ト雖モ止ムヲ得サル事由アルモノハ此限ニアラス

第八條 生産検査ヲ受ケムトスルトキハ小口繩ニ所定ノ票箋ヲ付シテ現品所在地所轄ノ生産検査員ニ請求スヘシ

第九條 生産検査ヲ受ケサル米穀ハ授受ノ目的ヲ以テ之ヲ運搬スルコトヲ得ス但シ小作米納付農業倉庫入庫、共同販賣ノ爲運搬ノ上生産検査ヲ受ケムトスルトキハ此限ニアラス

前項但書ノ場合ニ於テハ現品所在地ノ生産検査員ニ申出テ運搬證ヲ受ケ受檢ノ際之ヲ提出スヘシ

第十條 移出検査ヲ受ケムトスルトキハ每俵票箋ヲ付シ書面ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ最寄穀物移出検査所ニ請求スヘシ

- 一 受檢者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ事務所ノ所在地及其名稱）
- 二 數量
- 三 現品所在地



四 仕向地（農業倉庫へ入庫ノ際移出検査ヲ受クルトキハ之ヲ省ク）

第十一條 移出検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ検査手数料ヲ納付スヘシ但シ農業倉庫入庫米ノ場合ハ此限ニアラス

第十二條 生産検査ヲ行ヒタルトキハ等級ニ應シ證票紙ニテ卷封ス

移出検査ヲ行ヒタルトキハ等級ニ應シ其ノ證印ヲ俵面ニ押捺ス但シ農業倉庫へ入庫ノ爲行フ移出検査ニハ證印ヲ押捺セス票箋ニ之ヲ表示ス

第十三條 農業倉庫入庫ノ際移出検査ヲ受ケタル米穀ヲ縣外へ輸送ノ目的ヲ以テ出庫セムトスルトキハ縦繩ナキモノハ之ヲ施シ第十條ノ事項ヲ具シ前條ノ證印押捺方ヲ最寄穀物移出検査所へ請求スヘシ

第十四條 縣外産米ヲ移入シタルモノハ速カニ最寄穀物検査吏員ニ届出テ證印ヲ受クヘシ

前項ノ證印ヲ受ケタル米穀ヲ更ニ縣外ニ移出セムトスルトキハ其ノ旨検査吏員ニ届出ツヘシ

第十五條 本則ニ依リ使用スル證印、票箋、證票紙ハ第一號様式ニ依ル

第十六條 産地又ハ自家ノ徽章等ヲ俵面ニ表示セムトスル者ハ願書ニ其ノ實形圖ヲ添へ豫メ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條 検査ハ穀物検査吏員之ヲ行フ  
穀物検査吏員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ再検査ヲ爲シ尙検査ノ決定ヲ變更スルコトアルヘシ

穀物検査吏員ニ於テ検査ノ際必要アリト認ムルトキハ再調製改俵又ハ容量補足ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 穀物検査吏員ハ其ノ職務ヲ行フトキハ第二號様式ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十九條 穀物検査吏員ハ自己ノ權利、義務ニ關係アル米穀ヲ検査スルコトヲ得ス

第二十條 穀物検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則違背ノ行爲アリト認メタルトキハ米穀ノ保管、運搬ノ停止若ハ積戻シヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 検査済ノ米穀ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ更ニ検査ヲ受クルニアラサレハ之ヲ授受スルコトヲ得ス

一 改装ヲナシタルトキ

二 證印不明トナリタルトキ及證票紙票箋ヲ亡失汚損シタルトキ

第二十二條 検査済ノ米穀ヲ俵解シタルトキハ空俵ニ附着スル證票紙ハ之ヲ棄却スヘシ

第二十三條 一度使用シタル俵ハ再ヒ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ其年度ニ使用シタル俵ニシテ穀物検査吏員ノ承認ヲ受ケタルモノハ此限りニ在ラス

第二十四條 受檢者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會フヘシ立會人ハ穀物検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ貳拾圓未滿ノ科料又ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

一 生産検査ヲ受ケサル玄米ヲ授受シタルトキ

二 第九條、第二十一條ニ違背シタルトキ

三 移出検査ノ證印ナキ米穀ヲ縣外ニ移送シタルトキ

四 検査ヲ免ル、目的ヲ以テ不正行爲ヲ爲シタルモノ

五 本則第十七條第二項ノ再検査ヲ拒ミ又ハ同條第三項第二十條ノ命ニ從ハサルトキ

六 検査済ノ米穀ニ濕氣ヲ施シ又ハ他ノ物ヲ混シ若ハ米穀ヲ減量シタルトキ

第二十六條 本則第五條第十四條第十六條第二十二條ニ違背シタル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第二十七條 代理人其ノ他從業者本則ノ規定ニ違背シタルトキハ本人又ハ使役者ハ自己ノ指揮ニ出ルサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則



第二十八條 本令ノ全部ヲ施行セサル地區ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十九條 本令中農業倉庫トアルハ農業倉庫法ニ依リ認可ヲ受ケタル農業倉庫ヲ云フ

第三十條 本令ハ大正八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス (様式省署)

◎山形縣穀物検査規則

第一條 玄白米ヲ汽車又ハ船舶ニ依リ縣外ニ移出セントスルトキハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限りニ在ラス

一、壹俵未満ノ端米

二、法令ノ規定等ニ依リ移出スル米穀

三、確證アル縣外産米

四、自家飯米用ニシテ一口十俵以内ノ玄米及白米

五、救恤、品評會出品等特殊ノ目的ヲ有スル者

六、知事ノ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ倉庫ノ検査ヲ受ケタル者

第三號及第四號ノ場合ハ所轄穀物検査所又ハ同支所ニ届出テ第五號ノ場合ハ穀物検査所長ノ承認ヲ受ケタルヲ要ス

第二條 農業倉庫業者、産業組合、農會、其ノ他ノ團體ニ於テ生産検査ヲ受ケントスルトキハ本則ニ依リ之ヲ行フコトアルヘシ

第三條 検査ハ穀物検査所勤務ノ技師技手及穀物検査員之ヲ行フ但自己ノ利害ニ關係アル米穀ハ之ヲ検査スルコトヲ得ス

第四條 検査ヲ爲ス者其ノ職務ヲ行フトキハ左ノ證票ヲ携帯スヘシ (省署)  
第五條 削除

第六條 検査ヲ爲ス者ニ於テ必要ト認ムルトキハ検査済ノ米穀ト雖再検査ヲ爲スコトアルヘシ前項ノ再検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 移出検査ハ穀物検査所同支所及驛港所在地ニ於テ之ヲ行フ但特別ノ事由アルトキハ其ノ他ニ於テモ之ヲ行フコトアルヘシ

第八條 移出検査ヲ受ケムトスル者ハ穀米ノ種別、俵數検査手數料検査場所及生産地ヲ記セル願書ニ手數料納付規程ニ規定セル納付證紙ヲ貼付シ所轄穀物検査所同支所又ハ出張所ニ差出スヘシ

第九條 生産検査ヲ受ケムトスルトキハ其ノ見込俵數場所、期間及小作米ノ場合ニハ之ニ對スル補給額ヲ具シ穀物検査所長ニ申出ツヘシ

第十條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ據ルヘシ但特別ノ事由アルモノニシテ穀物検査所長ノ承認ヲ得タルモノハ第四號乃至第六號ノ規定ニ據ラサルコトヲ得

一、乾燥ヲ佳良ニスルコト

二、碎米粗赤米、死米青米土砂等ヲ除去スルコト

三、白米ハ純良ヲ旨トシ精白ノ整一ニ注意シ糠ノ附着ヲ少カラシムルコト

四、品質粒形ノ差大ナルモノ及新古米ヲ混合セサルコト

五、壹俵ノ容量ハ四斗トスルコト

六、俵裝ハ左ノ標準ニヨリ緊締ヲ十分ニシ脱粒又ハ破損ノ虞ナカラシムルコト

(イ) 移出米ハ二重俵生産米ハ一重俵又ハ二重俵トシ内外俵共ニ乾燥セル藁ヲ用井外俵ハ蓋又ハ藁

トス繩ハ摺掛ト爲ス

(ロ) 内俵ハ左ノ方法ニ依ルコト

一、俵 長四尺幅二尺六寸乃至二尺七寸  
重量五百匁乃至六百匁



一、棧俵

一封四ヶ所編七十手以上封間中央六寸兩端五寸乃至五寸五分「ヒゲ」五寸

一、繩

能ク打チタル藁ヲ用ヒ横繩周リ一寸小口「カガリ」繩周リ八分

一、掛ヶ方

一重俵ニテ生産検査ヲ受クルモノハ横繩五ヶ所二廻リ結ヒ其他ハ横繩三ヶ所二廻リ結ヒ小口ハ共ニ九ツ目通シ

(ハ) 外俵ハ左ノ方法ニ依ルコト

一、菰

長サ四尺五寸幅三尺乃至三尺一寸  
重量三百五十匁乃至四百五十匁

封四ヶ所編九十手以上封間七寸「ヒゲ」五寸

一、苳

長サ四尺三寸幅二尺六寸外ヒゲ三寸ヅツ  
重量三百匁乃至四百匁

一、繩

能ク打チタル藁ヲ用ヒ横繩ハ周リ一寸小口「カガリ」繩周リ八分縦繩周リ一寸五分

一、掛ヶ方

目通シハ十ト爲シ横繩五ヶ所二廻リ結ヒ縦繩一本立四方掛横繩ニ三ヶ所引掛ヶ二ヶ所蛙股小口蛙股ト爲シ側方ニ結フ

第十一條

移出検査ヲ受ケムトスルモノハ左ノ様式ノ票箋ヲ各俵小口「カガリ」繩ニ纏付スヘシ (省畧)

第十二條

生産検査ヲ受ケントスルモノハ各俵小口「カガリ」繩ニ左ノ様式ノ票箋ヲ纏付スヘシ (省畧)

第十三條

検査ノ際ハ出願人又ハ其ノ代理人之ニ立會ヒ當該吏員ノ指示ニ從フヘシ (省畧)

第十四條

俵面ニ商標荷分印ノ類ヲ押捺又ハ記載セントスル者ハ其ノ實形圖ヲ添ヘ穀物検査所長ノ承認ヲ受クヘシ

第十五條

検査等級ノ證印アル俵ハ之ヲ米穀ノ包裝ニ再用スルコトヲ得ス

第十六條

検査済ノ米穀ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ移出スルコトヲ得ス

一、俵裝ヲ改メタルトキ

二、検査證印ノ磨滅シタルトキ

第十七條

検査済ノ米穀ヲ俵解シタルトキハ票箋及卷封ヲ破棄スヘシ

第十八條

運送業者及運送取扱業者ハ移出検査ヲ受ケサル米穀ヲ縣外ニ輸送シ又ハ之ヲ取扱フヘカラス

第十九條

検査ハ品質乾燥調製精白容量及俵裝ニ付之ヲ行ヒ特等一等二等三等四等等外ニ分ツ

第二十條

移出検査ヲ行ヒタルトキハ票箋ニ検査印ヲ爲シ俵面ニ左ノ證印ヲ押捺ス (省畧)

第二十一條

生産検査ヲ受ケタルトキハ各俵小口繩ノ結目ニ検査等級ニ應スル左ノ様式ノ卷封ヲ纏付スヘシ (省畧)

第二十二條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ參拾圓以下ノ罰金又ハ科料若クハ拘留ニ處ス

一、第一條第十三條第十四條第十五條第十六條第十七條ニ違反シタル者

二、第五條ノ再検査ヲ拒ミタル者

三、検査ヲ免ルル目的ヲ以テ不正ノ行爲ヲ爲シタル者

四、虚偽ノ申告ヲ爲シ又ハ他人ヲ欺罔スル目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ施シタル米穀ノ検査ヲ受ケ若クハ検査ヲ請求シタル者

五、検査後容量ヲ減シ濕氣ヲ加ヘ若ハ他ノ玄米其他ノ物質ヲ混合スル等他人ヲ欺罔スル目的ヲ以テ不正手段ヲ行ヒタル者

六、故ナク検査ノ記號ノ印章等ヲ抹消シ又ハ卷封ヲ破棄シタル者 (省畧)

附 則



本則ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
明治四十四年二月縣令第十一號輸出米検査規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

### 岡山縣穀物検査規則

- 第一條 縣内ニ於テ受渡シ又ハ縣外ニ移出スル穀物ハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ  
本則ニ於テ穀物ト稱スルハ玄米及精白セサル麥(大麥、小麥、稗麥)ヲ謂ヒ受渡ト稱スルハ賣買、交換、辨濟、代償、贈與、貸借、擔保、寄託又ハ小作料納付等ノ爲受渡スルヲ謂フ
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル穀物ハ検査ヲ受ルヲ要セス但シ第六號乃至第八號ノ穀物ニシテ四斗以上ノモノハ其ノ品名(麥ニ付テハ大麥、小麥、稗麥ノ別)及數量並受渡當事者ノ住所氏名ヲ明記シタル票箋ヲ附スヘシ
- 一、規定ノ容量ニ滿タサル端米及端麥
  - 二、袋入又ハ吸入トナシ直接臺灣、朝鮮、樺太ニ移出シ若ハ外國ニ輸出スルモノ
  - 三、災害ノ爲品質ニ著シク變化ヲ生シタルコトヲ證スル記號アルモノ
  - 四、検査施行除外地ニ於テ生産シタルコトヲ證スル記號アルモノ
  - 五、外國又ハ縣外ニ於テ生産シタルコトノ確證アルモノ
  - 六、種子ニ充ツル爲縣内ニ於テ受渡スルモノ
  - 七、博覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スルモノ
  - 八、學術研究ノ用ニ供スルモノ
  - 九、自家消費ノ爲他人ニ委託加工セシムルモノ
  - 十、徵發若ハ強制執行ニ因リ受渡スルモノ並其ノ他官有物
  - 十一、生産検査ニ於テ格外トナリタル麥ニシテ縣外ニ移出スルモノ

### 第三條 検査ハ生産検査、移出検査ノ二種トス

生産検査ハ縣内ニ於テ受渡スル穀物ニ就キ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ

移出検査ハ縣外ニ移出スル穀物ニ就キ穀物移出検査員在勤地附近ニ於テ之ヲ行フ但シ縣内ニ於テ受渡スルモノト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ希望ニ依リ現品所在地ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

- 一、農業倉庫業法ニ依リ設立セル農業倉庫ニ入庫スル俵數二十五俵以上ノモノ
  - 二、取引ノ爲縣内ニテ運搬シ又ハ倉庫ニ入庫スル俵數五十俵以上ノモノ
  - 三、産業組合、農會、郡市町村ノ斡旋ニ依リ共同販賣ヲ爲ス俵數百俵以上ノモノ
- 第四條 生産検査濟ノ穀物ニ非サレハ移出検査ヲ受クルコトヲ得ス但シ穀物検査所長又ハ支所長ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 検査ハ品質、粒形、乾燥、調製、容量又ハ重量、包裝ニ就キ之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ左ノ等級ヲ定ム但シ米ノ移出検査ニ在リテハ大粒、小粒ヲ區別ス

生産検査  
移出検査

甲	乙	丙	格外
一等	二等	三等	四等

災害ノ爲一般ニ著シク生産穀物ノ品質ヲ損シタル場合ニ於テハ其ノ年ノ生産ノモノニ限り生産検査ニ在リテハ丁移出検査ニ在リテハ五等ヲ設クルコトアルヘシ此ノ場合ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第六條 検査ヲ受クヘキ穀物ニシテ品種、粒形、乾燥、調製、色澤及重量等ニ著シキ差異アルモノ又ハ生産年度ノ異リタルモノヲ混合セムトスルトキハ穀物検査吏員ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 検査ヲ受クヘキ穀物一俵ノ容量ハ四斗トス但シ米ニ付テハ五月一日ヨリ八月三十一日迄ハ四斗三合ニ滿タサルトキハ定量ヲ缺クモノト看做ス

第八條 検査ヲ受クヘキ穀物ノ包裝ハ二重俵トシ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、内俵菰ハ乾燥セル越年ノ藁ヲ用キ一枚分八尋半(一尋ハ曲尺五尺トス以下同シ)ノ編繩ヲ以テ四